

H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務

別紙資料

平成 2 7 年〇月

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

実施要項に関連する別紙・別紙（情報開示）・様式

【国営滝野すずらん丘陵公園】

分類	資料名		頁番号
業務の内容を示す書類	別紙 1	主要公園施設一覧	別紙 1
	別紙 2	主要建築物一覧	別紙 2
	別紙 3	収益施設一覧	別紙 4
	別紙 4	国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針	別紙 6
	別紙 5	H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書	別紙 19
	別紙 6	H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書 【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】	別紙 47
	別紙 7	H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書 【施設・設備維持管理業務】	別紙 72
	別紙 8	H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書 【植物管理業務】	別紙 111
	別紙 9	H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務収益施設等管理運営規定書	別紙 129
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 10	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 192
	別紙 11	精算報告書	別紙 197
	別紙 12	公園利用者数（団体、パスポート含む）	別紙 200
	別紙 13	利用実態調査アンケート	別紙 203
	別紙 14	行催事一覧	別紙 205
	別紙 15	利用プログラム一覧	別紙 208
	別紙 16	市民参加活動一覧	別紙 228
	別紙 17	広報・報道実績	別紙 230
	別紙 18	ホームページアクセス件数	別紙 233
	別紙 19	開園時間延伸状況	別紙 234
	別紙 20	混雑時の状況	別紙 235
	別紙 21	提供施設一覧表	別紙 238
	別紙 22	提供物品一覧	別紙 240
	別紙 23	購入備品一覧	別紙 243
	別紙 24	備品以外の残存物品一覧	別紙 254
	別紙 25	貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況	別紙 255
	別紙 26	リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況	別紙 291
	別紙 27	危機管理対応実績・報告①（事故対応等）	別紙 327
	別紙 28	危機管理対応実績・報告②（自然災害、火災）	別紙 332
	別紙 29	職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置	別紙 333
	別紙 30	総括責任者による外部会議への出席	別紙 342
	別紙 31	苦情、要望等対応処理	別紙 343
	別紙 32	紙媒体発行実績（種類、部数）	別紙 382
	別紙 33	記者投込み実績	別紙 384
	別紙 34	公園利用者に無償で貸与している物品一覧	別紙 389
	別紙 35	巡視計画書	別紙 390
	別紙 36	建物・工作物に係る修繕履歴	別紙 393
	別紙 37	清掃箇所、方法及び頻度等	別紙 403
	別紙 38	一般廃棄物（排出量、経費）	別紙 408
	別紙 39	産業廃棄物（排出量、経費）	別紙 418
	別紙 40	資源廃棄物（排出量、経費）	別紙 420
	別紙 41	汲み取り（排出量、経費）	別紙 426
	別紙 42	除雪出動実施実績（時間、人数）	別紙 427
	別紙 43	農薬、肥料、土壌改良材リスト	別紙 432
	別紙 44	薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）	別紙 436
	別紙 45	生態エリア管理指導事項	別紙 437
	別紙 46	植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）	別紙 440
	別紙 47	収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧	別紙 441
	別紙 48	収益施設利用状況	別紙 444
	別紙 49	収益施設利用料金一覧表	別紙 461
	別紙 50	臨時物販施設等一覧	別紙 465
	別紙 51	公衆電話	別紙 468
	別紙 52	業務評価	別紙 469

分類	資料名		頁番号
様式	様式 1-1	競争参加資格確認申請書	別紙 470
	様式 1-2	企業の業務実績	別紙 471
	様式 1-3	業務責任者の業務実績	別紙 472
	様式 1-4	守秘性に関する要件	別紙 473
	様式 1-5	業務実施体制	別紙 474
	様式 1-6	実施方針	別紙 479
	様式 1-7	再委託または下請負の予定	別紙 481
	様式 1-8	業務経験証明書	別紙 483
	様式 1-9	収益施設運営実績書	別紙 484
	様式 1-10	誓約書	別紙 488
	様式 2-1	表紙（企画書）	別紙 494
	様式 2-2-1 ～11	企画提案	別紙 495
	様式 2-2-12	改善提案	別紙 507
	様式 3	収益施設運営計画書	別紙 510

主 要 公 園 施 設 一 覧

ゾーン名	面積 (ha)	名 称	主 要 施 設
溪流ゾーン※1	20.0	溪流口	滝野公園案内所、白帆橋、白帆の滝
		溪流口駐車場	普通車、障害者用スペース
		疎林広場	芝生広場
		溪流園	溪流園炊事コーナー、焼肉ガーデン「あしりべつ」(レストラン)、釣堀フィッシング・タキノ (釣堀)、プッチソリコーナー (冬季)
		アシリベツの谷	アシリベツの滝
		鱒見口	サイクリングセンター(レンタサイクル、売店)、鱒見口炊事コーナー
		鱒見口駐車場	普通車、障害者用スペース
		平成の森	
		鱒見の谷	鱒見の滝
		不老の谷	不老の滝
		炊事遠足広場	ロッジゆきざさ(飲食店)、炊事遠足広場
		パークブリッジ	
		自然林	
保全ゾーン	67.8	自然林	
中心ゾーン	71.4	つどいの森	芝生広場
		中央口広場	中央口ゲート、中央口休憩所 (軽食コーナー)
		中央口駐車場	中央口駐車場(普通車、大型車、障害者用スペース)
		東 口	東口ゲート、ビジターセンター、東口休憩所、東口レストハウス、パークゴルフ場、マウンテンバイクコース
		天文台	天文台
		東口駐車場	普通車、障害者用スペース
			★下段こどもの谷に集約
		カントリーガーデン	くらしの花園、花のテラス、峠の庭、山のお花畑、スズランの小径、花人の隠れ家、カントリーハウスの庭園 (レストラン)、収穫の谷、花のまきば、まきばのせせらぎ、水の広場、ファミリーゲレンデ (冬季)
		こどもの谷	虹の巣ドーム (屋内)、フワフワエッグ、ローンスタジアム、あり塚の塔、ありの巣トンネル、森のせせらぎ (夏季)、さまよいの洞窟、溶岩滑り台、マウントコニーデ、オレンジエッグ、大地の広場、こどもの谷休憩所 (軽食コーナー)、すずらんの丘展望台、ソリゲレンデ (冬季)
		森のすみか	リスの散歩道、切り株迷路、木のぼりネット、森の隠れ家、ゆらゆらきのこ・メロディきのこ、こもれびネット、秘密の抜け道、森人の山小屋、材木飛ばし、森の吊り橋、森の工房、石造りの家跡
		自然林	
宿泊ゾーン	26.0	オートリゾート滝野	オートキャンプ場
		青少年山の家	青少年山の家
		自然林	
滝野の森ゾーン	124.8	東エリア	森の交流館、森見の塔、ローラー滑り台、森のデッキ、ねずみのみち、カラマツデッキ、森の教室、歩くスキーコース(冬季)、スノーシューエリア (冬季)
		南駐車場	普通車、障害者用スペース
	85.7	西エリア	森の情報館、滝野の森口駐車場、田んぼの広場、はるにれ広場、森の観察デッキ、沢の広場、みずなら広場、滝野の森口多目的広場、歩くスキーコース(冬季)
		滝野の森口駐車場	普通車、障害者用スペース
		自然林	
計	395.7		

・下線は利用料金を徴収する施設や物販施設(以下「収益施設」という。)を示す。

・このほかに自動販売機を設置する。

注)※1：溪流ゾーンは無料エリアである。

※2：青少年山の家が多目的ホール、研修棟及び宿泊棟は、札幌市の指定管理者制度による管理を行うため、本業務の対象外となる。

主 要 建 築 物 一 覧

平成27年2月現在

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積 (㎡)	備 考
渓流ゾーン	飲食・物販施設	バーベキュー棟	木造平屋建(32.4㎡)	
		レストラン(焼肉ガーデンアシリバツ)	RC造平屋建(304.13㎡)	
		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下1F(152.62㎡)	地下1F, 地上1Fの一部
	休憩所	休憩所(溪流口駐車場)	木造(25㎡)	
		休憩所(みずばしょう園)	木造(13㎡)	
		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下1F(162.74㎡)	飲食・物販施設以外
		炊事遠足広場四阿(2棟)	木造(10.01㎡)	
		炊事遠足広場四阿(5棟)	木造(134.997㎡)	
		疎林広場四阿(2棟)	木造(8.42㎡)	
		鱒見口休憩所	軽量鉄骨平屋建(18.75㎡)	
	便所	アシリベツの滝多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		アシリベツの滝便所	RC造平屋建(27.5㎡)	
		案内所横便所	RC造平屋建(46.75㎡)	
		溪流園多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		溪流園便所・電気室	RC造平屋建(41.25㎡)	
		溪流口便所	RC造平屋建(60㎡)	
		作業センター多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		作業センター横便所	RC造平屋建(49.5㎡)	
		炊事遠足広場便所	RC造平屋建(44.35㎡)	
		鱒見口便所	RC造平屋建(46.75㎡)	
	釣堀施設	鱒見の滝多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		鱒見の滝便所	RC造平屋建(27.5㎡)	
	釣堀施設	釣堀	木造平屋建(9.92㎡)	
	レンタル施設	サイクルセンター	S造平屋建(126㎡)	売店・サイクルセンター
	路線バス	バス停(溪流口駐車場)	軽量鉄骨平屋建(8.1㎡)	
		案内所	木造平屋建(113.4㎡)	
		溪流口駐車場ブース	木造平屋建(4.52㎡)	
		溪流口料金所(2棟)	木造平屋建(6.75㎡)	
		作業センター	RC造平屋建(85.05㎡)	
		鱒見口料金所	S造平屋建(4.52㎡)	
		門衛所	RC造平屋建(5.88㎡)	
中心ゾーン	飲食・物販施設	カントリーハウス	木造2階建、地下1階(1,562.21㎡)	売店・レストラン・厨房・厨房機器・食品庫・倉庫・用具貸出室・プロパン庫・2F自販機置場
		こどもの谷休憩所	RC造平屋建(180.6㎡)	休憩室・売店・厨房・厨房機器の一部・食品庫・風除室2・倉庫1・自動販売機置場
		中央口休憩所A(管理所)	RC造平屋建(506.43㎡)	自動販売機置場・売店
		中央口休憩所B(休憩所)	RC造平屋建(398.844㎡)	自動販売機置場・リフト機器保管倉庫(搬器・券売所含む)
		東口情報センター(レストハウス棟)	RC造平屋建、4棟底 鉄骨造(1,107.61㎡)	売店・厨房・厨房機器・事務室・倉庫・便所・自動販売機置場
	休憩所	四阿(子どもの谷Ⅱ期上・八角)	木造(4.839㎡)	
		四阿(パークゴルフ場)	木造(10.35㎡)	
		四阿(東口駐車場)	木造(10.35㎡)	
		四阿(溶岩すべり台下)	木造(39㎡)	
		四阿(ロースタジアム)	木造(17.1㎡)	
		四阿(ロースタジアム)	木造(17.1㎡)	
		カントリーハウス	木造2階建、地下1階(1,562.21㎡)	飲食・物販施設以外
		こどもの谷休憩所	RC造平屋建(188.91㎡)	飲食・物販施設以外
		収穫の谷四阿	木造(25.92㎡)	
		中央口休憩所A(管理所)	RC造平屋建(506.43㎡)	飲食・物販施設以外
		中央口休憩所B(休憩所)	RC造平屋建(398.844㎡)	飲食・物販施設以外
		峠の庭四阿	木造(11.52㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(16㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(36㎡)	
		花のテラス四阿	木造(6.48㎡)	
		東口情報センター(研修棟)	RC造平屋建、3棟底 鉄骨造(1,107.61㎡)	飲食・物販施設以外
		東口情報センター(ボウリング棟)		
		東口情報センター(レストハウス棟)		
		東口便所・休憩所	RC造平屋建(144㎡)	
	便所	うねりの大地(大地の広場)便所	RC造平屋建(72.41㎡)	
		さまよいの洞窟便所	RC造平屋建(101.26㎡)	
		中央口便所(中央口連絡橋)	RC造平屋建(117.4㎡)	
		森のすみか便所(こもれびの森)	RC造平屋建(22.5㎡)	
	遊戯施設	あり塚の塔	RC造平屋建(345.152㎡)	
		ありの巣トンネル	RC造平屋建(441.82㎡)	
		虹の巣ドーム	RC造2階建(705.8㎡)	
	展望施設	収穫の谷展望施設(サイロ)	RC造2階建、地下1階(45.62㎡)	
		すずらんの丘展望台	SRC造4階建(735.91㎡)	
	天文台	天文台	RC造平屋建(292.699㎡)	
	路線バス	バス停(中央口)	軽量鉄骨平屋建(10.38㎡)	
		バス停(東口)	軽量鉄骨平屋建(10.38㎡)	
	管理棟・車輛倉庫・案内所等	うねりの大地・さまよいの洞窟機械室	RC造平屋建(22.5㎡)	
		事務所車庫	RC造平屋建(828.17㎡)	本業務の対象外
		滝野公園事務所庁舎	RC造2階建(2311.15㎡)	本業務の対象外(ビジターセンター以外)
		滝野公園事務所庁舎(ビジターセンター)	RC造2階建(2311.15㎡)	
		バックヤード屋外作業棟	RC造平屋建(105㎡)	
		バックヤード北棟	RC造2階建(376.92㎡)	
		バックヤード南棟	RC造平屋建(122.03㎡)	
		森のすみか電気室(森の工房)	木造平屋建(236.16㎡)	
	園内移動用施設(リフト)	リフト運転小屋	木造平屋建(4.86㎡)	
		リフト監視小屋	木造平屋建(9.72㎡)	

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積（㎡）	備 考
宿泊ゾーン	休憩所	オートリゾート滝野 彩りの森四阿	木造(12.96㎡)	
	便所	オートリゾート滝野 便所（2棟）	RC造平屋建(63.18㎡)	
		山の家野外トイレ	木造平屋建(49㎡)	
	展望施設	オートリゾート滝野 展望デッキ	木造平屋建(20.25㎡)	
	オートキャンプ場	オートリゾート滝野 キヤビンA（14棟）	木造平屋建(275.4㎡)	
		オートリゾート滝野 キヤビンB（5棟）	木造平屋建(81㎡)	
		オートリゾート滝野 キヤビンS（6棟）	木造2階建(295.2㎡)	
		オートリゾート滝野 センターハウス	木造2階建(984.94㎡)	
		オートリゾート滝野 センターハウス横倉庫	木造平屋建(16.4㎡)	
		オートリゾート滝野 オイルタンク設置小屋	軽量鉄骨平屋建(13.75㎡)	
		オートリゾート滝野 車庫棟	木造平屋建(46.08㎡)	
		オートリゾート滝野 汚水ポンプ棟	木造平屋建(18.36㎡)	
		オートリゾート滝野 滅菌棟	木造平屋建(7.29㎡)	
		オートリゾート滝野 炊事棟(7棟)	木造平屋建(204.12㎡)	
		オートリゾート滝野 サニタリーハウス	木造平屋建(155.52㎡)	
		オートリゾート滝野 コミステーション上屋	木造平屋建(23.04㎡)	
		オートリゾート滝野 コミステーション上屋	木造平屋建(5.76㎡)	
		オートリゾート滝野 自販機置場（3棟）	木造平屋建(8.4㎡)	
	青少年山の家	青少年山の家（多目的ホール）	SRC造2階建(1,520.27㎡)	本業務の対象外
		青少年山の家（宿泊棟、研修棟）	RC造2階建(3,593.19㎡)	本業務の対象外
滝野の森ゾーン	休憩所	森の教室	RC造平屋建(161.25㎡)	
		森の交流館	RC造一部木造地上1階、地下2階 （回廊）S造4階建(1,267.94㎡)	回廊含む
		森の情報館	RC造地上1階、地下2階建(1,102.02㎡)	
	便所	便所・電気室(南駐車場)	RC造平屋建(158㎡)	
		みずなら広場便所	木造平屋建(89.10㎡)	
		はるにれ広場便所	木造平屋建(66.83㎡)	
		滝野の森口便所	木造平屋建(66.83㎡)	
	展望施設	森見の塔	RC造(304.92㎡)	
	管理棟・車輛倉庫・案内所等	滝野の森口料金所（2棟）	木造平屋建(6.76㎡)	
		滝野の森口門衛所	軽量鉄骨平屋建(6.21㎡)	
その他		井戸上屋	RC造平屋建(34.25㎡)	
		1号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)	
		新2号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)	
		6号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)	
		中の沢ろ過機械室	RC造平屋建(60.5㎡)	
		配水池	RC造平屋建(499.9㎡)	
		ポンプ室（中の沢）	RC造平屋建(32.64㎡)	
		汚水処理場	RC造平屋建(262.4㎡)	
		白帆電気室	RC造平屋建(33.25㎡)	
		資材庫	S造平屋建(79.25㎡)	
		救護所	S造平屋建(34.02㎡)	

収 益 施 設 一 覧

別紙 3

平成27年2月現在

施設区分	施設名／内訳		面積 (㎡)	備 考			
レストラン	1. 溪流園	レストラン	304.13				
		プロパン庫	5.61				
		野外ビット	32.40				
		バーベキュー園	2,177.89				
		釣堀	2,281.97				
	2. カントリーハウス	飲食店・売店	363.17				
		自動販売機置場	2.86				
		用具貸出室等	221.54				
売店	1. 鱒見口	プロパン庫	5.46				
		①鱒見口売店	60.00				
		スキー貸出室、物置	42.24				
	2. 溪流口（ロジージュきざさ）	倉庫、スナック、休憩室の一部	86.58				
		テラス（自動販売機置場含む）	42.33				
		売店	18.18				
	3. 中央口管理所	自動販売機置場	4.02				
		休憩所自動販売機置場	13.86				
		売店	81.33				
	4. 東口情報センターレストハウス棟	自動販売機置場	3.57				
		厨房、売店、食品庫、休憩室	192.20				
		厨房機器等	一式				
	5. 子供の谷休憩所	自動販売機置場	4.44				
駐車場	1. 中央口駐車場	収容台数		普通用	大型用	身障用	計
		アスファルト舗装等	4,601.00	954台	11台	11台	976台
		アスファルト舗装	24,053.00				
		案内看板等	一式				
	2. 鱒見口駐車場	収容台数		162台	-	5台	167台
		アスファルト舗装等	4,253.00				
		料金徴収ブース（1ヶ所）	4.52				
		案内看板等	一式				
	3. 溪流口駐車場	収容台数		149台	-	8台	157台
		アスファルト舗装	4,029.00				
		料金徴収ブース（2ヶ所）	6.75				
		料金ブース1ヶ所	4.52				
		案内看板等	一式				
	4. 東口駐車場	収容台数		612台	11台	5台	628台
		アスファルト舗装等	19,248.00				
		駐車場内区画線、車止め、案内看板等	一式				
	5. 南駐車場	収容台数		218台	10台	5台	233台
		アスファルト舗装等	11,333.00				
	6. 滝野の森口駐車場	収容台数		216台	-	5台	221台
		アスファルト舗装等	5,510.00				
		料金徴収ブース（1ヶ所）	6.76				
	収容台数計			2,311台	32台	39台	2,382台
サイクリング施設	1. サイクリング施設	自動販売機置場	187.00				
園内交通施設	1. カントリーガーデン園内移動用施設(リフト)	カントリーガーデン園内移動用施設	1 式				
		機器保管倉庫	77.40	延長256.45m、搬器48台			
オートキャンプ場	1. オートキャンプ場	キャンピングカーサイト(23サイト)	10,706.00				
		スタンダードカーサイト(40台)	4,990.00				
		キャビンサイトA(14台付[415.80㎡])	2,037.00				
		キャビンサイトB(5台付[114.75㎡])	552.00				
		キャビンサイトS(6台付[328.32㎡])	3,590.00				
		フリーテントサイト	5,116.00				
		センターハウス	984.94				
		管理用駐車場	441.00				
		駐車場	1,417.00				
		サニタリーハウス	155.52				
		炊事棟(8棟)	98.01				
		便所棟(4棟)	79.38				
		ゲートシステム	1 箇所				
		園内監視システム	1 式				
		放送設備	1 式				
		園路誘導灯	49箇所				
		ゴミステーション	2箇所				
		残り火入れ	5箇所				
		自動販売機置場	3箇所				
		ダンプステーション	1 箇所				
		車庫棟	46.08				

施設区分	施設名／内訳		面積(㎡)	備 考
オートキャンプ場	1. オートキャンプ場	芝生広場	5,870.00	
		プレイロード	770.00	2基
		彩りの森	16,220.00	
		園路		
		ジャブジャブ池		1ヵ所
		インターホン		3ヵ所
		展望台		1ヵ所
ロープトウ	1. ロープトウ	第1ロープトウ		延長200m
		第2ロープトウ		延長200m
自動販売機	1. 溪流口駐車場 便所横		2.56	3台
	2. こどもの谷虹の巣ドーム 横		0.82	1台
	3. こどもの谷さまよいの洞窟トイレ 横		2.40	3台
	4. こどもの谷溶岩すべり台下小屋 横		1.60	2台
	5. 森のすみか森の工房 横		0.71	1台
	6. 森のすみか多目的トイレ 横		0.99	1台
	7. 案内所（溪流ゾーン）		1.11	1台
	8. 東口レストハウス（便所）		1.71	2台
	9. 公園事務所		0.64	1台
	10. 東口休憩所（研修棟）		0.64	1台
	11. 東口休憩所（ボランティア棟）		0.64	1台
	12. 展望台（すずらの丘）		0.72	1台
	13. 森の交流館		1.36	2台
	14. 森の教室		0.54	1台
	15. 森の情報館		0.73	1台
公衆電話	1. 中央口休憩所A（管理所）			1台
	2. カントリーハウス			1台
	3. 虹の巣ドーム			1台

国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理基本方針

平成 2 1 年 3 月
(平成 27 年 4 月時点更新)

目 次

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ	1
1. 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的	1
1. 2 運営維持管理基本方針の位置づけ	1
1. 3 運営維持管理基本方針の対象	1
2. 滝野公園における運営維持管理の基本方針	2
2. 1 滝野公園の公園づくりの基本理念	2
2. 2 今後の運営維持管理の基本方針	3
3. 運営維持管理の重点事項	5
4. 運営維持管理の項目別の基本方針	7
4. 1 公園の維持に関する項目	7
(1) 動植物管理	7
(2) 施設管理・清掃	8
4. 2 公園の運営に関する項目	9
(1) 利用者サービス	9
(2) 公権力の行使に準じた行政的対応	10

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

1. 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営滝野すずらん丘陵公園（以下、滝野公園）は、道央圏を中心とする広域的なレクリエーション需要に対応するために設置された国営公園であり、国営公園としては、日本最北に位置し、北海道唯一の公園となっている。また、北海道で初めて通年利用を目指した公園として、グリーンシーズン(夏)、ホワイトシーズン(冬)を通じ、約 60 万人/年が来園している。

滝野公園では、昭和 58 年 7 月に「溪流ゾーン上流部」が供用開始されて以来、順次供用区域を拡げ、平成 22 年度に全園供用している。

また、「公共サービス改革基本方針」(H27.7.15 閣議決定)に基づき、平成 28 年度からの国営公園の運営維持管理業務に民間事業者も含めた総合評価落札方式による競争入札を行うこととなり、運営維持管理業務の受託者（以下「事業者」という。）に対し、本業務実施にあたっての基本的な考え方を示す必要が生じている。

以上のような背景をふまえ、「運営維持管理基本方針」を策定した。

1. 2 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、北海道唯一の国営公園である滝野公園が、今後、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ①運営維持管理の基本方針
- ②運営維持管理の重点事項
- ③運営維持管理の項目別の基本方針

1. 3 運営維持管理基本方針の対象

本運営維持管理基本方針は、平成 22 年度の全園供用後の滝野公園全体を対象としたものである。

今後の運営維持管理においては、青少年山の家やオートキャンプ場、レストラン等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な運営維持管理に努めるものとする。

2. 滝野公園における運営維持管理の基本方針

2. 1 滝野公園の公園づくりの基本理念

滝野公園では、これまで、以下に示す基本テーマ・基本理念及び基本イメージのもと「整備」を中心とした公園づくりを進めてきた。

今後は平成 22 年度の全園供用や社会情勢の変化などを背景として「運営維持管理」を中心とした公園づくりを進めていくことになるが、この基本テーマ・基本理念等については、共通した考え方として今後も継承していく。

【基本テーマ】

「自然とのふれあい」

【基本理念】

①環境保全と魅力ある空間づくり

都市縁辺部にある本公園は、大気の浄化、水源の涵養などの機能を果たすとともに、野外レクリエーション活動の定着化、多様化に対応する。

②多様なニーズに対応

大規模な面積を有する本公園は、北海道最大の人口集積地である札幌市からの大量の利用需要を受け止めるとともに、多様な利用層の需要も受け止める。

③四季を通じた利用

積雪寒冷地にある本公園は、冬期利用を推進するとともに、利用の低下する紅葉期を過ぎ積雪が始まるまで、融雪が始まり新緑期までのグレーシーズンの利用向上を図る。

【基本イメージ】

「緑」：森林・草原・芝生

「水」：滝・溪流・湖

「白」：雪・氷

2. 2 今後の運営維持管理の基本方針

滝野公園は、その存在価値や利用価値を、守り・育て・高めていくことにより、北海道における都市公園の模範となる先導的な役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に意味があることである。この存在価値は、市場原理に馴染みにくく、持続的に維持しなければならない根源的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を守り・育て・高めていくためには、滝野公園を運営維持管理・利用する多様な主体（国、運営維持管理事業者、NPO、ボランティア、利用者等）が、今後の滝野公園のあるべき目標・将来像を共有し、滝野公園のさらなる魅力向上に向けた取り組みを推進していく必要がある。

そのため、今後の滝野公園における運営維持管理の基本的な考え方として、以下に示す7つの基本方針を設定した。

【基本方針】

この基本方針は、滝野公園に関わる多様な主体※の共通目標として、滝野公園の魅力や価値を守り・育て・高めていくための考え方を示したものです。

今後は、この基本方針に基づいて、北海道における「都市公園の要」となる先導的な役割を担う公園として、サービス水準や利用者満足度等の向上を目指し、管理運営を進めていきます。

※多様な主体とは、利用者、行政（国・道・市）、NPO、ボランティア、管理運営業者などの滝野公園に関わる関係者を示す。

基本方針1）末永く親しまれる魅力ある公園づくりの推進

- ①多くの利用者が安心・安全・快適に利用できるよう、サービス水準や利用者満足度を向上する管理運営を推進する。
- ②社会資本としての公園の存在意義に留意し、効率的、効果的な施設の機能向上・更新を図る。

基本方針2）活力ある新しい社会・地域づくりと人づくりへの貢献

- ①公園管理への多様な主体の参画を推進し、地域とのパートナーシップを構築し、公園に関わる人づくりに貢献する。
- ②北海道内の公園緑地及び観光レクリエーション活動のネットワークの拠点として、道内外から集客を図り、地域経済の活性化に貢献する。
- ③公園施設の活用により、安全・安心な社会・地域づくりに貢献する。

基本方針３）自然や文化の保全と活用

- ①自然環境の保全・育成を図り、自然の資源性・多様性をより一層高める。
- ②北国や人と自然との関わりのあゆみなどを学ぶ場として活用して、歴史的・文化的資源を次世代に継承する。

基本方針４）北海道の気候風土に合った植物を活かした美しい景観構成

- ①園芸植物を活かした彩り豊かな美しい花風景を演出する。
- ②自生植物を保全・活用し、郷土の自然景観を育成する。

基本方針５）多様な利用者の交流を促進する新たな公園利用の創出

- ①幅広い利用者を想定したバリアフリー化による安全で快適な環境を確保し、誰でも利用しやすい公園運営を行う。
- ②人と人、人と自然のふれあい、つながりを通じて、交流や健康づくりを支援する新たな公園利用を創出する。

基本方針６）季節変化や公園の特色を活かしたレクリエーション活動の展開

- ①自然環境や自然指向型の施設を活用した利用プログラムの充実を図り、多くの利用者が参加できるレクリエーション活動を展開する。
- ②早春、晩秋等には屋内外の支援施設や冬季の雪の積極的な活用により、四季を通じたレクリエーション活動を推進する。

基本方針７）地球環境に配慮した循環型公園づくりの推進

- ①省エネ・省資源・リサイクル・ローカルエネルギーなどの環境配慮対策の積極的な実践により、循環型公園を目指す。
- ②持続可能なまちづくりに向けた意識向上や環境学習・研究を支援する。

3. 運営維持管理の重点事項

設定した基本方針及び管理目標をふまえ、今後の滝野公園の運営維持管理にあたり重点的に取り組む事項を「維持」「運営」「施設更新」の3つの種別ごとに整理した。

(1) 公園の維持に関する重点事項

① 自生植物や貴重な自然資源の保全・活用

滝野の森に残る自生植物や貴重な自然資源（希少種）の保全・活用を図り、自然の資源性・多様性を高めるため、外来植物の駆除や林地の下草刈りなど、滝野の森ゾーン（西エリア）植物管理計画等による希少植物の生育環境の保全、沢地での環境教育活動による水生生物への影響の把握と順応的管理などを適切に行い、種類数や個体数の維持・増加、生育地の保全に努めます。



▲アシリベツの滝と紅葉

② 草花を活かした彩り豊かな美しい花風景の演出

開花時期において多くの利用者に喜ばれ、花に対する満足度の向上を図るため、すずらんなど公園のシンボルとなる特定の草花や一般的に広く知られている草花を中心に、多様な園芸植物を組み合わせた彩り豊かな美しい花風景を提供していきます。



▲彩り豊かな花風景

③ 環境配慮対策の実践

地球環境に配慮した循環型公園づくりを推進するため、LED照明の導入などにより、公園内で消費される電気、ガス、水道等のエネルギー使用量の削減に努めます。また、公園から排出される植物性廃棄物の堆肥化、チップ化によるリサイクルを推進していきます。



▲リサイクルの推進

(2) 公園の運営に関する重点事項

①公園管理への多様な主体の参加促進

公園に関わる人づくりへの貢献を目指し、公園管理への多様な主体の参加により地域とのパートナーシップを構築するため、滝野公園フラワーガイドボランティアをはじめとする公園の管理運営に関わるボランティア活動への参加者の増加や、企業の社会貢献活動の参加を促進していきます。また、市民や研究機関等による自然環境等を活用した学習・研究の場としての利用も支援していきます。



▲市民参加・ボランティア活動

②自然・歴史・環境等を活かした多様な利用プログラムの提供

自然・歴史・文化等の資源や園内施設および雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化・歳時、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図ります。また、NPO・企業・地域住民などが主催するイベントの利用も促進していきます。



▲利用プログラム

③公園の利用促進に向けた積極的な情報受発信

公園の魅力を認知していただき、道内外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する貴重な自然資源や歴史的・文化的資源に関する情報や、広域観光ネットワークの拠点としての観光情報の受発信など、ホームページ等を活用した積極的な情報受発信を展開していきます。

また、平成23年7月に指定ルートとなった札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山溪ルートとして、様々な活動で南区と協働してアピールしています。



▲官営製材所

(3) 施設更新に関する重点事項

①施設の安全性を確保する保守点検の確実な実施

安全で安心して快適に利用できる公園環境の提供を図るため、公園内の施設や遊具の安全性を確保する保守点検を確実に実施していきます。



▲こどもの谷エリアの全景

②公園の利用促進・魅力向上に向けた計画的な施設の補修・改修・更新

公園の魅力や安全性・防災性の向上をはじめ、厳しい自然環境に対応した計画的な施設補修・改修・更新が必要となります。効率的・効果的に施設の機能向上を図るとともに、施設の長寿命化による環境負荷の軽減やライフサイクルコストの低減等を図るため、長寿命化計画を作成し、それに基づく施設の予防保全型管理(補修・改修)や、事後保全管理(更新)を進めていきます。



▲厳しい自然環境

③公園環境のバリアフリー化の推進

子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者が交流し、安全で快適に利用できる公園環境の創出を図るため、園内のサインへのピクトグラム(視覚記号)の追加、多目的トイレの機能充実など、施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を更に推進していきます。



▲バリアフリー化の推進

4. 運営維持管理の項目別の基本方針

運営維持管理の重点事項をふまえ、運営維持管理の項目別の基本方針を整理した。

4. 1 公園の維持に関する項目

(1) 動植物管理

①芝生管理

園内各地の芝生地について、周辺の自然環境の保全や良好な景観の保持などに配慮しながら、効率的かつ適切に芝刈、施肥、病虫害防除などの運営維持管理を実施する。特に、イベントやレクリエーションの場としての利用が多い中心ゾーンの広大な芝生広場については、これらの利用に対して常に良好な状態を保てるよう計画的な運営維持管理を実施する。

②草花管理

開花時期における利用者の増加や利用者の花に対する満足度向上を図るため、春・夏・秋を通じて園芸植物を中心とした草花の充実を図る。

そのため、カントリーガーデンを始めとした園内各地の植栽地において、多くの園芸植物を組み合わせ、同時に開花する花の種類を増やすとともに、公園のシンボルとなる草花や一般的に広く知られている草花について一定の植栽面積を維持することなどにより、彩り豊かな美しい花風景を演出する。

また、園内に自生する植物のうち、観察利用の対象として選定した「利活用種」について生育地環境の適切な運営維持管理を行うとともに、可能なものについては、園芸材料的な活用も検討する。

③樹木管理

園内各地に植栽されている低木・高木について、それぞれの植栽目的に合わせて刈込み、枝の剪定、撤去・更新、施肥、冬季の冬囲いなど適切な運営維持管理を実施し、樹勢の維持・回復に努める。

④自然資源管理

自然観察ゾーン・森林体験ゾーンをはじめ園内に生息している植物、動物、昆虫類など多様な自然資源の保全に努める。特に「希少種」として確認された貴重な動植物については、その種類数を維持し、個体数や生息・生育地面積の維持・増加を図るため、生態系に配慮した適切な生息・生育地環境の保全・管理に努める。

⑤特殊管理

公園内で発生する植物性廃棄物のうち、芝刈屑を中心とする草本系植物性廃棄物について堆肥化などのリサイクルを推進し、高品質な堆肥化技術の実用化に向けた試験・検討を行う。また、剪定枝などの木質系廃棄物についてもチップ化などのリサイクルを推進する。

(2) 施設管理・清掃

①建物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の各建物について、日常点検・定期点検を確実に実施し、劣化・損傷箇所の早期発見に努め、必要に応じて効果的な修繕を行う。特に、老朽化の進行している古い建物については、重点的に保守点検を行い、計画的な施設の改修・更新を行う。

また、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者が安全で快適に利用できるようにするため、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する。

②工作物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の園路、柵、照明などの各種工作物や、「こどもの谷」や「森のすみか」の遊具について、日常点検・定期点検を確実に実施し、故障・破損などの発生時には早急に補修・修繕を実施する。

③建物・工作物設備管理

園内の建物・工作物の各種設備（水道、污水处理、水循環、電気、空調、消防、エレベータなど）について、建築基準法、水道法、消防法、電気事業法など各種法令に基づいた保守点検を確実に実施し、設備の機能の維持に努める。

④清掃

園内を常に清潔な状態に保ち、快適性・美観性を維持し、利用者満足度の向上を図るため、建物清掃、工作物清掃、園地清掃を計画的に実施する。

また、園内で発生するゴミは、生ゴミ・紙屑などの可燃ゴミ、スチールカン・アルミカン・ペットボトルなどの資源ゴミ、鉄屑・ブロック・廃プラスチックなどの不燃ゴミに分別して回収・処理を行う。

冬期間には、園路、駐車場、建物周辺の除雪作業、建物屋根の雪下ろしを行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどの整備を行う。

⑤特別安全管理

園内の建物・工作物について、事故が発生した場合や地震などの災害が発生した場合には、破損箇所の発見や必要な機能の確認のため、各種建物・工作物の安全点検を速やかに実施する。

4. 2 公園の運営に関する項目

(1) 利用者サービス

①利用案内

公園利用者の満足度の向上を図るとともに、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者へのサービスの充実を図るため、各種対応（窓口対応、迷子対応、ペット持込対応、身障者対応、電話問い合わせ対応、視察対応、苦情対等）や、園内放送業務、乳母車・車椅子貸出、拾得物・遺失物処理などを適切に実施する。

②特定利用者サービス

公園管理への多様な主体の参加により地域とのパートナーシップを構築するため公園の管理運営に関わるボランティア活動への参加促進や、企業の社会貢献活動の参加を支援する。

また、自然環境や歴史・文化等を活かした講習会・研修会などの環境教育プログラムの提供を図るとともに、市民や研究機関等による自然環境等を活用した学習・研究の場としての利用も促進する。

③広報活動

道内外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する貴重な自然資源や歴史的・文化的資源に関する情報や、広域観光ネットワークの拠点としての観光情報などについて、ホームページにおける情報発信や、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）への情報提供、各種広報印刷の作成・配布（ポスター、パンフレット等）により、効果的な広報活動を実施する。

④宣伝活動

公園の利用促進を図るため、札幌市内はもとより首都圏など道内外で実施される観光・旅行などをテーマとした各種イベント・キャンペーンに積極的に参加し、滝野公園の魅力についてPR活動を実施するとともに、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）を活用した広告を実施する。

⑤行催事企画運営

自然・歴史・文化等の資源や園内施設および雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化・歳時、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。また、他団体・企業などが主催するイベントの利用も促進する。

(2) 公権力の行使に準じた行政的対応

①入退園管理

各入退園口において必要な人員を配置し、入園料金収受、改札業務、集計業務、入園券印刷・収納、行為・占用許可等の許認事務補助、危険物等持込対応などの入退園管理を適切に実施する。

②安全指導

園内における車両規制や周辺の交通整理などによる利用者の安全性の確保や、事故や病人が発生した場合など緊急時における迅速かつ適切な通報、防火対策を適切に実施する。

③巡視警備

落石や雪崩の確認、クマ対策など公園の安全確認のため、巡視員による園内の定期的かつ効果的な巡視・警備を行う。特に、施設の安全管理、不審物等の有無、火の不始末の確認、建物等の開錠・施錠の確認などのための巡視は毎日確実に実施する。

④救護

園内に救護室を設置し、事故や病人が発生した場合に適切な応急手当・治療を行う。

⑤災害時対応

地震災害・風水害・火災・危険動物等の災害について、「国営滝野すずらん丘陵公園 災害対策部運営計画」に基づき、災害が発生または発生する恐れのある場合は、災害対策部設置基準により体制を発令し、災害対策部を設置する。

H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務 共通仕様書

平成 2 7 年〇月

第1章 総則

第1条 目的

国営滝野すずらん丘陵公園（以下「滝野公園」という。）は、北海道の広域的なレクリエーション需要に対応するために国が設置したイ号国営公園である。

公園の面積は 395.7ha で、札幌市の中心部から約 20km の札幌市南区滝野地区に位置しており、溪流ゾーン、中心ゾーン、宿泊ゾーン、滝野の森ゾーン、保全ゾーンの5つに区分されている。（別添－1「公園平面図」、別添－5「土地利用方針図」参照。）

滝野公園では、「自然とのふれあい」を基本テーマに、以下の7つの基本方針のもとに総合的に整備、管理・運営を進めている。

- 1 末永く親しまれる魅力ある公園づくりの推進
- 2 活力ある新しい社会・地域づくりと人づくりへの貢献
- 3 自然や文化の保全と活用
- 4 北海道の気候風土に合った植物を活かした美しい景観構成
- 5 多様な利用者の交流を促進する新たな公園利用の創出
- 6 季節変化や公園の特色を活かしたレクリエーション活動の展開
- 7 地域環境に配慮した循環型公園づくりの推進

公園の供用の経緯は、昭和 52 年度に都市計画決定され、昭和 54 年度に起工し、昭和 58 年度に溪流ゾーンの一部供用開始、昭和 61 年度に「歩くスキーコース」など冬期利用の開始、平成元年度には宿泊ゾーンの「青少年山の家」の供用開始、平成 6 年度に宿泊ゾーンの「オートリゾート滝野」の供用開始、平成 11 年度に中心ゾーンの「ファミリーゲレンデ」の供用開始、平成 12 年度に中心ゾーンの「カントリーガーデン」、「こどもの谷」の一部供用開始、平成 14 年度に「こどもの谷」の全部供用開始、平成 16 年度に中心ゾーンの「森のすみか」の供用開始、平成 21 年度に「滝野の森ゾーン（東エリア）」の供用開始、平成 22 年度に「滝野の森ゾーン（西エリア）」を供用開始し、全園概成した。

昭和 58 年度の開園時から平成 27 年 3 月までの入園者数累計は、約 1,750 万人であり、平成 26 年度には約 57 万人の方々に利用されている。

H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）は、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」（別紙－4 参照）に則り、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、当公園全般にわたり、公共の福祉を保全、増進させることを目的とする。

第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、本業務のうち、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

- 1) 「北海道開発局札幌開発建設部」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。
- 2) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査職員、主任調査職員及び調査職員を総称していう。
- 3) 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
- 4) 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。

- 5)「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。
- 6)「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。
- 7)「収益施設」とは、公園利用者のサービス向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 8)「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条第 2 項及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）第 11 条第 2 項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のこと。
- 9)「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
- 10)「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 11)「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき北海道開発局札幌開発建設部から金額を通知し、事業者が北海道開発局札幌開発建設部に納める料金のこと。
- 12)「業務責任者」とは、本仕様書の第 13 条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するもののこと。
- 13)「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者をもってそれにあてること。
- 14)「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
- 15)「管理物件」とは、別添－1「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
- 16)「管理事務所」とは、別添－3「管理事務所図」に示す建築物を指す。
- 17)「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
- 18)「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 19)「改修」とは、性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 20)「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 21)「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
- 22)「指示」とは、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必

要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。また、北海道開発局札幌開発建設部が事業者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときには、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）第 27 条第 1 項に基づき、必要な措置をとらせることをいう。

- 2 3)「通知」とは、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員が事業者に対し、又は事業者が北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 2 4)「報告」とは、事業者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 2 5)「承諾」とは、事業者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 2 6)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- 2 7)「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 2 8)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議する。
- 2 9)「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
- 3 0)「勧告」とは、北海道開発局札幌開発建設部長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
- 3 1)「命令」とは、北海道開発局札幌開発建設部長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。
- 3 2)「確認」とは、要項に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について要項との適合を判断すること。

第 3 条 総則

- 1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
- 2. 本業務の実施は、H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第 4 条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準・関係諸法令等に準拠する。

- 1) 都市計画法
- 2) 都市公園法
- 3) 道路交通法
- 4) 景観法、屋外広告物法
- 5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- 6) 消防法
- 7) 建築基準法
- 8) 労働基準法、労働安全衛生法
- 9) 下水道法
- 10) 水道法
- 11) 水質汚濁防止法
- 12) 浄化槽法
- 13) 食品衛生法
- 14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 15) 大気汚染防止法
- 16) 騒音規制法
- 17) 振動規制法
- 18) 個人情報保護に関する法律
- 19) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 20) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 21) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 22) 電気工事士法
- 23) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 24) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 25) 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 26) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 27) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 28) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 29) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 30) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 31) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 32) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 33) 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
- 34) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- 35) 公園のユニバーサルデザインマニュアル
（財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編）
- 36) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）
- 37) 国土交通本省委託契約取扱要領（別添－2）
- 38) 第4次レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）
（環境省自然環境局野生生物課編）
- 39) 北海道の希少野生動植物 北海道レッドデータブック2001
- 40) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 41) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 42) 猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境庁自然保護局野生生物課編）

- 4 3) 道路・河川工事仕様書（北海道開発局）
- 4 4) 電気通信工事仕様書（北海道開発局）
- 4 5) 機械工事仕様書（北海道開発局）
- 4 6) 土木工事監督実務要覧 （北海道開発局）
- 4 7) 河川法
- 4 8) 建設業法
- 4 9) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 5 0) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 5 1) 遺失物法
- 5 2) 鉄道事業法
- 5 3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 5 4) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
- 5 5) 著作権法
- 5 6) 農薬取締法
- 5 7) その他、関係諸法令等

第5条 事業者の責務

1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。
2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
5. 事業者は、本業務の実施にあたって、調査職員と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第6条 北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担を「北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担一覧」に定めのない事項については、北海道開発局札幌開発建設部と事業者の間で十分に協議のうえ決定する。

北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担一覧

項 目	内 容	北海道開発局 札幌開発建設部	事業者
料金徴収業務	入園料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務 （徴収料金は、北海道開発局札幌開発建設部に納付）		○
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○
収益施設の管理	収益施設の管理		
物品の管理	北海道開発局札幌開発建設部より提供のあった物品の管理（別紙－22「提供物品一覧」、別紙－23「購入備品一覧」を参照。）		○
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	ただし、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	開園日時(事業者による提案)に伴う経費の増減		○
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用19,000万円（税抜き）【平成28～30年度】、13,000万円（税抜き）【平成31年度】※を超えない場合（上記①を除く。）		○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）		
	上記3項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議する。	○	
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議する。	○	
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎
	共通仕様書第31条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記2項目以外の場合	○	
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎
	上記以外の場合	○	

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成24年度～平成26年度の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙－36「建物・工作物に係る修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

第7条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律27条第1項に基づく指示

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、公共サービス改革法第27条第1項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

第8条 契約の解除

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 1) 公共サービス改革法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- 2) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- 3) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- 4) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第2章 業務内容

第9条 運営維持管理重点事項

事業者は、別紙－4「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」に則り、以下の維持管理重点事項、運営管理重点事項を踏まえ、本業務の遂行に努めなければならない。

1. 維持管理重点事項

維持管理業務については、以下の重点事項のもと、別添－5「土地利用方針図」、別添－40～44植物管理に関連する別添資料（各植栽管理区域図）等をもとに適切な維持管理を行う。

（1）維持管理の重点事項

- 1) 自生植物や貴重な自然資源の保全・活用
- 2) 草花を活かした彩り豊かな美しい花風景の演出
- 3) 環境配慮対策の実践

2. 運営管理重点事項

運営管理業務については、以下の運営管理の重点事項のもと適切に行う。

（1）運営管理の重点事項

- 1) 公園管理への多様な主体の参加促進
- 2) 自然・歴史・環境等を活かした多様な利用プログラムの提供
- 3) 公園の利用促進に向けた積極的な情報受発信

第10条 業務実施の基本的事項

1. 事業者は、本業務の実施にあたっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、本共通仕様書第1条の7つの基本方針に沿った管理運営を行う。

- 1) 自然環境との共生や環境に配慮した維持管理の実施及び環境学習への積極的な対応を行う。
- 2) 安全で快適な利用がされるように利用者指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の増進を図るため利用者ニーズに的確に対応した広報及び行催事等を展開する。
- 3) 市民参加を推進するため、公園内ボランティア活動への支援・指導を行う。
- 4) 乳幼児連れの利用者、障害者、高齢者、外国人等への適切な対応等を図る。
- 5) 地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民、NPO、大学等との連携を図る。
- 6) 様々な管理技術を駆使して、効率的な管理運営に努め、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
- 7) 災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、緊急連絡体制、非常参集体制を確立し、大規模災害発生時には災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。
- 8) 有機性廃棄物の堆肥化や塵芥のリサイクル等、公園内での資源の有効活用に配慮する。
- 9) 良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
- 10) 利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第 1 1 条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営滝野すずらん丘陵公園

所在地 北海道札幌市南区滝野

敷地面積 395.7ha

注) 平成 27 年 6 月現在、敷地面積全てを供用している。

※別添－1「公園平面図」参照。

2. 履行期限

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 1 月 30 日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

第 1 2 条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園日、開園時間、入園料については原則として官報告示に従う。

表 2 開園期間及び時間

エリア	開園期間		開園時間
供用区域	春	4 月 20 日～ 5 月 31 日 (4/19 が日曜日の場合は 4/19 開園)	9:00～17:00
	夏	6 月 1 日～ 8 月 31 日	9:00～18:00
	秋	9 月 1 日～ 11 月 10 日	9:00～17:00
	冬	12 月 23 日～ 3 月 31 日 (12/22 が日曜日の場合は 12/22 開園)	9:00～16:00

※休園期間は 11 月 11 日～12 月 22 日 および 4 月 1 日～4 月 19 日

※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が調査職員と協議し、承諾を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

(別紙－19「開園時間延伸状況」、別紙－20「混雑時の状況」参照。)

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は事業者が調査職員と協議し、承諾を得た上で休園とする。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は 1 ヶ月前までに通知する。

- ・春の都市緑化推進運動：4 月 1 日～6 月 30 日【期間中 1 日】
- ・秋の都市緑化月間：10 月 1 日～10 月 31 日【期間中 2 日】
- ・みどりの日：5 月 4 日【1 日】
- ・児童福祉週間：5 月 5 日【1 日】
- ※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料
- ・敬老の日：9 月第 3 月曜日【1 日】
- ※満 65 歳以上の者のみ無料

第 13 条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第 2 条第 2 項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行う。（別紙－ 1 「主要公園施設一覧」、別紙－ 2 「主要建築物一覧」、別添－ 1 2 「園内施設（設備等）位置図」参照。）

<業務内容>

1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等
- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視（外周柵施設周辺も含め）等

② 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、外周柵施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃）
- ・利雪 等

③ 植物管理業務

- ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定、倒木処理等）

1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

① マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料の徴収事務、北海道開発局札幌開発建設部の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。（詳細は、別紙－ 6 「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案業務）」（以下「個別仕様書（企画立案）」という。）を参照のこと。）

② 企画運営管理

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等を含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者（外国人利用者を含む）に対するサービスの提供、ヒグマ等野生動物に関する情報収集や専門家との意見交換及び普及啓発、定期対策会議の実施、公園利用者の施設予約等の受付、外周柵施設周辺も含めた園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。（詳細は、別紙－ 6 「個別仕様書（企画立案）」、別添－ 1 1 「野生動植物危機管理マニュアル（案）（ヒグマ、スズメバチ）」を参照のこと。）

2) 施設・設備維持管理業務

① 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、外周柵施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。(詳細は、別紙ー7「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書(施設・設備維持管理業務)」(以下「個別仕様書(施設・設備)」という。)を参照のこと。)

② 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。(詳細は、別紙ー7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

③ 利雪

冬季において、園路の除雪・排雪を行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどのための圧雪や排雪作業を行う(詳細は、別紙ー7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)。なお、収益施設に係る雪対策(駐車場や建物周辺の除雪、建物屋根の雪下ろし)は除く。

3) 植物管理業務

北海道の気候風土にあった花風景の演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。(詳細は、別紙ー8「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書(植物管理業務)」を参照のこと。)

第14条 業務実施体制

1. 国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員に提出する。
<事業者が保有する必要がある資格>
 - ・ 1級造園施工管理技士
 - ・ 索道管理技術者(再委託も可能とする。)
2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置する。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区別しなければならない。
4. 開園期間中は、本共通仕様書第13条1)～3)の業務責任者及び収益施設等運営業務の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務

については、当該業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本共通仕様書第 13 条 1)～3) が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、主な業務従事（勤務）場所は、管理事務所（別添－3「管理事務所図」を想定している。

5. この他、国庫に納入する入園料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するが、経理担当者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
6. 北海道開発局札幌開発建設部から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第 15 条 業務計画書

1. 事業者は、契約締結日の 14 日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を調査職員に提出し、協議の上、承諾を得なければならない。
2. 「業務計画書」の策定にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応（別紙－31「苦情、要望等対応処理」参照。）について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。
変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員と協議する。なお、次年度以降の実施内容に変更がある場合は、次年度の業務開始 14 日前までに変更業務計画書を提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。
4. 四半期別必要経費内訳書には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

<業務計画書に記載が必要な項目>

- ・ 年間管理運営計画（月別）
- ・ 年間行事計画書（月別）
- ・ 年間広報計画（月別）
- ・ 年間ボランティア活動計画（月別）
- ・ 企画提案された実施方針（月別）（別紙様式 1－6「実施方針」参照）
- ・ 業務実施体制（資格証明書の写しを含む）（別紙－29「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照。）
- ・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
- ・ 実施計画書（別添－2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 四半期別必要経費内訳書（別添－2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 再委託承諾申請書（別添－2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃、利雪等）
- ・ 植物管理作業
- ・ 収益施設運営計画（別紙様式－3「収益施設運営計画書」参照）
- ・ 公園内巡視作業
- ・ 門衛作業
- ・ 入園料徴収及び公園利用者への利用指導
- ・ 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
- ・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- ・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
- ・ 環境への配慮

第16条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実にできるよう、報告書を調査職員に毎月又は四半期ごとに提出する。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、当該年度の完了報告書、精算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以上、各正本1通、副本1通）に成果物（年度内に実施した運営維持管理実績を示す実績状況等の記録書一式）を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。
4. 本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員が指示するものを電子データで納品する。

<毎月提出が必要な項目>

- 1) 「管理運営月報」「管理運営月報総括表」（勤務実績簿を含む）（提出期限は翌月の10日 別添様式-1「管理運営月報」、別添様式-2「管理運営月報総括表」）
- 2) 「連絡会議報告書」（会議終了後速やかに）
- 3) 運営維持管理実施方針（毎月5日まで）
- 4) 電気メーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 5) 水道メーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 6) ガスメーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 7) 維持管理施設の灯油タンクの残量チェック・報告（適宜）
- 8) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告（毎月初め）（別紙-25「貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況」、別紙-26「リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況」参照）
- 9) 月別業務執行調書（翌月10日まで）
- 10) 月別作業計画実績書（翌月10日まで）
- 11) 上記に係る代表的な作業写真（翌月10日まで）
- 12) 委託費経費別内訳報告書（翌月10日まで）（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 13) 上記以外の調査職員が指定した報告事項（適宜）

<四半期ごとに提出が必要な項目>

- 1) 「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の15日 別添様式-3「管理四半期報」）

<当該年度の完了報告で提出が必要な項目>

- 1) 「完了報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 2) 「精算報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 3) 「委託費経費内訳報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 4) 「残存物件報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 5) 「実施状況等の記録書」

<実施状況等の記録書に添付が必要な項目> ※事業者において記録・作成した原本を提示

- 1) 作業日誌（別添-8「運営維持管理業務 作業日誌（案）」参照。）
- 2) 保守点検の記録
- 3) 作業実施数量の記録
- 4) 作業記録写真
- 5) 安全衛生点検の記録
- 6) 修繕等の記録
- 7) 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- 8) 上記以外で調査職員が指示した報告事項（適宜）

<電子納品>

- 1) 電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」）及び北海道開発局の「電子納品に関する手引き（案）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員と協議する。
- 2) 最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式（電子媒体納品書）に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データをCD-Rで2部提出する。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。
- 3) 受発注者相互にCD-Rの内容を確認した上でCD-Rの受領を行う。
- 4) 「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はな

- いが、調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
5) 上記によりがたい場合は、調査職員と協議する。

第17条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、調査職員の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務終了後5年間保管する。

なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・作業実施数量等の記録
- ・保守点検の記録
- ・作業日誌
- ・安全衛生点検の記録
- ・修繕等の記録
- ・作業記録写真
- ・事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・その他、調査職員が指示する記録

第18条 モニタリング業務

1. 事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、次の各号に掲げる調査を行うことができる。調査を行った場合、その結果について調査職員に報告する。

1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握する。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、あらかじめ調査職員に提出した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

第19条 北海道開発局札幌開発建設部が行うモニタリング調査

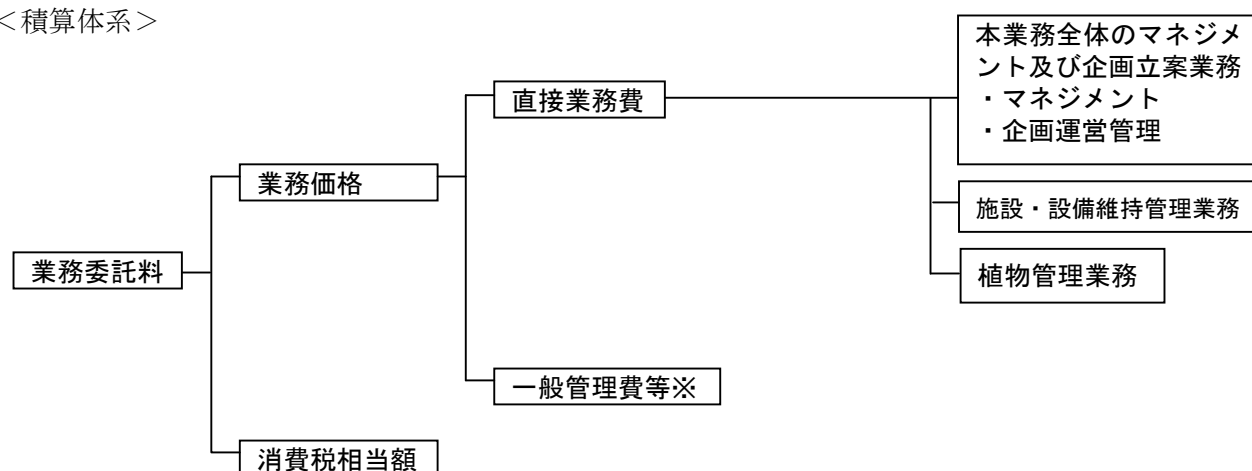
1. 北海道開発局札幌開発建設部は、事業者で実施するモニタリング業務（本共通仕様書第18条）とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する。（別紙ー13「利用実態調査アンケート」参照。）
2. 事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、前項の調査に協力する。

第3章 委託費の支払い

第20条 委託費代金の支払い

1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要領（案）」（以下、「実施要項」という。）1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 北海道開発局札幌開発建設部は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできない。
3. 各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。
4. 会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払に係る委託費の請求はできない。
5. 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
6. 本業務の準備期間における経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することはできない。
7. 各業務の積算体系は、以下のとおりである。

<積算体系>



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第4章 公園内の安全管理

第21条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行う。なお、北海道開発局札幌開発建設部が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図る。
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、調査職員と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行う。
3. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、北海道開発局札幌開発建設部が定める消防計画を遵守する。
4. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成する。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記する。作成した消防計画は調査職員へ提出し、承諾を得ること。(別添ー18「国営滝野すずらん丘陵公園消防計画(案)」参照。)
5. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告する。(別添ー19「防火管理自主検査チェック表(案)」参照。)
6. 公園内について常に安全上の観点から観察を行い、異常を確認した場合、速やかに対応し、必要に応じ、調査職員に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。(別添ー9「危機管理マニュアル(案)(災害対策部運営計画)」、別添ー10「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」参照。)

第22条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じた後、調査職員に報告する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、北海道開発局札幌開発建設部が定める安全管理マニュアル等に則り、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事後報告書様式(別添ー8「運営維持管理業務作業日誌(案)」)等により調査職員に報告する。
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所(図示)
 - 3) 事故発生の概要(受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因など)
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
 - 6) 事故処理の概略

第23条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出する。
2. 事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を配置し、救急担当職員を配置する。そのうちの主たる箇所に開園中は看護師または救命技能認定証の交付を受けた救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急救護講習等を受けた者を配置すること。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従う。
なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。（別添－10「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」を参照。）
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行う。

第24条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ調査職員と協議しなければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。（別添－9「危機管理マニュアル(案)（災害対策部運営計画）」を参照。）
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
4. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行う。
5. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。
6. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
7. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が定める安全管理マニュアル等に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行う。
8. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、北海道開発局札幌開発建設部が定める危機管理マニュアルに基づき、事業者の役割・行動・体制（業務継続計画(BCP)を含む）等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員に提出し、承諾を得るものとする。（別添－9「危機管理

マニュアル(案)(災害対策部運営計画)」、別添－１０「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」を参照。)

９．事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行う。(別添－９「危機管理マニュアル(案)(災害対策部運営計画)」を参照。)

１０．災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行う。

１１．石狩中部地域において、大雨及び大雪警報が発令された場合、事業者は警報に係る連絡体制、点検計画等を速やかに調査職員へ報告する。

なお、報告方法は電子メールにて行い、調査職員全員に送信する。

第5章 協議・調整等

第25条 北海道開発局札幌開発建設部の要請への協力

1. 調査職員から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、毎月1回、北海道開発局札幌開発建設部が開催する公園関係者の国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議、及び安全衛生協議会・安全パトロールに参加する。国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議では、前月分の運営状況、公園利用者からの意見等を整理したものについて報告する。なお、国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議、及び安全衛生協議会で使用した書類は、電子データとして、調査職員へ提出する。
4. 事業者は、管理業務を円滑に実施するため、必要に応じ調査職員及び管理運営に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催する。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができる。
5. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は調査職員の指示により立会等に協力する。
6. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員に報告するよう、努める。

（参考：別紙－30「総括責任者による外部会議への出席」。）

第26条 別途工事等との調整

1. 北海道開発局札幌開発建設部の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 北海道開発局札幌開発建設部が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員と調整する。

第27条 調査職員との協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議する。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めることができる。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、調査職員と事業者の間で調整又は協議を行う。
4. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

第28条 その他の協議・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な以下の調整を適切に行い、結果等については、必要に応じて報告する。

- 1) 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との協議
- 2) その他園内施設の運営者との協議
- 3) 持込みイベント等の利用調整

第29条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは北海道開発局札幌開発建設部に協力し、遅滞なくこれ进行处理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは事業者において行う。

第6章 雑則

第30条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

＜本業務における主たる部分＞

業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

- 1) 事業者は業務の一部を第三者に委託させようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。(別紙様式1－7「再委託又は下請負の予定」参照)
- 2) 事業者が北海道開発局札幌開発建設部に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項8. 4. 及び8. 6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収する。
- 3) 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。
- 4) 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
- 5) 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレーズ、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいう。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額100万円未満のものをいう。
- 6) なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局札幌開発建設部から指名停止を受けていないこと。
- 7) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第31条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入する。

第32条 建築物及び機械器具等の無償貸与等

1. 建築物及び機械器具等の無償貸与

本業務の遂行に必要な、北海道開発局札幌開発建設部が保有する国の施設等を建築物及び機械器具等に関し、事業者が無償で貸与する。(別紙－22「提供物品一覧」、別紙－21「提供施設一覧

表」参照。) 提供施設については事業者にて適正に管理する。なお、その取扱いについて、別添－1 3「運営維持管理業務に要する提供施設等取扱いについて」に従う。

2. 物品の管理及び修繕の取扱

本業務の遂行に必要な物品については適正に管理を行うこととし、損傷・盗難・亡失等が発生した場合は調査職員に報告すること。また、無償貸与された物品、備品（取得価格（消費税込み）が2万円以上のもの）及び運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについては、別添－1 4「運営維持管理業務委託費で取得した備品の取り扱いについて（案）」による。

3. 残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で北海道開発局札幌開発建設部がその費用を負担したもの（委託費で購入したものを含む）（別紙－2 3「購入備品一覧」参照。）について当該備品を北海道開発局札幌開発建設部に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品のうち、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が2万円以上のものをいう。また、北海道開発局札幌開発建設部より提供された備品については2万円未満のものであっても、残数を報告する。（別紙－2 4「備品以外の残存物品一覧」参照。）

その他、残存する備品の取扱いについては、別添－1 4「運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて(案)」による。

4. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

5. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、北海道開発局札幌開発建設部の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行う。

6. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員の協議のうえ実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員の確認を得なければならない。

7. 施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・備品等に貼付し、常に管理しておく。

（別添－1 3「運営維持管理業務に要する提供施設等取扱いについて」参照。）

第33条 本業務の引継

1. 事業者は、契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行う。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

1) 運営・利用者サービスに関する事項

年間パスポートの登録情報、利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等

2) 施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録 等

3) 動植物管理に関する事項

芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録 等

4) 収益施設運営に関する事項

運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項 等

5) 広報宣伝に関する事項

マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページのデータ・更新方法 等

6) イベントに関する事項

主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項

7) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項

ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等

8) 国への提出資料に関する事項

都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録 等

9) 委託期間中に作成したホームページや利用ガイド等のデータに関する事項。

10) その他

救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録 等

2. 不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員と事業者は管理の継続の可否について協議する。

3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（本共通仕様書第14条記載）を維持する。

4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

5. 新たな事業者に対し、平成28年1月から3月まで準備室（別添ー3「管理事務所図」の引継期間貸与部分）を貸与する。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は北海道開発局札幌開発建設部が負担する。

第34条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議する。

第35条 調査等への対応

事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応する。

第36条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の試行業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出する。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示する。

第37条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、または同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は北海道開発局札幌開発建設部を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第38条 愛称の使用

共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、共同団体の愛称を設定の上で使用する事ができる。

第7章 コンプライアンス

第39条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が定める『「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて』（別添－7 参照）に沿って、情報管理を適切に行う。
3. 事業者、又はその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。

第8章 個人情報の取扱いについて

第40条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第41条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第42条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第43条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第44条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために北海道開発局札幌開発建設部から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第45条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第46条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従う。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第47条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために北海道開発局札幌開発建設部から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに北海道開発局札幌開発建設部に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、北海道開発局札幌開発建設部及び調査職員が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従う。

第48条 管理の確認等

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、北海道開発局札幌開発建設部が必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第49条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第50条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第51条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務 個別仕様書

【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】

平成 2 7 年〇月

第1編 総則

第1条 適用

本仕様書は、H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。

また、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。

第3条 基本事項

1. 本業務は、マネジメント及び企画立案業務を総括する業務責任者の責任のもと実施する。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
4. 事業者は、公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努める。
5. 事業者は、スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、事業者が定める名札を作成し着用する。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する場合は、公園利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努める。（別添－15「業務入園について」参照。）
8. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行すること。（別添－16「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」を参照。）
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動すること。

第4条 その他

この仕様書によるもののほか、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員と協議の上定めること。

第2編 本業務の計画立案及びマネジメント業務

第5条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、北海道開発局札幌開発建設部の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

また、公園の入園料等は、国の収入となることに留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って適切に行う。

第6条 業務の計画立案

国営滝野すずらん丘陵公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標をさだめるとともに計画立案を行う。

第7条 マネジメント業務

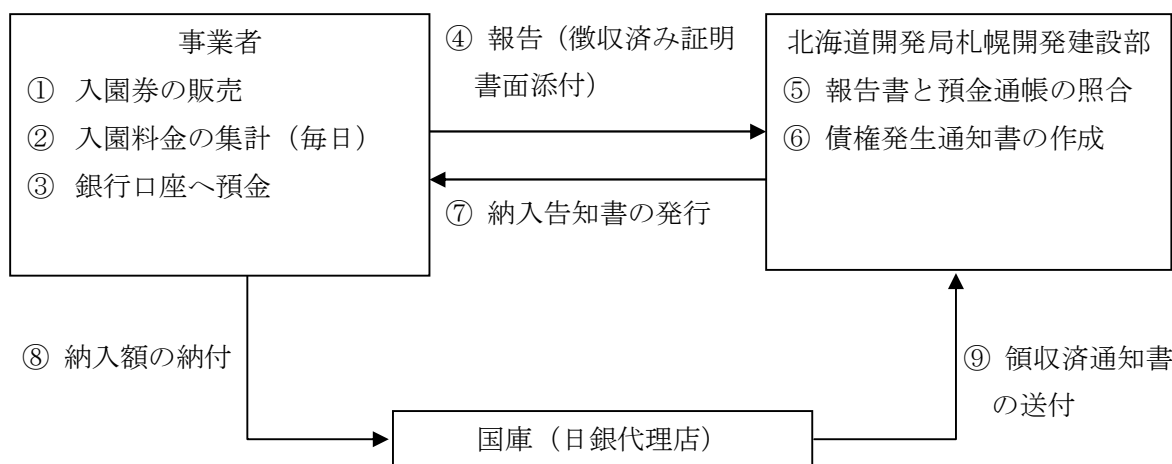
1. 「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」（別紙－4 参照）をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理する。
業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理全般のマネジメントを行う。
2. 北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 本業務は、収益施設等の管理運営業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行う。
4. 「公園利用者数（団体、パスポート含む）」（別紙－1 2 参照）に示された区分に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員に「入園者数報告様式」（別添様式－1 「管理運営月報」参照）により報告する。

第8条 入園料等の徴収

1. 事業者は、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及びその他調査職員の指定する場所において、券売機を管理及び必要な消耗品の供給を行い、自動販売に係る入園券の作成及び販売をするとともに、入場ゲートにて入園券の手売り、改札を行うことで、所定の入園料金を徴収する。その際、つり銭、両替金を準備し、補充する。ただし、山の家の利用者の料金は別途徴収する。
2. 事業者は、別添－2 6 「パスポート発行」に基づき、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及び調査職員の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収する。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講じる。なお、入園券を購入した公園利用者に対して、年間パスポートの販売を行う場合は、入園料を返金し、年間パスポート

ト料金を徴収する。

3. 年間パスポート購入者の登録情報は、関係法令及び別紙－5「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）第8章に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に管理する。
4. 年間パスポート購入者が、年間パスポートを不携帯の場合は、別途入園料の徴収は行わず、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、適切な措置を講じる。
5. シルバー券の利用者に対しては年齢を確認した上で入園させる等、適切な措置を講じる。
6. 事業者は、手売り入園券を作成する場合は、調査職員の承諾を得て作成し、調査職員等の確認を得た上でこれを販売するまでの間保管する。
7. 事業者は、毎月15日及び月末日までの徴収済みの入園料を集計し、徴収済みを証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、北海道開発局札幌開発建設部の所属歳入徴収官が発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。
8. 国庫に納入する入園料等は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料等の専用口座）で管理を行うこととし、公園利用者数、日々の売り上げた券及び入園料は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理する。なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。
9. 入園料と駐車料金等その他の料金を同時に徴収する場合、入園料については前項に掲げる事項に基づき適切に管理する。
10. 身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付き添いの方1名は無料入園ができるので、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとる。



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年2回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。

第9条 その他国庫に納入する収入

事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にある。

第10条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（園内における保管・輸送を対象）に加入する。

第 1 1 条 繁忙日対応

1. 繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。
2. 行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況を把握し、事前に繁忙日や利用者数を予想し、繁忙日対応のための、調査職員等や関係者との協議・調整も含めた事前準備を行う。（別紙ー 2 0 「混雑時の状況」、別紙ー 2 9 「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照。）
 - 1) 入園ゲート周辺の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行う
巡視・警備員や入園料徴収等の人材を配置する。
 - 2) 利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等を定める流れを作成し、その体制を整える。
3. 不足が予想されるトイレ、ごみ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等を行う。
 - 1) 利用者数等を想定し、案内・誘導員を増員、配置する。
 - 2) トイレやごみ箱等の臨時設置を行うとともに、常に美観を保ち、利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃や塵芥収集を行うとともに、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水の補給を行う。

第 1 2 条 公園利用者会議の開催

1. 事業者は、当該年度の運営維持管理結果を次年度の運営維持管理計画に反映させることを目的とした会議を開催する。
2. 開催時期および会議の構成員は、有識者、公園関係者、利用者代表等とし、事前に調査職員と協議の上、調整する。

第3編 企画広報

第1章 行催事・利用プログラム企画運営

本章において、「行催事」・「利用プログラム」は北海道開発局札幌開発建設部の主催又は共催により行うものをいう。

第13条 目的

行催事は、本公園の特性を活かし、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供するサービスである。

利用プログラムは、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一環として提供されるサービスである。

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる行催事や利用プログラムについて、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行う。

ただし、本公園の設置趣旨を踏まえ、本公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲での必要な経費に限り、委託費の支出を認めるものとする。

また、上記行催事のほか、北海道開発局札幌開発建設部の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙－9「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務収益施設等管理運営規定書」参照。）。

第14条 管理水準

1. 行催事・利用プログラムの管理水準

1) 行催事

事業者は、北海道開発局札幌開発建設部主催の行催事を適切に実施し、公園の設置趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。

行催事は以下の4つのテーマをメインとした大型主催イベントを想定しているが、下記以外のテーマの行催事についても適切に行う。（別紙－14「行催事一覧」、別添－20「3年継続しているイベント・連携先」参照。）

- ・「チューリップ・すずらん」をメインとしたイベント（6月頃）
- ・「ラベンダー」をメインとしたイベント（7月頃）
- ・「コスモス」をメインとしたイベント（9月・10月頃）
- ・「雪」をメインとしたイベント（2月頃）

2) 利用プログラム

事業者は、計画に基づく利用プログラムを適切に実施し、公園の設置趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。（別紙－15「利用プログラム一覧」参照。）

利用プログラムは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する10人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の4つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。

2. その他の留意事項

本公園はシーニックバイウェイの「札幌藻岩山麓・定山溪ルート」の登録団体であるため、事業者はシーニックバイウェイの活動への参加・協力に留意して、行催事・利用プログラムの企画運営を行う。

第15条 年間行事計画の作成

事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行事計画を作成する。（別紙－5「共通仕様書」第15条参照。）年間行事計画は、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。

第16条 行催事・利用プログラムの企画立案

行催事・利用プログラムを円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員と密接に連絡調整の上、提出するものとする。（別添－21「行催事・利用プログラムについて」参照。）

第17条 行催事・利用プログラムの開催・運営

行催事・利用プログラムの開催・運営は、それぞれの目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与するよう行う。（参考：別紙－14「行催事一覧」、別紙－15「利用プログラム一覧」。）

また、行催事・利用プログラムの開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

1) 官公署への連絡、届出

必要に応じ、警察・消防等行政機関との調整のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

2) 事故防止対策

別紙－5「共通仕様書」第4章各条に掲げる公園内の安全管理に留意するほか、特に参加者の誘導整理、救護、緊急連絡など、事故防止対策には注意する。

また、大型の行催事・利用プログラムの主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた措置を講じ、安全確保に努める。

なお、けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し、調査職員に報告する。

3) 災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時は、行催事・利用プログラムの開催の可否の判断を行うとともに、迅速に必要な人員を確保し、行催事・利用プログラムの参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行う。

4) 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

5) 地域連携の継承（行催事）

大型主催イベントについて、地方公共団体等との地域連携を継承していく。（別添－20「3年継続しているイベント・連携先」、別添－21「行催事・利用プログラムについて」参照。）

6) 希少な生き物が生息するエリアの利用について

野牛沢川の沢付近など、希少な生き物が生息・生育するエリアの利用時は、「滝野の森ゾーン（西エリア）植物維持管理計画書」（別添－45）を遵守する。

第18条 提出書類

事業者は、別添－2 1「行催事・利用プログラムについて」に示した大型主催イベントや利用プログラムについて、開園時間の延長を伴うものは2ヶ月前、伴わないものは1ヶ月前を目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の1週間前までに下記の書類を調査職員に提出する。

1. 詳細な実施計画書
2. 予算書（支出項目内訳）

第19条 その他

1. 行催事・利用プログラム開催の前に、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行う。また、行催事・利用プログラム終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺の清掃を行う。
2. 行催事・利用プログラムの実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意する。また、行催事・利用プログラムの実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意する。
3. 行催事の実施場所については、公園利用重点調整区域（別添－4 8）及び実施当日の公園利用者の安全誘導、公園の美観維持が特に重要となる園路、広場での実施は原則として行わない。
4. 行催事・利用プログラムの実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
5. 本仕様書に定める行催事・利用プログラムの実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。但し、実施に当たっては、調査職員等に事前に承諾を得た上で徴収するものとし、その徴収額と経費については、本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、調査職員等に報告する（別添－2 1「行催事・利用プログラムについて」参照）。

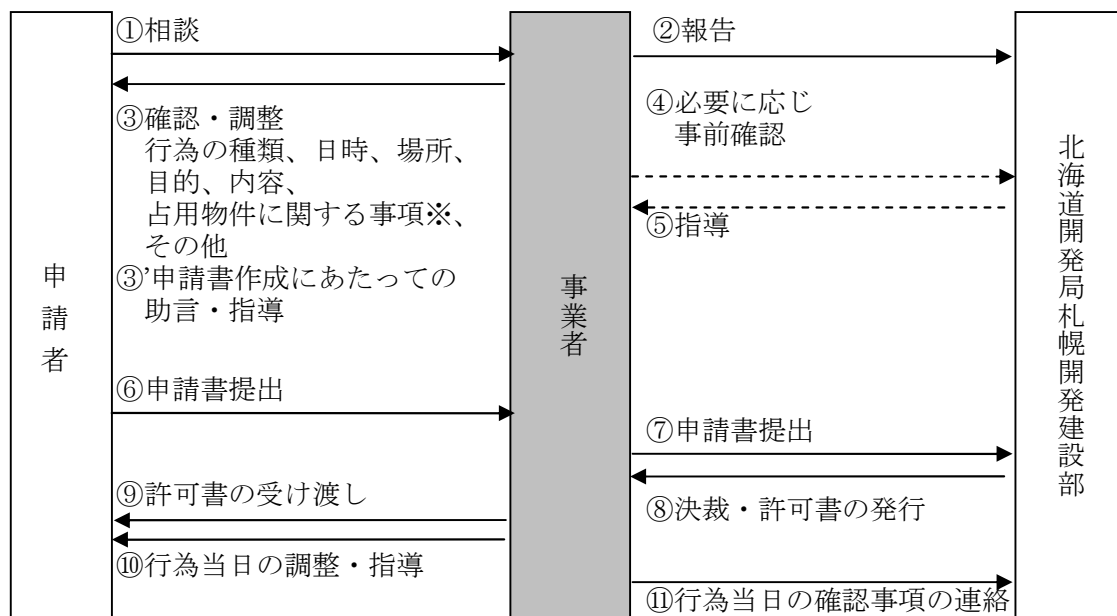
第2章 行為の許可申請の調整等

第20条 行為の許可申請の調整等

主催・共催以外で、都市公園法第12条に基づき第3者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。）の開催に際しては、別紙－5「共通仕様書」第28条に示す調整を行うなど、調査職員の指示に従い、必要な調整を行う。

- 1) 事業者は、利用者からの持込イベントの相談窓口として、日時、規模、内容、繁忙日対策、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するとともに、その概要を調査職員に報告する。（別添－17「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照）
- 2) 申請者から相談を受けた場合は調査職員への事前確認を行った上で、他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて事業者と調査職員間で確認・調整する。なお、必要に応じて、調査職員も入りイベント主催者と調整を行う。
- 3) イベント主催者側から、事業者を通じ調査職員に対し必要書類の提出を受ける。（別添－6「設置・管理許可申請書」、別添－17「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照。）
- 4) 北海道開発局札幌開発建設部は、都市公園法等に基づく許認可と、建物使用料及び土地使用料の徴収などを行う。
- 5) 事業者は、イベント開催時に実際に占用が発生したかどうかを確認し、調査職員に連絡する。
- 6) 事業者は、持ち込みイベントが申請に基づく開催内容だったかどうかを確認し、調査職員に連絡する。

<都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>

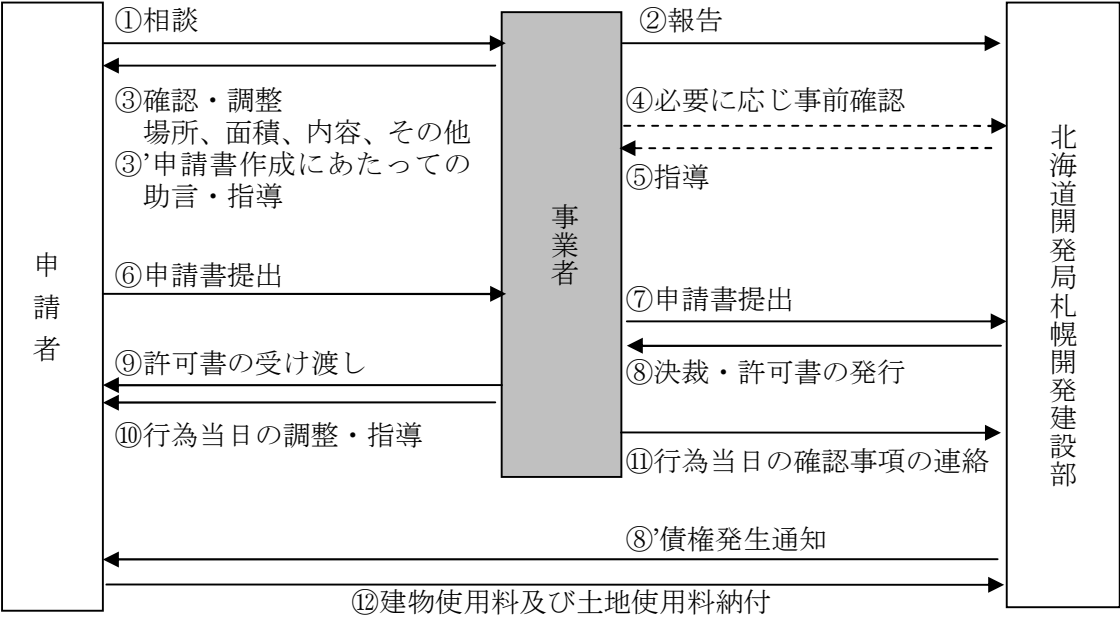


※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。（建物使用料及び土地使用料徴収事務は北海道開発局札幌開発建設部による）

行催事において、占用物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく北海道開発局札幌開発

建設部の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応する。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途北海道開発局札幌開発建設部で行う。

＜都市公園法第6条に基づく占用の許可に関する手続きフロー＞



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

（別添－17「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照。）

第3章 公園ボランティア活動の支援・調整

第21条 管理水準

市民のボランティア活動を促進するため、事業者は既存のボランティア活動の実態（別添－22「滝野公園ボランティア規約」、別紙－16「市民参加活動一覧」参照。）を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行う。

側面的支援の一環として、各ボランティアについて、研修を年3回以上実施する。

第22条 ボランティア活動の内容

ボランティア活動は次の各号のとおりとする。

1. 清掃
2. 草刈
3. 花壇の整備・管理
4. 遊具の塗装
5. その他、公園の維持・管理・運営に関すること

なお、既存するボランティア活動の内容は、以下の表のとおりである。（別添－22「滝野公園ボランティア規約」、別紙－16「市民参加活動一覧」参照。）

ボランティア名	活動内容
滝野公園フラワーガイドボランティア	・園内みどころの案内 ・植物に関する各種の情報の提供 ・公園に関する各種の案内や禁止事項の周知
滝野の森クラブ	森林ガイドボランティア ・ネイチャーガイド ・スノーシューガイド 森づくりボランティア ・森林管理作業の補助 ・世話人は代表世話人を補佐し、メンバー相互の連絡調整を図り、活動の円滑な運営に努めるための業務を行っていただきます。 インタープリターボランティア ・環境学習プログラムの企画・実施 滝野の森クラブ全体 ・その他、本クラブに関係する活動

第23条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

事業者は、新たにボランティア団体を設立する場合、当該団体に係る規約案を作成し、調査職員と協議する（別添－22「滝野公園ボランティア規約」参照）。

第24条 調査職員との協議等

1. 事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、滝野公園ボランティア規約（案）（別添－22「滝野公園ボランティア規約」参照）に基づき、ボランティアの募集及び窓口等の業務を行う。
2. 事業者は、滝野公園ボランティア規約（案）例に基づき、調査職員と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理を行う。年間活動計画については、業務計画書として提出し、承諾を得るものとする。また、各年度末には策定、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第25条 ボランティア登録の手続き

1. 前年度の活動者が引続き活動しようとする場合は、その年度の活動計画について、調査職員に申出する。
2. 調査職員は、第1項又は前項の申出があった場合、申出者と活動計画等について協議し、登録の可否を決定する。

第26条 ボランティア登録の抹消

北海道開発局札幌開発建設部は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行う

- 1) 登録者より登録取消しの申出があったとき
- 2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
- 3) 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第27条 活動報告

事業者が登録者からその年度におけるボランティア活動の報告をとりまとめ、調査職員へ報告をする。

第4章 広報

第28条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行う。

第29条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員と密接に連絡調整した上で策定、提出し、承諾を得ることとする。

第30条 提出書類

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開について、準備作業開始の1週間前までに下記の書類を調査職員に提出する。

1. 詳細な実施計画書
2. 予算書（支出項目内訳）

第31条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット・園内マップ等を作成し、園内で配布や掲示等を行う。（別紙ー32「紙媒体発行実績（種類、部数）」参照。）一般を対象とした広報媒体の場合は、原稿作成時に調査職員に提出する。

第32条 情報提供

事業者は、本公園の施設、自然・歴史・文化等の資源、行催事、広域観光等について、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。（別紙ー17「広報・報道実績」、別紙ー33「記者投込み実績」参照。）

第33条 広報に係る素材等

1. 事業者は、広報媒体を作成する際、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を入れた広告媒体を作成することができる。使用の際は、現行作成時等事前に調査職員の提出することとする。
本公園のロゴ（名称）等は別添ー23「PARK IDENTITY MANUAL」に従って使用する。
なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北海道開発局札幌開発建設部が承継する。
2. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が提供したパンフレット等の電子媒体について修正等を行う場合は、事前に調査職員に提出する。また、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出する。

第34条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行う。

その内容を調査職員等に報告する。（別添ー24「マスコミ取材報告様式」参照）なお、行政機関等からの視察の申し込みについては、調査職員に報告するものとする。

また、調査職員への連絡については、即時性が求められる通常時の取材等の場合は事後報告を行うこととするが、視察の場合や、事故発生時等の広報対応は事前協議を行う。

第35条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、事業者が所有・管理するサーバー又はレンタルサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払う。

第36条 ホームページによる情報発信

1. 事業者は、本公園のホームページ上で発信する情報について、別紙ー5「共通仕様書」第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び北海道開発局札幌開発建設部が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認する。また、ホームページアクセシビリティについても留意して作成する。
2. 事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮する。
3. 他人の著作物を本公園のホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得る。
4. 収益施設や行催事等で作成したホームページは本公園ホームページからアクセスできるようリンクを貼る。ただし、これらによりがたい場合は、別途調査職員と協議する。
5. セキュリティレベルを確保するため、本公園のホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に調査職員と協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第37条 掲載情報の更新・修正・訂正・記録保存

1. 事業者は、本公園のホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行う。本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北海道開発局札幌開発建設部が承継する。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとる。
3. 事業者は、本公園のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求める。
4. 事業者は、本公園のホームページの情報が常に新しいものとなるよう更新に努める。
5. 事業者は、各年度の運営シーズン毎のデータを記録・保存し、業務完了時に調査職員に提出するものとする。データ形式は HTML ファイル及び その付属ファイルを基本とするが、詳細は調査職員と協議するものとする。

第38条 アクセス解析

事業者は、月1回アクセス解析を行い、その結果を調査職員に報告する。（別紙ー18「ホームページアクセス件数」参照。）

第39条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNSを含む）は、本公園のホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しない。
2. 本仕様書によるもののほか、本公園のホームページの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員と協議の上定める。

第4編 利用サービス等

第1章 公園利用者への利用指導等

第40条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図るとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、日常点検、に関する業務全般を行う。

第41条 公園利用者への利用指導

1. 事業者は、公園利用者への利用指導のために必要な人員数を各所に適宜配置する。
2. 遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行う。
3. マウンテンバイクコース等において事故が発生した時、またはその恐れがあるときは、直ちに必要な措置をとる。
4. 公園の利用に関する規則から逸脱している者、他の公園利用者に著しく迷惑をかける者等については、指導を行う。なお、指導に従わないものに対しては、総括責任者が退園を命じることができるものとする。
5. ペット同伴者のマナー遵守や他の公園利用者とのトラブルが発生しないよう、ペット同伴者の注意事項の配布や適切な掲示、利用指導等を行う。(別添ー25「ペットをお連れのお客様へ」参照。)
6. 虹の巣ドーム、こどもの谷等において、多くの利用者数が予想される等の平常時とは異なる対応が必要な場合は、監視員を配置し利用指導を行う等、利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するように努める。

第42条 日常点検

遊具とその周辺の外観を目視、触診を行い、部材の腐食、亀裂、トゲ、ささくれ、変形、ボルトの脱落、摩耗等の施設の変形や異常の有無を点検する。別添ー35「日常点検表」を参考にし、点検表を作成の上、実施する。

〈対象施設〉

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 森の回廊 | (14) こもれびネット |
| (2) 鳥の巣デッキ | (15) 森の隠れ家 |
| (3) 鳥の巣デッキB(森の回廊鳥の巣デッキ) | (16) りすの散歩路 |
| (4) スイングボール | (17) オートリゾート滝野木製遊具※ |
| (5) きりかぶ迷路 | (18) オートリゾート滝野コンビネーション遊具※ |
| (6) 木材飛ばしA/B | (19) オレンジエッグ |
| (7) 光の遊具 | (20) フワフワエッグ |
| (8) 木登りネット | (21) マウントコニーデ |
| (9) 森の吊橋 | (22) 虹の巣ドーム内虹の巣ネット |
| (10) こかげネットA/B | (23) ねずみのみち |
| (11) トロッコ橋展望台前滑り台 | (24) ローラー滑り台 |
| (12) ゆらゆらきのこ | (25) 溶岩滑り台 |
| (13) メロディーきのこ | |

第2章 公園利用者等へのサービス業務

第43条 管理水準

事業者は、公園利用者等が快適に楽しめるよう、電話対応、園内放送、障がい者・高齢者等の補助、各種掲示物の管理、見学者等への対応等、公園利用者への十分なサービスの提供とそのための準備を行う。

また、公園利用者等に不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。

業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにする。

第44条 公園利用者等への利用案内

1. 事業者は、公園利用者への利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置する。
2. 園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、各ゲート、案内所等にて公園利用者の問い合わせに対応する。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応する。なお、必要に応じて各部署に確認し又は引き継ぐ。
3. 公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録する。(別紙ー31「苦情、要望等対応処理」参照。)
4. 園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行う。
5. 運営維持管理業務において作成する園内案内マップを希望する公園利用者等に配布する。
6. 園内掲示板、掲示物を適切に管理する。
7. 障害者及び高齢者等の補助を行う。
8. 公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー、電動車椅子、リヤカー、双眼鏡の貸出しを行う。(別紙ー34「公園利用者に無償で貸与している物品一覧」参照。)

第45条 団体利用調整

1. 団体での公園利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行う。(別添ー17「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照。)
2. 団体での広場使用について、調整を行う。
3. 雨天時には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行う。

第46条 出改札

1. 券売機の管理を行い、入場ゲートにて改札を行う。
2. 年間パスポートの販売を行う。(別添ー26「パスポート発行」参照。)
3. 園内案内マップを来園希望者等に配布する。
4. 入園者数を計数し、記録する。
5. つり銭、両替金を準備し、補充を行う。
6. 売り上げた券、収入金について、帳簿等に記載し、管理する。

第47条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理する。
2. 事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者に届けるように指導する。
3. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄する。
4. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員と協議する。

第3章 ロープトウ(そりゲレンデ)の運営管理

第48条 管理水準

事業者は、そりゲレンデの利用者がロープトウを安全かつ快適に支障なく利用できるよう、運営管理を行う。（別添ー38「国営滝野すずらん丘陵公園ロープトウ取扱説明書」を参照。）

なお、ロープトウの設置撤去、安全点検および利用料金を徴収する場合の料金徴収業務は収益施設にて行う。

第49条 開設期間・時間及び休場日

開設期間・時間及び休場日は、本公園の冬季開園日時に準ずる。ただし、天候の状況(荒天、積雪等)により、施設を一時使用中止することができる。

第50条 施設等の運営管理

- 1) 事業者は、公園利用者が故意又は過失によりロープトウの施設、設備及び備品等を破損、損傷又は滅失させたときは、すみやかに調査職員に報告する。
- 2) 事業者は、ロープトウ(そりゲレンデ)の利用規則を設定し、看板にて周知する。
- 3) 施設をクローズするときは、受付を中止し公園出入口部及び駐車場出入口部にクローズする旨の看板を掲げる。

第4章 パークゴルフ場コースの運営管理

第51条 管理水準

事業者は、公園利用者がパークゴルフ場を安全かつ快適に支障なく利用できるよう、運営管理を行う。

第52条 開設期間・時間及び休場日

開設期間・時間及び休場日は、公園の開園日時に準ずる。ただし、天候の状況(荒天、台風、雷等)により、施設を一時使用中止することができる。その場合は、遅滞なく、調査職員へ報告する。

第53条 開設の準備

1. 3月中旬から積雪状況を把握のうえ適時融雪剤を散布して、コースの融雪を促進する。
2. 開設日までにティーグラウンドマーカー、ホールカップ、カップピン、案内看板等のコース備品を取り付ける。

第54条 施設等の運営管理

- 1) 事業者は、パークゴルフ場の敷地のほか、コースの設備、備品等の点検・整備、安全対策を講じる。
- 2) 事業者は、公園利用者が故意又は瑕疵によりパークゴルフ場の施設、設備及び備品等を破損、損傷又は滅失させたときは、すみやかに調査職員に報告する。
- 3) 事業者は、パークゴルフ場の利用規則を設定し、看板にて周知する。
- 4) 施設をクローズするときは、受付を中止し公園出入口部及び駐車場出入口部にクローズする旨の看板を掲げる。

第55条 その他

- 1) 施設閉鎖後は、ホールピン等の撤収を行い、物置等に保管する。なお、ティー台が損傷している場合は、来年開設までに補修又は作製する。
- 2) コース内にある防球ネット等の設備については、定期的に点検し安全確保に努める。

第5章 園内巡視

第56条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に開園期間中園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第57条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は別紙－35の「巡視計画書」を参考に作成し、調査職員の承諾を受けなければならない。
2. 巡視業務には、通常巡視、繁忙日巡視、異常時巡視、囲障巡視、点検巡視がある。
3. 巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行う。
 - 1) 巡視ルートは、別添－27－1「巡視ルート、巡視ルート図（案）」、別添－27－2「囲障巡視ルート図」を基本として巡視計画書に計画し、これに従って1日2回巡視する。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視する。
 - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接する。
 - 3) 巡視員は、小規模な修理用具を携帯し、必要に応じて処置する。
 - 4) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条に定める行為を許可を得ずに行っていることを発見した場合には適切な指導をするものとする。

第58条 通常巡視

通常巡視は、繁忙期及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、点検確認、利用指導及び作業を行う。

- 1) 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠または施錠。
- 2) 園内における公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導。
- 3) 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。
- 4) 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合の、緊急連絡体制に基づく速やか、かつ適切な処置と報告。
- 5) 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告。（別添－8「運営維持管理業務作業日誌（案）」事故情報記録を参照。）
- 6) 園内不審物の有無の確認。
- 7) 大型野生動物（ヒグマ等）、危険動物（スズメバチ等）の痕跡の有無（別添－11「野生動物危機管理マニュアル（案）（ヒグマ、スズメバチ）」を参照。）
- 8) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物を発見した場合、遺失物法に基づき適切に管理。
- 9) 植物、施設及び清掃状況等の点検（別添－29「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」、別添－30「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備(位置図)」参照。）、及び異常発見時の報告。
 - (1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無。
 - (2) 園路、広場・サイクリングコースの路面、及びこれらの路側、法面、排水枥、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無。
 - (3) 門、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常

の有無。

(4) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無。

(5) 水遊び場の水質（残留塩素等）異常の有無。

(6) 清掃の状況。

(7) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無。

(8) 野犬、蛇、蜂等公園利用者に危険性、不快感を与える動物の駆除。

1 0) 緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等）。

1 1) 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。

1 2) 雪崩またはその予兆、歩くスキーコース及び各施設の路面・降雪状況の確認

1 3) 軽微な除雪作業及び滑り止め対策としての砂まき作業

第 5 9 条 繁忙日巡視

1. 繁忙日巡視については、行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から多くの公園利用者が予想される日について、事前に適切な人員配置を行う。

2. 繁忙日巡視においては、「第 5 8 条通常巡視」の 3) ～ 6) の他に、次に掲げる事項について巡視を行う。

1) 入園ゲート周辺の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等

2) 配水池の巡視（2 回/日）

第 6 0 条 異常時巡視

異常時巡視は、園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行う。

1) 園内の被害状況

2) 利用障害等の状況

第 6 1 条 囲障巡視

囲障巡視は、囲障（ $L=7.2\text{km}$ ）、門扉、隙間（ $L=15\text{cm}$ 以上）等の、異常の有無、野生動物の痕跡の有無、倒木の有無について、原則週 1 回（4 月～11 月）、2 人 1 組で行う。

また、スクリーンに溜まる落ち葉やゴミ、土砂等が滞留した場合は取り除き、囲障下の隙間が 15cm 以上ある箇所は補修する。（別添－2 7－2「囲障巡視ルート図」参照。）

第 6 2 条 点検巡視

点検巡視は次の各号に掲げる事項について、原則として、月に 1 回以上、園内全体の見回りを行い、点検確認を行う。

1. 建物、園路広場、遊具等、公園利用者が直接係わる施設については、美観、機能、安全性を維持し、長寿命化を図ることを目的に、適宜点検巡視を実施する。（別添－3 0「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備（位置図）」参照。）

2. 点検は、専門の知識、経験のあるスタッフが施設毎に毎月 1 回以上実施する。なお、実施頻度は施設の特性等を勘案し判断する。

3. 点検を行う者は、施設の目視、触診を行い、また必要に応じて聴診を行うことにより、部材の腐食、亀裂、トゲ、ささくれ、変形、ボルトの脱落、磨耗等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、設置面や植栽等を含めた施設周辺の確認も行う。
4. 遊具の点検は、点検表（別添－３５「日常点検表」参照。）を用い、点検箇所や点検方法をよく理解した上で行う。
5. 点検において、異常または不具合が発見された場合は、第９条に示す維持修繕や使用禁止など必要な措置を講ずる。
6. 事業者は、対象施設の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、点検記録簿を精査したうえ、保管しておく。
7. 点検履歴については、点検履歴書を作成、追記、修正をする。
8. 台風や豪雨等の異常気象時や震度５以上の地震発生により、施設に異常箇所が生じるおそれのある場合に、施設及びその周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行う。また、施設の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似施設等で事故があった場合も点検を行う。（別添－２９「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」、別添－３０「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第６３条 給水・電気使用量等計測

- 1) 本公園内全施設の電気メーター、水道メーターの検針を行い、検針表および算定表に記録する。記録は、毎月初めに、調査職員に提出する。
- 2) 中央管理システムを用いて、電力使用状況の監視を行い、最大電力使用量の低減に努める。
- 3) 中央管理システム（気象観測設備）の監視を行い、観測データを保存する。

第６４条 管理事務所内警備

1. 事業者は、警備装置が常に正常な機能を維持しているか確認する。また、機械警備の異常を発見した場合には、直ちに調査職員に報告する。なお、保守契約については、北海道開発局札幌開発建設部が別途行う。
2. 事業者は、警備装置が異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは、直ちに調査職員に報告する。

第６５条 報告等

巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡視業務日報（巡回経路、写真帳含む）及び巡回業務日誌（写真帳含む）に記録する。事業者は記録を保存するものとする。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受ける。

（別添－８「運営維持管理業務作業日誌（案）」事故情報記録を参照。）

第6章 門衛

第66条 業務箇所

門衛業務箇所は溪流口及び滝野の森口とする。

第67条 業務内容

門衛の業務内容は、次の通りとする。

- 1) 公園入り口における門衛業務及び付随する業務
- 2) 外来者の受付及び確認に関する業務
- 3) 構内に入出入りする自動車等の誘導、整理及び取り締まりに関する業務
- 4) 異常事態の発生時における臨機の措置
- 5) その他調査職員が指示する事項
- 6) 業務の処理に伴う記録及び報告

第68条 配置人数・時間

溪流口及び滝野の森口の門衛箇所に、各門衛員1名、合計2名を配置する。

なお、業務配置時間は下記の時間および調査職員からの指示による時間帯とする。

【配置日・期間】

期 間	配置日
開園期間	・ 全日
休園期間	・ (溪流口) 平日のみ
	・ (滝野の森口) 全日

【業務配置時間】

期 間	配置時間
開園期間	・ 7:00～開園時間
	・ (溪流口) 閉園時間～22:00
	・ (滝野の森口) 閉園時間～19:00
休園期間	・ (溪流口) 7:00～22:00
	・ (滝野の森口) 7:00～19:00

第69条 門衛引継ぎ

門衛員は、業務に就くときは、業務責任者又は前任者からあらかじめ次の物品等の引継を受ける。

- 1) 門の鍵及び情報等の資料
- 2) 門衛日誌等

第70条 門衛員の資格

門衛員は、次ぎの各号の全部を満たすこと。

- 1) 警備業法第14条に規定する者
- 2) 警備業法第21条の規定による教育を受けた者
- 3) 身体が強健で門衛業務に耐えられる者

第 7 1 条 一般事項

門衛員は、業務の履行に当たって次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 公園の管理に関する法令等を遵守する。
- 2) 勤務中には常に事業者の発行する身分証明書（写真添付）を所持する。
- 3) 勤務中には無断で勤務場所をはなれてはならない。
- 4) 勤務中には酒気を帯びてはならない。
- 5) 業務の履行に当たって知りえた事項を、第三者に漏らしたり利用したりしない。
- 6) 職員及び外来者に対する応対並びに電話の接受に当たっては、誠実かつ丁寧に行う。
- 7) 門衛日誌は、所要の事項を記録し、原則として翌朝、業務責任者又は後任の門衛員に引き継ぐ。

第 7 2 条 公園施設、設備、備品、書類等の保全

1. 門衛所またはその付近における出火、門衛所での盗難、公園内への不審な者の侵入、その他の事故が発生したときの臨機の措置、関係者等への連絡をする。
2. 門衛員は、門衛所またはその付近から出火したときは、直ちに連絡系統図に基づいて通報するとともに、出勤してきた消防関係者に出火箇所を知らせる。
3. 門衛員は、門衛所での盗難、公園内への不審な者の侵入、その他の事故が発生したときは、臨機の措置を講ずるとともに、直ちに連絡系統図に基づいて通報し、その指示を受ける。

第 7 3 条 郵便物、電報、書類、物品及び携帯無線機の収受等業務

1. 門衛員は、郵便物、電報、書類、物品等を収受したときは、紛失しないように厳重に保管するとともに、業務責任者に引き継ぐ。
2. 門衛員は、電報（慶弔電報を除く。）を収受したときは、内容を確認した上、社会通念上、緊急を要すると判断されるときには、直ちにその内容を連絡系統図に基づいて連絡する。

第 7 4 条 外部との連絡業務

門衛員は外部から照会、連絡等を受けたときは、あらかじめ資料の提供を受けているものを除き、臨機の措置を講ずるとともに、緊急又は重要な内容の場合は業務責任者に対して連絡を行う。

H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
個別仕様書
【施設・設備維持管理業務】

平成 2 7 年〇月

第1編 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、実施にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書（別紙－5参照）、設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、実施にあたるものとする。

第3条 基本事項

1. 本業務は、施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施する。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置する。
5. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
6. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行う。
7. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行う。
8. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、別添－16「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行する。
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。
10. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行う。（別紙－22「提供物品一覧」、別添－13「運営維持管理業務に要する提供施設等の取扱いについて」参照）
11. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理する。
12. 作業の前に周囲の床、壁、機器などに損傷を与えないように養生を行う。
13. 作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行う。

第4条 安全管理等

1. 常に公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。
2. 作業中は、作業区域をセーフティーコーン等で明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するとともに、利用者の利用にできるだけ支障を与えないよう配慮する。
3. 作業中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。
4. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員に報告する。

第5条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行う。また、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、あらかじめ調査職員に作業時間を提出することとする。

第6条 事業者の過失による業務の対象施設等の事故、破損等

事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理する。なお、事故・

器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員に報告する。

第7条 維持修繕

各施設・設備の破損箇所の小規模な修繕等は事業者が行うが、法定点検及び下記事項以外の大規模な修繕等は北海道開発局札幌開発建設部において行う。詳細は調査職員との協議による。

- 1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合。(事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合を含む)
 - 2) 修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用〇〇〇万(税抜き)を超えない場合。(前項の場合を除く)
- (別紙－36「建物・工作物に係る修繕履歴」参照。)

第8条 費用の負担区分

本事業における、次の各号に該当する事項に必要な消耗品は、委託費に含まれるが、前条の年間修繕費用に含まれない。

- 1) 点検・保守(注油に必要な油脂類)
- 2) 清掃(必要なウエス・洗剤等)
- 3) 開閉園準備等

第9条 緊急対応

各施設・設備の故障を発見し、それを放置することが直ちに公園利用や公園利用者の安全に影響を与える場合は、事業者の判断ですみやかに修繕等を行い、その結果を書面にて調査職員に報告する。

第10条 巡回点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損箇所の軽微な補修又は補充を適切に行う。巡回点検は、別紙－6「H28・31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務)」(以下「個別仕様書(企画立案)」という。) 第62条 点検巡視」にて行う。

第11条 給水・電気使用量等計測

給水施設や電気設備の使用量を計測し、記録を確実にを行う。給水・電気使用量等計測は、別紙－6「個別仕様書(企画立案) 第63条 給水・電気使用量等計測」にて行う。

第2編 建物維持管理

第1章 共通事項

第12条 管理水準

事業者は、公園内の建物を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第13条 対象施設

- 1) 管理事務所等
- 2) 休憩所等
- 3) 車庫・倉庫等
- 4) 便所等

(別添ー29「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」参照。)

第14条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

- 1) 自動ドア保守点検
- 2) 空調換気保守点検清掃
- 3) 冬季閉鎖建物点検

第2章 自動ドア保守点検

第15条 自動ドア保守点検

自動ドア(附属装置を含む)の運転機能を常に安全かつ良好に維持するため定期点検を行い、また必要と判断した場合は、部品交換、分解整備を実施する。

第16条 保守点検等対象施設

設置箇所	仕様
すずらんの丘展望台正面	両引き分け式
滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター） 2 F ①外	片引き分け式
滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター） 2 F ①内	片引き分け式
虹の巣ドーム	両引き分け式
東口情報センター 研修棟	両引き分け式
東口情報センター レストハウス棟	両引き分け式
東口情報センター ボランティア棟	両引き分け式
こどもの谷休憩所 外右	両引き分け式
こどもの谷休憩所 外左	両引き分け式
こどもの谷休憩所 内右	片引き分け式
こどもの谷休憩所 内左	二重引き分け式
中央口休憩所A	両引き分け式
カントリーハウス1F	両引き分け式
カントリーハウス2F	片引き分け式

設置箇所	仕様
ロτζヅきざさ	片引き分け式
滝野公園事務所庁舎（ビヅターセンター） 2 F ②外	片引き分け式
案内所	片引き分け式
森の交流館 1 F 外	両引き分け式
森の交流館 1 F 内	両引き分け式
森の交流館 B 2 F 外	両引き分け式
森の交流館 B 2 F 内	片引き分け式
森見の塔 2 F	両引き分け式
森見の塔 3 F	両引き分け式
森の情報館 2 F 外	両引き分け式
森の情報館 2 F 内	両引き分け式
森の情報館 2 F 外	片引き分け式
森の情報館 2 F 内	片引き分け式
森の情報館 1 F 外	片引き分け式
森の情報館 1 F 外	片引き分け式
森の情報館 B 1 F 外	片引き分け式
湊流口門扉	両開き式
滝野の森口門扉	両開き式

第 1 7 条 一般事項

1. 業務関係者

保守点検は自動ドア設備全体の機能の安全性、耐久性などに影響するため自動ドア施工技能士が自ら作業するか又は作業者を指導して行う。ただし、門扉の点検は、自動ドア施工技能士による作業又は作業者への指導は行わない。

2. 測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定及び試験の方法等を考慮し、確実な点検を行う。

3. 材料等

交換部品は、新しい純正品とする。

第 1 8 条 点検範囲と点検周期

1. 定期点検にあたっては、事前に保守修理の履歴を確認した上で計画書を作成し、必要な点検機器等の準備をする。
2. 定期点検は、3 ヶ月に 1 回（年 4 回）とし、点検月は 4 月、7 月、10 月、1 月とする。
3. 定期点検は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じて行う。
4. 点検は、安全上と機能上の重要性、使用による磨耗、疲労、劣化などを考慮して、各部の点検期間を定めることとし、詳細は、調査職員と打合せをする。

点検分類	点検基準	点検周期例
3M	安全上及び機能上重要な点検事項	3ヶ月毎に1度
6M	磨耗・破損度合いの少ない部分の点検事項	6ヶ月毎に1度
1Y	疲労・劣化度合いの確認及び点検事項	12ヶ月毎に1度

5. 定期点検記録、保守・修理記録は適切に保管管理する。

第19条 保守作業

点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、調査職員と打合せをする。

- ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃
- イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- エ 接触部分、回転部分等への調整・注油
- オ 軽微な損傷がある部分の補修
- カ 塗装（タッチペイント）
- キ その他これらに類する軽微な作業

第20条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

1. 業務計画書（工程表含む）
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. その他調査職員が指示する書類

第3章 空調換気保守点検清掃

第21条 空調換気保守点検

事業者は公園内の暖房機器・換気機器の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検を実施する。その他の園内施設についても、適宜吸気口等を目視で点検する。（別添12 国営滝野すずらん丘陵公園園内施設（設備等）位置図参照）

第 2 2 条 保守点検等対象施設

機 器	溪流ゾーン			中心ゾーン				宿泊ゾーン		滝野の森ゾーン						数量合計
	門衛所	案内所	污水处理場	中央口休憩所B	虹の巣ドーム	バックヤード北棟	救護所	すずらんの丘展望台	配水池	森の交流館	森見の塔	森の教室	便所（南駐車場）	滝野の森口便所	滝野の森口門衛所	
パッケージ形 空気調和機 (マルチ形)	—	—	—	室外機 1 室内機 (4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (4)
パッケージ型空気調和機	—	2	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3
FF式温風暖房機	1	2	—	—	2	1	—	5	—	5	—	—	—	—	1	17
鋼板製オイルタンク 800L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
鋼板製オイルタンク 490L	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2
自動灯油供給装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
送風機	—	—	—	—	—	—	—	2	—	4	3	—	1	—	—	10
有圧扇・換気扇・天井換気扇	1	—	5	—	—	—	2	7	—	3	—	—	4	1	—	23
熱交換換気扇 (天井埋込形)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	4	6	—	3	—	20
熱交換換気扇 (天井カセット形)	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
熱交換換気扇 (壁掛形)	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	7
除湿機	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2
制気口類	1	—	—	—	—	—	2	4	—	29	11	16	2	7	—	72

第 2 3 条 保守点検作業内容

保守点検は、以下の点検項目を年 1 回行う。

1. パッケージ形空気調和機

点検項目・内容は、メーカー標準による。

2. FF 式温風暖房機

点検項目・内容は、メーカー標準による。

3. 鋼板製オイルタンク

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

①基礎・固定部 ②外観の状況 ③管・弁

④付属品（油面計、注油口、通気口、はしご、点検扉）

⑤標識・掲示板

4. 自動灯油供給装置

点検項目・内容は、メーカー標準による。

5. 送風機

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

- ①固定部 ②外観の状況 ③電動機 ④羽根車
- ⑤運転調整

6. 有圧扇・天井換気扇・換気扇

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

- ①固定部 ②外観の状況 ③電動機 ④羽根車

7. 熱交換換気扇（熱交換ユニット）

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

- ①基礎礎・固定部
- ②外観の状況（本体、フィルター、保温材）
- ③熱交換エレメント（エレメント、エアシール、駆動装置、ケーシング）
- ④送風機 ⑤電気系統（電源電圧、電動機、リレー、端子類）

8. 除湿機

点検項目・内容はメーカー標準による。

9. 制気口

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

- ①吹出口・吸込口等

第4章 冬季閉鎖建物点検

第24条 冬季閉鎖建物点検

冬季閉鎖している建物を安全かつ良好に維持するため、定期点検を行う。

第25条 定期点検内容

定期点検は施設の定期点検項目（別添46）に基づき、月1回以上行う。

第26条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

- 1. 業務計画書（工程表含む）
- 2. 点検報告書
- 3. 業務打合簿
- 4. その他調査職員が指示する書類

第3編 污水施設保守点検

第1章 共通事項

第27条 管理水準

事業者は、公園内の污水・排水施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第28条 対象施設

園内の污水・排水施設

(別添ー12「国営滝野すずらん丘陵公園園内施設（設備等）位置図」参照。)

第29条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

- 1) 污水施設保守点検
- 2) 汚物ポンプ柵保守点検清掃

第2章 污水施設保守点検

第30条 污水施設保守点検

污水处理場、污水ポンプ場及びサニタリーハウスの污水施設機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検を実施する。

第31条 通常点検作業内容（污水处理場）

污水处理場の通常点検を行う。

1. 污水处理場点検ー1 （2回/月（10月～6月）、4回/月（7月～9月））
 - ①各機器の電流値測定、機器音、自動運転状況
 - a) しき脱水機
 - b) 自動細目スクリーン
 - c) 流入ポンプ(水中型 7.5KW×2台)
 - d) 排出ポンプ(水中型 3.7KW×2台)
 - e) 流量調整槽(1)用ブロワ(5.5KW)
 - f) 換気扇(3台) （ただし、操作盤室に熱交換用の換気扇1台は含まない）
 - ②流入部(沈砂槽(約3.0m³)、排砂槽(約3.0m³)、流入ポンプ槽(約16.0m³))
 - a) 槽点検
 - b) 異物の流入点検、除去
 - c) 自動細目スクリーンの清掃
 - ③自動細目スクリーン
 - a) 狭雑物、固形物の除去
 - ④流量調整槽(1)(約177m³)
 - a) 異物の流入点検、除去
 - b) 沈殿浮遊上物の点検、除去
 - c) ポンプの稼動状況(異常水位の有無)
 - d) レベルスイッチの作動及び自動運転の確認

- e) 弁類の作動確認、清掃
- ⑤流量調整槽(1)用ブロワ
 - a) Vベルトの点検
 - b) オイル・グリスの点検、補充
 - c) 吐出圧力の確認
- ⑥操作盤
 - a) 警報発信の有無
 - b) 機器の故障の有無
 - c) 結露の有無
 - d) 積算記録計の流入量・排出量データ抽出確認
- ⑦電磁流量計（流入・排出）2基
 - a) 検出器、変換器の点検調整
- ⑧一般事項
 - a) 場内及び周囲の点検、清掃
 - b) 弁類の点検、清掃
 - c) 換気扇及び換気口の点検、清掃（フィルター）
 - d) 絶縁抵抗の測定(1回／年)

2. 汚水処理場点検－2（1回/年）

- ①各機器の電流値測定、機器音、自動運転状況
 - a) 移送ポンプ(水中型 0.75KW×6台)
 - b) 流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ(3.7KW×3台)
- ②流量調整槽(2)(3)(4)（約95m³×2箇所、約60m³×1箇所）
 - a) 異物の流入点検、除去
 - b) 沈殿浮遊上物の点検、除去
 - c) ポンプの稼動状況(異常水位の有無)
 - d) レベルスイッチの作動及び自動運転の確認
 - e) 弁類の作動確認、清掃
- ③流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ
 - a) Vベルトの点検
 - b) オイル・グリスの点検、補充
 - c) 吐出圧力の確認

第32条 機器類整備点検作業内容（汚水処理場）

各機器の精密点検を年1回行う。

1. 汚水処理場

- ①汚水ポンプ(水中型 (7.5KW×2台、3.7KW×2台、0.75KW×6台))
 - a) ポンプ引上げ点検
(本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)
 - b) オイルの点検、交換

- c) ガイドパイプ、レベルスイッチの点検
- ② 流量調整槽(1)用ブロワ(5.5KW)、流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ(3.7KW×3台)
 - a) ブロワ本体の点検
 - b) オイル、グリスの交換
- ③ 操作盤
 - a) 絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)
 - b) マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検
 - c) ビスの増締め
- ④ 電磁流量計(流入、排出)2基
 - a) 検出器の点検清掃

第33条 汚泥処理作業（汚水処理場）

沈砂槽、排砂槽、流入ポンプ槽の堆積汚泥・浮遊物を回収し、関係法令に従い適切に処理を行う。
 (汚泥等回収処理～年1回（約6.5m³）)

第34条 通常点検作業内容（污水ポンプ場、サニタリーハウス）

污水ポンプ場（污水ピットA）及びサニタリーハウス（污水ピットB）の通常点検を行う。
 （2回/月（5月～10月）、1回/月（4月、11月））

- ① 污水ポンプ
 - (污水ピットA（水中型 3.7KW×2台）、污水ピットB（水中型 15KW×2台））
 - a) 電流値の測定
 - b) 異音、振動
 - c) 自動運転状況
 - d) オイルの点検、補充
- ② ポンプ槽
 - a) 異物の流入点検、除去
 - b) 沈殿物・浮遊物の点検、除去
 - c) ポンプ稼動状況(異常水位の有無)の確認
 - d) レベルスイッチ作動及び自動運転の確認
 - e) 弁類の作動確認、清掃
 - f) 各チャッキ弁の作動
- ③ 操作盤
 - a) 警報発信の有無
 - b) 各機器の故障の有無
 - c) 結露の有無

第35条 機器類整備点検作業内容（污水ポンプ場、サニタリーハウス）

各機器の精密点検を年1回行う。

- ① 污水ポンプ
 - (污水ピットA（水中型 3.7KW×2台）、污水ピットB（水中型 15KW×2台））

- a) ポンプ引上げ点検
(本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)
- b) オイルの点検、交換
- c) ガイドパイプ、レベルスイッチの点検

②操作盤

- a) 絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)
- b) マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検
- c) ビスの増締め

第36条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

1. 業務計画書(工程表含む)
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. 流量記録用紙
5. その他調査職員が指示する書類

第3章 汚物ポンプ柵保守点検清掃

第37条 汚物ポンプ柵保守点検清掃

滝野の森ゾーンの各ポンプ柵における排水機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検及び清掃を実施する。

第38条 保守点検等対象施設

	設置箇所	汚物用水中モーターポンプ	柵
※	NO. E-1 ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-2 ポンプ柵	樹脂製 (2.2KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-3 ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-4 ポンプ柵	樹脂製 (0.25KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-5 ポンプ柵	樹脂製 (3.7KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-6 ポンプ柵	铸铁製 (3.7KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.5H
	NO. S-1 ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
	NO. S-2 ポンプ柵	樹脂製 (2.2KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. S-3 ポンプ柵	铸铁製 (0.75KW) ×2台	柵径 900φ、水位約 1.0H
※	NO. W-C ポンプ柵	铸铁製 (2.2KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. W-B 排水槽 (森の情報館内)	铸铁製 (2.2KW) ×2台	槽 2,000×2,000、水位約 0.25H
※	NO. W-1 ポンプ柵	铸铁製 (7.5KW) ×2台	柵径 2,200φ、水位約 1.2H
※	NO. W-2 ポンプ柵	铸铁製 (7.5KW) ×2台	柵径 2,200φ、水位約 1.2H
	NO. W-A ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H

設置箇所	汚物用水中モーターポンプ	柵
N0. Y-1 排水槽 (山の家野外トイレ内)	鋳鉄製 (7.5KW) ×2台	槽 2,750×2,500、水位約 0.8H

※印あり：年間使用の汚物ポンプ柵・排水槽

※印なし：冬季間休止の汚物ポンプ柵

第39条 保守点検作業内容

保守点検は、以下の点検内容をポンプ柵清掃時に行うこととし、建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

1. 汚物用水中モーターポンプ 点検項目・内容

点検は原則年1回行う。ただし、下記点検作業内容のうち、「(11月まで毎月)」の記載のある作業に関しては、年間使用の汚物ポンプ(前条の表中※印あり)についてのみ11月まで毎月行う。

- ①本体・着脱装置・ガイド部
 - a) 腐食、損傷等の有無
- ②電動機
 - a) 発熱異常の有無・・・・・・・・・・11月まで毎月
 - b) 回転方向の確認
 - c) 絶縁抵抗の測定確認
 - d) 運転電流値の確認・・・・・・・・・・11月まで毎月
- ③水中ケーブル
 - a) 損傷等の有無
 - b) 絶縁抵抗の測定確認
- ④運転調整
 - a) 運転時における電圧変動の確認
 - b) 運転電流値の確認
- ⑤操作盤
 - a) マグネットスイッチの接点点検、他スイッチの接点点検
 - b) SPD動作確認
 - c) ビスの増し締め

2. ポンプ柵及び排水槽 点検項目・内容

点検は年間使用の汚物ポンプ柵・排水槽(前条の表中※印あり)については6ヶ月毎に1回(2回/年)行い、冬季間休止の汚物ポンプ柵(前条の表中※印なし)については年1回行う。

- ①本体
 - a) 浮遊物・沈殿物の状況
 - b) 漏水及び壁面等の損傷、亀裂、さび等の有無
 - c) マンホールの状態
- ②フロートスイッチ
 - a) 腐食、損傷等の有無
 - b) 作動の良否

③配管

- a) 水漏れ、詰まりの有無
- b) 腐食、損傷等の有無
- c) 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無
- d) 配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無
- e) 各弁類の作動確認
- f) 防虫網の目詰まり、腐食、損傷等の有無

第40条 清掃作業内容

清掃は年間使用の汚物ポンプ桝・排水槽（前条の表中※印あり）については6ヶ月毎に1回（2回／年）行い、冬季間休止の汚物ポンプ桝（前条の表中※印なし）については年1回行う。

1. 一般事項

- ①除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。
- ②清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意する。

2. 清掃作業

- ①桝内の汚水及び残留物質を桝外に排除する。
- ②流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒等を行う。
- ③清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき、適切に処理する。
- ④清掃終了後、桝内の健全性を確認する。

第41条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

- 1. 業務計画書（工程表含む）
- 2. 点検報告書
- 3. 業務打合簿
- 4. その他調査職員が指示する書類

第4編 給水施設維持管理

第1章 共通事項

第42条 管理水準

事業者は、公園内の給水施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第43条 対象施設

園内の給水施設

(別添ー12「国営滝野すずらん丘陵公園園内施設(設備等)位置図」参照。)

第44条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

- 1) 水道設備保守点検
- 2) 水景施設保守点検

第2章 水道設備保守点検

第45条 水道設備保守点検

溪流ゾーン外の水道設備を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオフ時に保守点検(主に水抜き作業)を実施する。その他の園内施設についても、適宜水道設備の点検を実施する。

第46条 水抜き対象施設

	水抜き装置	小便器	ハイタンク	感知FV式小便器	FV式和風大便器	FV式洋風便器	ロータンク式洋風便器	洗面器	洗面器自動水栓	手洗器	汚物流し	掃除流し	外部水飲台等
【 溪流ゾーン 】													
溪流園便所	Dバルブ			2		3			4			1	
溪流園多目的便所	Dバルブ			1		1			1	1			
アシリベツの滝便所	Dバルブ			2		3			4			1	
アシリベツの滝多目的便所	Dバルブ			1		1			1	1			
炊事遠足広場1便所	Dバルブ			2		3			4			1	
炊事遠足広場1多目的便所	Dバルブ			1		1			1	1			
炊事遠足広場2便所	Dバルブ			4		7			5			1	
鱒見口便所	Dバルブ			3		5			5	1		1	
鱒見の滝便所	Dバルブ			2		3			4			1	
鱒見の滝多目的便所	Dバルブ			1		1			1	1			
【 中心ゾーン 】													
さまよいの洞窟便所	Dバルブ			4		7			5			1	1
うねりの大地便所	Dバルブ			3		6			5			1	1
天文台	Dバルブ	1				3		3				1	1
中央口管理所	Dバルブ			3	2	6			7	2		2	
【 滝野の森ゾーン 】													
みずなら広場便所	Dバルブ			3		4			4	1	1	1	
はるにれ広場便所	Dバルブ			3		4			4	1	1	1	

第47条 水抜き作業内容

各施設の水抜き作業と下記の作業を行う。

1. 大便器及び小便器のフラッシュバルブ管内、小便器ハイタンクや多目的用洗面器自動水栓の電磁弁内の残水除去とゴムパッキン類のグリス養生。
2. 排水トラップ内の不凍液注入。
3. 外部水飲み台等の配管内残水の除去。

第48条 温水器等保守点検

電気温水器及びガス給湯器の機能を安全かつ良好に維持するため、保守点検を実施する。

第49条 保守点検対象施設

	給湯室	機械室	トイレSK	スタッフルーム	休憩室	多目的トイレ	授乳室	流し台
案内所（ガス）	1							
中央口A棟（電気）	1							
虹の巣ドーム（電気）			1	1				
バックヤード北棟（電気）					1			
ロッジゆきざさ（電気）						1		
森の交流館（電気）	1						1	
東口研修棟（電気）								1
ボランティア棟（電気）						1		
溪流口駐車場トイレ（電気）						1		
森口駐車場トイレ（電気）						1		
みずなら広場トイレ（電気）						1		
南駐車場トイレ（電気）						1		
はるにれ広場トイレ（電気）						1		

※点検内容は建築保全業務共通仕様書及び同解説による。

第50条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

1. 業務計画書（工程表含む）
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. その他調査職員が指示する書類

第3章 水景施設保守点検

第51条 水景施設保守点検

「中央口水景施設」、「こどもの谷水景施設」、「あり塚の塔神秘の泉循環施設」及び「大地の広場・さまよいの洞窟噴霧施設」のポンプ、ろ過機等の機器類を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオン点検、シーズン中間点検、シーズンオフ点検を実施する。

第52条 作業内容(中央口水景施設)

1. 中央口B棟ポンプピット清掃
 - ①シーズンオン時に中央口B棟ポンプピット内を高圧洗浄する。

2. シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備についてブレーカーと3Eリレーのブレーカーテストを行う。

- a) あしりべつの滝用ポンプ
- b) しらほの滝用ポンプ
- c) ますみの滝用ポンプ
- d) ふろうの滝用ポンプ
- e) NO. 1ろ過機用ポンプ
- f) NO. 2ろ過機用ポンプ
- g) 中央口広場ろ過機用制御盤
- h) まきばのせせらぎ水路動力盤
- i) 給水電磁弁
- j) 制御電源
- k) 機器電源主幹
- l) 盤内付属電源

②下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

- a) ろ過機ブロワーA
- b) ろ過機ブロワーB
- c) ろ過機コンプレッサーA
- d) ろ過機コンプレッサーB
- e) ろ過機滅菌機A
- f) ろ過機滅菌機B
- g) まきばのせせらぎ水路水中ポンプ
- h) 花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ
- i) 花人の隠れ家せせらぎ及び池噴霧電磁弁
- j) 補給水電磁弁

③下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

- a) あしりべつの滝用ポンプ
- b) しらほの滝用ポンプ
- c) ますみの滝用ポンプ
- d) ふろうの滝用ポンプ
- e) NO. 1ろ過機用ポンプ
- f) NO. 2ろ過機用ポンプ
- g) まきばのせせらぎ水路用ポンプ
- h) 花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

④下記のろ過機について外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー／ブロワー／紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行う。

また紫外線ランプについては運転時間の計測も行う。

- a) ろ過機A
- b) ろ過機B

⑤動作確認

下記項目について動作確認を行う。

- a) 中央口B棟ポンプピット…濁水ポンプ停止、補給水ON／OFF、排水電動弁動作確認
- b) 花人の隠れ家池ポンプピット…濁水ポンプ停止、補給水ON／OFF
- c) ろ過機A、ろ過機B・・・通常ろ過運転、逆洗運転テストボタン始動・タイマー始動／異常水位始動

3. シーズンオン／オフ バルブ操作

- ①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳 中央池周辺…33ヶ所】

- ・チャツキバイパス弁……7ヶ所
- ・ポンプピット排水弁……1ヶ所
- ・導水管バタフライ弁……1ヶ所
- ・滝ピット排水弁……3ヶ所
- ・池排水用掃除口……12ヶ所
- ・ろ過機水抜き弁……2ヶ所
- ・ろ過機用流量調整弁……2ヶ所
- ・アシリベツ滝上池排水弁……1ヶ所
- ・まきばのせせらぎ水路排水弁……2ヶ所
- ・まきばのせせらぎ水路補給水用水抜き栓……2ヶ所

【バルブ数量内訳 花人の隠れ家周辺…4ヶ所】

- ・チャツキバイパス弁……1ヶ所
- ・ポンプピット排水弁……1ヶ所
- ・配管内水抜き弁……1ヶ所
- ・給水用水抜き栓……1ヶ所

4. シーズンオン 中間タイマー設定

- ①下記の設備についてタイマーの設定を行う。
- a) あしりべつ、しらほ、ますみ、ふろうの滝ポンプ
- b) ろ過機A／B運転、ろ過機A／B逆洗モード
- c) 花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

5. シーズンオフ ろ材洗浄

- ①ろ材の洗浄を行う。

第53条 作業内容(こどもの谷水景施設)

1. シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

- a) 森のせせらぎ用循環ポンプ
- b) 森のせせらぎ用ろ過ポンプ
- c) ろ過機用コンプレッサー
- d) ろ過機用ブロワー
- e) ろ過機用滅菌機
- f) 除藻装置
- g) 保守・点検用コンセント
- h) 操作電源
- i) 森の池用循環ポンプ

②下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

- a) 森のせせらぎ水路用循環ポンプ
- b) 森のせせらぎ水路用ろ過ポンプ
- c) 森の池用循環ポンプ

③ろ過機の外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー／ブロワー／紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行う。
また紫外線ランプについては運転時間の計測も行う。

④除藻装置の電極の消耗量、汚れ、電流の測定、銅イオン濃度の測定を行う。

⑤動作確認

下記項目について動作確認を行う。

- a) 森のせせらぎ水路ポンプピット・・・渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF
- b) 森の池ポンプピット・・・渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF

2. シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳 森の池…12ヶ所】

- ・アングルバイパス弁……5ヶ所
- ・チャツキバイパス弁……1ヶ所
- ・ポンプピット排水及び循環弁……2ヶ所
- ・プール排水弁……1ヶ所
- ・プール及び森の池手動給水弁……2ヶ所
- ・給水用水抜栓……1ヶ所

【バルブ数量内訳 森のせせらぎ水路…6ヶ所】

- ・チャツキバイパス弁……2ヶ所
- ・ポンプピット排水及び循環弁……2ヶ所
- ・池排水弁……1ヶ所
- ・導水管ゲート弁……1ヶ所

3. シーズンオン 中間タイマー設定

- ①下記の設備についてタイマー設定を行う。
 - a) 森のせせらぎ水路循環ポンプ、ろ過ポンプ、ろ過機逆洗モード
 - b) 森の池循環ポンプ

第54条 作業内容(あり塚の塔神秘の泉循環施設)

1. シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

- ①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。
 - a) 循環ポンプ
 - b) 補給水ポンプ
 - c) 排水ポンプ
 - d) 計装盤
 - e) 動力盤
- ②下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。
 - a) 循環ポンプ
 - b) 補給水ポンプ
 - c) 排水ポンプ
- ③動作確認

下記項目について動作確認を行う。

 - a) 受水槽・・・補給水ON/OFF
 - b) 各ポンプの自動運転
- ④その他の確認

下記項目について確認を行う。

 - a) 受水槽内の外観、漏水及び清掃状況確認
 - b) 配管類等システム全体の外観及び漏水確認

2. シーズンオン／オフ バルブ操作

- ①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳 …10ヶ所】

 - ・受水槽排水弁……1ヶ所

- ・配管水抜弁……6ヶ所
- ・給水水抜栓……1ヶ所
- ・ポンプドレン弁……2ヶ所

3. シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマー設定を行う。

a) 循環ポンプ

第55条 作業内容(大地の広場・さまよいの洞窟噴霧施設)

1. オープン作業／中間点検作業／クローズ作業・・・共通項目

①下記のパワーユニット設備について絶縁測定、オイルチェック、ベルトチェック、ポンプチェックを行う。

a) 大地の広場用ミクロ噴霧パワーユニット (故障により使用中止)

b) さまよいの洞窟用ミクロ噴霧パワーユニット

②下記の設備についてノズルの詰まり、ピン曲がりの確認及びピン調整を行う。

a) 大地の広場噴霧施設ノズル……49箇所

b) さまよいの洞窟噴霧施設……133箇所

2. オープン作業／中間点検作業・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

a) 大地の広場動力制御盤

b) さまよいの洞窟動力制御盤

3. シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳 大地の広場…3ヶ所】

・排水弁……1ヶ所

・給水弁……1ヶ所

・配管内水抜弁……1ヶ所

【バルブ数量内訳 さまよいの洞窟…3ヶ所】

・排水弁……1ヶ所

・給水弁……1ヶ所

・配管内水抜弁……1ヶ所

第56条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

1. 業務計画書 (工程表含む)
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. 適合確認検査簿
5. その他調査職員が指示する書類

第5編 その他設備維持管理等

第1章 共通事項

第57条 管理水準

事業者は、公園内の施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第58条 対象施設

園内の電気設備、電話設備、消防用設備、情報設備、給湯設備、中央管理システム（放送設備、非常呼出設備、ITV 設備、気象観測設備、駐車場管制設備）、天体望遠鏡（別添－12「国営滝野すずらん丘陵公園園内施設（設備等）位置図」参照。）

第59条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

- 1）天体望遠鏡保守点検
- 2）照明負荷保守点検

第2章 天体望遠鏡保守点検

第60条 天体望遠鏡保守点検

天体望遠鏡の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検（清掃、注油、点検等）を実施する。

第61条 保守点検等対象施設

設置箇所	型式
15cm屈折望遠鏡（4基）	GNR-15
30cm反射望遠鏡（1基）	GNC-30
周辺機器（パソコン）	
可動式上屋・ドーム	

第62条 一般事項

1. 保守点検作業者

保守点検は天体望遠鏡等を熟知したものが作業する。

2. 測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定及び試験の方法等を考慮し、確実な点検を行う。

第63条 保守点検作業

1. 保守点検は、事前に保守修理の履歴を確認した上で計画書を作成し、必要な点検機器等の準備をする。
2. 保守点検は1回/年行うこととし、点検月等は、調査職員と打合せをする。
3. 点検は、本編に定める点検項目について行う。
4. 点検記録、保守・修理記録は適切に保管管理する。

第64条 点検項目

1. 15cm屈折望遠鏡（4基）

①光学系

- a) 15cm対物レンズの汚れ
- b) ファインダーの汚れ
- c) アイピースの汚れ
- d) 15cm望遠鏡の光軸
- e) 15cm望遠鏡星像内外像
- f) 15cm望遠鏡星像視直径
- g) 各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

- a) 赤径軸潤滑油点検
- b) 赤径軸モーター点検
- c) 赤径軸ウォームギアの噛合い調整
- d) 赤緯軸潤滑油点検
- e) 赤緯軸モーター点検
- f) 接眼部駆動機構点検
- g) バランス調整
- h) 各部ネジの緩み点検
- i) 塗装点検
- j) 極軸セッティング点検
- k) 追尾精度点検

③電気P C系

- a) ハンドボックスの点検
- b) コネクター・コード類の点検
- c) ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

2. 30cm反射望遠鏡（1基）

①光学系

- a) 30cm主鏡表面の汚れ
- b) 30cm副鏡表面の汚れ
- c) 12.5cm対物レンズの汚れ
- d) ファインダーの汚れ
- e) アイピースの汚れ
- f) 30cm望遠鏡の光軸
- g) 30cm望遠鏡星像内外像
- h) 30cm望遠鏡星像視直径
- i) 各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

- a) 赤径軸潤滑油点検
- b) 赤径軸モーター点検
- c) 赤径軸ウォームギアの噛合い調整
- d) 赤緯軸潤滑油点検
- e) 赤緯軸モーター点検
- f) 副鏡駆動機構点検
- g) バランス調整
- h) 各部ネジの緩み点検
- i) 塗装点検
- j) 極軸セッティング点検
- k) 追尾精度点検

③電気P C系

- a) ハンドボックスの点検
- b) コネクター・コード類の点検
- c) ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

3. 可動式上屋・ドーム

①可動式上屋

- a) ラック・ピニオン・ベアリング部の確認・調整
- b) オーバースライダー動作確認
- c) 給電トロリー部確認
- d) シーケンサー動作確認
- e) ウェザーストリップ点検（防水ゴム・隙間調整ブラシ）
- f) ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）
- g) 各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

②可動式ドーム

- a) ベアリング部の確認・調整
- b) 開閉扉の点検・動作確認
- c) ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）
- d) 各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

④その他

周辺機器（操作盤等）についても適宜点検を行う。

第65条 保守作業

点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、調査職員と打合せをする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃

- イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- エ 接触部分、回転部分等への調整・注油
- オ 軽微な損傷がある部分の補修
- カ 塗装（タッチペイント）
- キ その他これらに類する軽微な作業

第3章 照明負荷保守点検

第66条 照明負荷保守点検

照明負荷の機能を常に安全かつ良好に維持するため、保守点検を実施する。

第67条 作成書類

事業者は、別紙－5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

1. 業務計画書（工程表含む）
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. その他調査職員が指示する書類

第6編 遊具維持管理工

第1章 共通事項

第68条 管理水準

遊具について、劣化や(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行う。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

- 1) 安全性の確保
- 2) 機能の保持
- 3) 美観に配慮した形姿の維持

第69条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずる。
2. 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員へ報告する。
3. 点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員に速やかに報告する。
4. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等がある場合は携帯して作業に従事する。
5. 本仕様書に記載されていない事項については、(社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準(2008)」を参考にする。

第70条 対象施設

遊具維持修繕工の対象施設は、以下の施設とする。

- (1) 森の回廊
- (2) 鳥の巣デッキ
- (3) 鳥の巣デッキB(森の回廊鳥の巣デッキ)
- (4) スイングボール
- (5) きりかぶ迷路
- (6) 木材飛ばしA/B
- (7) 光の遊具
- (8) 木登りネット
- (9) 森の吊橋
- (10) こかげネットA/B
- (11) トロッコ橋展望台前滑り台
- (12) ゆらゆらきのこ

- (13)メロディーきのこ
 - (14)こもれびネット
 - (15)森の隠れ家
 - (16)りすの散歩路
 - (17)コンビネーション遊具A
 - (18)コンビネーション遊具B
 - (19)オレンジエッグ
 - (20)フワフワエッグ
 - (21)マウントコニーデ
 - (22)虹の巣ドーム内虹の巣ネット
 - (23)ねずみのみち
 - (24)ローラー滑り台
 - (25)溶岩滑り台
- ※定期点検のみ実施。

第71条 管理項目

遊具維持修繕工では、対象施設に対し、下記の管理を行う。

- 1) 定期点検
- 2) 精密点検

第72条 用語の定義

- 1. 「点検責任者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
- 2. 「点検担当者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。
- 3. 「同等と認めた者」とは、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員が認めた者をいう。
- 4. 「作業」とは、遊具の点検をいう。
- 5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)
- 6. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
- 7. 「精密点検」とは、分解作業や測定機器を使用して行う詳細な点検である。
- 8. 「SP 表示認定企業」とは、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「S:2008QMS-SP 表示認定規格」を満たすマネジメント

システムを構築していると(社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。

9. 「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP 表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第73条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、JPFA-SP-S:2014に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第2章 定期点検

第74条 定期点検

1. 事業者は、定期点検の点検責任者を定め調査職員に事前に提出することとする。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
2. 定期点検の作業は、専門の有資格者が自ら行うか、又は専門の有資格者が作業者を指導して行う。
3. 定期点検は、日常点検や点検巡視と十分に連携をとり、実施する。(日常点検、点検巡視の実施については、企画運営管理業務を参照する。)
4. 定期点検は、年2回以上実施する。ただし、虹の巣ドーム内の虹の巣ネット(大・小)においては、別途開閉園準備時に取付金具の点検を行う。
5. 定期点検を行う場合には、あらかじめ、調査職員から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の資料を入手し、点検の参考とする。
6. 点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。
7. 定期点検は、(社)日本公園施設業協会が規定する「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。
8. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。
9. スイングボールの点検は、高所作業車を使用し、アンカー取付部、横桁内部ベアリング、チェーン固定部の点検を行う。
10. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
11. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定等による総合的な機能判定を行う。その判定結果については、必要に応じ事前に調査職員と協議する。
12. 点検終了後、「合格」と判断された遊具について、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には調査職員に報告し、点検実施時期を明記して添付する。

第3章 精密点検

第75条 精密点検

日常点検や点検巡視、定期点検時にハザードと思われるものが発見され、特に、精度の高い診断が必要な時に専門技術者が行う。

第4章 定期点検及び精密点検時における作成書類

第76条 作成書類

1. 作業計画書

業務計画書に基づき、作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた定期点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員の承諾を受ける。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱いと処置方法、連絡手順について記載する。

2. 事業者は次の各号に掲げる書類を作成すること。また、業務完了時には、実施状況等の記録書として添付すること。

1) 写真帳

客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況、基準の適合状況を写真に記録する。

写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに写真帳に整理する。

2) 定期・精密点検記録簿

定期点検または精密点検の場合は、点検実施後、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき速やかに作成する。

3) その他調査職員が指示する書類――適宜作成

第7編 除雪工等（園内除雪工、運搬排雪工、圧雪工、雪下ろし）

第1章 共通事項

第77条 管理水準

除雪工等は、公園施設の利用に支障が出ないよう、別添－32「除雪工等実施要領(案)」を参考に行う。10月～5月までの期間は、除雪体制を確保する。（除雪の実績は、別紙－42「除雪出動実施実績（時間、人数）」参照。）

第78条 対象施設

除雪工等の対象施設は、園内全体とする。ただし、収益施設は対象から除外する。

第79条 管理項目

除雪工等では、対象施設に対し、以下の管理を行う。

- 1) 園内除雪工
- 2) 運搬排雪工
- 3) 圧雪工
- 4) 雪下ろし

第80条 除雪工の作業時間の記録

作業時間の記録は、以下を原則とする。

1. 機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。
2. ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。
3. 運搬排雪量は、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。
4. 路面散布砂は、空袋管理とし、人力除雪と同様に実働時間で管理する。なお、作業日報に日々散布量、実働時間を記載する。

第81条 滝野スノーワールドの圧雪作業時間の記録

作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行うことを原則とする。

第82条 附帯除雪工（春季開園準備園内・こどもの谷遊具周辺・屋根雪下ろし）

附帯除雪工の作業時間の記録は、以下を原則とする。

1. 機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。
2. ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。

第83条 運転免許等

1. 除雪トラックの運転は、大型免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。
2. 除雪ドーザ、ロータリ除雪車、小型ロータリ除雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。
3. バックホウ、ブルドーザは、車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。なお、事業者は運転予定者の当該修了証の写しを各一部ずつ調査職員に提出する。
4. 圧雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得しており、圧雪車運転経験もしくは圧雪車に類似する機械の運転経験があり、経歴等を業務責任者が確認し、承諾した者とする。また、圧雪作業を支障無く遂行できる運転技術を有するものでなくてはならない。なお、事業者は圧雪車の運転予定者の機械運転経歴書の写しを各一部ずつ提出する。

第2章 除雪工

第84条 除雪工

別添－32「除雪工等実施要領(案)」を参考にして行う。

第8編 開閉園準備

第1章 共通事項

第85条 管理水準

春季開園準備においては、冬季の施設の養生を撤去し、開園後の利用に支障のない状態にする。

冬季開園準備においては、冬季間施設が破損しないよう適宜養生、撤収等を行う。

開閉園準備は、公園施設の利用に支障が出ないように、別添－33「開閉園準備実施要領(案)」を参考に行う。(別添－33「開閉園準備実施要領(案)」、別添－34「遊具取扱説明書」参照。)

第86条 対象施設

対象施設は下記の施設である。

- (1) 溶岩滑り台・同ゲート
- (2) オレンジエッグ
- (3) フワフワエッグ
- (4) フワフワエッグバタフライ弁
- (5) マウントコニーデ
- (6) 光の遊具
- (7) スイングボール
- (8) 標識
- (9) りすの散歩路(トンネル)
- (10) りすの散歩路(ジャングルジム)
- (11) 木登りネット
- (12) こかげネット A, B
- (13) 森の吊橋
- (14) トロッコ遊具・材木飛ばし・こもればいネット
- (15) ありの巣トンネル
- (16) 秘密の抜け道
- (17) ねずみのみちロープ柵
- (18) 森の教室
- (19) トロッコ橋展望台横便所
- (20) 天文台
- (21) 森見の塔
- (22) ワックスルーム(2棟)
- (23) 中央口クロスポイント
- (24) 歩くスキースタート・ゴール看板
- (25) 第1・第2ロープトウ防護柵
- (26) 鯉のぼりポール(8ヶ所)
- (27) 積雪柵(展望台から天文台間脱色アスファルト園路(地点A))
- (28) 積雪柵(展望台裏幹線園路(地点B))
- (29) 積雪柵(やまびこトンネル上幹線園路(地点D))
- (30) 積雪柵(やまびこトンネル上幹線園路(地点E))

第 8 7 条 管理項目

1) 春季開園準備

- ①遊具等設置及び雪囲い（養生）撤去
- ②建物雪囲い（養生）撤去
- ③スノーワールド撤去
- ④積雪柵撤去
- ⑤資材の搬出・搬入撤去

2) 冬季開園準備

- ①遊具等撤去及び雪囲い（養生）設置
- ②建物雪囲い（養生）設置
- ③スノーワールド準備
- ④積雪柵設置作業

第 2 章 開閉園の準備

第 8 8 条 開閉園の準備

別添－ 3 2 「開閉園準備実施要領(案)」を参考にして行う。

第9編 園内清掃、公園内建物清掃

第1章 共通事項

第89条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要がある、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行う。

第90条 対象施設

対象区域は全園を区域とする。ただし、(収益施設等管理運営規定書第1条に定める)収益施設は除く。(別紙ー37「清掃箇所、方法及び頻度等」参照。)

- ・休憩所
- ・便所等
- ・池・流れ清掃等
- ・園路・広場の舗装部

第91条 管理項目

- ・休憩所清掃工
- ・便所清掃工
- ・工作物清掃工
- ・定期清掃工
- ・ゴミ回収運搬工
- ・臨時清掃工

第2章 休憩所清掃工

第92条 休憩所清掃工

1. 床、壁面、天井等は、はき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄する。
2. くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除く。
3. 清掃対象箇所に設置されている展示物等は、必要に応じ清掃する。
4. 清掃箇所及び実施頻度等は下表の通りとする。(別紙ー37「清掃箇所、方法および頻度等」参照)
5. 使用頻度、汚れ度合により適宜回数を設定するものとする。

清掃箇所	実施頻度
四阿、中央口休憩所、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第3章 便所清掃工

第93条 便所清掃工

1. 清掃中は、利用者の利便性に配慮する。

2. 衛生器具(便器、手洗い器等)、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
3. ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充する。
4. 清掃箇所（別添－２９「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」３ 便所位置図）及び実施頻度等は下表の通りとする。
5. 使用頻度、汚れ度合により適宜回数を設定するものとする。

清掃箇所	実施頻度
中央口休憩所(管理棟)、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第４章 工作物清掃工

第９４条 園内清掃

1. 対象区域は全園を区域とする。ただし、別紙－９「H28・31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務収益施設等管理運営規定書」の対象である収益施設は除く。
2. 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、工作物をきれいな状態に保つ。
3. 園路、広場、排水枡、排水溝の土砂を除去すること。
4. 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行う。
5. くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行う。
6. 池等の水面のごみや落ち葉等を網等で随時除去する。
7. 外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行う。
8. 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際に業務責任者の判断により当該箇所を清掃する。
9. 実施頻度は下表の通りとする。なお、清掃箇所は、別紙－３７「清掃箇所、方法および頻度等」を参照すること。

実施頻度	
最繁忙期(4月～5月)	1回/日
繁忙期(10月～11月)	
通常期(6～9月、3月)	
閑散期(12月～2月)	土・日・祝日;1回/日、平日;1回/週

第５章 定期清掃工

第９５条 計画

事業者は、作業計画において使用機械、作業方法等の変更が生じた場合は、事前に調査職員と協議する。

第96条 定期清掃

内容は次のものとする。

1. ワックス塗布

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
研修棟(362 m ²)	2回/年
ボランティア棟(234 m ²)	
軽食コーナー休憩スペース(100 m ²)	
ロτζゆきざさ休憩スペース(2F)(62 m ²)	
カントリーハウス休憩室(1F)(58 m ²)	
森の情報館受付・森の情報館展示室 B1F・ スタッフルーム・授乳室(2F)(27 m ²)	

2. 天然木フローリング清掃（木材保護着色剤使用）

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
森の交流館・ツリーハウス(539 m ²)	1回/年

3. クリーニング

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
カントリーハウス内1Fカーペット(127 m ²)	2回/年
虹の巣ドーム内ウレタン床(208 m ²)	

4. 強力掃除機清掃

強力掃除機清掃は、ネット素材を損傷させない柔軟なブラシを用いて、ネットの隙間の埃等を除去する。

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
ざぶとん遊び 18個(36 m ²)	2回/年

5. 水あらい

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ネット（大・265 m ² 、小・20 m ² ）	2回/年
ぶら下がりボール 1本、ネット6本(33 m ²)	

6. オゾン式脱臭

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ドーム内	2回/年

7. 機械洗浄

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
フワフワエッグ	1回/年

8. 池・流れ清掃等

- (1) ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類や夾雑物、汚泥を除去し、池の底部、側面部、景石等をブラッシングする。
- (2) 底部、側面部、景石等の汚れを所定箇所へ処理した後、池部への給水ポンプを始動する。
- (3) 清掃箇所及び実施頻度は下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度	
せせらぎ水路	5月、6月、9月	1回/月
	7月	2回/月
	8月	4回/月

9. 幹線園路清掃工(機械)

- (1) 幹線園路を路面清掃車にて清掃する。
- (2) 回収した砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。
- (3) また、作業中においては誘導員を1名配置し、安全を確保する。

清掃内容等	実施頻度
路面清掃(路面清掃車)	2回/年

10. 幹線園路雨水桝清掃工(機械)

- (1) 幹線園路の雨水桝を側溝清掃車で清掃する。
- (2) 回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

清掃内容等	実施頻度
雨水桝清掃 (収益を除く)	1回/年(春)

11. 人工桝清掃

- (1) 機械が入らない園路及びカントリーガーデンの集水桝の土砂等を除去し、清掃する。
- (2) 回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

第97条 作業時間

原則として、公園利用者に近接する箇所については、閉園時間内に行い、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行う。

注 閉園時間(4/20～5/31、9/1～11/11)17:00～9:00

(6/1～8/31)18:00～9:00

第6章 臨時清掃工

第98条 臨時清掃

行催事の開催後や春季・冬季の開閉園準備時、害虫発生時、台風や豪雨等の災害発生時には、必要に応じて、当該箇所を清掃する。

第7章 ゴミ回収運搬工(夏季・冬季)

第99条 ゴミ回収運搬工(夏季・冬季)

- 1. 軽トラックにより、園内各所に存在するゴミ箱から所定の集積箇所に運搬する。ゴミは、札幌市の分別区分に従って分別を行う。
- 2. ここでいうゴミとは園路上の落ち葉、枯れ枝も含む。
- 3. 夏期については、炊事広場の残り火処理も行う。
- 4. ゴミ回収運搬箇所については、別途指定する。
- 5. 生ごみについては、植物性の廃棄物と併せて、堆肥化を行うこと。

ゴミ回収運搬（1）	中心・溪流	夏期 軽トラック L=38.3km
ゴミ回収運搬（2）	中心・溪流 滝野の森	夏期 軽トラック L=44.2km
ゴミ回収運搬（3）	中心・溪流	冬期 軽トラック L=15.1km

(別紙－38「一般廃棄物（排出量、経費）」参照。)

第100条 産業廃棄物処理

事業者は、排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）及び関係法令に従って、適正に処理する。(別紙－39「産業廃棄物（排出量、経費）」参照。)

H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
個別仕様書
【植物管理業務】

平成 2 7 年〇月

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」のうち、植物管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書（別紙－５）、設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 作成書類

事業者は、共通仕様書（別紙－５）第１３条、第１４条、第１５条に準じて、書類を作成する。

第4条 基本事項

- １．本業務は、植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施する。
- ２．事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、次号に掲げる事項の他、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。
 - １）植物について補植を要する事態が生じたとき。
 - ２）既存木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。
 - ３）公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。
- ３．業務責任者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
- ４．園内外に生息・生育する貴重種（別紙－４５「生態エリア管理指導事項」参照）に影響を与えないように十分に留意して実施するとともに、貴重種の生息・生育に適した環境を保全するものとする。
- ５．管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置する。
- ６．業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
- ７．スタッフの身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行う。
- ８．業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議の上、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行う。
- ９．持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行する。（別添－１６「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」参照。）
- １０．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。

- 1 1. 提供物品（別紙ー 2 2 「提供物品一覧」参照）は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行う。
- 1 2. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理する。
- 1 3. 企画提案により、当初の形状を変更した場合は、業務終了後に調査職員と協議を行い、必要に応じて原状回復する。（継続して契約した場合を除く。）
- 1 4. ボランティアによる植物管理が円滑に活動できるように支援すること。
- 1 5. 植物管理と一体となった行催事では、企画運営管理及び施設・設備維持管理等と総合的な調整のもと、相互連携を保ち、公園利用者の安全確保に努めるものとする。

第5条 安全管理等

1. 常に公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。
2. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保する。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分に確保するとともに、園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。

第6条 利用サービス

1. 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行う。
2. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示する。

第2章 芝生管理

第7条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行う。(別添ー40「芝生管理区域図」参照)

ランク	AA	A	B	C	D
管理目標	美観や密度を保ち、プレーの要求に応えることが目的の芝生地。	主要な広場や修景施設周辺にあり、修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、利用率も高い芝生地	修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、動的使用も多い芝生地	A、Bランクに次ぐ程度の修景性や利用率がある芝生地	主として法面等保全や緑を保持することが目的の芝生
管理水準					
標準高	4cm 以下に維持	5～7cm に維持	5～8cm に維持	7～9cm に維持	10cm 以下に維持
雑草混入	混入なし	可能な限り混入なし	可能な限り混入なし	一部混入容認	一部混入容認
茎葉密生度	高い	高い	高い	高いが空隙あり	高いが空隙あり
標準実施回数	(単位；回/年)				
芝刈(標準芝刈込回数)	35～40	15～20	9～12	6～8	3～5
対象地 (収益施設を除く)	パークゴルフ場(フェア)	パークブリッジ下 花のまきば (1)(2)(3)(5) カントリーハウスの庭園(1) 花のテラス ロジ前 つどいの森 風のはらっぱ(1)(2) パークゴルフ場(ラフ) 厚別川上流 厚別川下流 水の広場 森の炊事広場 収穫の谷(1) 多目的ホール前 溪流口駐車場周辺 鱒見口駐車場周辺	事務所周辺 ローンスタジアム 展望台周辺 東口の広場 こどもの谷(2)(3) 滝野の森口広場	中央口駐車場周辺 東口駐車場周辺 収穫の谷(2) こどもの谷(1)	溪流園 森のすみか カントリーハウスの庭園(2) 花のまきば(4) 滝野の森口広場周辺 山の家宿泊棟前

※ 芝刈工以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第8条 芝刈工

1. 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高は管理水準を目安とするが、大幅に変更する場合は、調査職員と協議する。
4. 刈り取った芝は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。

5. 芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。

第9条 芝生施肥工

1. 過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
2. 施肥を行う場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わない。
3. 施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認すると共に、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。
(実績は、別紙－43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」を参照。)

第10条 芝生目土掛工

1. 目土は植物の根やガレキ等の混入がなく、必要に応じてふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。
2. 目土は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
3. 芝草の生育適期を選んで施工し、合わせて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。

第11条 芝生エアレーション工

1. 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
2. 施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。
3. 芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除く。

第12条 芝生雑工

1. 芝生雑工1については業務責任者の判断する作業（堆肥攪拌補助、散水、不陸調整等）を実施する。
2. 芝生雑工2については業務責任者の判断する作業（灌水補助、施肥散布補助、芝生保護材設置等）を実施する。
3. 芝の補植を行う際は、以下の項目に留意する。
 - 1) 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行う。
 - 2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水する。
 - 3) 播種（オーバーシード）は、オーバーシード等を使用して、施工箇所を刈取・集草し、土壤改良材を散布の後、種子を均等に播き付ける。
4. 芝生灌水は、以下の項目に留意する。
 - 1) 既存の灌水設備を使用して、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した灌水量を芝生全面に行きわたるように均一に灌水する。
 - 2) 芝生の生育状況を確認したうえで、適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。
 - 3) 施工の際は、入園者等に細心の注意を払うと同時に主要部分は開園時間外に対応する。
5. リサイクル工

堆肥づくりは、落葉や芝刈屑等を原材料として植栽地の土壤改良等を目的として行うものとし、切り返し方法、使用機械については、まとめて調査職員に協議した上で決定する。

なお、リサイクル場所は別途図面に明示している滝口ヤード箇所とし、リサイクル以外のものは園外へ搬出・処分する。
6. 芝生病虫害防除工（薬剤散布）は、以下の項目に留意する。
 - 1) 病虫害が発生した場合には、誘殺等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても農薬取締法等の農薬関連法規や北海道農薬安全使用推進方針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、最小限の区域における農薬散布に留める。
 - 2) 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合は、速やかに調査職員の承諾を得て、適切な処置を講ずること。
 - 3) 薬剤散布は、薬剤の効果、周辺環境への影響に十分配慮し、適切な天候条件、使用日時、服装により行う。なお、開園時間内には実施しない。
 - 4) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について記録する。
(実績は、別紙ー44「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。)

第3章 中低木管理

第13条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行う。(別添ー4 1「中低木管理区域図」参照)

管理目標	対象地の個々の中低木の目的（鑑賞、遮蔽、境界、緑被）に留意した管理を行う。		
	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ中低木	既存木及び法面等保全や緑を保持することが目的の中低木
	鑑賞	遮蔽・境界	緑被
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	基本的に自然樹形であるが、樹種の特Ⓐ性等を考慮し、剪定工を実施する。枯損枝、支障枝等は撤去する。	自然樹形とし、枯損枝、支障枝等は撤去する。
標準実施回数	（単位；回/年）		
剪定・刈込み	1 回／年	適宜	
対象地	カントリーガーデン、溪流ゾーン、青少年山の家、こどもの谷 等		

※剪定・刈込み以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第14条 中低木剪定工

1. 一般事項

- 1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。
- 3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。
- 4) 数年の期間において刈込みを実施する場合は、第1回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。
- 5) 刈り取った枝葉は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
- 6) 特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。
- 7) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 8) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告する。

2. 寄植剪定

各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈込む。

3. 単木剪定

各樹種の特性に応じた人力による刈り込み作業を行う。

第15条 ハギ刈込工

- 1) 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈残しのないように刈り込む。
- 2) 刈り取った枝葉は、別途図面に明示している滝口ヤードに運搬・堆積する。

第16条 中低木地除草工（人力除草）

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、別途図面に明示している滝口ヤードに運搬・堆積する。

第17条 中低木地除草工（機械除草 肩掛式、ハンドガイド式+肩掛式）

1. 作業場所の条件により、肩掛式草刈機及びハンドガイド式併用肩掛式草刈機により施工する。
2. 刈り取った雑草は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第18条 中低木施肥工

1. 一般事項

- 1) 施肥量は、過去の実績をふまえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。（別紙－43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）
- 2) 縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

2. 中低木施肥

- 1) 寄植：化成肥料については、植込内に均一に散布する。
- 2) 単木：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に肥料を入れ覆土する。
(実績は、別紙－43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。)

第19条 中低木冬囲工（枝しおり設置・縄巻のみ、撤去）

（設置）

縄巻きのみにより枝しおりを行う。

（撤去）

1. 設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。
2. 撤去した縄巻は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第20条 中低木冬囲工（晒竹4本むしろ掛け設置・撤去）

（設置）

1. 心立ては晒竹 L=3.9m、4本/本とする。
2. むしろは2枚/本とする。

（撤去）

1. 設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。
2. 撤去した晒竹・むしろ等は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第 2 1 条 中低木冬囲工（晒竹 1 本縄巻設置・撤去）

（設置）

樹高に合わせて晒竹の長さを調整し、縄巻によって枝しおりを行う。

（撤去）

1. 設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。
2. 撤去した竹・縄巻等は資材置き場に運搬・堆積する。

第 2 2 条 中低木雑工・中低木巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 中低木雑工については業務責任者の判断する作業（ササ刈、ササ伐根、害虫の捕殺駆除作業、中低木地落葉除去枯損木及び支障枝撤去等）を実施する。
2. 中低木巡回工 1 にて、植木手入れやその他業務責任者が判断する管理作業を行う。
3. 中低木巡回工 2 にて、植木手入れ補助・支障木手入れやその他業務責任者が判断する管理作業を行う。
4. 中低木病虫害防除工は、以下の項目に留意する。
 - 1) 中低木病虫害防除工は「第 1 2 条 芝生雑工 6. 芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。
（実績は、別紙ー 4 4 「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）
5. 中低木植栽工（中低木 株物）は、以下の項目に留意する。
 - 1) 樹高 60cm 未満の樹木を対象とする。
 - 2) 植栽を実施するにあたり、土壌改良材は埋め戻し土壌とよく攪拌する。

第4章 高木管理

第23条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行う。(別添－42「高木管理区域図」参照)

ランク	A	B	C
管理目標	花やその樹形を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている高木	園路や広場、敷地の境界、遮へい、防火帯となる植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木	既存木に近い高木
	鑑賞	鑑賞、緑陰、防災、遮へい	緑陰
管理水準 (剪定)	抑制管理を中心とし、きめ細かい管理を実施 自然樹形を原則とするが、強風による影響を受けやすいものについては枝透かしを実施	自然成長を前提としつつ、障害除去を行う保護管理を実施 原則として自然樹形	原則として自然樹形
対象地	カントリーガーデン 子供の谷など	カントリーガーデン 子供の谷など	溪流ゾーンなど

第24条 高木施肥工

過去の実績をふまえ、肥料、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、施肥量について業務責任者が判断して行う。(別紙－43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照)

壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に肥料を入れ覆土する。

第25条 高木支柱工

1. 二脚鳥居の結束直しを行う。
2. 再結束の際に、発生した在来杉皮、しゅろ縄及び鉄線は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第26条 高木冬囲工(枝しおり設置・撤去による冬囲い)

(設置)

わら縄によって枝しおりを行う。

(撤去)

1. 設置されている冬囲いの撤去を行う。
2. 撤去したわら縄等は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第27条 高木枯損木処分工

1. 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員と協議し、対象木を決定する。
2. 幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行い、幹周 20m 未満、20cm 以上 30cm 未満、30cm 以上 60cm 未満、60cm 以上 90cm 未満、90cm 以上 120cm 未満と区分する。
3. 伐採した樹木の幹及び枝葉については、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第28条 高木巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 高木巡回工1は、高度な造園知識・技術を必要とする作業（倒木復旧作業、樹勢回復作業〔状態の調査を伴うもの〕、高所作業、アオダモのアーチやコニファーの冬囲い等）や、その他業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 高木巡回工2は、高木巡回工1以外の作業やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 在来の支柱の取り外しを行う際は、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜く。また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除く。撤去した支柱、杉皮、しゅろ縄等は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
4. 高木剪定工は、以下の項目に留意する。
 - 1) 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じてもっとも適切な方法により行う。
 - 2) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
 - 3) 剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
 - 4) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。
 - 5) 花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。
 - 6) 剪定後、樹木周辺をきれいに清掃する。剪定した枝葉は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
 - 7) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
 - 8) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告する。（別紙－45「生態エリア管理指導事項」参照。）
 - 9) 園路やマウンテンバイクコース沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどないよう努める。
 - 10) 調査職員の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努める。
5. 高所作業は、以下の項目に留意する。
 - 1) 高所作業車を使用し、高所枝打ち作業等を行う。
 - 2) 高所作業の際には、周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施する。
6. 高木病虫害防除工（薬剤散布）は、以下の項目に留意する。

高木病虫害防除工は、「第12条 芝生雑工6. 芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。
（実績は、別紙－44「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第5章 林地管理

第29条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす樹林地管理を行う。（別添－43「林地管理区域図」参照）

区分	林地
管理目標	既存木
	保全林地、景観林地
管理水準	原則として自然樹形
対象地	カントリーガーデン周辺 溪流ゾーン 滝野の森（西エリア、東エリア）など

第30条 林地除草工（肩掛式 集積・運搬あり）

1. 林地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈り取る。
3. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それにかからんでいるつる性の雑草もきれいに除去する。
4. 案内板等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取る。
5. 調査職員が残すよう指示した樹木、草花類を刈り取らないよう、事業者は H22、H23 実績の「生態エリア管理指導事項」（別紙－45）、「滝野の森ゾーン（西エリア）植物維持管理計画書」（別添－45）を参考にし、細心の注意をはらい施工する。
6. 水際のアシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について調査職員の指示に従う。
7. 自生動植物の育成や繁殖、景観、利用形態についても配慮する。
8. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。
9. 施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。
10. 幹線園路の両側路肩は、片側 1.5m 幅標準で刈取る。
11. 刈草は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬集積するとともに、刈跡はきれいに清掃する。
12. 施工にあたり、本公園の自生動植物の育成や繁殖に配慮するため、また景観や利用実態に配慮するため、施工時期や刈高・刈残し（エコパッチの設置）等の具体的な施工については、調査職員に報告することとする。

第31条 林地除草工（肩掛式 集積・運搬なし）

1. 「第30条林地除草工（肩掛式 集積・運搬あり）」の1～9に準じて行う。
2. 刈り取った茎葉はそのままとする。

第32条 林地除草工（人力除草 抜根 集積・運搬あり 貴重種箇所）

1. 人力作業により抜根する。
2. 抜き取った雑草は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

3. 貴重種については、配慮すべき対象を調査職員と確認し、協議する。
4. 貴重種についてスタッフ全員で事前に確認作業を行う。

第33条 林地巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 林地巡回工1は、高度な造園知識・技術を必要とする作業（樹種の判別、高所作業等）や業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 林地巡回工2は、業務責任者の判断する作業（園外支障木処理、枯枝除去、手刈り作業、エゾサシユウオ産卵地の堆積物除去等）や動植物観察等記録表の作成を実施する。
3. 林地巡回工2は、支障枝除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
4. 高所作業車は、「第28条高木巡回工5. 高所作業」に準じて行う。
5. 林地伐採工（間伐）は、以下の項目に留意する。
 - 1) 一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とする。
 - 2) 幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行う。
 - 3) 作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、地際より切除する。
 - 4) 間伐及び伐採した樹木は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した方法により処理し、跡地は清掃する。
 - 5) 間伐及び伐採した樹木の幹及び枝葉については別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
6. 林地高木枯損木処分工は、以下の項目に留意する。
 - 1) 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員と協議し、対象木を決定する。
 - 2) 幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行い、幹周 30cm 未満、30cm 以上 60cm 未満、60cm 以上 90cm 未満、90cm 以上 120cm 未満と区分する。
 - 3) 伐採した樹木の幹及び枝葉については、基本として別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積するが、現地の状況によっては調査職員と協議の上、園路や景観等に弊害がでないよう細分して現地にて廃置する。

第6章 花壇管理

第34条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間を18週程度確保する。

対象エリア名称	目的・目標	花の見頃期間(週)
パレット花壇、花のまきば、モルト樽(カントリーハウス)、露地花壇(東口)、ハンギングバスケット(東口カントリーハウス、花人の隠れ家、花のテラス)、収穫の谷、くらしの花園	公園利用者を出迎えるシンボル空間であり、シーズンを通して、見頃となるよう、留意する。	18週程度

(実績は、別添－44「植栽管理区分図【草花管理】」参照。)

第35条 花苗材料一般

1. 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第36条 花壇植栽工

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除く。その後に、地ごしらえをし、植栽する。
2. 大規模花畑の植えつけの際のデザインについては、調査職員と協議し、承諾を受けた上で決定し、苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。
3. 同じ花壇に植栽する場合、同じ種類の花苗は出来るだけ草丈、株立ちの均一なものを選び、開花期に咲き揃うように同じ高さに植えるものとする。
4. 草花面は床土をシャベル等により30 cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
5. 肥料は、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。
6. 植えつけ後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植えなおしをする。
7. 抜き取った草花は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第37条 花壇巡回工(巡回作業・雑作業)

1. 花壇巡回工1は、プランター設置・撤去・移動、耕耘、病虫害防除、施肥、その他業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 花壇巡回工2は、花がら摘み、ピンチ(切り戻し)、摘心、除草、誘引、枯葉除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう行う。
4. 灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させる。
5. 花壇病虫害防除工は、以下の項目に留意する。

花壇病虫害防除工は、「第12条 芝生雑工6. 芝生病害防除工(薬剤散布)」に準じて行う。

(実績は、別紙－44「薬剤散布(位置、数量、時期、頻度等)」参照。)

第7章 草花管理

第38条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間を18週程度確保する。

対象エリア名称	目的・目標	見頃期間(週)
花のまきば、収穫の谷、バックヤード圃場、山のお花畑、森のすみか、スズランの小径、収穫の谷、カントリーハウスの庭園、歓迎の花壇横スズラン、中央口、疎林広場周辺、平成の森、つどいの森、事務所周辺、西エリア、ローンスタジアム	季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行う。	18週程度

(実績は、別添－44「植栽管理区分図【草花管理】」参照。)

第39条 花苗材料一般

1. 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第40条 草花除草工

1. 人力による抜根除草とする。
2. 抜き取った雑草は収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するとともに、除草後はきれいに清掃する。
3. 根に付着した土を除いた後収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するものとする。

第41条 草花刈払工

1. 株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈払い及び施工時期については十分注意して決定する。
2. 刈取った草花は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第42条 草花刈込工（人力）

1. 対象となる株の葉部のみ刈取る。
2. 刈取った草花は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第43条 草花施肥工

1. 元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。

(実績は、別紙－43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。)

第44条 草花病虫害防除工

草花病虫害防除工は、「第12条 芝生雑工6. 芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

(実績は、別紙－44「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。)

第45条 草花巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 草花巡回工1は、業務責任者の判断により通常の作業とは異なる巡回作業及び雑作業（育苗、掘上、補植、移植、株分け、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、花苗植付けに伴う割付、支柱設置、柵及び鉄ピンの設置・撤去等）やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 草花巡回工2、業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘引、ロープ柵設置・撤去、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・球根植付、軽微な灌水、間引き、1年草抜取・刈取、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転補助、マルチング等）を実施する。

第8章 花畑管理

第46条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間を18週程度確保する。また、花畑の管理は、行催事および利用プログラムと十分に連携をとり、実施する。

対象エリア名称	目的・目標	花の見頃期間(週)
花のまきば、収穫の谷	単体の花だけでなく、大面積の群落も観賞できるように留意する。	18週程度

(実績は、別添－44「植栽管理区分図【草花管理】」参照。)

第47条 花畑耕耘工

1. 古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬処理する。
2. 草花面は床土をトラクター等により30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
3. 肥料を施す場合には、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を、花畑面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。

第48条 花畑耕耘工（土壌改良材散布 人力散布）

土壌改良材を人力により、むらのないよう均一に散布する。

第49条 花畑耕耘工（機械畝立て）

トラクター1t級にて畝立てを行う。

第50条 花畑病虫害防除工

花畑病虫害防除工は、「第12条 芝生雑工6. 芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

(実績は、別紙－44「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。)

第51条 花畑除草工

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積する。

第52条 花畑巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 花畑巡回工は、「第45条草花巡回工（巡回作業・雑作業）」に準じて行う。
2. 花畑施肥は、以下の項目に留意する。
 - 1) 元肥は、花畑面に、過去の実績をふまえ業務責任者が適切に判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
 - 2) 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。
(実績は、別紙ー43「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。)
3. 花畑播種は、以下の項目に留意する。
 - 1) 人力等により播種を行い、必要に応じて覆土する。
 - 2) 施工後には十分な灌水及び養生を行う。

H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務 収益施設等管理運営規定書

平成 2 7 年〇月

目次

はじめに

第1編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営共通規定書

第1章 総則	2
第2章 マネジメント（運営管理）	18
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）	22
第4章 安全衛生管理	24
第5章 施設管理	27
第6章 財産管理	28
第7章 管理運営報告書	29

第2編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営個別規定書

第1章 駐車場	30
第2章 レンタサイクル施設	33
第3章 飲食・物販施設	36
第4章 釣堀施設運営	39
第5章 オートキャンプ場運営	41
第6章 園内シャトルバス運営	46
第7章 園内移動用施設（リフト）運営	49
第8章 ロープトウの維持管理	53
第9章 自動販売機	55
第10章 公衆電話	58
第11章 自主事業における行催事等	60

はじめに

本規定書は、国営滝野すずらん丘陵公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、オートキャンプ場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、自動販売機、公衆電話等の管理運営業務及び自主事業を実施する上での基本的な条件を取りまとめたものである。

本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第5条第1項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、民間事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、事業者は、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。

事業者は、自らが作成する管理運営要領に従って管理を実施することになるが、管理運営要領は、本規定書を踏まえるだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、事業者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

また、実際の管理に当たっては、常に利用状況を観察し、最新の知見を取り入れ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。

第1編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営共通規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営滝野すずらん丘陵公園

所在地 北海道札幌市南区滝野 247 番地

敷地面積 395.7ha

うち収益施設許可面積 138,669.5 m²

■対象となる収益施設

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
レストラン (カントリーハウス)	飲食店・売店 363.17m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 1,562.21m ²
	自動販売機置場 2.86m ²	
用具貸出所 (カントリーハウス)	プロパン庫 5.46m ²	
	用具貸出室 87.69m ²	
中央管理所売店	用具貸出品倉庫 133.85m ²	
	売店 18.18m ²	
	自動販売機置場 4.02m ²	管理所 (鉄筋コンクリート造) 延床面積： 506.43m ²
	自動販売機置場 13.86m ²	
子供の谷休憩所売店	休憩所 (鉄筋コンクリート造) 延床面積： 398.84m ²	
	厨房、売店、食品庫、休憩室 192.20m ²	
	厨房機器等一式、自動販売機置場 4.44m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 369.51m ²
レストラン(溪流園)	レストラン(売店を含む) 304.13m ²	(鉄筋コンクリート造) 建築面積： 304.13m ²
	プロパン庫 5.61m ²	(鉄筋コンクリート造) 建築面積： 5.61m ²
	屋外ピット 32.40m ²	(鉄骨造) 建築面積： 32.40m ²
	バーベキュー園 2,177.89m ²	管理面積： 2,177.89m ²
釣堀 (フィッシング・タキ)	釣堀 1,700.83m ²	管理面積： 1,700.83m ²
	四阿 581.14m ²	管理面積： 581.14m ²
鱒見口売店	売店 60.00m ²	(鉄骨造) 建築面積： 247.00m ²

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
溪流口売店 （ロッジゆきざさ）	スキー貸出室、物置 42.24m ²	（木造一部鉄筋コンクリート造） 延床面積： 315.36m ²
	倉庫、スナック、休憩室の一部 86.58m ² テラス（自動販売機置場含む） 42.33m ²	
東口情報センター レストハウス棟売店	売店 81.33m ² 自動販売機置場 3.57m ²	（鉄筋コンクリート造） 延床面積： 185.47m ²
駐車場	中央口駐車場（案内看板等）	（アスファルト舗装等） 管理面積： 28,654m ²
	鱒見口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	（アスファルト舗装等） 管理面積： 4,253m ² 建築面積： 4.52m ²
	溪流口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	（アスファルト舗装等） 管理面積： 4,029m ² 建築面積： 11.27m ²
	東口駐車場（案内看板等）	（アスファルト舗装等） 管理面積： 19,248m ²
	南駐車場（案内看板等）	（アスファルト舗装等） 管理面積： 11,333m ²
	滝野の森口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	（アスファルト舗装等） 管理面積： 5,510m ² 建築面積： 6.76m ²
園内移動用施設	リフト 256.45m	搬器 48 台
	機器保管倉庫 77.4m ²	
サイクリング施設	自動販売機置場 187.00m ²	（鉄骨造） 建築面積： 247.00m ²
ロープトウ	第1ロープトウ 第2ロープトウ	第1、第2とも延長200m
自動販売機	溪流口駐車場 便所横 2.56m ²	3 台
	こどもの谷虹の巣ドーム 横 0.82m ²	1 台
	こどもの谷さまよいの洞窟トイレ 横 2.40m ²	3 台
	こどもの谷溶岩すべり台下小屋 横 1.60m ²	2 台
	森のすみか森の工房 横 0.71m ²	1 台
	森のすみか多目的トイレ 横 0.99m ²	1 台
	案内所（溪流ゾーン） 1.11m ²	1 台
自動販売機	東口レストハウス（便所） 1.71m ²	2 台

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
	公園事務所 0.64m ²	1 台
	東口休憩所（研修棟） 0.64m ²	1 台
	東口休憩所（ボランティア棟） 0.64m ²	1 台
	展望台（すずらの丘） 0.72m ²	1 台
	森の交流館 1.36m ²	2 台
	森の教室 0.54m ²	1 台
	森の情報館 0.73m ²	1 台
公衆電話	中央口休憩所 A（管理所）、 カントリーハウス、虹の巣ドーム	各施設 1 台（計 3 台）

※当該施設の運営を行わない場合も、第 13 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。

オートキャンプ場（オートリゾート滝野）

名 称	数 量	備 考
キャンピングカーサイト	23 サイト	AC 電源、炊事施設、TV アンテナ付、 管理面積 10,706 m ²
スタンダードカーサイト	40 サイト	AC 電源付、管理面積 4,990 m ²
キャビンサイト A	14 サイト	サイト A（木造中 2 階、AC 電源付）延床面積 415.80 m ² 、 管理面積 2,037 m ²
キャビンサイト B	5 サイト	サイト B（木造平屋建）延床面積 114.75 m ² 管理面積 552 m ²
キャビンサイト S	6 サイト	サイト S（木造平屋建）延床面積 328.32 m ² 管理面積 3,590 m ²
フリーテントサイト	55 サイト	管理面積 5,116 m ²
センターハウス	1 棟	（木造 2 階建）延床面積 984.94 m ² 事務室、コインランドリー、倉庫、売店、便所、シャワー室、宿泊室、管理人室、ラウンジ、多目的ホール、電気室、ボイラー室、自動販売機置場、ボランティアルーム、炊事室、多目的トイレ、身障者用シャワー室 オイルタンク（木造平屋建）延床面積 15.12 m ² 離れ倉庫（木造平屋建）延床面積 18.23 m ² （仮設物置含む）
管理用駐車場	1 カ所	管理面積 441 m ² （15 台）
駐車場	21 カ所	管理面積 1,417 m ² （フリーテントサイト用 62 台）
サニタリーハウス	1 棟	（木造平屋建）延床面積 155.52 m ² 炊事施設、トイレ
車庫棟	1 カ所	（木造平屋建）延床面積 46.08 m ²

名 称	数 量	備 考
炊事棟	8 棟	(木造平屋建) 延床面積 98.01 m ² (スタンダードカーサイト 5 棟、キャンピング A サイト 2 棟)
便所棟	4 棟	(木造平屋建) 延床面積 79.38 m ² (キャンピングカーサイト 1 棟、スタンダードカーサイト 1 棟)
ゲートシステム	1 カ所	カーゲート、アームキャッチャー、タンキーボックス、カメラ 2 台
管理カメラ	1 式	管理カメラ 4 台、屋外制御盤 4 面、モニターテレビ 1 台
放送設備	1 式	スピーカー 16 台
園路誘導灯	49 カ所	
ゴミステーション	2 カ所	(木造平屋建) 管理面積 29 m ² (入口付近 1 カ所、キャンピング B サイト 1 カ所)
残り火入れ	5 カ所	
自動販売機置場	3 カ所	管理面積 8 m ²
ダンプステーション	1 カ所	(木造平屋建) 延床面積 1.89 m ² (汚水ポンプ棟内)
芝生広場	—	管理面積 5,870 m ²
プレイロード	2 基	管理面積 770 m ²
彩りの森	—	管理面積 16,220 m ²
園路	—	
ジャブジャブ池	1 カ所	
インターホン	3 カ所	
展望台	1 カ所	

※当該施設の運営を行わない場合も、第 13 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。

(別添－ 4 6 「収益施設運営対象区域図および備品一覧」参照。)

2. 履行期限

- 1) 前項の収益施設に関する都市公園法第5条の許可の期間（以下「管理運営期間」という。）は、平成28年4月1日から平成32年1月31日までとする。
- 2) 管理運営期間は、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、北海道開発局札幌開発建設部は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。
- 3) 施設等運営者は、収益施設等運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、万全の体制で本業務に備えなければならない。
- 4) 施設等運営者の企画提案等により収益施設の運営日時を変更した場合でも、管理運営期間中の収益施設の管理は行わなければならない。

第2条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、オートキャンプ場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、自動販売機、公衆電話等の管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条または第12条の手続きを行った上で実施しなければならない。実施にあたっては、管理の許可を受けた施設等運営者が管理運営要領を作成したうえで、これら収益施設を常に安全かつ清潔で衛生的な状態に保ち、快適に利用できるよう管理をしなければならない。

第3条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、本公園の設置目的や基本テーマ、運営維持管理基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「北海道開発局札幌開発建設部」とは、国営公園の管理主体者であり、H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務の発注者のこと。
- 2) 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により管理運営を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 3) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員と事前に協議し、都

市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。

- 4)「施設等運営者」とは、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「運営維持管理業務」という。）を受託した事業者が収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のことである。
- 5)「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員の総称のこと。
- 6)「維持管理業務受託者」とは、H28・31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
- 7)「収益施設等管理運営業務責任者」とは、本規定書第 2 編「国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営個別規定書」に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
- 8)「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者のこと。
- 9)「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。
- 10)「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。
- 11)「必須施設」とは、公園の開園日時に常時営業する施設のこと。
- 12)「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。
- 13)「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲のこと。
- 14)「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
- 15)「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内に設置されているもののこと。
- 16)「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
- 17)「指示」とは、調査職員が施設等運営者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。また、北海道開発局札幌開発部が維持管理業務受託者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要が認められるときに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 27 条第 1 項に基づき、必要な措置をとらせること。
- 18)「承諾」とは、施設等運営者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意すること。
- 19)「協議」とは、本規定書の協議事項及び調査職員が指示する事項について、調査職員と施設等運営者が対等の立場で合議すること。
- 20)「提出」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の書類を説明し、差し出すこと。
- 21)「報告」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。
- 22)「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。

ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるが、後日有効

な書面と差し替える。電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議する。

- 2 3)「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等の利用者から徴収する料金のこと。
- 2 4)「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号）第 2 0 条に基づき、施設等運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 2 5)「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき北海道開発局札幌開発建設部から金額を通知し、施設等運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める料金のこと。
- 2 6)「修繕」とは、施設設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 2 7)「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 2 8)「保守」とは、施設設備又は備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 2 9)「点検」とは、施設設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第 5 条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部に都市公園法第 5 条、第 6 条又は第 1 2 条に基づく許可申請を行う。申請にあたっては、「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設管理運営計画書」及び本規定書に記載されている条件を踏まえた業務内容とする。ただし、申請された業務内容が「収益施設管理運営計画書」で提案された内容であっても、本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。その場合でも本業務が適切に実施できるよう指定された期日までに修正した上で申請すること。
2. 臨時売店については、本規定書第 2 編 2 7 条「繁忙期の対応」において北海道開発局札幌開発建設部が指定する設置場所、設置期間に限り、営業を許可する。（別添ー 4 7 「臨時売店指定設置場所および指定設置期間」参照。）
3. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可の変更を要する場合は、調査職員と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行う。
4. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が指定する期日までに管理運営要領(第1編 第27条管理運営要領を参照。)を提出しなければならない。変更するときも同様とする。

第 6 条 法令等の遵守

1. 施設等運営者は、業務の実施に当たり本規定書及び調査職員の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。
2. 施設等運営者は、実施する業務に係る許認可等各種法令に規定された必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行う。また、業務を完了する場合は、廃止に

係る手続きを行う。

第7条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、H28・31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第4条に掲げる基準等に準拠する。

第8条 施設等運営者の義務

1. 本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第5条第1項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。
2. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。
3. 異常を確認した場合、安全の確保を最優先とした臨機の対応をとるとともに、速やかに調査職員に報告しその指示に従わなければならない。
4. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営滝野すずらん丘陵公園設置の意義を踏まえて行動すること。
5. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、北海道開発局札幌開発建設部の求めに応じて、積極的に協力すること。
6. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力、行催事開催時に営業時間の変更、要人案内等、北海道開発局札幌開発建設部や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力すること。
7. 施設等運営者は、調査職員から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
8. 施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に北海道開発局札幌開発建設部及び調査職員と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第9条 北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、調査職員と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定する。

北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	北海道開発局 札幌開発建設部	施設等 運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設管理	供用区域内の管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物及び国所有園内交通施設の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者に損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第31条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
北海道開発局札幌開発建設部又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、北海道開発局札幌開発建設部又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理にあたり、必要のあるときは、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者に協力する。

※2 収益施設に関する備品を対象とする。

第10条 公租公課

1. 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置したことにより賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
2. 施設等運営者は、地方税法第73条第7項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について北海道開発局札幌開発建設部に協力する。

第11条 運営日時等

1. 収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては、当該運営日時を変更して運営することができる。（下記を参照）。

開園期間及び開園時間

開園期間		開園時間
春	4月20日～5月31日（4/19が日曜日の場合は4/19開園）	9:00～17:00
夏	6月1日～8月31日	9:00～18:00
秋	9月1日～11月10日	9:00～17:00
冬	12月23日～3月31日（12/22が日曜日の場合は12/22開園）	9:00～16:00

※休園期間は11月11日～12月22日 および 4月1日～4月19日

※繁忙期、イベント開催時等においては、施設等運営者が調査職員に協議し、同意を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は維持管理業務受託者が調査職員に協議し、同意を得て休園とすることができる。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／4月1日～6月30日【期間中1日】

秋の都市緑化月間／10月1日～10月31日【期間中2日】

みどりの日／5月4日【1日】

児童福祉週間／5月5日【1日】

※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料

敬老の日／9月第3月曜日【1日】

※満65歳以上の者のみ無料

2. 北海道開発局札幌開発建設部が、天変地異、社会的状況の著しい変化及び公園管理上の理由その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできない。
3. 北海道開発局札幌開発建設部は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止または営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任は負わない。
4. 施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。
5. 許可事項、管理運営要領の変更を伴う場合は、あらかじめ協議のうえ、変更の申請または提出を行うこと。

第 12 条 提供品目及び利用料金

1. 駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、第 2 編第 1 章第 6 条に示した料金を上限とする。
2. その他収益施設の利用料金等については、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めるが、駐車場も含めた収益施設全体の収支のバランスがとれるよう定めること。
3. 施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更する場合は、変更した管理運営要領を調査職員に提出しなければならない。なお、管理運営要領には、変更した内容で再計算した収支計算書も含めて提出する。

第 13 条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設について

施設使用料については、歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部調査官が発行する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年 5 % の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基いて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

なお、風水害その他の事業者の責に帰することが出来ない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の間で協議するものとする。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	施設使用料（円／年）
国営滝野すずらん丘陵公園収益施設 1 式	約 1,970 万

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

収益施設の名称	税込施設使用料(1年分)	備 考
レストラン（カントリーハウス）	1,754 千円	
用具貸出所（カントリーハウス）	1,059 千円	
中央管理所売店	297 千円	
子供の谷休憩所売店	2,439 千円	
レストラン（溪流園）	426 千円	
釣堀（フィッシング・タキノ）	273 千円	
鱒見口売店	47 千円	
溪流口売店（ロッジゆきざさ）	81 千円	
東口情報センターレストハウス棟売店	610 千円	
駐車場	9,724 千円	
園内移動施設（リフト）	290 千円	
サイクリング施設	105 千円	
オートキャンプ場	2,564 千円	
ロープトウ	19 円	
計	19,688 千円	

※施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7 蔵管第1号）に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

※施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。

※施設運営者の企画提案等により、収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。

※税込み8%として、目安の使用料を算出している。

2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地または建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部調査官が発行する納入告知書により、納入告知の日から20日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要のがあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

【参考：個別施設毎の建物使用料及び土地使用料について】

	公園施設	施設使用料（円／回）
1	臨時売店等	（都度告知）

※〔建物の占有〕及び〔土地の占有で占有期間が1ヶ月を超えない場合〕は、別途消費税が課される。

※建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7 蔵管第1号）に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

第14条 経費等の負担

1. 施設等運営者の負担範囲

- 1) 本業務に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
- 2) 運営維持管理業務の委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。
- 3) 施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については北海道開発局札幌開発建設部が点検（別添－49「施設の定期点検項目」参照。）を行うものとし、北海道開発局札幌開発建設部が実施する法定点検以外の定期点検については施設等運営者が行う（別添－49「施設の定期点検項目」参照。）。定期点検の実施時期については協議の上、調査職員に書面により提出すること。
- 4) 点検結果については遅滞なく調査職員に書面により報告すること。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金の割合に応じ調査職員の指示する方法により維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担する。

2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担する。ガス、その他メーターが設置できない場合は調査職員と協議する。なお、計算方法については変更する場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、調査職員と協議する。

4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に北海道開発局札幌開発建設部または維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、調査職員と費用分担ルール及び費用分担結果の北海道開発局札幌開発建設部との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第15条 コンプライアンス

1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には、公共サービス法第54条により罰則の適用がある。
- 2) 北海道開発局札幌開発建設部が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。（別添－7「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて参照）

2. 個人情報保護

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

第16条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により調査職員の承諾を得たときは、この限りではない。（提案書様式1-7「再委託または下請負の予定」参照）
2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局札幌開発建設部から指名停止を受けていない。
4. 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により調査職員が承諾した業務受託者が、その責めにより北海道開発局札幌開発建設部に損害を及ぼしたときは、北海道開発局札幌開発建設部に対して、その損害を賠償する。
6. 施設等運営者は、前項の規定により調査職員が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに調査職員に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償する。また、その結果については、書面により調査職員に報告する。

第17条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設を管理するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設等運営者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、または担保に供してはならない。ただし、調査職員に書面により承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、または継承させてはならない。

第18条 業務の履行

1. 管理運営要領に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、調査職員とあらかじめ協議を行なった場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持する。

第19条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、北海道開発局札幌開発建設部は都市公園法第5条第2項の許可を取り消すことがある。

第20条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、または北海道開発局札幌開発建設部に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、調査職員または新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當若しくは北海道開発局札幌開発建設部が特定物品の残置を希望した場合、施設等運営者及び調査職員間で事前に協議を行った上で、調査職員の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
 - 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
 - 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するかまたは施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。
4. 不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、調査職員が書面により指示する。

第21条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、北海道開発局札幌開発建設部に対し施設等運営者の施設の買取または立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第 2 2 条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものも含む）、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入しなければならない。
4. 1～3 項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第 2 3 条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）の規定に準じて取り扱う。この場合、調査職員の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第 2 4 条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項または疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、調査職員と施設等運営者の協議により、決定する。

第2章 マネジメント（運営管理）

第25条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等管理運営業務責任者は許可を受けた後に、北海道開発局札幌開発建設部が指定した様式による関係書類を調査職員に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が調査職員に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後調査職員に了解を得て提出する。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、調査職員の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等管理運営業務責任者は、必要に応じて調査職員と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 調査職員と収益施設等管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要領を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、調査職員と施設等運営者の間で書面により調整または協議を行う。
- 4) 不測の事態または疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、調査職員に書面により報告する。
 - ① 管理運営要領・・・・・・・・・・・・・・許可日より14日以内に提出
 - ② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の10日迄に提出
 - ③ 業務打合せ簿・・・・・・・・・・・・・・打合せ毎に終了後速やかに提出
 - ④ 施設保守定期点検等の実施結果報告・・・・・・・・・・点検後速やかに提出
 - ⑤ 業務実施体制・・・・・・・・・・・・・・管理運営要領と同時に提出
 - ⑥ その他調査職員が指示する書類・・・・・・・・・・適宜提出

第26条 業務実施体制

1. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
2. 本業務のマネジメント及び企画立案を担当する収益施設等管理運営業務責任者を配置しなければならない。
3. 収益施設等管理運営業務責任者は、運営維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等管理運営業務への委託費の支払いは認めない。
4. 開園期間中は、維持管理業務の業務責任者及び収益施設等管理運営業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等管理運営業務責任者が勤務しない場合については、本業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者を2名以上勤務する体制をとること。

とが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、維持管理業務の業務及び収益施設等管理運営の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。

5. 収益施設等管理運営業務責任者は、運営維持管理業務の受託者、他の公園施設管理者と常に調整し、業務を遂行する。

収益施設等管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。

第27条 管理運営要領

1. 施設等運営者は、自ら作成した管理運営要領に従って収益施設の管理運営を行わなければならない。また、実際の管理に当たっては、常に利用状況を観察し、最新の知見を取り入れ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。
2. 管理運営要領は、本規定書を踏まえるだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、施設等運営者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

第28条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、施設の運営を開始する日までに、収益施設管理運営計画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を調査職員に提出する。管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
 - ①業務内容（商品、価格及びサービス内容、運営日時、イベント企画等）
 - ②業務の実施方針（「再委託に関すること」を含む。）
 - ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④業務の実施体制（閑散期、通常期、繁忙期など）
 - ⑤連絡体制（緊急時含む）
 - ⑥救急対応
 - ⑦安全衛生管理計画（安全管理規則、事故予防、点検、検査の方法、など）
 - ⑧緊急時対応
 - ⑨収支計画書（収益施設全体及び個別施設毎）（別紙ー48「収益施設利用状況」参照。）
 - ⑩その他（施設修繕計画、その他業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定にあたっては、管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた管理運営要領の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。
- 3) 調査職員は、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づき管理運営要領の修正が必要と判断した場合は、施設等運営者に管理運営要領の変更を指示することができる。
- 4) 管理運営要領は施設等管理者の責任で作成するが、公園施設の管理は管理運営要領に従って行われることから、下記の場合のように記載内容が不十分な場合は、再検討を指示することがあ

る。

- ①必要な施設、項目の記載がない。
 - ②内容が本規定書に反する。
 - ③実際の管理を行うのに適正かつ十分な個別、具体的、詳細な記述がない。
 - ④連絡体制（緊急時含む）に不備がある。
 - ⑤収支計画書において、収益施設の運営に持続性が認められない。
 - ⑥その他管理上必要な事項が記載されていない、または疑義がある。
- 5) 運営日時、価格、サービス内容、割引き、施設運営者の追加、変更、その他管理運営内容を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。
 - 6) 管理運営要領を変更する場合は、調査職員に変更箇所、理由を明らかにした上で、変更した管理運営要領を提出しなければならない。

2. 管理運営報告書

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、調査職員に決算に関する報告書を提出すること。
- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況及び管理運営要領に基づく安全衛生管理の結果を翌月10日までに書面により調査職員に報告すること。（別添－53「収益施設収支状況報告」参照）
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応すること。
- 4) 北海道開発局札幌開発建設部は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

3. 施設の修繕等

- 1) 施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に書面により調査職員に報告する。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に調査職員と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、調査職員と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い北海道開発局札幌開発建設部または第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設等運営者は、調査職員の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わない。

4. 施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を調査職員に書面により提出しなければならない。

- ①施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
- ②施設が損傷、破損又は滅失したとき。
- ③施設内で事故等が発生したときまたはそのおそれがあるとき。
- ④施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
- ⑤施設等運営者に対して破産の申立て、または更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な次の協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 1) 関係機関等との協議。
- 2) その他施設の運営者との協議。

第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは北海道開発局札幌開発建設部に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設等運営者において行う。

第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事または別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、調査職員と調整すること。

第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、調査職員の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設ごとに整理・保管し、施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

第33条 再調査等の依頼

北海道開発局札幌開発建設部は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第34条 基本事項

1. 業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
2. 全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。

第35条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに運営維持管理業務の受託者へ届け出ること。

第36条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、許可施設の管理運営に係る広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ調査職員に提出する。
2. 施設等運営者は、事前に調査職員に計画を提出した上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
3. 施設等運営者は、事前に調査職員に計画を提出した上で、自らが作成する企画商品や協賛での行事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができる。
4. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文、苦情などの意見を集約し、調査職員に管理運営報告書により毎月提出しなければならない。
5. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に策定し、事前に調査職員の承諾を得た上で広報活動を行う。
6. 施設等運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。
なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に調査職員と協議を行う。
7. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取扱いについて」及び北海道開発局札幌開発建設部が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認する。
8. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮する。
9. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議による。

第37条 掲載情報の修正・訂正

1. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人または保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置

をとる。また、このことについて、調査職員に報告する。

2. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、調査職員に報告をした上で、当該ホームページの管理者に対し訂正等必要な措置を求める。

第4章 安全衛生管理

第38条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、別途規定している事項を除き、本公園の収益施設に関し安全管理上の一切の責務を負うものである。
- 2) 施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第21条安全管理の「事業者」を「施設等運営者」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生管理計画に安全管理の実施方法を定め、北海道開発局札幌開発建設部に提出する。
- 3) 施設等運営者は、安全管理に係る消耗品交換をした場合は、調査職員からの求めに応じ提出できるよう記録を保存しておくこと。

2. 安全確保

- 1) 施設等運営者は、別途規定している事項を除き、安全確保の一切の責務を負うものである。
- 2) 施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第22条安全確保の「事業者」を「施設等管理者」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生計画に安全確保の実施方法を定め、調査職員に届け出る。

3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急対応」において救急時の体制、対応方法を定め、調査職員に提出する。
- 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
- 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。
- 5) 施設等運営者は、傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

4. 災害時、異常時等の対応

- 1) 施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第24条災害時、異常時等の対応の「事業者」を「施設等管理者」と読み替えたうえで、管理運営要領の「緊急時対応」において緊急時の体制、対応方法、危機管理マニュアルを定める。
- 2) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。
- 3) 関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は調査職員の指示により立会等に協力する。

第39条 点検等

1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画、衛生管理計画などについて管理運営要領の安全衛生管理計画書に実施時期、方法、体制、点検記録の様式など実施方法の詳細を記載し、調査職員に提出すること。

- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
 - 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員に書面により報告すること。
2. 定期点検
- 1) 施設等運営者は、少なくとも別添－４９「施設の定期点検項目」に示した施設の定期点検項目について、実施時期、方法、体制、点検記録の様式など実施方法の詳細を管理運営要領の安全衛生計画に記載する。
定期点検は、メーカー等に規定されている場合はそれに従う。
なお、別添－４９「施設の定期点検項目」に示した施設管理者が行う定期点検項目以外にも、必要とされる定期点検項目がある場合には、調査職員と協議の上、実施時期を調査職員に書面により提出すること。
 - 2) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定する。
3. 自主点検
- 1) 施設等運営者は、自主点検を別添－５０「収益施設に係る自主点検一覧」に掲げる項目のうち該当するものについて、実施時期、方法、体制等を管理運営要領に記載する。自主点検は建築保全業務共通仕様書に準じて行う。
4. 日常点検
- 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等、適切な方法で日常点検を実施する。実施時期、方法、体制等を管理運営要領に記載する。
 - 2) 施設等運営者は建築物等について、目視等の簡易な方法により劣化及び不具合の状況を把握し、保守のための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
 - 3) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損または滅失したとき及びそれを発見したとき、直ちに調査職員に報告する。
5. スタッフ管理・研修
- 1) 施設等運営者は、スタッフ管理・研修について管理運営要項に記載する。
 - 2) 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施または要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
 - 3) 車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに北海道開発局札幌開発建設部発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行する。

第４０条 危機管理

施設等運営者は、下記の事項を踏まえた管理運営要領（緊急時対応）を作成すること。

1. 事故・災害対応
 - 1) 緊急時連絡体制構築
施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、調査職員に提出すること。また、施設内に掲示をすること。
 - 2) 予防対策
 - ①施設等運営者は、施設を運営している期間中毎月１回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は調査職員に書面により報告する。

- ②本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故の発生を防止する。この場合、その旨を調査職員に報告する。

3) 初期対応

- ①施設等運営者は、調査職員の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
- ②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止または運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
- ③その他事故等が発生したとき、またはその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員に報告する。なお、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 一 事故発生日時。
 - 二 事故発生場所。
 - 三 事故発生の原因。
 - 四 事故の程度。
 - 五 人身事故の場合は、医師の診断結果。
 - 六 事故処理の概略。
 - 七 再発防止など改善策等。
- ④重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従う。

2. 異常事態対策

- 1) 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
- 2) 施設等運営者は、異常な事態が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに調査職員へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第5章 施設管理

第41条 基本事項

1. 施設等運営管理者は、施設および管理備品の扱い、施設の清掃に関する実施方法を管理運営要領において記載する。
2. 施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
3. 設備及び管理備品は施設等運営者の注意義務で管理すること。
4. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意する。

第6章 財産管理

第42条 台帳管理

1. 施設等運営者が施工した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出する。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第43条 備品の取り扱い

1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備する。

ただし、業務開始時に北海道開発局札幌開発建設部が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で北海道開発局札幌開発建設部がその費用を負担したものについて当該備品を北海道開発局札幌開発建設部に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、北海道開発局札幌開発建設部が定める規定等による。ただし、過去に取得価格（消費税込み）が2万円以上で取得したものは、備品として継続する。

2. 特定備品の取扱い

- 1) 施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ただし、「共通規定書 第20条 業務の完了・引継、原状回復等」、「共通規定書 第21条 立退料等の不請求」の内容を踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負う。

- 2) 施設等運営者が備品、機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての備品、機器・備品等に貼付し、常に管理しておく。

第44条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、北海道開発局札幌開発建設部又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當である場合、北海道開発局札幌開発建設部の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
2. 不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員と施設等運営者は管理の継続の可否について協議する。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第26条記載）を維持する。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

第7章 管理運営報告書

第45条 管理運営報告書の作成

1. 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、調査職員に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。
2. 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況及び管理運営要領に基づく安全衛生管理の結果を翌月10日までに書面により調査職員に報告すること。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応すること。
4. 北海道開発局札幌開発建設部は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

第2編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営個別規定書

第1章 駐車場

第1条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第2条 施設の利用目的

駐車場は、公園利用者の国営滝野すずらん丘陵公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内に限り保管する場所を提供することを施設の利用目的とする。

第3条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途提示する。

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

<必須施設>

施設名称	大 型	普 通	（内 身体障害者用台数）	原付・自動二輪
中央口駐車場	11 台	976 台（大型含む）	（11 台）	4 台
溪流口駐車場	0 台	157 台	（8 台）	4 台
東口駐車場	11 台	628 台（大型含む）	（5 台）	4 台
南駐車場	10 台	233 台（大型含む）	（5 台）	4 台
滝野の森口駐車場	0 台	221 台	（5 台）	4 台

<裁量施設>

施設名称	大 型	普 通	（内 身体障害者用台数）	原付・自動二輪
鱒見口駐車場	0 台	167 台	（5 台）	4 台

第4条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、駐車場の管理運営にあたらせる。

第5条 運営日時

1. 施設等運営日時は、原則として本公園の開園日時とする。ただし、鱒見口駐車場については、施設等運営者の裁量により運営日時を定めることができる。その場合でも、夏季開園期間日数の4割以上の営業を行うこと。

第6条 利用料金

駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、別紙－49「収益施設利用料金一覧表」の現在の料金を上限とする。

第7条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 駐車場の運営に関すること。
- 2) 駐車場の維持管理に関すること。
- 3) 駐車場の安全管理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第8条 駐車場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 駐車場の運営

- 1) 原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場するが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録すること。2) 駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行う。

2. 繁忙期の対応

- 1) 施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。

3. 利用制限等

- 1) 次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができる。
 - ①駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。
 - ②危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

4. 施設・設備等の維持管理

- 1) 駐車場管理機器については、北海道開発局札幌開発建設部が施設等運営者に貸与するが、施設等運営者は、日常的な保守・点検を行うことで適切な維持管理を行うこと。なお、当該施設・設備の保守・点検については、北海道開発局札幌開発建設部が別途実施する。ただし、オートリゾートの駐車場管制装置は除く。
- 2) 営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障・損傷等がないか、正常に作動するかを確認するとともに、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場管理機器の電源を確実に切る。
- 3) 機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復する。
- 4) 駐車場管理機器について万一故障が発生し、ただちに回復する見込のないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行う。このとき、料金計算は料金計算機を使用するなどの方法により、迅速かつ確実に行い、入出場車両に支障をきたさないようにする。

5. 植物管理

駐車場内にある植栽地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙ー8「H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書(植物管理業務)」(以下「個別仕様書(植物)」という。)に準じて実施すること。

6. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。
- 2) やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者への確に告知すると共に調査職員に報告する。
- 3) 緊急車両等の入出場については適宜協力する。
- 4) 施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施する。また、事件、事故または災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行う。
- 5) 駐車場の除雪は、別添－３２「除雪工等実施要領(案)」に準じて行う。

7. 緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、本規定書第１編第４章「安全衛生管理」を参照し対応する。

8. 施設利用上の注意事項

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、少なくとも以下の各号について看板等において注意を促す。

- 1) 場内での車両通行速度は、時速 20km/h を超えないこと。
- 2) 場内での追い越しをしない。
- 3) 喫煙又は火気の取り扱いをしない。
- 4) 標識又は係員の指示に従う。
- 5) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。
- 6) 公害防止の為、エンジンを空ぶかししない。
- 7) 施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行う。
- 8) その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしない。

第9条 費用負担

1. 駐車場の管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。
2. 北海道開発局札幌開発建設部の職員や業務等で入園する業務入園者からは、駐車料を徴収することとはできない。（別添－１５「業務入園について」参照）

第10条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。
 - 2) 車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠

償すること。

第2章 レンタサイクル施設

第11条 総則

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第12条 施設の目的

レンタサイクル施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において施設利用者への自転車等の貸出しを行うことを施設の目的とする。また、自動二輪車等を持ち込むなど施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

第13条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

施設名称	現行運営台数 (参考)	備考
サイクルセンター(鱒見口)	111 台	シティサイクル
	111 個	ヘルメット

※自転車は施設等運営者が用意する。

第14条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、レンタサイクル施設の管理運営にあたらせる。

第15条 運営日時

1. 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。(冬季を除く。)ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。
2. 自転車の貸出受付時間は、閉園時間の1時間前までとする。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第16条 利用料金

施設利用者へ提供する自転車貸出の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙ー49「収益施設利用料金一覧表」参照。)

第17条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 1) 自転車の貸出に関すること。
 - 2) サイクリング施設の維持管理に関すること。
 - 3) 自転車の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出の全部又は一部を中止することができる。
3. 自転車の貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えられる場合は、調査職員と協議を行う。

第18条 サイクリング施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. サイクリングセンターの運営

- 1) 施設等運営者は、貸出自転車について貸し出し時に点検、注意事項の周知を行い、異常のないことを確認した上で貸し出す。

2. 利用制限等

施設等運営者は、利用制限を定め、周知すること。

3. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に自転車を利用されるよう心がけ、日常点検、定期点検、一斉点検などを行い、常に自転車を正常な状態で維持する。
- 2) 一斉点検では、年1回、自転車安全整備士の資格者によりTSマークの点検を、全保有車両を対象に行い、有効期限を切らしてはならない。
- 3) 点検の結果は、「自転車業務日報」を定めた上で、転記する。

4. 緊急時の対応

- 1) 施設等運営者は、自転車貸出を中止したときは、再開の前にサイクリングコースに異常のないことを確認しなければならない。
- 2) サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行う。

5. 施設利用上の注意

施設等運営者は、乗車又は使用中に故意又は過失の有無にかかわらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を北海道開発局札幌開発建設部に対して行わないことを含む、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、注意喚起を促す。

第19条 費用負担

1. 貸出に供する自転車の購入費用。

準備する台数は施設利用者が快適に利用できる台数（最大約1.2万人／日が来園）とする。貸出に供する自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、購入後にTSマーク（財団法人日本交通管理技術協会）の取得をした自転車は、TSマーク取得基準に適合しなくなった時点で新車に更新を行う。なお、TSマーク対象外の自転車については、購入後5年を経過した段階で随時新車に更新をする。なお、タンデム車（二人乗り自転車）等の特殊自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定対象外であることから、北海道開発局札幌開発建設部の許可を得た上で購入をする。

2. レンタサイクル施設管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営

者の負担である。

第20条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失あるいは貸出自転車の整備不良等に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第3章 飲食・物販施設

第21条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う臨時の飲食・物販施設の運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第22条 施設の利用目的

飲食・物販施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第23条 運営対象施設

運営対象施設は、次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜裁量施設＞

施設名称	営業場所・設置箇所
レストラン、用具貸出所 (カントリーハウス)	中心ゾーン
子供の谷休憩所売店	中心ゾーン
中央管理所売店	中心ゾーン
東口情報センターレストハウス棟売店	中心ゾーン
レストラン（溪流園）	溪流ゾーン
溪流口売店（ロッジゆきざさ）	溪流ゾーン
鱒見口売店	溪流ゾーン

＜臨時施設＞ 参考；平成26年度実績

設置時期	営業場所	売店数※
春（ゴールデンウィーク）	中心ゾーン	21 店舗
春（チューリップ・すずらんフェスタ）	中心ゾーン	25 店舗
夏（ラベンダーフェスタ）	中心ゾーン	14 店舗
夏（夏休み）	中心ゾーン	21 店舗
	溪流ゾーン	1 店舗
秋（オートムフェスタ）	中心ゾーン	41 店舗

※売店数は延べ店舗数

第24条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせる。

第25条 運営日時

- 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、開園期間日数（鱒見口売店、溪流園は夏期開園日数）の4割以上の営業を行うこと。また、開園日には各ゾーンで1施設は営業していること。
- 用具貸出所（カントリーハウス）は、リフトの運営に合わせて、スキー、歩くスキーの貸出を行うこと。（別紙ー47「収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧」参照。）
- 臨時施設については、調査職員と協議の上、決定すること。
- 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員よ

り営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第26条 利用料金

販売価格は周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙ー49「収益施設利用料金一覧表」参照。)

第27条 繁忙期の対応

繁忙期の管理運営にあたっては、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、北海道開発局札幌開発建設部が指定した場所及び期間に臨時売店の開設を許可する。(別添ー47「臨時売店指定設置場所および指定設置期間」参照。)なお、開設にあたっては、施設等運営者は、開設時間及び販売品目について調査職員と事前に協議を行い、書面により提出すること。

第28条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 飲食・物販施設の運営に関すること。
- 2) 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
- 3) 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第29条 飲食・物販施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成する。

1. 安全衛生管理

- 1) 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。
- 2) 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、調査職員に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努める。
- 3) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。
- 4) 法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員に報告すること。
- 5) 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持する。
- 6) 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、遅滞なく、書面等により調査職員に報告する。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、北海道開発局札幌開発建設部がマスコミ対応等を行うが、その際、北海道開発局札幌開発建設部の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 7) 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

2. 施設利用上の注意

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、看板等において注意を促す。

第30条 費用負担

飲食施設運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第31条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第4章 釣堀施設運営

第32条 総則

施設等運営者は、釣堀施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第33条 施設の利用目的

釣堀施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において多様な公園利用者サービスを提供することを施設の利用目的とする。

第34条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
釣堀 (フィッシング・タキ)	(木造建) 四阿 延床面積： 10.89m ²	(土手、四阿、目方釣堀等) 面積： 1700.83m ² (水面、護岸) 面積： 581.14m ²

※施設等運営者は、釣具の貸出受付をおこなうための釣り具貸出棟を用意する。

第35条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、釣堀施設の運営にあたらせる。

第36条 運営日時

1. 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。(冬季を除く。) ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、夏期開園期間日数の4割以上の営業を行うこと。
2. 釣具の貸出受付時間は、閉園時間の1時間前までとする。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第37条 利用料金

釣堀施設の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙ー49「収益施設利用料金一覧表」参照。)

第38条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

- 1) 釣堀運営に関すること。
- 2) 釣堀施設の維持管理に関すること。
- 3) 釣堀の利用に伴う苦情処理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第39条 釣堀施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 施設の運営

施設等運営者は、開園前に水位の確認、及び釣竿に異常がないか確認を行う。

2. 釣堀の維持管理

- 1) 水利使用規制は遵守すること。
- 2) 雪囲いの設置・撤去を行うこと。

3. 釣堀の安全管理

立入禁止の場所や、池に落ちないように注意喚起など、釣堀の利用規制を記載した看板を、対象施設内に設置すること。

4. 緊急時の対応

- 1) 施設等運営者は、釣堀施設の運営を中止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。
- 2) 釣堀施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

5. 釣堀の利用の制限

次の各号に該当する場合は、釣り場の利用を禁止する。

- 1) 係員の指示に従わない者
- 2) 公園施設で定める制限事項に違反する者
- 3) 酒気を帯びた者
- 4) 付き添いを伴わない10歳未満の者
- 5) 他の利用者に迷惑となるおそれのある者

第40条 費用負担

1. 釣堀施設運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。
2. 施設等運営者は、業務対象施設内に、釣堀の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

第41条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第5章 オートキャンプ場運営

第42条 総則

施設等運営者は、オートキャンプ場施設運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第43条 施設の目的

オートキャンプ場は、国営滝野すずらん丘陵公園において施設利用者に快適なキャンプサイトの提供や、その他多様なサービスの提供を施設の目的とする。

第44条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

オートリゾート滝野

<裁量施設>

名 称	数 量	備 考
キャンピングカーサイト	23 サイト	AC 電源、炊事施設、TV アンテナ付、 管理面積 10,706 m ²
スタンダードカーサイト	40 サイト	AC 電源付、管理面積 4,990 m ²
キャビンサイトA	14 サイト	サイトA（木造中2階、AC 電源付）延床面積 415.80 m ² 、 管理面積 2,037 m ²
キャビンサイトB	5 サイト	サイトB（木造平屋建）延床面積 114.75 m ² 管理面積 552 m ²
キャビンサイトS	6 サイト	サイトS（木造平屋建）延床面積 328.32 m ² 管理面積 3,590 m ²
フリーテントサイト	55 サイト	管理面積 5,116 m ²
センターハウス	1 棟	（木造2階建）延床面積 984.94 m ² 事務室、コインランドリー、倉庫、売店、便所、シャワー室、宿泊室、管理人室、ラウンジ、多目的ホール、電気室、ボイラー室、自動販売機置場、ボランティアルーム、炊事室、多目的トイレ、身障者用シャワー室 オイルタンク（木造平屋建）延床面積 15.12 m ² 離れ倉庫（木造平屋建）延床面積 18.23 m ² （仮設物置含む）
管理用駐車場	1 カ所	管理面積 441 m ² （15 台）
駐車場	21 カ所	管理面積 1,417 m ² （フリーテントサイト用 62 台）
サニタリーハウス	1 棟	（木造平屋建）延床面積 155.52 m ² 炊事施設、トイレ
車庫棟	1 カ所	（木造平屋建）延床面積 46.08 m ²
炊事棟	8 棟	（木造平屋建）延床面積 98.01 m ² （スタンダードカーサイト 5 棟、キャビンAサイト 2 棟）
便所棟	4 棟	（木造平屋建）延床面積 79.38 m ² （キャンピングカーサイト 1 棟、スタンダードカーサイト 1 棟）
ゲートシステム	1 カ所	カーゲート、アームキャッチャー、デンキボックス、カメラ 2 台
管理カメラ	1 式	管理カメラ 4 台、屋外制御盤 4 面、モニターテレビ 1 台
放送設備	1 式	スピーカー 16 台
園路誘導灯	49 カ所	

名 称	数 量	備 考
ゴミステーション	2 カ所	(木造平屋建) 管理面積 29 m ² (入口付近 1 カ所、キャビンBサイト 1 カ所)
残り火入れ	5 カ所	
自動販売機置場	3 カ所	管理面積 8 m ² (キャンピングカーサイト付近 2 カ所、キャビンBサイト付近 1 カ所)
ダンプステーション	1 カ所	(木造平屋建) 延床面積 1.89 m ² (汚水ポンプ 棟内)
芝生広場	—	管理面積 5,870 m ²
プレイロード	2 基	管理面積 770 m ²
彩りの森	—	管理面積 16,220 m ²
園路	—	
ジャブジャブ池	1 カ所	
インターホン	3 カ所	
展望台	1 カ所	

第 4 5 条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、オートキャンプ場の管理運営にあたらせる。

第 4 6 条 運営日時

1. 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。(冬季を除く。) ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。 その場合でも、夏期開園期間日数の 8 割以上の営業を行うこと。
2. ゲートの開閉時間は、午前 7 時から午後 10 時までとする。
3. 日帰りの利用は、公園の開園時間内とする。
4. 公園の開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

(参考)

<裁量施設>

運営日時 (参考)		
運営期間	4 月 20 日から 11 月 10 日 (オートキャンプ場の運営は、滝野すずらん丘陵公園の夏季開園期間)	
運営時間	ゲート開閉時間	7 : 00～22 : 00
	チェックイン時間	13 : 00～17 : 00 (6 / 1～8 / 31 は 18 : 00 まで)
	チェックアウト時間	8 : 00～11 : 00
	オートキャンプ場 管理センター	8 : 00～20 : 00 (キャンプ場利用者がいる場合はスタッフが常駐し、24 時間体制で対応する。)

※日帰り利用は、公園の開園時間内の利用とする。

※利用状況により運営時間の延長を行う。

※異常気象等により公園が閉園または一部閉園するときは、調査職員と協議し、臨機の措置をとる。

第47条 利用料金

1. オートキャンプ場の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。
2. オートキャンプ場内の売店、飲食店等の業務については、関係法令に基づき実施するとともに、衛生については十分に留意する。
3. 利用料金には、宿泊およびデイキャンプともに入園料を含めることとし、入園料については国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を行う事業者引継ぎ、事業者は国庫に納入する。
(現在の料金は、別紙－49「収益施設利用料金一覧表」参照。)

第48条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) オートキャンプ場の運営に関すること。
- 2) オートキャンプ場施設の維持管理に関すること。
- 3) オートキャンプ場の駐車場施設の排除雪に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第49条 オートキャンプ場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. オートキャンプ場の運営

1) 予約受付

施設等運営者は、予約受付のための専用の電話、FAXを用意すること。

2) 器材貸出、食材販売

施設等運営者は、野外炊飯広場利用者のために、器材貸出及び食材の販売を行うこと。

2. オートキャンプ場の維持管理

1) 施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、オートキャンプ場の各施設を常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

(1) 日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは施設等運営者が行う。

- ①施設に係る光熱水費の負担
- ②施設に係る清掃及び塵芥処理
- ③施設の維持点検及び軽微な補修
- ④軽微な部品の交換等の経常的なもの

2) オートキャンプ場内の駐車場は、日常の管理上で必要があると認められたときは、出入口の全部又は一部を閉鎖することができる。

3) 駐車場を閉鎖することが、利用者へ大きな影響を与えと考えられる場合は、調査職員と協議を行うこと。

4) 施設の維持管理は、点検、軽微な補修、消耗品等の補充を行うことにより、利用者が快適に利用できるよう良好な状態に努める。但し、不測の事由によって大規模修繕が必要となった場合は、施設等運営者は調査職員とその対応について協議する。

5) 設備等の維持管理については、関係法令に基づき実施すること。

6) 電気工作物の維持管理については、北海道開発局自家用電気工作物保安規定及び同細則に基づき実施する。

7) 冬季の施設管理対策として、キャンピングカーサイトにある個別の流し台にコンパネやブルーシートなどで養生を行うこと。

8) 冬季の施設管理対策として、キャンプ場内トイレの水抜きほかに、滞水が寒さにより亀裂や破裂するのを防止するため、センサーなどの付属設備も取り外すこと。

9) 中低木の冬囲いは、個別仕様書（植物）第3章第19～21条中低木冬囲工に準じて行うこと。

10) オートキャンプ場内の芝刈や除草については、個別仕様書（植物）第2章芝生管理、第8条芝刈工に準じて行うこと。

3. オートキャンプ場の安全管理

1) 施設等運営者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。

2) 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、オートキャンプ場の全部又は一部を休止することができる。

3) 管理上の必要性から、オートキャンプ場の出入口の一部を閉鎖することができる。

4) 管理上必要があるときは、サイト位置を変更していただくことができる。

5) オートキャンプ場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、事前に必要な措置を講じる。

6) 利用者に生じる恐れのある人的・物的損害のための賠償責任保険に加入すること。

7) 運営時間中は、宿直者を配置する。

4. オートキャンプ場の緊急時の対応

1) 次の各号の時は、施設等運営者は、運営を一時中止・変更、又は休止するものとし、入園者及び利用者には的確に告知すると共に、調査職員に報告する。

(1) 台風、大雨等悪天候のため、施設利用に危険が予想されるとき

(2) 修理、その他工事をするとき

(3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき

(4) その他調査職員の指示のあったとき

2) 施設等運営者は、前項の規定によりオートキャンプ場の運営を中止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

3) オートキャンプ場において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

5. オートキャンプ場の利用上の注意

1) 利用者への指導

オートキャンプ場内では、利用者に次に掲げる事項を遵守するよう指導する。

(1) 標識又は係員の指示に従うこと。

(2) 「車いす使用者用駐車スペース」に該当しない車両が駐車しないように、適正利用の周知、指導に努めること

(3) 車両通行速度は、10km/hを超えないこと。

(4) 追い越しをしないこと。

(5) 指定の場所以外で、火気等の取り扱いをしないこと。

(6) オートキャンプ場内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。

(7) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、施錠すること。

2) 利用制限等

オートキャンプ場内では、安全で快適なキャンピング環境が保たれるよう、次の各号に該当する行為は、原則として禁止する。

(1) 指定場所以外で直火・たき火を行うこと

(2) 指定場所以外で花火を使用すること

(3) カラオケ・発電機等を使用すること

(4) 指定場所以外にゴミを捨てること

(5) 小動物等のペットを持ち込むこと

(6) その他調査職員の指定する行為

(7) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある行為

(8) 公園で定める制限事項に違反する行為

(9) 付添者を伴わない中学生未満の利用

(10) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる行為。

第50条 費用負担

1. オートキャンプ場管理・運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

2. 施設等運営者は、オートキャンプ場施設内に、オートキャンプ場の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

第51条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。

1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

2) 施設等運営者の過失に依らない損害。

2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第6章 園内シャトルバス運営

第52条 総則

施設等運営者は、園内シャトルバスの運営を行うことができる。管理運営に際しては、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第53条 施設の利用目的

園内シャトルバスの運営は、公園利用者の公園内の移動補助を目的とする。また、園内シャトルバスの車両は、施設等運営者が用意する。

第54条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内シャトルバスの運行にあたらせる。

第55条 運営日時等

1. 施設等運営日は、施設等運営者の裁量により設定することができる。
2. 公園の開園期間中に運営する。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

(参考)

＜裁量施設＞（運営時間）（参考） 平成26年度実施状況（参考）

実施日	時間
5/4（日）、5（月祝）、11（日）18（日）、24（土）、25（日）	9：30～17：00
6/1（日）、7/21（月祝）、8/10（日）	9：30～18：00
9/14（日）、21（日）、10/5（日）、19（日）	9：30～17：00

第56条 利用料金

有料で運行する場合、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－49「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第57条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

- 1) 園内シャトルバスの維持管理に関すること。
- 2) 園内シャトルバスの安全管理に関すること
- 3) 園内シャトルバス利用に伴う損害に関すること。
- 4) 園内シャトルバスの利用に伴う苦情処理に関すること。
- 5) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第58条 園内シャトルバス施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 施設園内シャトルバスの運営

運行コースにおいて、園路は 20km/h 以内で走行する。

■運行コース・停留所（参考）

コース	停留所
東口（パークゴルフ場横） ～森の情報館	・東口 ・滝野の森 森の交流館前 ・滝野の森 森の情報館前

※繁忙期間については、具体の日付について、施設等運営者から調査職員へ届出を行う。

※イベント期間においては、運行コース・停留所について、施設等運営者から調査職員へ届出を行う。

2. 園内シャトルバスの安全管理

1) 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。

2) 営業開始前の準備

(1) 園内シャトルバスの安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて調査職員に提出する。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。

(2) 園内シャトルバスは、旅客を乗せて商業的な活動を行う場合には、関係法令を遵守すること。

(3) 施設等運営者は、園内シャトルバス安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。

3) 営業期間中の管理運営

(1) 施設等運営者は、園内シャトルバス安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。

3. 園内シャトルバスの緊急時の対応

1) 次の各号の時は、施設等運営者は次の各号に該当するときは運行運営を一時中止・変更、又は休止するものとし、調査職員に報告する。また、施設等運営者は、園内シャトルバスの運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。なお、運行の一時中止・変更又は休止する際には公園利用者及び施設利用者に的確に告知する。

(1) 地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想されるとき。

(2) 公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められるとき。

(3) 事故又は故障等により運転不能のとき。

(4) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

(5) その他調査職員の指示があったとき。

第59条 費用負担

園内シャトルバスの運営管理・運行に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第60条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第7章 園内移動用施設（リフト）運営

第61条 総則

施設等運営者は、園内移動用施設（リフト）の運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第62条 施設の利用目的

園内移動用施設（リフト）は、冬季にカントリーガーデン内に整備されるファミリーゲレンデの、利用者等に中央口から東口への移動手段を提供することを施設の利用目的とする。

第63条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

公園施設の名称	運営施設名称	施設規模（参考）
カントリーガーデン内移動用施設	リフト	延長 256.45m 機器 48 台
機器保管倉庫 （中央口休憩棟内）		（鉄筋コンクリート造） 延床面積： 77.40m ²

第64条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び索道技術管理者、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、園内移動用施設（リフト）の運営にあたらせる。

第65条 運営日時

- 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、冬期開園期間日数の5割以上の営業を行うとともに、学校・青少年山の家等のスキー学習が予定されている場合は、営業すること。
- 発券は、閉園時間の15分前までとする。
- 公園の冬季開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

（参考）

<裁量施設>（運営日時）（参考）

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日	12月23日～ 3月31日
リフト施設	—	—	—	9：00～ 16：00

※12月22日が日曜日の場合、12月22日は開園とする。

第66条 利用料金

園内移動用施設（リフト）の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－49「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第67条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

- 1) リフト利用料金の徴収及び領収書の発行に関すること。
- 2) 回数券の販売及び領収書の発行に関すること。
- 3) 団体利用者の受付、団体券の発行及び領収書の発行に関すること。
- 4) リフト施設の維持管理に関すること。
- 5) リフト施設の使用準備（半期の移動設置撤去）
- 6) リフト施設利用に伴う損害に関すること。
- 7) リフト施設に関連する排除雪に関すること。
- 8) リフト施設の利用に伴う苦情処理に関すること。
- 9) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第68条 園内移動用施設(リフト)施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。（別添ー51「滝野第1リフト運転操作取扱説明書」参照。）

1. 園内移動用 施設(リフト)の運営

- 1) 施設等運営者は、リフトの運営・運行に際して必要人員を配置し、チケットの授受、リフト乗降のサポート、リフトの安全確認等を行う。
- 2) 施設等運営者は、稼動前にリフトに異常がないか確認を行う。

2. 繁忙日の対応

- 1) 施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて導線を工夫する等、円滑な誘導に努めること。

3. 園内移動用施設(リフト)の維持管理

- 1) 施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

また、冬季の施設管理としてリフトの油脂類購入及び支えい索のロープ油塗布、滑車のグリスアップ、適合確認検査を毎年営業開始前に実施すること。

なお、施設等の維持管理については、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。

(1) 日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは施設等運営者が行う。

- ①施設に係る光熱水費
- ②施設に係る清掃及び塵芥処理
- ③施設の維持点検及び軽微な補修
- ④軽微な部品の交換等の経常的なもの

4. リフト施設は、日常の管理上で必要があると認められるときは、利用を制限することができる。
5. リフト施設を閉鎖することが、利用者へ大きな影響が与えられられる場合は、調査職員と協議を行うこと。

6. 園内移動用施設(リフト)の安全管理

- 1) 施設等運営者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。
- 2) 運営期間の前に、施設の定期点検を行う他、鉄道事業法及びその他関係法令等に基づき、施設の点検を行うこと。
- 3) 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、リフト施設の全部を休止することができる。
- 4) リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

7. 園内移動用施設(リフト)の緊急時の対応

- 1) 次の各号の時は、施設等運営者は、貸出運営を一時中止・変更又は休止するものとし調査職員に報告する。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、中央口およびカントリーハウスのリフト券売り場に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知する。
 - (1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、施設利用に危険が予想されるとき。
 - (2) 事故などの不測の事態が生じたとき。
 - (3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。
 - (4) 北海道開発局札幌開発建設部又は維持管理業務事業者の総括責任者の指示のあったとき。
- 2) 施設等運営者は、前項の規定により園内移動用施設(リフト)の運営を中止したときは、再開の前にリフトおよびコースに異常のないことを確認しなければならない。
- 3) リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行う。

8. 園内移動用施設(リフト)の利用上の注意

1) 利用者への指導

リフト施設の利用者に対しては、次に掲げる事項について指導する。

- (1) リフト利用中は、搬器を揺らしたり立ち上がったたりしないよう指導すること。
- (2) リフト利用中の飲食、喫煙は禁止すること。
- (3) 付き添いのいない小学生未満の子供の単独での利用は断ること。
- (4) 酒気を帯び利用は断ること。
- (5) その他、利用者の安全確保上必要な事項を指導する。
- (6) 施設内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。た場合、施設係員の指示に従うよう呼びかける。
- (7) その他、施設等運営者の業務又は他の利用者の妨げになるような行為はしないことが求められた場合には、注意すること。

2) 施設の利用制限

次の各号に該当する場合は、施設の利用を禁止する。

- (1) 利用者がリフト施設の遵守事項を守らない場合。
- (2) 1つの搬器の定員は2人とし、大人、小人の区別はしない。

第69条 費用負担

1. 施設等運営者は、リフト施設付近に、リフト施設の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。
2. リフト搬器の移動、設置、撤去については、施設等運営者の負担で行うこと。

第70条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第71条 その他留意事項

1. 運営時間外は、搬器、券売所等を指定された場所に保管すること。

第8章 ロープトウの維持管理

第72条 総則

施設等運営者は、ロープトウの維持管理に際して、関係法令等を遵守し、施設における機能の保持、安全性の確保に努める。

第73条 施設の維持管理目的

ロープトウは、冬季にローンスタジアム内に整備されるそりゲレンデにおいて、利用者等にコースの上までの移動手段を提供することを施設の維持管理目的とする。

第74条 維持管理対象施設

維持管理対象施設は次のとおりとする。

公園施設の名称	運営施設名称	施設規模（参考）
ロープトウ	第1ロープトウ 第2ロープトウ	第1、第2とも延長200m

第75条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び維持管理責任者を選任した上で、ロープトウの維持管理にあたらせる。

第76条 維持管理日時

H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務にて運営する日時を踏まえ、適切な維持管理を行う。

第77条 利用料金

有料で運行する場合、ロープトウの利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格を参考に施設等管理者の裁量にて定めること。

第78条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

なお、ロープトウ(そりゲレンデ)の運営管理、そりゲレンデのコース整備等に伴う除雪工等、については、H28-31 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務にて行う。

1) ロープトウ安全点検

毎年、ロープトウ設置後に試運転を行い、別添－36の「ロープトウ安全点検」を毎月実施する。
また、日常点検を実施する。

2) ロープトウ設置撤去

別添－37「ロープトウ設置撤去実施要領」を参考にして行う。

第79条 ロープトウに係る維持管理要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領に準じて、共通規定書で定められて

いる事項のほか、以下を踏まえた維持管理要領を作成すること。（別添－３７「ロープトウ設置撤去実施要領」参照。）

１．ロープトウの維持管理

施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

なお、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。

日常管理として、「施設の維持点検及び軽微な補修」や「軽微な部品の交換等の経常的なもの」は施設等運営者が行う。

第８０条 費用負担

ロープトウの安全点検、設置撤去、および料金徴収に係わる費用については、施設等運営者の負担で行うこと。

第８１条 責任範囲の揭示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。

- １）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
- ２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第9章 自動販売機

第82条 総則

施設等運営者は、自動販売機の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第83条 施設の利用目的

自動販売機施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第84条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

1. 設置箇所及び設置台数は施設等運営者の提案による。

■設置箇所一覧 参考：平成26年度実績

<裁量施設>

- ・収益施設に付帯されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
カントリーハウス	飲料（缶及びペットボトル）
中央管理所売店	飲料（缶及びペットボトル）
子供の谷休憩所売店	飲料（缶及びペットボトル）
ロッジゆきざさ	飲料（缶及びペットボトル）
東口情報センター	飲料（缶及びペットボトル）
サイクリング施設	飲料（缶及びペットボトル）
レストラン溪流園	飲料（缶及びペットボトル）
オートリゾート	飲料（缶及びペットボトル）、冷菓
計 8 箇所	

※ 収益施設に付帯されている自動販売機使用料は、各施設使用料に含む。

- ・単独で設置されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
溪流口駐車場 便所横	飲料（缶及びペットボトル）、冷菓
こどもの谷虹の巣ドーム内	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷さまよいの洞窟トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷溶岩すべり台下小屋横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか森の工房横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか多目的トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
疎林広場	飲料（缶及びペットボトル）
東口レストハウス（便所）	飲料（缶及びペットボトル）、冷菓
公園事務所	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（研修棟）	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（ボランティア棟）	飲料（缶及びペットボトル）
展望台（すずらんの丘）	飲料（缶及びペットボトル）
森の交流館	飲料（缶及びペットボトル）、冷菓
森の教室	飲料（缶及びペットボトル）
森の情報館	飲料（缶及びペットボトル）
釣り堀	飲料（缶及びペットボトル）
計 16 箇所	

（別添－5 2 「自動販売機(単独設置)位置図」参照）

第85条 責任者の選任

施設等運営者は、自動販売機の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、自動販売機の運営にあたらせる。

第86条 利用料金

自動販売機の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、

別紙－４９「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第８７条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- １）自動販売機施設の運営に関すること。
- ２）自動販売機施設の維持管理に関すること。
- ３）前各号に掲げる業務に付随すること。

第８８条 自動販売機施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．自動販売機の運営

- １）自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
- ２）自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
- ３）施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

２．自動販売機の維持管理

- １）商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- ２）選別回収タイプの回収ボックスは、室内の自動販売機にのみ併設して、原則として自動販売機１台に１個の割合で設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
- ３）自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
- ４）自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

第８９条 費用負担

- １．自動販売機運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。
- ２．自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に調査職員と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の調査職員との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、調査職員及び維持管理業務受託者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。
- ３．自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
- ４．その他、本業務を実施するのに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、北海道開発局札幌開発建設部に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じている

ことを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第90条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置にあたっては、事前に調査職員と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
3. 販売商品等については事前に調査職員と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、調査職員の指示に従うこと。

第 10 章 公衆電話

第 9 1 条 総則

施設等運営者は、公衆電話の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第 9 2 条 施設の利用目的

公衆電話施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において多様な公園利用者サービスを提供することを施設の利用目的とする。

第 9 3 条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■現設置公衆電話一覧

	施設名称
必須施設	中央口休憩所 A(管理所)
	カントリーハウス
	虹の巣ドーム
裁量施設	滝野公園事務所庁舎
	森の情報館
	森の交流館

(別紙ー 5 1 「公衆電話」参照。)

第 9 4 条 責任者の選任

施設等運営者は、公衆電話の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、公衆電話の運営にあたらせる。

第 9 5 条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 公衆電話の運営に関すること。
- 2) 公衆電話の維持管理に関すること。
- 3) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第 9 6 条 公衆電話施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第 2 7 条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 公衆電話を置かない場合は、利用者の利便性を損なわないよう、代替手段を用意すること。

第97条 費用の負担

1. 公衆電話運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。
2. 通話料金の集金及び納付に要する経費は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、調査職員に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、調査職員に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。
4. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第 11 章 自主事業における行催事等

第 98 条 自主事業における行催事等

1. 施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことができる。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。
このため施設等運営者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
4. 自主事業の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、公園利用重点調整区域（別添－４８「公園利用重点調整区域」参照。）または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
5. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可を得る必要がある場合、開園時間の延長を伴うものは 2 ヶ月前、伴わないものは 1 ヶ月前を目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の 1 週間前までには申請書を調査職員に提出して許可を受けなければならない。
6. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
7. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第 20 条に基づく都市公園法第 5 条又は第 6 条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担する。
8. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 1) 施設等運営者は、事前に北海道開発局札幌建設部の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、札幌市の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。
 - 2) 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 3) 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
9. 施設等運営者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

			24年度	25年度	26年度
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分	589,975	656,240	646,212
		成果報酬等			
		旅費その他			
計(a)					
参 考 値	減価償却費				
	退職給付費用				
(b)	間接部門費				
(a)＋(b)					

(注記事項)

・委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。

運営維持管理業務(収益施設等管理運営業務にかかる費用を除く)

(単位:千円)

	24年度	25年度	26年度
植 物 管 理	123,806	149,615	144,905
利 雪 工	44,630	42,887	43,277
建 物 管 理	9,488	2,820	2,682
設 備 管 理		4,981	5,027
工 作 物 管 理	30,055	12,576	14,973
維 持 修 繕		22,201	20,020
清 掃	37,936	37,735	38,485
運 営 管 理 工	152,261	166,222	164,906
公 園 管 理 工	112,626	101,266	99,547
現 場 管 理 費		27,082	26,623
業 務 管 理 費		3,889	3,841
一 般 管 理 費	51,079	53,717	51,154
消 費 税	28,094	31,249	49,235
合 計	589,975	656,240	664,675

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	24年度	25年度	26年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(平成25年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 知識、経験に関する要件

同種又は類似業務の経験

2. 技術力に関する要件

○植物管理業務責任者

・1級造園施工管理技士

○収益施設等管理運営業務責任者

・索道技術管理者

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(平成26年)

1. 知識、経験に関する要件

	①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	②運営維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者	④収益施設運営業務の業務責任者
業務の経験	下記に示す同種又は類似業務のいずれかの経験を有すること			
	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした植栽維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした収益施設運営業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること
	1)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設 ^{※3} 又は観光・商業施設 ^{※4} で、花を主体とする2ha以上の園地管理を行っている施設 平成12年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務(いずれも再委託による業務の実績は含まない)において実績を有していること。 ア)延べ2年以上の総括責任者の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者の経験 ウ)総括責任者または業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者			
類似業務の経験	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務の総括責任者もしくは業務責任者の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした植栽維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした収益施設運営業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること
	3)都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 4)レクリエーション施設又は観光・商業施設で、花を含む園地管理を行っている施設 平成12年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務(いずれも再委託による業務の実績は含まない)において実績を有していること。			
	ア)延べ3年以上の総括責任者の経験 イ)延べ4年以上の業務責任者の経験 ウ)延べ1年以上の総括責任者又は延べ2年以上の業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)又は技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	エ)延べ3年以上の業務責任者の経験 オ)延べ4年以上の業務経験		

2. 技術力に関する要件

○植物管理業務責任者

・1級造園施工管理技士

○収益施設運営業務責任者

・索道技術管理者

(業務の繁閑の状況とその対応)

なし

(注記事項)

- ・運営維持管理業務の人員のみ(収益施設等管理運営業務に係る人員2名は除く。)
- ・平成22年度～平成23年度は委託企業の職員12名(収益施設等管理運営業務担当者2名除く)及び非常勤職員が夏季35名、冬季37名(収益施設等配置者除く)が従事していた。
- ・繁忙日には上記の他、看護師や臨時のアルバイトを配置している。
- ・従事者に求める知識や技術は、平成26年時の資格要件である。

3 従来の実施に要した施設及び設備(委託事業者に対して供与した施設・設備)

・別紙1主要公園施設一覧、別紙3主要建築物一覧、別紙20提供物品一覧及び別紙32建物・工作物に係る修繕履歴を参照

(注記事項)

・運営維持管理業務の施設・設備のみ(収益施設等管理運営業務に係る施設・設備は除く。)

4 従来の実施における目的の達成の程度

		24年度		25年度		26年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
年間及び運営シーズン※1ごとの公園利用者数	年間	—	563,419人	—	521,732人	—	542,528人
	4月～11月	—	445,874人	—	410,141人	—	410,285人
	12月～3月	—	117,545人	—	111,591人	—	132,243人
札幌都市圏外※2の地域からの利用者の割合※3		—	10.7%	—	13.1%	—	14.7%
滝野の森3施設(森の教室、森の情報館、森の交流館)の年間及び運営シーズンごとの利用者数	年間	—	146,098カウント	110,000カウント	119,849カウント	110,000カウント	147,867カウント
	4月～11月	—	121,926カウント	90,000カウント	94,874カウント	90,000カウント	120,373カウント
	12月～3月	—	24,172カウント	20,000カウント	24,975カウント	20,000カウント	27,494カウント
年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率※4	年間	—	56.5%	52%以上	66.3%	52%以上	66.1%
	4月～11月	45%以上	61.7%	52%以上	61.7%	52%以上	64.6%
	12月～3月	50%以上	48.6%	53%以上	73.1%	53%以上	68.2%
北海道の気候風土にあった花風景に関する「非常に満足」の回答比率※5		—	56.7%	44%以上	53.1%	44%以上	59.9%
滝野の森エリア(森のすみかを含む)における利用プログラム※6の開催回数、延べ参加人数	開催回数	—	270回	200回以上	302回	200回以上	315回
	参加人数	—	9,645人	4,600人以上	9,118人	4,600人以上	11,423人
ホームページの総アクセス数		338,000件	1,017,824件	630,000件以上	1,517,875件	630,000件以上	1,888,507件
マスコミによる報道件数※7		313件	310件	340件以上	373件	340件以上	402件

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標

運営管理の重点事項を選定している。

2. (目標値・計画値の設定根拠)

過年度実績をもとに設定。

3. (実績の計算・把握の方法)

実施要項1.3.4モニタリング方法による。

管理者からの管理月報及び利用実態アンケートより

4. 表中の注記は、以下のとおり。

※1: 運営シーズンとは、第1期: 4月20日～11月10日、第2期: 12月23日～3月31日の2期をいう。

※2: 札幌都市圏外とは、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市の7市以外をいう。

※3: 別紙-13「利用実態調査アンケート」のQ3において、札幌都市圏外と回答した割合。

※4: 「利用実態調査アンケート」(別紙-13)のQ6「公園には満足されましたか?」における「非常に満足」の回答比率

※5: 「利用実態調査アンケート」(別紙-13)のQ8①～③における「非常に満足」の回答比率の平均値

※6: 利用プログラムとは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する10人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の4つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。

ここでは、当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。

・参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回と数える。

・ほぼ同じ内容で1日数回実施したプログラムは、1回と数える。

・同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

※7: マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

・テレビ(NHK・民放)・ラジオ(AM、FM)の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが札幌市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

・事件、事故の報道件数は除く。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法
・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

(注記事項)

業務区分表

	業務内容	業務細目	現状(22-24年度)			民間競争入札(25年度以降)			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土交通省	A(請負者)	A以外の業者	国土交通省	B(受託者)	B以外の業者	
国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	②施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検		○			○		通年
		清掃		○			○		開園期間 (4月～11月、12月～3月)
		利雪		○			○		11月～3月
	③植物管理業務	植物管理		○			○		4月～11月
	④収益施設等管理運営業務	収益施設運営		○			○		通年
		自主事業		○			○		通年

精 算 報 告 書 (平成24年度分)

単位:円

経 費 区 分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	摘 要
植物管理	55,239,665	55,239,665	0	
芝生管理工	24,482,542	24,482,542	0	
中低木管理工	25,329,103	25,329,103	0	
高木管理工	5,428,020	5,428,020	0	
草花管理	56,388,069	56,388,069	0	
花壇管理工	14,749,484	14,749,484	0	
花畑管理工	15,569,745	15,569,745	0	
草花管理工	26,068,840	26,068,840	0	
林地管理工	12,178,392	12,178,392	0	
林地管理工	12,178,392	12,178,392	0	
利雪工	44,630,000	44,630,000	0	
利雪工	44,310,000	44,310,000	0	
附帯除雪工	320,000	320,000	0	
建物維持修繕工	2,706,000	2,706,000	0	
建物維持修繕工	2,706,000	2,706,000	0	
設備維持修繕工	6,782,000	6,782,000	0	
汚水施設保守点検	2,466,000	2,466,000	0	
給水施設維持管理	1,123,000	1,123,000	0	
その他設備維持管理等	3,193,000	3,193,000	0	
工作物管理工	30,055,397	30,055,397	0	
工作物維持修繕工	30,055,397	30,055,397	0	
清掃工	37,935,431	37,935,431	0	
清掃工	37,935,431	37,935,431	0	
運営管理工	152,261,000	152,261,000	0	
利用指導工	106,148,000	106,148,000	0	
自動車等借上費	581,000	581,000	0	
自動車等維持修繕費	5,093,000	5,093,000	0	
広報宣伝費	40,439,000	40,439,000	0	
公園管理工	112,626,000	112,626,000	0	
公園管理工	112,626,000	112,626,000	0	
小計	510,801,954	510,801,954	0	
一般管理費	51,079,046	51,079,046	0	
計	561,881,000	561,881,000	0	
消費税	28,094,050	28,094,050	0	
合計	589,975,050	589,975,050	0	

精 算 報 告 書 (平成25年度分)

経 費 区 分		予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	摘 要
植物管理		62,122,000	62,122,000	0	
芝生管理工		38,424,000	38,424,000	0	
中低木管理工		20,453,000	20,453,000	0	
高木管理工		3,245,000	3,245,000	0	
草花管理		77,397,000	77,754,154	△ 357,154	
花壇管理工		38,640,000	39,162,204	△ 522,204	
花畑管理工		16,845,000	16,699,350	145,650	
草花管理工		21,912,000	21,892,600	19,400	
林地管理工		10,000,000	9,739,000	261,000	
利雪工		10,000,000	9,739,000	261,000	
附帯除雪工		42,709,000	42,887,126	△ 178,126	
建物管理工		42,416,000	42,594,526	△ 178,526	
設備管理工		293,000	292,600	400	
汚水施設保守点検		2,778,000	2,819,500	△ 41,500	
給水施設維持管理		2,778,000	2,819,500	△ 41,500	
その他設備維持管理等		4,988,000	4,980,733	△ 12,733	
工作物管理工		2,639,000	2,639,000	0	
維持修繕工		12,673,000	12,576,281	96,719	
清掃工		12,673,000	12,576,281	96,719	
利用指導工		19,000,000	22,201,063	△ 3,201,063	
自動車等維持修繕工		19,000,000	22,201,063	△ 3,201,063	
広報宣伝費		39,628,000	37,734,633	1,893,367	
公園管理工		39,628,000	37,734,633	1,893,367	
現場管理費		161,005,000	166,221,650	△ 5,216,650	
業務管理費		108,653,000	111,219,164	△ 2,566,164	
小計		13,029,517	13,029,517	600,483	
一般管理費		38,722,000	41,972,969	△ 3,250,969	
消費税		103,450,000	101,265,593	2,184,407	
合計		103,450,000	101,265,593	2,184,407	
小計		28,510,000	27,081,887	1,428,113	
一般管理費		3,933,000	3,889,334	43,666	
消費税		568,173,000	571,272,954	△ 3,099,954	
合計		56,817,046	53,717,046	3,099,954	
消費税		624,990,000	624,990,000	0	
合計		31,249,500	31,249,500	0	
合計		656,239,500	656,239,500	0	

単位:円

精 算 報 告 書 (平成26年度分)

経 費 区 分		予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	摘 要
植物管理		62,122,000	62,122,000	0	
芝生管理工		38,424,000	38,424,000	0	
中低木管理工		20,453,000	20,453,000	0	
高木管理工		3,245,000	3,245,000	0	
草花管理		72,897,000	72,834,514	62,486	
花壇管理工		38,640,000	38,533,961	106,039	
花畑管理工		13,845,000	13,946,553	△ 101,553	
草花管理工		20,412,000	20,354,000	58,000	
林地管理工		10,000,000	9,949,000	51,000	
林地管理工		10,000,000	9,949,000	51,000	
利雪工		42,709,000	43,277,464	△ 568,464	
利雪工		42,416,000	42,984,864	△ 568,864	
附帯除雪工		293,000	292,600	400	
建物管理工		2,778,000	2,681,700	96,300	
建物維持管理		2,778,000	2,681,700	96,300	
設備管理工		4,988,000	5,026,733	△ 58,733	
汚水施設保守点検		2,639,000	2,639,000	0	
給水施設維持管理		1,660,000	1,719,733	△ 59,733	
その他設備維持管理等		669,000	668,000	1,000	
工作物管理工		12,673,000	14,972,786	△ 2,299,786	
工作物維持管理工		12,673,000	14,972,786	△ 2,299,786	
維持修繕工		19,000,000	20,019,680	△ 1,019,680	
維持修繕工		19,000,000	20,019,680	△ 1,019,680	
清掃		39,555,000	38,485,200	1,069,800	
清掃工		39,555,000	38,485,200	1,069,800	
運営管理工		157,558,000	164,906,072	△ 7,348,072	
利用指導工		106,626,000	111,377,655	△ 4,751,655	
自動車等維持修繕工		13,710,000	14,130,262	△ 420,262	
広報宣伝費		37,222,000	39,398,155	△ 2,176,155	
公園管理工		102,797,000	99,547,372	3,249,628	
公園管理工		102,797,000	99,547,372	3,249,628	
現場管理費		28,510,000	26,623,444	1,886,556	
業務管理費		3,928,000	3,840,516	87,484	
小計		559,495,000	564,286,481	△ 4,791,481	
一般管理費		55,945,000	51,153,519	4,791,481	
計		615,440,000	615,440,000	0	
消費税		49,235,200	49,235,200	0	
合計		664,675,200	664,675,200	0	

単位:円

国営滝野すずらん丘陵公園

平成24年度 公園利用者数(団体、パスポート含む)

開園日数(単位:日)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
有入園者	東口	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	中央口			19,203	22,220	30,566	21,398	9,875	706	0	0	0	0	129,297
	滝野の森口	2,525	6,372	6,172	6,013	6,507	6,715	2,817	95	0	0	0	0	37,216
	キヤンプ場	370	1,044	1,095	1,861	1,988	1,114	1,102	127	0	0	0	0	8,701
	小計	441	769	1,749	4,214	7,402	2,787	738	6	0	0	0	0	18,106
	有料区域	10,539	26,311	28,219	34,308	46,463	32,014	14,532	934	0	0	0	0	193,320
	バスポート大人	186	516	571	490	411	483	431	108	0	0	0	0	3,196
	バスポート小人	53	46	74	52	70	44	27	5	0	0	0	0	371
	バスポートシニア	77	286	307	249	194	223	230	41	0	0	0	0	1,607
	小計	316	848	952	791	675	750	688	154	0	0	0	0	5,174
無料入園者	無料入園者	4,024	21,327	11,670	18,974	26,307	19,327	15,250	426	0	0	0	0	117,305
	小計	14,879	48,486	40,841	54,073	73,445	52,091	30,470	1,514	0	0	0	0	315,799
	無料区域	4,285	21,128	24,668	21,514	18,905	21,201	16,815	1,559	10,785	53,605	36,915	16,240	247,620
	合計	19,164	69,614	65,509	75,587	92,350	73,292	47,285	3,073	10,785	53,605	36,915	16,240	563,419
有料入園者内訳	一般大人	7,071	17,344	18,099	21,957	28,538	18,743	8,855	635	0	0	0	0	121,242
	一般小人	3,068	3,291	4,095	6,947	12,011	3,866	2,165	189	0	0	0	0	35,632
	一般シニア	400	4,008	3,237	2,425	2,980	3,956	2,108	66	0	0	0	0	19,180
	団体大人	0	1,332	2,488	1,647	1,792	2,310	656	44	0	0	0	0	10,269
	団体小人	0	311	281	1,291	1,040	3,090	703	0	0	0	0	0	6,716
	団体シニア	0	0	0	0	0	16	45	0	0	0	0	0	61
	天文台大人	0	16	13	24	59	18	0	0	0	0	0	0	130
	天文台小人	0	9	6	17	43	15	0	0	0	0	0	0	90
	バスポート購入大人	56	107	82	58	23	24	10	0	1	0	1	0	362
	バスポート購入小人	28	10	12	9	5	0	0	0	0	0	0	0	64
入園料(単位:円)		3,520,120	9,179,650	9,560,210	11,023,860	14,277,440	9,893,540	4,730,740	380,870	2,500	0	2,500	0	62,571,430

※本資料は、「青少年山の家」利用者数を除く入園者数。

平成25年度 公園利用者数(団体、バスポート含む)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開園日数 (単位:日)	有入園者	30	31	30	31	31	23	10	0	10	31	28	31	286
		1,055	10,377	27,927	21,801	27,456	17,468	2,782	0	0	0	0	0	108,866
		59	3,009	10,635	3,614	3,979	4,828	531	0	0	0	0	0	26,655
		64	758	1,159	1,213	1,767	570	201	0	0	0	0	0	5,732
		225	446	1,883	4,156	7,883	2,573	93	0	0	0	0	0	17,259
		1,403	14,590	41,604	30,784	41,085	25,439	3,607	0	0	0	0	0	158,512
		96	384	676	609	423	400	179	0	0	0	0	0	2,767
		8	41	91	66	64	30	10	0	0	0	0	0	310
		28	185	264	191	145	169	63	0	0	0	0	0	1,045
		132	610	1,031	866	632	599	252	0	0	0	0	0	4,122
入園者数 (単位:人)	有料入園者	737	14,950	14,553	15,917	23,243	13,148	1,238	0	0	0	0	0	83,786
		2,272	30,150	57,188	47,567	64,960	39,186	5,097	0	0	0	0	0	246,420
		1,483	16,348	30,881	21,239	18,307	14,718	4,745	0	6,138	46,922	35,472	23,059	219,312
		3,755	46,498	88,069	68,806	83,267	53,904	9,842	0	6,138	46,922	35,472	23,059	465,732
		915	9,953	27,754	18,235	24,046	14,431	2,331	0	0	0	0	0	97,665
		431	2,223	5,783	5,647	10,923	3,575	591	0	0	0	0	0	29,173
		57	1,626	4,815	2,368	2,908	2,766	504	0	0	0	0	0	15,044
		0	651	2,000	2,409	2,284	1,942	128	0	0	0	0	0	9,414
		0	56	523	1,562	697	2,588	0	0	0	0	0	0	5,426
		0	73	697	541	154	99	53	0	0	0	0	0	1,617
入園料 (単位:円)	有料入園者内訳	0	4	20	14	45	24	0	0	0	0	0	0	107
		0	4	12	8	28	14	0	0	0	0	0	0	66
		25	104	136	64	26	16	7	0	0	0	0	0	378
		3	21	20	14	9	4	0	0	0	0	0	0	71
		11	43	44	17	7	6	1	0	0	0	0	0	129
		718,720	5,373,950	13,985,380	9,769,800	12,409,870	7,725,010	1,145,720	0	0	0	0	0	51,148,450

平成26年度 公園利用者数(団体、パスポート含む)

開園日数 (単位:日)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
有入園者	東口	11	31	30	31	31	28	31	10	9	31	28	31	302
	中央口													
	滝野の森口	966	23,604	17,594	19,579	28,956	16,823	10,819	1,547	0	0	0	0	125,799
	キヤンプ場	263	7,798	6,009	3,635	5,429	5,092	2,236	127	0	0	0	0	31,292
	小計	184	1,236	687	1,341	1,687	722	1,237	106	0	0	0	0	7,279
	有料区域													
	バスポート大人	8,290	33,449	25,879	28,483	43,594	24,563	15,018	1,846	0	0	0	0	181,122
	バスポート小人	220	517	478	380	409	395	278	98	0	0	0	0	2,775
	バスポートシニア	33	63	41	59	73	23	26	4	0	0	0	0	322
	小計	108	333	276	291	271	257	321	65	0	0	0	0	1,922
無料入園者	無料入園者	361	913	795	730	753	675	625	167	0	0	0	0	5,019
	小計	3,102	22,465	9,424	15,341	23,109	18,045	9,750	721	0	0	0	0	101,957
	無料入園者	11,753	56,827	36,098	44,554	67,456	43,283	25,393	2,734	0	0	0	0	288,098
	小計	4,802	23,115	22,500	17,253	19,127	5,390	0	0	14,646	56,531	40,078	20,988	224,430
	合計	16,555	79,942	58,598	61,807	86,583	48,673	25,393	2,734	14,646	56,531	40,078	20,988	512,528
有料入園者内訳	一般大人	5,664	22,774	16,482	17,183	26,842	14,125	9,081	1,131	0	0	0	0	113,282
	一般小人	2,211	4,016	3,607	5,559	11,226	3,030	2,102	332	0	0	0	0	32,083
	一般シニア	415	5,330	3,102	2,316	3,000	2,161	1,652	66	0	0	0	0	18,042
	団体大人	0	856	1,422	1,357	1,683	2,774	872	56	0	0	0	0	9,020
	団体小人	0	389	593	1,718	724	2,356	880	261	0	0	0	0	6,921
	団体シニア	0	56	673	318	84	55	431	0	0	0	0	0	1,617
	天文台大人	0	18	0	17	22	38	0	0	0	0	0	0	95
	天文台小人	0	10	0	15	13	24	0	0	0	0	0	0	62
	バスポート購入大人	45	83	51	48	42	33	16	1	0	0	0	0	319
	バスポート購入小人	8	23	6	9	5	3	2	0	0	0	0	0	56
入園料 (単位:円)		2,964,680	11,676,560	8,801,660	9,242,660	13,741,480	7,989,430	4,893,240	538,620	0	0	0	0	59,848,330

国営滝野すずらん丘陵公園 お客さまアンケート

Q1. あなたの性別は？……………① 男 ・ ② 女

Q2. あなたの年齢は？（1つお選びください）

① 小学生 ② 中学生 ③ 15～19歳 ④ 20～29歳 ⑤ 30～39歳 ⑥ 40～49歳 ⑦ 50～59歳 ⑧ 60～69歳 ⑨ 70歳以上

Q3. あなたの住所は？ _____ 道・都・府・県 _____ 市・郡 _____ 区・町・村

Q4. 本日はどなたといらっしゃいましたか？（1つお選びください）

① 一人で ② 友人・知人と ③ カップルで ④ 夫婦で ⑤ 家族と ⑥ 学校の団体
⑦ 地域の団体 ⑧ 職場の団体 ⑨ その他（ _____ ）

Q5. 本日は、公園までどうやっていらっしゃいましたか？（主な交通手段を1つお選びください）

① 自家用車 ② レンタカー ③ 路線バス ④ 地下鉄+路線バス ⑤ 貸し切りバス ⑥ その他（ _____ ）

Q6. この公園にはたびたびいらっしゃいますか？（1つお選びください）

① ほぼ毎日 ② 週に2～3回 ③ 週に1回 ④ 月に2～3回 ⑤ 月に1回 ⑥ 年に数回
⑦ 年に1回 ⑧ 数年に1回程度 ⑨ 今回が初めて

Q7. 公園には満足されましたか？

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満
(理由があればお書きください： _____)

Q8. 本日、公園をご利用した感想を、(1)～(4)それぞれの項目についてお聞かせ下さい。

(1)園路の清掃は、行き届いていましたか？

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満

(2)休憩所の清掃は、行き届いていましたか？

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満 ⑤ 利用していないためわからない

(3)トイレの清掃は、行き届いていましたか？

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満 ⑤ 利用していないためわからない

(4)スタッフの対応はどうかでしたか？

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満

Q9. この公園では、「北海道の気候風土にあった植物を活かした美しい景観」を基本方針にしています。
本日、以下の(1)～(3)はそれぞれいかがでしたか？

(1)カントリーガーデンの花や風景

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満 ⑤ 見ていないためわからない

(2)東口ゲート付近の花やオブジェの演出

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満 ⑤ 見ていないためわからない

(3)上記以外の花壇や植栽地の手入れの状態

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満

Q10. レストラン・売店をご利用した感想をお聞かせ下さい。

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満 ⑤ 利用していないためわからない

Q11. その他に、お気づきの点やご要望がございましたらご記入ください。

(_____)



きのたん

ご協力ありがとうございました。
また来てくださいね！

国営滝野すずらん丘陵公園 お客さまアンケート

Q1. あなたの性別は？・・・・・・・・① 男 ・ ② 女

Q2. あなたの年齢は？（1つお選びください）

① 小学生 ② 中学生 ③ 15～19 歳 ④ 20～29 歳 ⑤ 30～39 歳 ⑥ 40～49 歳 ⑦ 50～59 歳 ⑧ 60～69 歳 ⑨ 70 歳以上

Q3. あなたの住所は？ _____ 道・都・府・県 _____ 市・郡 _____ 区・町・村

Q4. 本日はどなたといらっしゃいましたか？（1つお選びください）

① 一人で ② 友人・知人と ③ カップルで ④ 夫婦で ⑤ 家族と ⑥ 学校の団体
⑦ 地域の団体 ⑧ 職場の団体 ⑨ その他（ _____ ）

Q5. 本日は、公園までどうやっていらっしゃいましたか？（主な交通手段を1つお選びください）

① 自家用車 ② レンタカー ③ 路線バス ④ 地下鉄+路線バス ⑤ 貸し切りバス ⑥ その他（ _____ ）

Q6. この公園にはたびたびいらっしゃいますか？（1つお選びください）

① ほぼ毎日 ② 週に2～3回 ③ 週に1回 ④ 月に2～3回 ⑤ 月に1回 ⑥ 年に数回
⑦ 年に1回 ⑧ 数年に1回程度 ⑨ 今回が初めて

Q7. 公園には満足されましたか？

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満
（理由があればお書きください： _____ ）

Q8. 本日、公園をご利用した感想を、(1)～(4)それぞれの項目についてお聞かせ下さい。

(1)園路の清掃は、行き届いていましたか？

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満

(2)休憩所の清掃は、行き届いていましたか？

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満 ⑤ 利用していないためわからない

(3)トイレの清掃は、行き届いていましたか？

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満 ⑤ 利用していないためわからない

(4)スタッフの対応はいかかでしたか？

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満

Q9. レストラン・売店をご利用した感想をお聞かせ下さい。

① 非常に満足 ② まあまあ満足 ③ やや不満 ④ 非常に不満 ⑤ 利用していないためわからない

Q10. その他に、お気づきの点やご要望がございましたらご記入ください。

（ _____ ）



きのたん

ご協力ありがとうございました。
また来てくださいね！

平成24年度 行催事一覧

別紙14

開始日	終了日	行催事名	回数	対象	主催者等	述べ参加人数	参加人数計算根拠	開催場所
5月19日	6月10日	【チュウーリップ・すずらんフェスタ】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	85,376	期間来園者数	カントリーガーデン
5月20日		ピカピカしつくいフラワーボール作り	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	35	参加者数	カントリーガーデン
5月26日	6月3日	屋根からチュウーリップ畑を見よう	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	1,195	参加者数	カントリーガーデン
6月16日	6月17日	チュウーリップ掘り取り体験	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	1,216	参加者数	カントリーガーデン
7月7日	7月22日	【ラベンダーフェスタ】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	49,704	期間来園者数	カントリーガーデン
7月15日	7月16日	ラベンダーフェスタ摘み取り体験	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	279	参加者数	カントリーガーデン
9月8日	10月8日	【コスモスフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	91,433	期間来園者数	カントリーガーデン
9月8日	10月6日	コスモスクラフト体験	12	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	882	参加者数	カントリーガーデン
10月8日		コスモススペシャルステージ	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	1,020	期間来園者数	カントリーガーデン
9月22日	9月30日	屋根からコスモス畑を見よう	4	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	926	参加者数	カントリーガーデン
2月9日	2月11日	【滝野スノーフェスティバル】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	11,835	期間来園者数	つどいの森

平成25年度 行催事一覧

開始日	終了日	行催事名	回数	対象	主催者等	述べ参加人数	参加人数計算根拠	開催場所
5月18日	6月16日	【チュウリップ・すずらんフェスタ】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	101,266名	期間来園者数	カントリーガーデン
6月15日	6月16日	チュウリップ掘り取り体験	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	1,204名	参加者数	カントリーガーデン
6月1日	6月9日	屋上からチュウリップ畑を見よう	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	2,947名	参加者数	カントリーガーデン
6月8日	6月9日	ガーデンツアー チュウリップススペシャル	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	78名	参加者数	カントリーガーデン
7月13日	8月18日	【滝野ガーデンフェア】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	124,000名	期間来園者数	カントリーガーデン
7月13日		ガーデンツアーハーバースペシャル	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	16名	参加者数	カントリーガーデン
7月13日	7月21日	花絵を作ろう	5	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	191名	参加者数	カントリーガーデン
7月14日	7月15日	ラベンダー摘み取り体験	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	270名	参加者数	つどいの森
8月3日		ガーデンツアーブルーガーデンスペシャル	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	18名	参加者数	カントリーガーデン
8月10日	8月18日	ガーデンではたらくるま展	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	265名	参加者数	カントリーガーデン
9月7日	9月23日	【コスモスフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	53,216名	期間来園者数	カントリーガーデン
9月7日	9月23日	コスモスクラフト体験	5	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	517名	参加者数	カントリーガーデン
9月15日		フラワーヘアショー	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	1,724名	期間来園者数	カントリーガーデン
9月21日	9月23日	屋根からコスモス畑を見よう	3	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	1,246名	参加者数	カントリーガーデン
2月8日	2月9日	【滝野スノーフェスティバル】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	9,312名	期間来園者数	つどいの森

平成26年度 行催事一覧

開始日	終了日	行催事名	回数	対象	主催者等	述べ参加人数	参加人数計算根拠	開催場所
5月17日	6月15日	【チューリップ・すずらんフェスタ】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	78,175	期間来園者数	カントリーガーデン
5月31日	6月1日	チューリップ博士のガイドツアー	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	119	参加者数	カントリーガーデン
6月7日	6月8日	屋上からチューリップ畑を見よう	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	192	参加者数	中央口
6月14日	6月15日	チューリップ掘り取り体験	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	987	参加者数	カントリーガーデン
7月12日	8月17日	【滝野の花涼み】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	113,906	期間来園者数	カントリーガーデン
7月19日	8月31日	ガラスアート in ガーデン	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	130,150	期間来園者数	カントリーガーデン
7月19日	7月27日	藤川志朗 花のイラスト展	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	24,476	期間来園者数	東口休憩所
7月15日	7月16日	コンテナガーデン講習会	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	35	参加者数	カントリーガーデン
7月13日		ラベンダー摘み取り体験	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	182	参加者数	つどいの森
7月18日	7月21日	北海道フィーールドトライアル2014	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	17,302	期間来園者数	カントリーガーデン
9月13日	10月5日	【コスモスフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	45,336	期間来園者数	カントリーガーデン
9月14日	10月5日	コクモスクラフト体験	7	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	675	参加者数	カントリーガーデン
9月21日		フラワー&ミュージック	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	4,130	期間来園者数	カントリーガーデン
9月13日	9月23日	藤川志朗 花のイラスト展	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	33,257	期間来園者数	東口休憩所
2月7日	2月8日	【滝野スノーフェスティバル】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	6,874	期間来園者数	つどいの森他

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ノルディックウォーキング100kmコンペ	参加希望者	園内にモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通常で100kmウォーキングを目指すコンペを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日 ～ 11月10日	8		定員なし	1,259		無料	
「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	参加希望者	流経ノース、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてクイズポイントを設け、誰もが気軽に参加でき、当公園をくまなく巡っていただくラリープログラムを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日 ～ 11月10日	8		定員なし	33,638		無料	
滝野の森ガイズツアー（西エリア）	申込み参加者	公園がランディング滝野の森クラブの案内で、滝野の森を散策していただいた。	公園主催	滝野の森 西エリア	4月22日 ～ 10月24日	60	60	定員40名/日	1,184	1,184	無料	
いがいまざし スライドレクチャー	申込み参加者	植物写真家として活躍されているいがいまささんをお招きしてコンパントカメラでも参加可能な初心者向けの写真講座を開催。	公園主催	森の交流館	4月28日	1	1	定員40名/日	15	15	無料	
パンジー・ビオラコレクション2012	一般来園者	花の少ない時期に花の滝野をアピールする新規のイベントとして、パンジー・ビオラコレクション2012を開催した。	公園主催	カントリーガーデン	4月28日 ～ 6月30日	3		定員なし	166,433		無料	
花のみどころガーデンツアー	参加希望者	季節によって移り変わるカントリーガーデンの見どころを、知識豊富なボランティアガイドボランティアが案内。	公園主催	カントリーガーデン	4月29日 ～ 10月8日	162		定員なし	4,568		無料	
ミズバショウ観覧会	申込み参加者	滝野の森クラブボランティアの案内で、早春の花ミズバショウを観察するツアーを開催。森の教室の奥にある群生地まで案内を行った。	公園主催	滝野の森 東エリア	4月30日	1	1	定員40名	41	41	無料	
生き物サイエンス	申込み参加者	動物や昆虫など様々な分野の専門家を招いて講演会やフィールドを使った観察会を行った。	公園主催	森の情報館	5月3日 ～ 8月14日	3	3	定員30名/日	67	67	無料	
滝野の森パフォーマンスフェスタ	参加希望者	滝野の森ノース・東エリアで、音楽やパフォーマンス、アートなどを楽しんでいた。	公園主催	滝野の森 東エリア	5月5日	1	1	定員なし	214	214	無料	
ノルディックウォーキング講習会	申込み参加者	ノルディックウォーキングを始めた方、始めたばかりの方を対象に講習会を実施した。	公園主催	東口休憩所	5月8日 ～ 3月26日	23		定員30名/日	234		無料	
星空観覧会	申込み参加者	天文台を活用し、天文ボランティアの解説による星空観察会を開催した。曇天時は星空にちなんだクイズを行う。	公園主催	天文台	5月12日 ～ 9月22日	8		定員40名/回	257		無料	
ダルシマー演奏会	一般来園者	ダルシマーという民族楽器の同好会による演奏会を行った。	公園主催	森の交流館	5月13日 ～ 10月14日	2	2	定員なし	55	55	無料	
冒険遊び場きのたんの森	参加希望者	滝野の森の中で自分たちで遊びを考え自由に遊べる場所づくりを実施した。	公園主催	森の教室	5月13日 ～ 2月24日	27	27	定員40名程度/日	648	648	無料	
昼間の星空観覧会	参加希望者	天文台を活用し、天文ボランティアの解説による太陽観察や昼間に見える星の観察をおこなう。天文台の機器の見学も行う。	公園主催	天文台	6月9日 ・ 7月28日	2		定員なし	304		無料	
滝野の森サマーフェスティバル2012	参加希望者	滝野の森ノースの認知度向上を目的に、宝探しや音楽、パフォーマンスなどのイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	7月14日	1	1	定員なし	820	820	無料	

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
コンテナガーデンコンテスト2012	申込み参加者	講習会系	公園主催	カントリーガーデン	7月21日 ～ 8月19日	2		定員なし	363		無料	
滝野キドキナイトハイク	申込み参加者	体験系	公園主催	滝野の森 西エリア	7月21日 ・ 7月28日	2		2 定員30名/日	60	60	無料	
きののたんからの挑戦状へめさせ滝野博士へ	参加希望者	体験系	公園主催	森のすみか	7月26日 ～ 8月19日	2		2 定員なし	1,486	1,486	無料	
滝野の森昆虫博物館	一般来園者	展示系	公園主催	森の情報館	7月26日 ～ 8月31日	2		2 定員なし	896	896	無料	
滝野ちびっこフェスタ	参加希望者	体験系	公園主催	森の交流館	8月4日 ～ 8月5日	1		1 定員なし	1,561	1,561	無料	
森の生き物探し	申込み参加者	体験系	公園主催	田んぼの広場	8月14日	1		1 定員30名/日	68	68	無料	
いざりまさし初心者向けの森の写真の撮り方講座	申込み参加者	講習会系	公園主催	森の情報館	9月15日	1		1 定員20名/日	19	19	無料	
森の宝探し	参加希望者	体験系	公園主催	滝野の森 東エリア	9月15日 ～ 9月17日	3		3 定員なし	384	384	無料	
札幌南オータムフェスティバル	一般来園者	その他	公園主催	カントリーガーデン	9月16日 ・ 9月17日	1		定員なし	11,736		無料	
パンチワークキルト展	一般来園者	展示系	公園主催	東口休憩所	9月22日 ～ 9月30日	1		定員なし	1,594		無料	
滝野湖咲ノルディックウォーキングツアー	申込み参加者	体験系	公園主催	園内全域	9月27日 ～ 10月13日	2		2 定員30名	39	39	無料	
3公園合同パークゴルフコンペ	参加希望者	その他	公園主催	パークゴルフ場	10月1日 ～ 10月31日	1		定員なし	25		無料	
チューリップを植えよう	参加希望者	体験系	公園主催	カントリーガーデン	10月7日 ・ 10月8日	2		定員なし	140		無料	
滝野の森紅葉まつり	一般来園者	その他	公園主催	滝野の森ノーン	10月9日 ～ 10月26日	1		1 定員なし	26,532		無料	
滝野の森紅葉まつり もみじのしおり作り	参加希望者	体験系	公園主催	森の交流館	10月9日 ～ 10月24日	12		12 定員30名/日	38	38	無料	
たきのドックラン	参加希望者	体験系	公園主催	多目的広場	10月14日 ・ 3月24日	2		定員なし	104		無料	
たきのドキドキラリー	参加希望者	体験系	公園主催	こどもの谷	12月23日 ～ 1月20日	29		定員なし	4,088		無料	

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
歩くスキー100kmコンペ	参加希望者	体験系 園内の歩くスキーコースでホワイトシーズン期間中通算で100kmを目指すコンペを開催した。	公園主催	園内全域	12月23日 ～ 3月31日	4		定員なし	1,350		無料	
たきのdeお正月	参加希望者	体験系 スタッフから木の葉をもとい、きのたんにあげたらおみくじが引ける「きのたんおみくじ」を実施した。	公園主催	東口休憩所	1月1日 ・ 1月2日	2		定員100名/日	236		無料	
早朝の水瀑を見に行こう	参加希望者	その他 アシリベツの滝の水瀑に目の光が当たり始める時間帯にご覧いただけるよう7:00から開園する早朝開園を開催した。	公園主催	溪流ゾーン	1月20日 ～ 1月27日	3		定員なし	330		無料	
ピラティス体験会	申込み参加者	体験系 スノーシューやウォーキングをする際に必要な体幹を鍛えるトレーニングとして知られているピラティスの体験会を行った。	公園主催	東口休憩所	2月23日 ・ 3月26日	2		定員10名	12		無料	
「冬の外遊び」絵画コンクール・絵画展	申込み参加者	展示系 幼児から小学生の「冬の外遊び」に関わる絵画を募集し、入賞作品には表彰した。応募者全員の絵画を園内に展示した。	共催	東口休憩所	2月24日 ～ 3月31日	2		定員なし	261		無料	
森フェス2013winter	一般来園者	その他 滝野の森ゾーンの認知度向上を目的に、音楽やパフォーマンス、などのイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	3月10日	1	1	定員なし	88	88	無料	
いがりまさし写真講座	申込み参加者	講習会系 植物写真家として活躍されているいがりまさしさんをお招きして写真講座を開催。	公園主催	森の交流館	3月16日	1	1	定員15名/日	15	15	無料	
きのたんからの挑戦状	参加希望者	体験系 森のすみかを活用しクイズラリーを実施した。	公園主催	森のすみか	3月16日 ～ 3月31日	1	1	定員なし	290	290	無料	
早春のフアラワーギャラリー	一般来園者	展示系 スキーヤーズサロンにて、ベンジー・ピオラやクリスマスローズ、12種類の桜の展示を行った。	公園主催	東口休憩所	3月16日 ～ 3月31日	1		定員15名/日	11,268		無料	

利用プログラム	総実施回数		392 回
	総参加者数		272,720 人
	滝野の森ゾーンでの実施回数		126 回
	滝野の森ゾーンでの参加人数		7,988 人

期間中入園者も含む

平成24年度 利用プログラム一覧

②委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
滝野わんぱくフェスタ	参加希望者	体験系 小さな子供から大人の方まで滝野の春を満喫し、春風を感じられるクラフトプログラムを開催した。	公園主催	カンリーガーデン	4月28日 ～ 5月6日	8		定員100名/日	2,840		有料	100円/人
ハンジュー・ピオラコレクション2012 クラフト	参加希望者	体験系 ハンジュー・ピオラを活かしたピオラinゼリーづくりや押し花を使ったハンガキづくりを開催した。	公園主催	東口休憩所	5月1日 ・ 5月2日	2		定員20～100名/日	19		有料	200～500円/個
森の楽校	申込み参加者	体験系 自然素材を使ったクラフトと環境アクティビティを月替わりで実施した。	公園主催	森の交流館	5月6日 ～ 2月24日	34	34	定員20名/日	491	491	有料	200円/人
大人のクラフト	申込み参加者	体験系 平日来園可能な大人の方をターゲットとしたクラフト講座を開催した。	公園主催	森の交流館	5月10日 ～ 10月11日	6	6	定員20名/日	23	23	有料	500円/人
森ヨガ	申込み参加者	体験系 滝野の森ゾーン東エリアを使ってヨガの体験会を行った。	公園主催	森の交流館	5月17日 ～ 3月29日	14	14	定員20名/日	235	235	有料	500円/人
花のある北のくらし塾	申込み参加者	講習会系 ハーブコーディネーターやガーデナーを講師に迎え、ハーブや草花などの緑を生活に取り入れる知恵を教えた。またクラフトプログラムを開催した。	公園主催	東口休憩所	5月26日 ～ 11月4日	18		定員20名/日	425		有料	100～500円/人
滝野の森トレーニング&アウトドアアクキング	申込み参加者	体験系 ハーブコーディネーターの狩野亜砂力さんと一緒に森を歩きハーブを使ったバーベキューを楽しむ講座	公園主催	森の牧事広場	6月9日	1	1	定員20名/日	9	9	有料	1200円/人
親子でぬりぬり教室	申込み参加者	体験系 夏休み直前に自由研究に活かせる内容で親子で塗装の専門家からペンキの塗り方を教えてもらえる講座。実際にミニベンチに塗装体験を行った。	公園主催	東口休憩所	7月22日	1		定員15組/日	31		有料	800円/個
平日クラフト	参加希望者	体験系 夏休みの平日限定で、小さいお子様で作れる簡単なクラフト教室を実施。	公園主催	森の交流館	7月26日 ～ 8月17日	17	17	定員10名/日	76	76	有料	100円/人
クワガタを作ろう	申込み参加者	体験系 「昆虫博物館」の一環で木の枝を使ったクラフト体験	公園主催	森の情報館	7月29日	1	1	定員20名/日	17	17	有料	200円/名
森の工作教室	申込み参加者	体験系 夏休みの宿題対策として工作教室を開催。	公園主催	森の教室	8月11日	1	1	定員60名/日	54	54	有料	200円/個
滝野モクモノ自然クラブ	申込み参加者	体験系 親子でレザ作りやクラフト体験を行う。	公園主催	森の交流館	8月25日 ～ 3月24日	4	4	定員20名/日	81	81	有料	600円/人
森の紅葉ツアー	申込み参加者	体験系 滝野の森ゾーン東エリアの紅葉の見どころをご案内するツアー	公園主催	滝野の森 東エリア	10月20日	1	1	定員20名/日	23	23	有料	600円/人
パーク雪合戦大会	申込み参加者	コンテスト系 雪がない時期にボールを使用して行う雪合戦の大会	公園主催	つどいの森	10月21日	1		定員20チーム/日	167		有料	
森の時間スペシャルステージ	一般来園者	その他 避難者支援団体「ふるさとを歌う会いれ帳」と共同で、森の時間スペシャルステージを開催した。	共催	森の交流館	10月21日	1	1	定員なし	91	91	有料	100円～1300円/人

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	講習会系 小学校で行われるスキー学習のためのレッスン。靴の履き方や歩き方のほかに道具の選び方など保護者向けにも講習を実施した。	公園主催	東口休憩所	12月23日 ・ 12月24日	2		定員50組/回	231		有料	200円/組
たきのけクリスマス	参加希望者	体験系 ダンチオープンを使ったリゾット作りやミニリースづくりを開催	公園主催	森の交流館 東口休憩所	12月23日 ～ 12月25日	6	4	定員50名/日	245	63	有料	100～500円/個
滝野スキースクール	参加希望者	講習会系 4歳以上のスキー初心者や初級者を対象にスキーのレッスンを開催した。	公園主催	ファミリーグレンデ	12月25日 ～ 12月31日	76		定員10～40名/回	3,586		有料	200円/人
ミニ門松作り	参加希望者	体験系 イグランドなどを使って簡単に作れるミニ門松作りを体験していただいた。	公園主催	森の交流館	12月26日 ～ 12月31日	6	6	定員10名/日	8	8	有料	200円/人
はじめてのスノーシュー	申込み参加者	体験系 スノーシュー初心者対象に体験会を開催。	公園主催	滝野の森 東エリア	12月29日 ・ 12月30日	2	2	定員15名/回	47	47	有料	100円/人
クロスカントリースキーステップアップレッスン	申込み参加者	その他 つどいの森で実施するクロスカントリースキーの技術向上のためのレッスン。	公園主催	つどいの森	1月5日 ～ 2月9日	7		定員40名/日	129		有料	200円/人
滝野の森で日の出を見よう	申込み参加者	体験系 森の交流館から日の出を楽しむイベントを開催。	公園主催	森の交流館	1月5日	1	1	定員30名/日	18	18	有料	200円/人
ミニクラフト	参加希望者	体験系 冬休み中の月～土を中心にミニクラフト体験を実施。春休み期間中もミニクラフト体験を実施	公園主催	森の交流館	1月7日 ～ 3月31日	18	18	定員10名	19	19	有料	200円/個
スノーシューガイドツアー	申込み参加者	体験系 滝野の森ゾーン東エリアでスノーシューのガイドツアーを実施	公園主催	滝野の森 東エリア	1月9日 ～ 3月27日	27	27	定員15名/回	325	325	有料	100円/人
はじめての森遊び	申込み参加者	体験系 「森遊びデビューは滝野の森で！」をキーワードに、初めて森で遊ぶファミリーが楽しみ方と安全管理について学ぶイベント	公園主催	滝野の森 東エリア	7月5日 ～ 3月3日	5	5	定員30名/日	70	70	有料	100円/人
はじめてのスキーキャンプ	申込み参加者	講習会系 青少年山の家に宿泊してスキーのレッスンを行う。	公園主催	青少年山の家 ファミリーグレンデ	1月12日 ・ 1月13日	1		定員30名/日	37		有料	9,000円/人
道央雪合戦チャンピオンズカップ 雪合戦にチャレンジ！	申込み参加者	コンテスト系 道央ブロックのランギング部門のほか、初参加体験部門や小学生雪合戦教室を開催し、雪合戦大会への参加者増をねらった取り組みも行った。	共催	つどいの森	1月12日 ・ 1月13日	1		定員なし	361		有料	10000円/チーム
第29回滝野公園歩くスキー大会	申込み参加者	コンテスト系 健康増進や歩くスキーコースの利用促進をねらいに、大人から子供までを対象とした6・10・16kmを完歩する歩くスキー大会を開催した。	公園主催	つどいの森 歩くスキーコース	1月14日	1		定員700名/日	385		有料	500～1,500円/人
ハンディキャップスキー入門教室	申込み参加者	体験系 障がい者のある方をでも楽しくスキーを体験できる教室を開催した。	公園主催	ファミリーグレンデ	1月19日 ～ 2月9日	5		定員5～15名	50		有料	200円/名
2013ニューイヤークスキー大会	申込み参加者	コンテスト系 つどいの森スタートコースを利用して、6・12・16kmの3コースで開催された。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	1月27日	1		定員300名/日	161		有料	500～2,000円/人
はじめての歩くスキー滝を想に行こう	申込み参加者	講習会系 平旦なせらぎコースを利用した歩くスキーの初級レッスン	公園主催	溪流ゾーン	1月5日 2月2日	5		定員20名/日	80		有料	200円/人
森の茶話会	申込み参加者	講習会系 ハーブコーディネーター狩野亜砂乃氏を講師にハーブの活かし方などを講習を茶話会形式で実施した	公園主催	森の交流館	3月1日	1	1	定員10名/日	7	7	有料	

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
小学生雪合戦大会	申込み参加者	コンテスト系 北海道新聞社との共催で小学生の雪合戦大会を実施した。	共催	つどいの森	3月3日	1		定員32チーム/日	210		有料	1000円/1チーム

総実施回数	276 回
総参加者数	10,551 人
滝野の森ゾーンでの実施回数	144 回
滝野の森ゾーンでの参加人数	1,657 人

平成25年度 利用プログラム一覧

①委託費のみで実施したもの

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
フルディックウォーキング100kmコンペ	参加希望者	国内にモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通常で100kmウォーキングを目指すコンペを開催した。	公園主催	園内全城	4月20日 ～ 10月28日	7	7	定員なし	796	343	無料	
「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	参加希望者	清流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてクイズポイントを設定し、誰もが気軽に参加でき、当公園をくまなく巡っていただくラリープログラムを開催した。	公園主催	園内全城	4月20日 ～ 10月28日	7	7	定員なし	24,706	2,120	無料	
滝野の森ガイドツアー（西エリア）	申込み参加者	滝野の森クラブの案内によるガイドツアーを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	4月21日 ～ 10月27日	47	47	定員20名/回	733	733	無料	
パンジー・ピオラcollection2013	一般来園者	花の少ない時期に花の滝野をアピールするためにパンジーやピオラを園内メーカーや個人育種家の協力で園内最大級の600以上もの品種が全国から集めて展示した。	公園主催	カントリーガーデン	4月27日 ～ 6月30日	3		定員なし	149,988		無料	
わんぱく遊び隊	参加希望者	子どもたちの活動を主とするNPO法人の協力で「森のすみか」を活用するプログラムを実施した。	公園主催	森のすみか	5月3日 ～ 5月6日	4	4	定員20名/回	168	168	無料	
生き物サイエンス「エンサンションウオオの卵を探そう」	申込み参加者	「北海道爬虫類両生類ハンディ図鑑」の作者徳田龍弘氏を招いて産卵直後のエンサンションウオオの卵の観察を行った。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月3日	1	1	定員30名/回	20	20	無料	
はじめての森遊び	申込み参加者	「森遊びデビュー」は滝野で、をキヤッチアレーズに、小学校3年生以下のお子様とその保護者を対象に森の遊び方を楽しめ、危険について学ぶ会を開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	5月4日 ～ 3月8日	8	8	定員20名/回	109	109	無料	
滝野の森ガイドツアー春探しツアー	申込み参加者	まだ残雪が残る滝野の森の魅力をご案内するツアーを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月4日	1	1	定員30名/回	11	11	無料	
森の楽校	申込み参加者	森の素材を使ったクラフトとネイチャーゲームを開催した。	公園主催	森の交流館	5月5日 ～ 1月26日	15	15	定員20名/回	212	212	無料	
冒険遊び場きのたんの森	参加希望者	自然の中で自分たちで危険を避けながら自由に遊べる場所づくりを実施した。	公園主催	森の教室	5月5日 ～ 2月23日	31	31	定員20名/回	913	913	無料	
滝野の森生き物調査隊 ハーブノンHokkaido in 滝野	申込み参加者	全道爬虫類両生類一斉調査を滝野の森でも開催した。	公園主催	滝野の森ゾーン	5月6日 ～ 8月3日	2	2	定員50人/回	105	105	無料	
星空観察会	申込み参加者	天文台を活用した星空観察会を開催した。	公園主催	天文台	5月11日 ～ 9月14日	6		定員40名/回	188		無料	
花のみどころガーデンツアー	参加希望者	フラワーガイドボランティアが来園者に対してガーデンの案内を行った。	公園主催	カントリーガーデン	5月12日 ～ 9月23日	5		定員20名/回	3,554		無料	
シラネアオイまつり	一般来園者	滝野の森の山野草の中でも1番人気があるシラネアオイをPRする為のイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月15日 ～ 5月26日		1	定員なし	30,343		無料	
星間の星空観察会	参加希望者	天文台を活用し太陽の観測や星に見える星の観察会を行った。	公園主催	天文台	5月19日	1		定員なし	860		無料	

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
フルディックウォーキング5コース制覇	参加希望者	体験系 園内にモデルコースを5コース設定し、期間中に通算で5コースすべてを目指すラリーを開催した。	公園主催	園内全城	5月21日 ～ 10月28日	6	6	定員なし	173	81	無料	
フルディックウォーキング講習会	申込み参加者	講習会系 フルディックウォーキングを始めたばかりの方を対象に講習会を開催した。	公園主催	東口休憩所 森の情報館	5月21日 ～ 10月22日	8	2	定員30名/日	124	34	無料	
第5回北海道キャンピングフェア	一般来園者	展示系 アウトドアグッズを多数展示してキャンピングフェアに合わせ、アーティストライブやキャンプ教室、アウトドアファッションショーなどステージイベントを実施した。		つとひの森	5月25日 ・ 5月26日	1		定員なし	11,385		無料	
滝野の森花調査隊	申込み参加者	体験系 滝野の森ゾーン西エリアに咲く山野草の調査を実施した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月25日 ～ 6月29日	2	2	定員50名/回	10	10	無料	
森の音楽会「森の時間in滝野」	一般来園者	体験系 避難者支援を行っている「ふるさとを歌う会in札幌」のメンバーと「札幌タランタン同好会」のメンバーによる音楽演奏を実施した。	公園主催	森の交流館	5月26日	1	1	定員なし	294		無料	
いかりまさし写真講座「森のスミレを撮ろう」	申込み参加者	講習会系 植物写真家のいかりまさし氏を招いて、野草の写真撮影のコツを学ぶ講座を開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月28日	1	1	定員20名/回	9	9	無料	
ペンジン・ピオラcollection2013 いかりまさし写真講座「ガーデン撮影のコツ」	申込み参加者	講習会系 ペンジン・ピオラcollection2013の開催に合わせて、植物写真家のいかりまさし氏を招いて写真講座を開催した。	公園主催	カントリーガーデン	5月29日	1		定員20名/回	6		無料	
岸本日出雄ネイチャーフォト講座	申込み参加者	講習会系 プロカメラマン岸本日出雄氏を講師に迎えてネイチャーフォト講座を開催した。	公園主催	園内全城	6月1日 ～ 8月3日	3	1	定員30名/回	77	30	無料	
生き物大捜査線	申込み参加者	講習会系 爬虫類・両生類専門家を招いて、滝野の森ゾーン東エリアの森の救急を拠点にヘビやカエルを中心とした生き物調査を開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	7月6日	1	1	定員20名/日	22	22	無料	
森フェスsummer2013	一般来園者	体験系 滝野の森ゾーンの認知度向上を目的に音楽ライブ、今回初登場の森フェスキャタクター「タキブツ」使ったスタンプラリー、森遊びなど家族で楽しめるイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	7月15日	1	1	定員なし	6,781		無料	
滝野の森でホタルを見よう	申込み参加者	体験系 滝野の森クラブの案内で夜の滝野の森ゾーン西エリアを楽しむ企画を開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月20日 ～ 7月28日	4	4	定員30名/日	179	179	無料	
きののたんからん挑戦状	参加希望者	体験系 夏休みの期間に森のすみかへの活用クイズラリーを行った。	公園主催	森のすみか	7月26日 ～ 8月19日	2	2	定員なし	1,501	1,501	無料	
滝野の森昆虫博物館	一般来園者	展示系 自然豊かな滝野の森ゾーン西エリアの夏の魅力である昆虫をテーマに、標本展示や昆虫クラブの展示、昆虫ビンゴを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月26日 ～ 8月19日	2	2	定員なし	85,340		無料	
森の時間in滝野	一般来園者	体験系 避難者支援を行っている「ふるさとを歌う会in札幌」のメンバーによる音楽演奏を実施した。	公園主催	カントリーガーデン	8月1日	1		定員なし	3,007		無料	
生き物サイエンス 滝野の森のトンボたち	申込み参加者	講習会系 滝野の森ゾーン西エリアで北海道のトンボ図鑑の共同者でもある広瀬良弘氏によるトンボ講座を開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	8月9日	1	1	定員30名/日	23	23	無料	
札幌南オーストラリアムフェスティバル	一般来園者	体験系 地域の活性化につなげることを目的に、札幌南シーニックバイウェイ運営代表者会議や南区商店街連絡協議会等に協力を得て開催した。		カントリーガーデン	9月15日 ・ 9月16日	1		定員なし	4,272		無料	
巨大ホウキノキの葉っぱを探せ	一般来園者	コンテスト系 滝野の森ゾーンで落葉したホウキノキの葉の大きさを競うコンテストを開催した。	公園主催	滝野の森ゾーン	10月9日 ～ 10月20日	1	1	定員なし			無料	

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
紅葉まつり	一般来園者	展示系 園内各所の紅葉の見頃に合わせて魅力度を感じ楽しんでいただけたよう「紅葉まつり」を開催した。	公園主催	園内全域	10月19日 ～ 10月27日	1	1	定員40名/回	9,547		無料	
紅葉まつり 紅葉トレンギング	申込み参加者	体験系 滝野の森ゾーン東エリアの紅葉を楽しむツアーを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	10月26日	1	1	定員40名/回	5	5	無料	
たきのどキドキフリー	参加希望者	体験系 通常 冬期間閉鎖しているありの奥トンネルとありづかの塔を一部開放し、中に隠れているきののたんの数を探すツアーを開催した。	公園主催	こどもの谷	12月22日 ～ 12月31日	2		定員なし	2,912		無料	
滝野の森で宝探し	参加希望者	体験系 天候に関係なく楽しめるアクティビティとしてツリーハウスを使った宝探しを開催した。	公園主催	森の交流館	12月22日 ～ 1月31日	2	2	定員なし	193	193	無料	
歩くスキー100kmコンペ	参加希望者	コンテスト系 歩くスキーの利用促進のためのコンペティションを開催した。	公園主催	歩くスキーコース	12月22日 ～ 3月31日	4		定員なし	1,442		無料	
早朝の水濤を見に行こう	一般来園者	体験系 日本の滝100選にも選ばれているアジリベツの滝の水濤に、日の光が当たり始める時間帯にご覧いただけたよう17:00から開園する早朝開園を開催した。	公園主催	溪流ゾーン	1月19日 ～ 1月25日	3		定員なし	557		無料	
雪あそび体験広場	参加希望者	体験系 春節に合わせて増加するインバウンドと通常の来園者がともに雪あそびで楽しむことを目的に開催した。	公園主催	ファミリーグレンデ	2月1日 ・ 2月2日	2		定員なし	724		無料	
冬のはたらくくるま展	参加希望者	展示系 冬季の公園内で活躍する作業車の展示と搭乗体験を開催した。	公園主催	東口駐車場	2月11日 ～ 3月9日	2		定員なし	98		無料	
「冬の外遊び」絵画コンクール・絵画展	一般来園者	展示系 楽しかった冬の外遊びの思い出を絵に描いて応募していただく絵画コンクールと絵画の展示を幸内科クリニックと共催で開催した。	共催	東口休憩所	2月23日 ～ 3月31日	2		定員なし	31,955		無料	
ダンボール迷路で遊ぼう	一般来園者	体験系 雪解け時期の利用促進の一環として、スキーヤーズサロンで6m×7mのダンボールでできた迷路を設置した。	公園主催	東口休憩所	3月21日 ～ 3月23日	1		定員なし	3,710		無料	
四季彩30選フォトコンテスト写真展	観覧者	展示系 25年5月から26年2月まで開催していた四季彩30選フォトコンテストに応募してきた86作品の中から開園30周年にちなみみられた30作品を選出して中央区大通にある富士フィルムフォトサロンにおいて作品展を開催した。	公園主催	園外	3月21日 ～ 3月26日	1		定員なし	852		無料	
きののたんからの挑戦状	参加希望者	体験系 冬期間は入ることができない「森のすみか」を活用したイベントを開催した。	公園主催	森のすみか	3月21日 ～ 3月30日	5	5	定員なし	916	916	無料	
森フェスwinter	一般来園者	体験系 森ゾーンの認知向上と普段は滝野に來ない層の集客を目的に、雪遊び屋フリー、ステーション等のイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	3月21日	1	1	定員なし	327		無料	

利用プログラム	総実施回数		202 回
	総参加者数		379,147 人
	滝野の森ゾーンでの実施回数		159 回
	滝野の森ゾーンでの参加人数		7,737 人

期間中入園者も含む

平成25年度 利用プログラム一覧

②委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ハンジュー・ピオラの押し花のコレクション2013 ハンジューピオラクラブ	申込み参加者	体験系 ハンジュー・ピオラの押し花を利用したコースター作りを開催した。	公園主催	東口休憩所	4月27日 ～ 4月29日	3		定員50名/日	147		有料	300円/個
花のある北のくらし塾 ぐらしの花園 ハーブらいふ	申込み参加者	講習会系 遊段の生徒へのハーブの上手な取り入れ方を学べる講座を開催した。	公園主催	東口休憩所 森の交流館	5月5日 ～ 3月13日	16	4	定員40名/回	350	57	有料	100円～800円/人
森ヨガ	申込み参加者	体験系 森の中でヨガを体験するイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	5月16日 ～ 3月27日	16	16	定員15名/回	233	233	有料	500円/人
滝野満喫/ハルデイクワッキングツアー	申込み参加者	体験系 ハルデイクワッキング経験者を対象に、滝野公園の魅力やおすすめルートを案内するイベントを開催した。	公園主催	園内全広	5月18日 ～ 10月19日	5	4	定員20名/回	88	71	有料	100円/人
ハーブBBQ&森歩き	申込み参加者	体験系 ハーブコーディネーターの狩野亜砂野氏と一緒に滝野の森ゾーン東エリアのトレッキングコースを歩き、南炊事広場でハーブベキューを楽しむイベントを開催した。	公園主催	森の炊事広場	6月22日	1	1	定員40名/回	39	39	有料	大人500円/人 小人300円/人
大人のクラブ	申込み参加者	体験系 平日来園可能な大人の力をターゲットとしたクラブ講座を開催した。	公園主催	森の交流館	7月25日 ～ 10月24日	3	3	定員10名/日	12	12	有料	200円/個
ミニクラブ	参加希望者	体験系 夏休み期間中の日曜日を除く毎日、小枝や木の葉など森の素材を使ったクラブ体験を開催した。	公園主催	森の交流館	7月26日 ～ 3月31日	77	77	定員10名/日	194	194	有料	200円/個
滝野の森ロケーション撮影	申込み参加者	講習会系 森の中で家族の思い出を撮影するイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	8月6日	1	1	定員30名/日	28	28	有料	2,000円/家族
森の工作教室	申込み参加者	体験系 夏休みの宿題対策として、普段森の楽校で作っている作品をすべて作ることができる工作教室を開催した。	公園主催	森の教室	8月10日 ～ 8月17日	2	2	定員60名/日	124	124	有料	200円/個
滝野モモン/自然クラブ	申込み参加者	体験系 親子で日森を楽しんでいようという目的のプログラムを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	8月31日 ～ 3月29日	3	3	定員30名/日	65	65	有料	600円/人
親子でアウトドアクッキング講座	申込み参加者	講習会系 親子を対象にダッチオーブンを使ったアウトドア料理を体験するイベントを開催した。	公園主催	森の炊事広場	9月23日	1	1	定員20名/日	18	18	有料	大人1000円/人 小学生500円/人
パーク雪合戦大会	申込み参加者	コンテスト系 北海道雪合戦連盟との共催により、ボールを雪玉に見立て雪合戦のルールで行う、雪合戦大会「パーク雪合戦大会」を開催した。	共催	つどいの森	10月20日	1		定員200名	128		有料	10000円/1チーム
紅葉まつり 焼きいも大会	参加希望者	体験系 紅葉まつりの最終日に合わせ、公園に落ちている落ち葉を焚いて、いもを焼く体験を行った。	公園主催	炊事遠足広場	10月27日	1		定員100名/日	35		有料	200円/人
クリスマスクラブ	申込み参加者	体験系 午前はデコレーションキャンダルづくり、午後は親子で作るクリスマスリースづくりの2部構成でクラブ体験を行った。	公園主催	東口休憩所	12月22日 ・ 12月23日	2		定員70名/日	139		有料	100円～500円/人
滝野の森のクリスマス会	参加希望者	体験系 冬期オープニングを記念し、滝野の森ゾーンでクラブやスノーシュー体験などを行うイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	12月23日	1	1	定員なし	40	40	有料	クラブ：200円/個

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
滝野スキースクール	参加希望者	ファミリーグレンデのスキー教室を開催した。	公園主催	ファミリーグレンデ	12月24日 ～ 3月9日	4		定員10～40名/日	3,189		有料	200円/人
はじめてのスノーシュー	申込み参加者	本格的なスノーシューズを前に、スノーシューを体験してみたい人を対象にガイドツアーを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	12月29日	1	1	定員30名	43	43	有料	100円/人
クロスカントリースキーステップアップレッスン	申込み参加者	クロスカントリースキーの技術レベルの向上を目的とした、初級・中級者向けの実践的講習会を開催した。	公園主催	つどいの森	1月4日 ～ 2月15日	7		定員40名/日	176		有料	200円/人
クロスカントリースキーラシカルスプリントレース大会	申込み参加者	地域スポーツコミュニティクラブの真駒内スポーツコミュニティクラブと共催でつどいの森を会場にXCスキーのクラシカル走法で行うデュアルレースを行った。	共催	つどいの森	1月4日 ・ 1月5日	2		定員50名/日	40		有料	500円/人
はじめての疾くスキー滝を見に行こう	申込み参加者	疾くスキー人口の拡大をねらいとして、初心者参加しやすいうつアンパルビツの滝を見に行くという目標を設定したイベントを開催した。	公園主催	溪流ノーン	1月5日 ～ 2月1日	5		定員20名/日	66		有料	200円/人
滝野の森で日の出を見よう！	申込み参加者	森の交流館から日の出を見るイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	1月5日	1	1	定員30名	21	21	有料	200円/人
スノーシューガイドツアー	申込み参加者	滝野の森クラブの案内で、冬の森の魅力をご案内するツアーを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア 滝野の森 西エリア	1月8日 ～ 3月29日	23		定員15名/回	314	314	有料	100円/人
道央雪合戦チャレンジャーズカップ 雪合戦体験部門雪合戦ランギング部門	申込み参加者	雪国ならではのスポーツとしての雪合戦を観戦・参加できる場として、北海道雪合戦連盟と共催で雪合戦大会を開催した。	共催	つどいの森	1月11日 ・ 1月12日	1		定員なし	260		有料	10000円/1チーム
第30回滝野公園歩くスキー大会	申込み参加者	起伏にんだ自然豊かなコースと健康増進や歩くスキーコースの利用促進をねらいに、大人から子供までを対象とした3・6・10・16kmを完歩する歩くスキー大会を開催した。	共催	つどいの森 疾くスキーコース	1月13日	1		定員700名/日	414		有料	大人1,500円/人 中学生以下500円/人
親子ヨガ	申込み参加者	冬休み企画として、親子で参加できるヨガ講座を開催した。	公園主催	森の交流館	1月16日	1	1	定員15名/日	17	17	有料	200円/人
ハンデイクヤップスキー入門教室	申込み参加者	滝野の森のPRも兼ねて、雪遊びに宝探しラリー、ミニクラフトなど並段滝野の森でできることを1日で満喫できるイベントを開催した。	公園主催	ファミリーグレンデ	1月18日 ～ 2月15日	5		定員5～15名/日	50		有料	200円/人
滝野の森ちびっこまつり	参加希望者	滝野の森のPRも兼ねて、雪遊びに宝探しラリー、ミニクラフトなど並段滝野の森でできることを1日で満喫できるイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	1月18日	1	1	定員40名/日	45	45	有料	クラブ200円/人
2014ニューイヤークスキー大会	申込み参加者	つどいの森スタートの6・10・16kmの3コースと初の試みとして溪流せせぎ5kmの2会場で大大会を開催した。	共催	つどいの森 疾くスキーコース	1月26日	1		定員300名/日	202		有料	大人2,000円/人 高校生1,000円/人 中学生以下500円/人
第1回スノーデアイアスロ北海道	申込み参加者	世界初の試みとしてスノーバイク(自転車)とクロスカントリースキーの2つの競技の合計タイムを競う大会を行った。	共催	つどいの森 疾くスキーコース	2月16日	1		定員120名/日	57		有料	6,000円/人
スノーシュースペシャルガイドツアー	申込み参加者	スノーシューガイドツアーのスペシャル版として、通常開放していない滝野の森の南側の斜面を案内するイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	2月22日	1	1	定員15名/日	12	12	有料	300円/人
第13回道新杯小学生雪合戦大会	申込み参加者	つどいの森特設会場にて、小学生を対象とした雪合戦大会を、北海道新聞社と共催で開催した。	共催	つどいの森	3月2日	1		定員320名/日	240		有料	1000円/1チーム
トキドキナイトハイク	申込み参加者	冬の森を散策し、夜にしかできない体験をしてもらいイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	3月15日	1	1	定員20名/日	24	24	有料	100円/人

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
道民市民歩くスキューの集い	申込み参加者	コンテンツ系 今シーズン最後の歩くスキュー大会を北海道歩くスキュー協会との共催で開催した。	共催	つどいの森 歩くスキューコース	3月16日	1		定員300名/日	104		有料	2000円/人
バイアスロンスプリントレースin滝野	申込み参加者	コンテンツ系 通常5kmや10kmの長距離で行くのを200mと距離を短くし、誰でも使える模擬銃を使用したバイアスロンのスプリントレースを行った。	共催	つどいの森	3月23日	1		定員50名/日	32		有料	500円/人
ありがとうスノーシューツアー	申込み参加者	体験系 滝野の森クラブの案内で、冬の森の魅力をご案内するツアーを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	3月30日	1	1	定員20名/日	24	24	有料	300円/人

利用プログラム	総実施回数	193 回
	総参加者数	6,970 人
	滝野の森ゾーンでの実施回数	143 回
	滝野の森ゾーンでの参加人数	1,381 人

平成26年度 利用プログラム一覧

①委託費のみで実施したもの

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ノルディックウォーキング100kmコンペ	参加希望者	コンテンツ系 ノルディックウォーキングの徒歩距離で100kmウォーキングを目指すコンペを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日 ～ 11月10日	8	8	定員なし	1,517	796	無料	
四季彩30選フォトコンテスト写真展	一般来園者	展示系 平成25年度に開園30周年を記念して実施した四季彩30選フォトコンテストの写真展示を開催した。	公園主催	東口ボランティア棟	4月20日 ～ 6月30日	3		定員なし	172,480		無料	
「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	参加希望者	体験系 溪流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定し、誰もが気楽に参加でき、当公園をくまなく巡っていただくラリープログラムを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日 ～ 11月10日	8	8	定員なし	28,677	2,118	無料	
バンジー・ピオラcollection2014	一般来園者	展示系 国内メーカーや個人育種家の協力で国内最大級の700以上もの品種が全国から集まった他、滝野公園生まれの品種を展示した。	公園主催	カントリーガーデン	4月26日 ～ 6月22日	3			147,670		無料	
森のガイドツアー	申込み参加者	体験系 滝野の森クラブボランティアの案内でその時期ならではのガイドツアーを実施した。	公園主催	滝野の森 西エリア	4月27日 ～ 10月22日	55	55	定員20名/回	1,238	1,238	無料	
クリスマスローズ展	一般来園者	展示系 一般的に冬の花であるクリスマスローズを道内の開花時期に合わせて、クリスマスローズ展を開催した。	公園主催	カントリーガーデン	5月3日 ～ 5月18日	1		定員なし	41,930		無料	
冒険遊び場きのたんの森	参加希望者	体験系 森の中で自分たちで遊び方を考えて遊ぶイベントを開催した。	公園主催	森の教室	5月4日 ～ 2月22日	33	33	50名程度	1,103	1,103	無料	
滝野の森ちびっこまつり	参加希望者	体験系 こどもの日に滝野の森ゾーン東エリアを使って小さなお子様とその家族が森を満喫するイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	5月5日	1	1	定員なし	205	205	無料	
生き物サイエンス エゾアカガエルの卵を探そう	申込み参加者	講習会系 「北海道爬虫類・両生類・ヘンデ・図鑑」の著者徳田龍弘氏を迎えて、エゾアカガエルやエゾサンショウウオの卵やオタマジャクシを観察するイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月6日	1	1	定員30名	36	36	無料	
星空観察会	申込み参加者	体験系 天文台を活用した星空観察会を開催した。	公園主催	天文台	5月10日 ～ 9月27日	6		定員40名/回	183		無料	
はじめての森遊び	申込み参加者	体験系 「森遊びデビューは滝野で」をキーワードに、森の中での楽しみ方や危険物についての知識を知ってもらうイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	5月11日 ～ 10月12日	6	6	定員20名	51	51	無料	
花のみどころガーデニングツアー	参加希望者	体験系 フラワーガイドボランティアがカントリーガーデンの案内を行うガイドツアーを行った。	公園主催	カントリーガーデン	5月11日 ～ 10月13日	6		定員20名/回	3,749		無料	
チューリップ・すずらんフェスタ	一般来園者	展示系 約200品種27万球のチューリップを植栽し、「ガイドツアー」や「球根掘り取り」等のイベントを開催した。	公園主催	カントリーガーデン	5月17日 ～ 6月15日	2			78,175		無料	
シラネアオイまつり	一般来園者	展示系 滝野の森ゾーン西エリアの春の山野草の1番の目玉であるシラネアオイにスポットを当てたイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月17日 ～ 5月25日	1			1,010		無料	
星間の星空観察会	参加希望者	体験系 天文台を活用し太陽の観察会を行った。	公園主催	天文台	5月18日	1		定員なし	2,300		無料	

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
第14回北海道キャンピングフェア	一般来園者	体験系 つどいの森にキャンピングカーや有名メーカーのテントなどのアウトドアグッズを多数展示してキャンピングフェアを実施した。	公園主催	つどいの森	5月24日 ～ 5月25日	1			11,184			
滝野の森花調査隊	申込み参加者	体験系 様々な花が目を迎えた滝野の森ゾーン西エリアに咲く山野草の開花状況を来園者と一緒に調べるイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月25日 ～ 6月21日	2	2	定員なし	6	6	無料	
チューリップ・すずらんフェスタ チューリップ博士のガイドツアー	参加希望者	体験系 富山県花井農芸組合からチューリップ博士として石村氏をガイドに迎えて、チューリップに特化したガイドツアーを実施した。クイズ形式を用いたガイドは子どもから大人まで楽しくチューリップについて学んでいた。	公園主催	カントリーガーデン	5月31日 ・ 6月1日	4		定員30名/回	119		無料	
いかりまじし写真講座	申込み参加者	講習会系 植物写真家のいかりまじしさんを迎えて、森に咲く野草や森風景を撮るイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月31日 ～ 7月8日	2	2	定員20名	34	34	無料	
ノルディックウォーキング5コース制覇	参加希望者	体験系 園内にモデルコースを5コース設定し、期間中に通算して5コースすべてを目指すラリーを開催した。	公園主催	園内全域	6月1日 ～ 11月10日	6	6	定員なし	112	92	無料	
滝野で暮らそう「田植体験」	申込み参加者	体験系 滝野の森ゾーン西エリアの田んぼを使った田植え体験を行った。	公園主催	田んぼの広場	6月1日	1	1	定員20名	20	20	無料	
チューリップ・すずらんフェスタ 屋上からチューリップ畑を見よう	参加希望者	体験系 中央口休憩所の利用活性を図るイベントとして、普段立ち入ることができない屋上からカントリーガーデン全景を鑑賞していただいた。	公園主催	カントリーガーデン	6月7日 ・ 6月8日	2	2	定員なし	192		無料	
チューリップ・すずらんフェスタ チューリップ掘り取り体験	参加希望者	体験系 咲き終わったチューリップの球根を掘り取って持ち帰りのできるイベントを開催を実施した。	公園主催	カントリーガーデン	6月14日 ・ 6月15日	2		定員2,000名/日	987		無料	
初心者向け写真講座	申込み参加者	体験系 一眼レフを持つているがAUTOでしか撮ることが無い、という方向けの初心者講座を開催した。	公園主催	森の交流館	7月7日	1	1	定員10名/回	10	10	無料	
滝野の花涼み	一般来園者	展示系 ブルーガーデンを作成楽しんでいただくともに、花に關わるイベントやコンテナガーデン講習会、ハンギングバスケットコンテストなどの開催を実施した。	公園主催	カントリーガーデン	7月12日 ～ 8月17日	2			113,906		無料	
滝野の花涼み グラスアートinガーデン	一般来園者	展示系 ガラス作家こんどうゆう氏の作品を“花人の隠れ家”に展示し、高臣大介氏の作品を“花のまきば”に展示した。	公園主催	カントリーガーデン	7月12日 ～ 8月31日	2			145,915		無料	
滝野の花涼み ラベンダーの摘み取り体験	参加希望者	体験系 「滝野の花涼み」の一環として、つどいの森のラベンダーの摘み取り体験を実施した。開園直後から多くの方が列をつくり、急遽定員を増やし対応を行った。	公園主催	つどいの森	7月13日	1		定員100名	182		無料	
滝野の花涼み コンテナガーデン講習会	参加希望者	講習会系 ハンギングバスケットマスターの方を対象にしたスキルアップ講習会を開催した。カントリーガーデンと東口ゲートで制作活動を行い、その作品を来園者の方に楽しんでいただいた。	公園主催	カントリーガーデン	7月15日 ～ 7月16日	1			35		無料	
滝野の花涼み 北海道アイールドライブ2014	一般来園者	展示系 サテライト会場として開催し、種苗メーカーが推奨する新種などを情報し、カントリーハウス横芝生広場に展示した。	共催	カントリーガーデン	7月18日 ～ 7月21日	1			17,302		無料	
滝野の花涼み 藤川志朗花のイラスト展	一般来園者	展示系 東口休憩所“花の情報館”に藤川志朗氏の花のイラストを展示した。	公園主催	東口ボランティア棟	7月19日 ～ 7月27日	1			24,476		無料	
滝野のなつやすみ	一般来園者	展示系 小学生的な夏休み期間に「クラフト教室」や「クイズラリー」等、子供向けの各種イベントを展開した。	公園主催	園内全域	7月24日 ～ 8月19日	2			83,458		無料	
滝野のなつやすみ きのとんからの挑戦状	参加希望者	体験系 夏休みの期間に森のすみかの活用しクイズラリーを行った。	公園主催	森のすみか	7月24日 ～ 8月19日	2	2	定員なし	1,292	1,292	無料	

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
滝野のなつやすみ 滝野の森野外昆虫博物館	参加希望者	体験系	公園主催	森の情報館	7月24日 ～ 8月19日	2	2	定員なし	591	591	無料	
滝野の森・キドキナイト・ハイク	申込み参加者	体験系	公園主催	滝野の森 西エリア	7月24日 ～ 7月29日	3	3	定員40名	37	37	無料	
滝野の森 生き物調査隊	申込み参加者	体験系	公園主催	田んぼの広場	8月2日	1	1	定員なし	33	33	無料	
滝野の森 生き物教室	申込み参加者	講習会系	公園主催	森の教室	8月9日	1	1	定員なし	78	78	無料	
LIGHT UP NIPPON HOKKAIDO	一般来園者	体験系	共催	こどもの谷	8月11日	1	1	定員なし	1,641		無料	
へび講座	申込み参加者	講習会系	公園主催	森の教室	8月17日	1	1	定員なし	45	45	無料	
ダリアSelection	一般来園者	展示系	公園主催	カントリーガーガーデン	8月23日 ～ 10月13日	3			102,559		無料	
コスモスフェスタ	一般来園者	展示系	公園主催	カントリーガーガーデン	9月13日 ～ 10月5日	2			48,879		無料	
コスモスフェスタ 藤川志明花のイラスト展	一般来園者	展示系	公園主催	東口ボランティア棟	9月13日 ～ 9月23日	1			33,257		無料	
コスモスフェスタ フラワー&ミュージック	一般来園者	体験系	公園主催	カントリーガーガーデン	9月21日	1			4,130		無料	
札幌南オータムフェスティバル	一般来園者	展示系	公園主催	カントリーガーガーデン	9月14日 ～ 9月15日	1		定員なし	12,494		無料	
森の時間in滝野	一般来園者	展示系	共催	カントリーガーガーデン	9月23日	1		定員なし	4,171		無料	
紅葉まつり	一般来園者	展示系	公園主催	園内全域	10月6日 ～ 10月26日	1			23,087		無料	
チューリップを植えよう	参加希望者	体験系	公園主催	カントリーガーガーデン	10月11日 ・ 10月12日	2		定員45名/日	90		無料	
紅葉まつり 秋の写真講座	申込み参加者	講習会系	公園主催	東口休憩所	10月19日	1		定員30名	26		無料	
紅葉ツアー	参加希望者	体験系	公園主催	滝野の森ゾーン 東エリア	10月23日 ～ 10月26日	3		3 定員20名/回	14	14	無料	
滝野・パワースポットツアー	参加希望者	体験系	公園主催	森の交流館	10月17日	1		1 定員30名	8	8	無料	

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森 回数	定 員	参加者数	うち森 参加者数	参加費	参加費等
滝野で暮らそう 「稲刈り体験」	参加 希望者	滝野の森ゾーン西エリアの田んぼで稲に植えつけた米の収穫体験を実施した。	公園主催	田んぼの広場	10月5日	1	1	定員20名	18	18	無料	
たきのどキグラフィー	参加 希望者	通常、冬期間閉鎖しているありの奥トネルとありづかの塔を一歩開放し、中に隠れているきののたんを探すラリーを開催した。	公園主催	こどもの谷	12月23日 ～ 1月19日	2	2	定員なし	2,436		無料	
歩くスキー100kmコンペ	参加 希望者	歩くスキーの利用促進のためのコンペティションを開催した。	公園主催	歩くスキーコース	12月23日 ～ 3月31日	4	4	定員なし	1,498		無料	
冒険遊び場きのたんの森 Xmas Sp	参加 希望者	滝野スノーバーバークとして夏冬実施しているイベントを、OPEN記念として特別開催した。斜面を使った尻滑りや、そり滑り、夜に下けたランゴスエスツップを使った雪遊びなど自由な雪遊びを満喫していただきたい。	公園主催	森の交流館周辺	12月23日	1	1	定員なし	29	29	無料	
早期の水瀑を見に行こう	一般 来園者	日本の滝100選にも選ばれているアシルベンの滝の水瀑に、日の光が当たり始める時間帯にご覧いただいたけるように、60分は閉鎖する早期開催を開催した。	公園主催	溪流ゾーン	1月14日 ～ 2月1日	3	3	定員なし	379		無料	
滝野で暮らそう 「稲わらで遊ぶ！」	参加 希望者	滝野の森ゾーン西エリアで採れたお米の稲わらを使った縄作り体験を開催した。	公園主催	森の交流館	1月8日 ・ 2月26日	2	2	定員20名	3	3	無料	
はじめての森遊び	申込み 参加者	「森遊びデビューは滝野で」をキーワードに低年齢向けの雪遊びイベントを開催した。森のデッキ周辺で尻滑りや穴掘り、ブランコなどを実施した。	公園主催	森の交流館	1月17日	1	1	定員20名/回	15	15	無料	
滝野スノーフェスティバル	一般 来園者	多くの方に冬の滝野の魅力を感じていただくために「たきの冬花火」や「雪遊び体験」など滝野ならではのコンテンツを多数実施した。	公園主催	つどの森	2月7日 ・ 2月8日	1	1		6,874		無料	
第6回「冬の外遊び」絵画コンクール・絵画展	一般 来園者	楽しかった冬の外遊びの思い出を絵に描いて応募していただく絵画コンクールと絵画の展示を幸内科クリニックと共催で開催した。	共催	東口休憩所	2月22日 ～ 3月31日	2	2		31,107		無料	
初心者向け写真講座&森のピクニック	申込み 参加者	カメラ初心者の方を対象の講座と、森の散策しながらの撮影会を開催した。	公園主催	森の交流館	9月6日	1	1	定員30名	17		無料	
冒険遊び場きのたんの森 西エリアスペシャル	参加 希望者	冬期未開放の滝野の森ゾーン西エリアを使って、自分たちで遊びを考え自由に遊べる場所づくりを実施した。	公園主催	森の教室	3月8日 ～ 3月15日	2	2	定員20名/回	245	245	無料	
きののたんからの挑戦状	参加 希望者	冬期間は入ることができない「森のすみか」を活用したイベントを開催した。	公園主催	森のすみか	3月21日 ～ 3月29日	4	4	定員なし	468	468	無料	
森フェス～2015 winter～	一般 来園者	森ゾーンの認知向上と普段は滝野に來ない層の集客を目的に、雪遊びの屋台、ステーション等のイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	3月21日	1	1	定員なし	477	477	無料	

利用プログラム	総実施回数		219 回
	総参加者数		1,154,860 人
	滝野の森ゾーンでの実施回数		150 回
	滝野の森ゾーンでの参加人数		9,062 人

期間中入園者も含む

平成26年度 利用プログラム一覧

②委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
森ヨガ	申込み参加者	森の中でヨガ講座を開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	4月24日 ～ 3月26日	21	21	定員15名	227	227	有料	500円/人
ハンジュー・ピオラcollection2014 ピオラクラフト	参加希望者	ハンジュー・ピオラcollection2014の開催に合わせてピオラの押し花を利用したしおりづくりとメモ帳づくりを行った。	公園主催	東口休憩所	4月26日 ～ 4月29日	3		定員100名/日	371		有料	100円/個
わんぱくフェスタ	参加希望者	子どもたちの活動を主とするNPO法人の協力で「カントリー横広場」を活用し、クラフト体験を実施した。	公園主催	カントリーガーデン	5月3日 ～ 5月6日	4		定員300名/日	1,129		有料	100円/個
花のある北のくらし塾 くらしの花園 ハーブらいふ	申込み参加者	ハーブを暮らしに取り入れることをテーマにした様々な講座を開催した。	公園主催	園内各所	5月5日 ～ 10月21日	18	4	定員10～40名	384	55	有料	100～800円/人
森の楽校	申込み参加者	森の素材を使ったクラフトとネイチャーズゲームを開催した。	公園主催	森の交流館	5月10日 ～ 2月28日	18	18	定員20名/回	205	205	有料	200円/人
ホルディックウォークキング講習会	申込み参加者	初心者向けのホルディックウォークキング講習会を開催した。	公園主催	東口休憩所 森の交流館	5月20日 ～ 10月28日	15	9	定員20名/回	107	22	有料	100円/人
滝野満喫ホルディックウォークキングツアー	申込み参加者	公園内の魅力や事故はあまり歩かない道をインストラクター、公園スタッフ付で歩くツアーを開催した。	公園主催	園内全域	5月24日 ～ 10月25日	6	4	定員20名	119	99	有料	100円/人
スマイルラン&BBQ	申込み参加者	ランニングとハーブバーベキューを体験するイベントを女性対象で開催した。	公園主催	つどいの森	6月21日	1		定員20名	14		有料	1,500円/人
夏見円の講演会&交流会	申込み参加者	クロスカンパニースキー(ランカールの)選手として世界を舞台に戦ったトップアスリート夏見円さんの講演会、クロスカンパニースキーの夏のトレーニング競技“ホルディックウォーク”の講習会を開催した。	公園主催	中央口休憩所	6月21日	1			5		有料	1,500円/人
夏見円のホルディックウォーク講習会&交流会	申込み参加者	ホルディックウォークを始めた方や体力・運動能力を上げたい方向けに、トップアスリートに習うホルディックウォーク講習会を行い、講習会後は弁当を食べながら交流会を行った。	公園主催	中央口休憩所	6月22日	1			22		有料	2,000円/人
たきのキッズ運動遊び教室	申込み参加者	運動を通して子供の発達に大切な身体機能を効果的にあげられるように、みんなで楽しく参加する運動教室を行った。	公園主催	こどもの谷	6月25日 ～ 8月27日	3		定員15組	20		有料	200円/人
森ヨガ Plus	申込み参加者	森ヨガより時間を長くして、呼吸法なども取り入れる「陰ヨガ」を実施。会場は森の教室で行った。	公園主催	森の教室	6月26日 ～ 9月25日	2	2	定員20名	38	38	有料	500円/人
元日本代表選手吉原宏太選手と一緒にサッカーでエンジョイ	申込み参加者	元日本代表の吉原宏太選手を中心に、遊びを交えながら子供が楽しく学べるサッカー教室を開催した。	共催	つどいの森	6月29日	1		定員80名/回	155		有料	2,000円/人
森フェス ～2014Summer～	一般 来園者	滝野の森ゾーン東エリア全域を使って、音楽・アート・森遊びをテーマに、音楽ライオンや工作体験、森遊びなど1日楽しめるイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	7月21日	1	1	定員なし	603	603	有料	100～500円/回
滝野のなつやすみ ミニクラフト	参加希望者	木の葉や枝などを使って自由に作品作りを楽しむクラフト教室を開催した。	公園主催	森の交流館	7月24日 ～ 8月19日	19	19	定員10名/日	123	123	有料	200円/個

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
森ヨガ 親子ヨガ	申込み参加者	体験系 森の中でヨガ講座を夏休み期間中なので親子で参加できるヨガ教室を開催した。	公園主催	森の交流館	7月31日	1	1	定員20名	20	20	有料	200円/組
滝野のなつやすみ たきのグラフト教室	申込み参加者	体験系 夏休みの自由研究対策プログラムとして「ピー玉万華鏡づくり」と「木琴づくり」を行った。	公園主催	東口休憩所	8月2日 ～ 8月17日	4	4	定員30名/回	232		有料	300円～500円/個
滝野モクモク自然クラブ	申込み参加者	体験系 11日かけて火や木を使って遊んだり食べたり親子で体験するイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	8月30日 ～ 3月28日	4	4	定員20～30名	89	89	有料	600円/人
スマイルラン&ビューティーラン	申込み参加者	体験系 ランニングレハープを使ったランチを楽しむイベントを女性対象で開催した。	公園主催	つどいの森	9月13日	1	1	定員20名	5	5	有料	1,500円/人
大人のアウトドアアクッキング講座	申込み参加者	体験系 大人限定でダッチオーブンをを使ったアウトドアクッキング講座を開催した。	公園主催	森の炊事広場	9月26日	1	1	定員20名	20	20	有料	1000円/人
コスモスフェスタ コクモスグラフト(体験)	申込み参加者	体験系 コスモスのしおりづくり、コスモスの万華鏡づくり、コスモスのティッシュボックスづくりを実施した。	公園主催	東口休憩所	9月14日 ～ 10月5日	7	7	定員20～50名	675		有料	100～300円/個
紅葉まつり ミニクラフト	申込み参加者	体験系 紅葉まつりの開催に伴い、もみじを使ったしおり作りやフィンランドの装飾品であるピンマリ作りを行った。	公園主催	森の情報館	10月6日 ～ 10月25日	18	18	定員10名/日	31		有料	100円/個
ヒゲタについて考える園内勉強会	申込み参加者	講習会系 昨年の9月、10月に発生した園内でのヒゲタ outbreak 1年を迎えるにあたり、当時の経緯やその後の対策等を、普段立ち入ることのできない外周輪刈のの一部を散策しながら紹介した。	公園主催	森の交流館	10月11日	1	1	定員30名	16	16	有料	100円/人
ダリアSelection ダリアのミニブーケづくり	申込み参加者	体験系 「ダリアSelection」最終日にダリアの花を使ったブーケづくりを実施した。	公園主催	東口休憩所	10月13日	1	1	定員20名/回	42		有料	300円/個
家族でアウトドアアクッキング講座	申込み参加者	体験系 ファミリー対象にダッチオーブンをを使ったアウトドアクッキング講座を開催した。	公園主催	森の炊事広場	10月18日	1	1	定員20名	18	18	有料	600円/人
パーク雪合戦大会	申込み参加者	コンテスト系 北海道雪合戦連盟との共催により、ボールを雪玉に見立て雪合戦のルールで行う、雪合戦大会「ハーク雪合戦大会」を開催した。	共催	つどいの森	10月19日	1	1	定員100名	100		有料	10000円/1チーム
大人のグラフト教室	申込み参加者	体験系 平日来園可能な大人の方を対象に、公園産の自然素材等を使った遊びやクラフトを体験を実施した。	公園主催	森の交流館	10月29日 ・ 11月1日	2	2	定員10名	34	34	有料	200円/個
コキアのぼうきづくり	申込み参加者	体験系 カントリーガーデンで紅葉したコキアを使い、「11月3日」体験を実施した。	公園主催	東口ボランティア棟	11月1日 ～ 11月3日	3		定員20名/日	87		有料	200円/個
たきのdeクリスマス	申込み参加者	体験系 松ぼっくりデコワリづくり、ジェルキャンドルづくり、クリスマスリースづくりのクラフト体験を午前と午後の2部構成で実施した(リースづくりは午前のみ)。	公園主催	東口休憩所	12月23日	1	1	定員110名	77		有料	200円～800円/人
スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	講習会系 小学校で冬休み後に行われるスキー学習に備えレッスンをを行い、スキー用品の選び方や装着の仕方などを学んでいただいた。	公園主催	東口休憩所	12月23日	1	1	定員100名	65		有料	200円/人
ミニリースづくり	申込み参加者	講習会系 木の葉や枝を使ってリースづくりを開催	公園主催	森の交流館	12月23日	1	1	定員20名	20	20	有料	200円/個
滝野スキースクール	参加希望者	講習会系 ファミリーガーデンの利用促進の一環として初心者向けのスキー教室を開催した。	公園主催	ファミリーガーデン	12月24日 ～ 3月31日	4	4	定員10～40名/日	4,054		有料	200円/人

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ミニクラブ	申込み参加者	体験系 木の実や皮などを使って自由に作品作りを楽しむクラフト教室を開催した。	公園主催	森の交流館	12月24日 ～ 3月29日	35	35	定員10名/日	114	114	有料	100円/個
はじめてのスノーシュー	申込み参加者	講習会系 本格的なスノーシュー着脱を前に、スノーシューを体験してみたい人を対象にガイドツアーを開催した。	公園主催	森の交流館	12月27日 ・ 12月28日	2	2	定員30名/日	75	75	有料	100円/人
クロスカントリースキーステップアップレッスン	申込み参加者	講習会系 クロスカントリースキーの技術レベルの向上を目的とした、初級・中級者向けの実践的講習会を開催した。	公園主催	つどいの森	1月3日 ～ 2月28日	10		定員20名/回	137		有料	200円/人
親子クロスカントリースキー教室	申込み参加者	講習会系 クロスカントリースキー人口の拡大を狙いとして、未経験者や初心者向けに親子でクロスカントリースキーを体験する教室を開催した。	共催	つどいの森	1月3日 ～ 1月14日	4		定員20名/日	57		有料	200円/人
はじめての歩くスキー 滝を見に行こう	申込み参加者	体験系 歩くスキー人口の拡大をわらわらとして、初心者が増加しやすいよう、アスレパソンの滝を見に行くという目標を設定したイベントを開催した。	公園主催	溪流ゾーン	1月10日 ～ 1月31日	4		定員20名/日	51		有料	200円/人
道央雪合戦チームバトンズクラブ 雪合戦体験部門雪合戦ランギング部門	申込み参加者	コンテスト系 雪国ならではのスポーツとしての雪合戦を観戦・参加できる場として、北海道雪合戦連盟と共催で雪合戦大会を開催した。	共催	つどいの森	1月10日 ・ 1月11日	1		定員なし	196		有料	10000円/1チーム
はじめてのスキーキャンプ	申込み参加者	講習会系 青少年山の家の指定管理者(公財)札幌市青少年女性活動協会との共催での開催とした。	共催	ファミリーグリーンデ	1月10日 ～ 1月12日	1		定員42名	42		有料	14000円/人
第31回滝野公園歩くスキー大会 兼 第1回滝野公園クロスカントリースキー記録会	申込み参加者	コンテスト系 健康増進や歩くスキーコースの利用促進をわらわらに、大人から子供までを対象とした3・6・10・16kmを完歩する歩くスキー大会を開催した。また、参加者の拡大を狙い、6・10・16kmを記録計測する大会を同時開催した。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	1月12日	1		定員700名/日	350		有料 歩くスキー大会 大人 1,500円 中学生以下 500円 記録会	
ハンディキャップスキー入門教室	申込み参加者	体験系 滝がいのあかるい方でも楽しくスキーを体験できる教室を開催した。	公園主催	ファミリーグリーンデ	1月17日 ～ 2月14日	5		定員5～15名/日	57		有料	200円/人
クロスカントリースキーランギング講習会・第2回夏見田杯クロスカントリースキーランギング大会	申込み参加者	コンテスト系 地域スポーツコミュニティクラブの真駒内スポーツコミュニティクラブと共催でつどいの森を会場にXCスキーのクランギング走法で行うデュアルレースを行った。	共催	つどいの森	1月17日 ・ 1月18日	2		定員50名/日	44		有料	500円/人
第40回道民市民歩くスキーの集い	申込み参加者	コンテスト系 今シーズン最後の歩くスキー大会を北海道歩くスキー協会との共催で開催した。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	1月25日	1		定員300名/日	172		有料	2000円/人
滝野の森で日の出を見よう！	申込み参加者	体験系 森の交流館から日の出を見るイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	1月4日	1	1	定員30名	28	28	有料	200円/人
スノーシューガイドツアー	申込み参加者	体験系 滝野の森クラブの案内で、冬の森の魅力をご案内するツアーを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア 滝野の森 西エリア	1月7日 ～ 3月25日	33	33	定員15名/回	472	472	有料	100円/人
滝野の森&キドキナイトハイク	申込み参加者	体験系 特別に夜の森を開放し、いつもと違う雰囲気を楽しんでいただくイベントを開催した。	公園主催	滝野の森ゾーン 東エリア	1月17日	1	1	定員20名	14	14	有料	200円/人
第2回スノーシューガイドツアー 北海道	申込み参加者	コンテスト系 世界初の試みとしてスノーバタック(自転車)とクロスカントリースキーの2つの競技の合計タイムを競う大会を行った。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	2月15日	1	1	定員100名/日	19		有料	3,500～6,500円/人
バイアスロン講習会・ミニレースin滝野	申込み参加者	コンテスト系 誰でも使える模擬銃を使用し、射撃およびクロスカントリースキーの講習を行い、バイアスロンのミニレースを行った。	共催	つどいの森	2月22日	1		定員50名/日	15		有料	500円/人
スノーシューベシタルガイドツアー	申込み参加者	体験系 スノーシューガイドツアーのスペシャル版として、通常開放していない滝野の森ゾーンの南側の斜面を案内するイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	2月15日	1	1	定員20名/日	28	28	有料	300円/人

プログラム名	対象	内 容	区分	場 所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
第14回道新杯小学生雪合戦大会	申込み参加者	コンテンツ系 つどいの森特設会場にて、小学生を対象とした雪合戦大会を、北海道新聞社と共催で開催した。	共催	つどいの森	3月8日	1		定員20名/日	240		有料	1000円/1チーム
第1回北海道歩くスキー協会歩くスキーの集い	申込み参加者	コンテンツ系 今シーズン最後の歩くスキー大会を北海道歩くスキー協会との共催で開催した。つどいの森スタートコースを利用して、大会特設コーナーの4kmおよび10・16kmの3コースで実施した。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	3月15日	1		定員300名/日	121		有料	大人2,000円/人
大人のナイトハイイク	申込み参加者	体験系 中学生以上限定で、夜の森を歩くツアーを開催した。	公園主催	滝野の森ゾーン 西エリア	3月14日	1	1	定員20名	15	15	有料	100円/人
滝野で暮らそう 「大人の森遊び」	参加希望者	体験系 平日来園可能な大人を対象に、1日冬の森を楽しむプログラムを実施した。	公園主催	森の情報館	3月24日	1	1	定員20名	2	2	有料	500円/人
ありがとうスノーシューツアー	申込み参加者	体験系 滝野の森クラブの案内で、冬の森の魅力をご案内するツアーを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	3月29日	1	1	定員20名/日	24	24	有料	300円/人

利用プログラム	総実施回数	275 回
	総参加者数	11,380 人
	滝野の森ゾーンでの実施回数	165 回
	滝野の森ゾーンでの参加人数	2,361 人

市民参加活動一覧

【H24】 (活動団体数：2 団体 延べ活動者数：2,038 名 登録人数：80 名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ 活動者数 (名)	登録 人数(名)	年間延べ 活動 回数(回)
1	フラワーガイド ボランティア	公園内カントリーガーデンの草花をガイドすることを目的に、公園が募集、研修会を開催し、平成 13 年度に活動を開始した。ボランティア自ら研修会や反省会などを行い、活動の充実を目指している。	537	30	163
2	滝野の森クラブ	滝野の森の四季の自然を来園者に紹介し、体験していただくことによって満足度を向上させ、公園の魅力を来園者に伝える。林地内の安全管理・生態管理、そして環境教育プログラムの企画・実践の活動を実施し環境保全に寄与。	1,501	50	202

【H25】 (活動団体数：2 団体 延べ活動者数：2,291 名 登録人数：78 名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ 活動者数 (名)	登録 人数(名)	年間延べ 活動 回数(回)
1	フラワーガイド ボランティア	公園内カントリーガーデンに咲く季節の草花のガイドをメインに活動。ガイド以外にも草花育成のための軽作業やチャリティ活動なども実施。	677	29	163
2	滝野の森クラブ	滝野の森の四季の自然を来園者に紹介し、公園の魅力を来園者に伝えることを目的にガイドツアーやクラフト教室等を開催。この他にも田んぼを活用した米づくりやシラネアオイなどの山野草の増殖活動も実施。	1,614	49	211

【H26】

(活動団体数：2団体 延べ活動者数：2,330名 登録人数：83名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ 活動者数 (名)	登録 人数(名)	年間延べ 活動 回数(回)
1	フラワーガイド ボランティア	公園内カントリーガーデンに咲く季節の草花のガイドをメインに活動。ガイド以外にも草花育成のための軽作業やチャリティ活動なども実施。	758	39	169
2	滝野の森クラブ	滝野の森の四季の自然を来園者に紹介し、公園の魅力を来園者に伝えることを目的にガイドツアーやクラフト教室等を開催。この他にも植物調査や田んぼを活用した米づくり、シラネアオイなどの山野草の増殖活動も実施。	1,572	44	238

広報・報道実績

【 H24 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌等	計
4 月	8	2	3	16	29
5 月	6	5	1	15	27
6 月	4	4	—	11	19
7 月	3	4	4	18	29
8 月	7	1	1	18	27
9 月	8	5	2	12	27
10 月	5	7	1	14	27
11 月	3	2	1	9	15
12 月	11	10	2	13	36
1 月	8	2	4	12	26
2 月	7	1	2	9	19
3 月	4	2	2	21	29
計	74	45	23	168	310

※「雑誌等」にはインターネット記事掲載を含まない。

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材 件数	投込 件数
公園全体・施設の紹介(夏季) 4/20(金)～11/10(土)	北海道新聞 等	STV、HTB 等	ラジオカロス札幌、りっぱー、広報さっぽろ 等		
	6 件	12 件	75 件	89 件	3 件
イベント紹介(夏季) 4/20(金)～11/10(土)	北海道新聞、毎日新聞 等	STV、HTB 等	stv ラジオ、じゃらん、広報さっぽろ 等		
	30 件	12 件	136 件	152 件	12 件
花の紹介 4/20(金)～11/10(土)	北海道新聞、読売新聞 等	HTB 等	花新聞ほっかいどう、趣味の園芸 等		
	4 件	6 件	15 件	36 件	7 件
公園全体・施設の紹介(冬季) 12/23(祝・日)～3/31(日)	北海道新聞、朝日新聞	HBC、UHB 等	stv ラジオ、mamacha 等		
	5 件	12 件	32 件	39 件	3 件
イベント紹介(冬季) 12/23(祝・日)～3/31(日)	北海道新聞、室蘭新聞 等	HBC 等	HBC ラジオ、おしゃべりBOX、広報さっぽろ 等		
	26 件	2 件	56 件	64 件	5 件
その他	北海道新聞 等	UHB、NHK 等	JAF Mate 等		
	3 件	1 件	2 件	6 件	1 件
合 計	74 件	45 件	316 件	386 件	31 件

※「ラジオ・雑誌・広報誌等」にはホームページ等インターネット記事掲載を含む。

【 H25 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌等	計
4 月	3	1	—	18	22
5 月	11	4	2	15	32
6 月	6	3	5	16	30
7 月	7	12	7	23	49
8 月	8	10	3	20	41
9 月	4	2	5	17	28
10 月	7	10	—	12	29
11 月	3	—	1	7	11
12 月	20	6	2	12	40
1 月	19	9	3	10	41
2 月	4	4	4	17	29
3 月	7	1	3	10	21
計	99	62	35	177	373

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材 件数	投込 件数
公園全体・施設の紹介(夏季)	北海道新聞、 読売新聞 等	STV、HTB 等	ラジオカロス札幌、ふりっぱー、広報さ っぽろ 等		
	16 件	24 件	58 件	13 件	4 件
イベント紹介(夏季)	北海道新聞、 読売新聞 等	STV、HTB 等	stv ラジオ、じゃらん、広報さっぽろ 等		
	24 件	10 件	81 件	12 件	12 件
花の紹介	北海道新聞、読売新聞 等	HTB、NHK 等	stv ラジオ、花新聞ほっかいどう、趣味 の園芸 等		
	9 件	12 件	10 件	11 件	11 件
公園全体・施設の紹介(冬季)	北海道新聞、朝日新聞	HBC、UHB 等	stv ラジオ、mamacha 等		
	8 件	8 件	18 件	3 件	2 件
イベント紹介(冬季)	北海道新聞、朝日新聞 等	HBC、TVH 等	HBC ラジオ、広報さっぽろ 等		
	40 件	6 件	36 件	4 件	5 件
その他	北海道新聞 等	UHB、NHK 等	HBCラジオ、札幌パークゴルフガイド 等		
	2 件	2 件	9 件	1 件	3 件
合 計	99 件	62 件	212 件	44 件	37 件

【 H26 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌等	計
4 月	10	12	2	13	37
5 月	11	11	3	10	35
6 月	11	8	4	16	39
7 月	12	9	2	14	37
8 月	6	9	7	12	34
9 月	6	24	6	12	48
10 月	8	11	3	8	30
11 月	1	0	0	13	14
12 月	19	9	0	14	42
1 月	17	4	4	12	37
2 月	6	2	1	9	18
3 月	7	2	3	19	31
計	114	101	35	152	402

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材 件数	投込 件数
公園全体・施設の紹介（夏季）	北海道新聞 読売新聞	HTB、NHK 等	stv ラジオ、JAF MATE 北海道ウォーカー 他		
	13 件	19 件	20 件	12 件	1 件
イベント紹介(夏季)	北海道新聞 朝日新聞 等	UHB、TVh 等	NorthWave、アルバイト 北海道、ゆこゆこ 等		
	25 件	23 件	80 件	8 件	19 件
花の紹介	北海道新聞 朝日新聞 等	NHK、STV 等	Air-G、趣味の園芸、一度は行 ってみたい花の絶景 等		
	13 件	17 件	23 件	14 件	10 件
公園全体・施設の紹介（冬季）	北海道新聞 読売新聞	NHK、UHB 等	stv ラジオ、ジェットスタージャパン、 ママじゃらん 等		
	7 件	11 件	21 件	11 件	2 件
イベント紹介(冬季)	北海道新聞 朝日新聞	HBC、HTB 等	NHK、Air-G、ふりっぱー、 広報さっぽろ 等		
	40 件	7 件	26 件	4 件	4 件
その他	北海道新聞 朝日新聞 等	UHB、STV 等	まいろふえ、ヨドバシカメラ		
	16 件	24 件	17 件	8 件	1 件
合 計	114 件	101 件	187 件	57 件	37 件

ホームページアクセス件数

月	平成 24 年度 HP アクセス件数	平成 25 年度 HP アクセス件数	平成 26 年度 HP アクセス件数
4 月	64, 032	86, 846	126, 123
5 月	105, 287	185, 770	249, 745
6 月	92, 946	188, 233	165, 909
7 月	126, 357	179, 295	189, 256
8 月	119, 602	165, 376	214, 522
9 月	97, 441	136, 945	217, 413
10 月	76, 322	90, 886	114, 937
11 月	27, 647	30, 129	41, 657
12 月	65, 626	111, 107	125, 828
1 月	107, 449	159, 865	200, 612
2 月	72, 319	100, 322	132, 276
3 月	62, 796	83, 101	110, 229
計	1, 017, 824	1, 517, 875	1, 888, 507

平成 24 年度 国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間延伸状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
滝野の森ゾーン (西エリア)	7/21・7/28	「滝野ドキドキナイトハイク」実施のため	18:00～21:00
滝野の森ゾーン (東エリア)	1/5	「滝野の森で日の出を見よう！」実施のため	6:30～9:00
溪流ゾーン	1/20・1/23・1/27	「早朝の氷瀑を見に行こう」実施のため	7:00～9:00
中心ゾーン	2/9・10	滝野スノーフェスティバル「たきの冬花火」実施のため	16:00～19:30

平成 25 年度 国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間延伸状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
滝野の森ゾーン (西エリア)	7/20・7/23・7/26・7/28	「滝野の森でホタルを見よう！」実施のため	18:00～21:00
滝野の森ゾーン (東エリア)	1/5	「滝野の森で日の出を見よう！」実施のため	6:30～9:00
溪流ゾーン	1/19・1/22・1/25	「早朝の氷瀑を見に行こう」実施のため	7:00～9:00
中心ゾーン	2/8	滝野スノーフェスティバル「たきの冬花火」実施のため	16:00～19:00

平成 26 年度 国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間延伸状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
滝野の森ゾーン (西エリア)	7/24・7/26・7/29	「滝野の森ドキドキナイトハイク」実施のため	18:00～21:00
中心ゾーン	8/11	「LIGHT UP NIPPON HOKKAIDO」実施のため	18:00～20:00
滝野の森ゾーン (東エリア)	1/4	「滝野の森で日の出を見よう！」実施のため	6:30～9:00
溪流ゾーン	1/14・1/24・2/1	「早朝の氷瀑を見に行こう」実施のため	7:00～9:00
滝野の森ゾーン (東エリア)	1/17	「滝野ドキドキナイトハイク」実施のため	16:00～18:30
中心ゾーン	2/7	滝野スノーフェスティバル「たきの冬花火」実施のため	16:00～19:00
滝野の森ゾーン (西エリア)	3/14	「大人のナイトハイク」実施のため	16:00～20:00

混雑時の状況

■ 入園者数・駐車台数・貸自転車比較

H24※		入園者数	駐車台数	貸自転車
		H24	H24	H24
4月30日	月・休	7,645	2,010	211
5月20日	日	13,519	3,716	183
6月3日	日	8,649	2,334	187
7月15日	日	8,521	2,020	205
8月14日	火	6,952	1,638	209
9月23日	日	7,243	1,708	155
10月7日	日	10,707	2,753	138
計		63,236	16,179	1,288

※ 駐車場が2ヶ所以上満車になった日を抽出

H25※		入園者数	駐車台数	貸自転車
		H25	H25	H25
5月26日	日	9,168	2,568	155
6月9日	日	11,292	2,935	160
計		20,460	5,503	315

※ 駐車場が2ヶ所以上満車になった日を抽出

H26※		入園者数	駐車台数	貸自転車
		H26	H26	H26
5月4日	日	11,034	2,756	248
5月11日	日	6,387	1,766	208
計		17,421	4,522	456

※ 駐車場が2ヶ所以上満車になった日を抽出

■ 平成24年度

4月30日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	12:30	00:00	11:30	00:00
		解除時間	14:00	00:00	13:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
5月20日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	12:30	13:30	10:30	00:00
		解除時間	15:30	14:30	13:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
6月3日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	13:00	00:00	11:30	00:00
		解除時間	15:00	00:00	14:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
7月15日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	12:00	00:00	11:00	00:00
		解除時間	15:30	00:00	13:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
8月14日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	12:00	00:00	12:00	00:00
		解除時間	15:00	00:00	14:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
9月23日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	13:30	00:00	12:30	00:00
		解除時間	14:30	00:00	13:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
10月7日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	13:30	00:00	11:00	00:00
		解除時間	14:30	00:00	13:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00

■ 平成25年度

5月26日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	12:00	00:00	11:00	00:00
		解除時間	14:30	00:00	13:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
6月9日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	10:30	00:00	11:30	12:30
		解除時間	15:00	00:00	13:00	14:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00

■ 平成26年度

5月4日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	12:00	00:00	10:00	00:00
		解除時間	14:00	00:00	14:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
5月11日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	12:00	00:00	12:00	00:00
		解除時間	15:00	00:00	13:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00

提供施設一覧表

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積 (㎡)	備 考
渓流ゾーン	休憩所	休憩所 (渓流口駐車場)	木造 (25 ㎡)	
		休憩所 (みずばしょう園)	木造 (13 ㎡)	
		ロッジゆきざさ	W 造一部 RC 造平屋建一部地下 1 F (162.74 ㎡)	飲食・物販施設以外
		炊事遠足広場四阿 (2 棟)	木造 (10.01 ㎡)	
		炊事遠足広場四阿 (5 棟)	木造 (134.997 ㎡)	
		疎林広場四阿 (2 棟)	木造 (8.42 ㎡)	
		鱒見口休憩所	軽量鉄骨平屋建 (18.75 ㎡)	
	便所	アシリベツの滝多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)	
		アシリベツの滝便所	RC 造平屋建 (27.5 ㎡)	
		案内所横便所	RC 造平屋建 (46.75 ㎡)	
		渓流園多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)	
		渓流園便所・電気室	RC 造平屋建 (41.25 ㎡)	
		渓流口便所	RC 造平屋建 (60 ㎡)	
		作業センター多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)	
		作業センター横便所	RC 造平屋建 (49.5 ㎡)	
		炊事遠足広場便所	RC 造平屋建 (44.35 ㎡)	
		鱒見口便所	RC 造平屋建 (46.75 ㎡)	
		鱒見の滝多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)	
		鱒見の滝便所	RC 造平屋建 (27.5 ㎡)	
	管理棟・ 車輛倉庫・ 案内所等	案内所	木造平屋建 (113.4 ㎡)	
		作業センター	RC 造平屋建 (85.05 ㎡)	
		門衛所	RC 造平屋建 (5.88 ㎡)	
中心ゾーン	休憩所	四阿 (子どもの谷Ⅱ期上・八角)	木造 (4.839 ㎡)	
		四阿 (パークゴルフ場)	木造 (10.35 ㎡)	
		四阿 (東口駐車場)	木造 (10.35 ㎡)	
		四阿 (溶岩すべり台下)	木造 (39 ㎡)	
		四阿 (ロンスタジアム)	木造 (17.1 ㎡)	
		四阿 (ロンスタジアム)	木造 (17.1 ㎡)	
		カントリーハウス	木造 2 階建、地下 1 階 (1,562.21 ㎡)	飲食・物販施設以外
		こどもの谷休憩所	RC 造平屋建 (188.91 ㎡)	飲食・物販施設以外
		収穫の谷四阿	木造 (25.92 ㎡)	
		中央口休憩所 A (管理所)	RC 造平屋建 (506.43 ㎡)	飲食・物販施設以外
		中央口休憩所 B (休憩所)	RC 造平屋建 (398.844 ㎡)	自動販売機置場・リフト機器保管倉庫 (搬器・券売所含む)
		峠の庭四阿	木造 (11.52 ㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造 (16 ㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造 (36 ㎡)	
		花のテラス四阿	木造 (6.48 ㎡)	
		東口情報センター (研修棟)	RC 造平屋建、3 棟庇 鉄骨造 (1,107.61 ㎡)	
		東口情報センター (ボランティア棟)		
		東口情報センター (レストハウス棟)		飲食・物販施設以外
		東口便所・休憩所	RC 造平屋建 (144 ㎡)	
	便所	うねりの大地 (大地の広場) 便所	RC 造平屋建 (72.41 ㎡)	
		さまよいの洞窟便所	RC 造平屋建 (101.26 ㎡)	
		中央口便所 (中央口連絡橋)	RC 造平屋建 (117.4 ㎡)	

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積（㎡）	備 考
	便所	森のすみか便所（こもれびの森）	RC 造平屋建 (22.5 ㎡)	
中心ゾーン	遊戯施設	あり塚の塔	RC 造平屋建 (345.152 ㎡)	
		ありの巣トンネル	RC 造平屋建 (441.82 ㎡)	
		虹の巣ドーム	RC 造2階建 (705.8 ㎡)	
	展望施設	収穫の谷展望施設（サイロ）	RC 造2階建、地下1階 (45.62 ㎡)	
		すずらんの丘展望台	SRC 造4階建 (735.91 ㎡)	
	天文台	天文台	RC 造平屋建 (292.699 ㎡)	
	管理棟・ 車輛倉庫・ 案内所等	うねりの大地・さまよいの洞窟機械室	RC 造平屋建 (22.5 ㎡)	
		事務所車庫	RC 造平屋建 (828.17 ㎡)	本業務の対象外
		滝野公園事務所庁舎	RC 造2階建 (2311.15 ㎡)	本業務の対象外（ビ ジターセンター以外）
		滝野公園事務所庁舎（ビジターセン ター）	RC 造2階建 (2311.15 ㎡)	
		バックヤード屋外作業棟	RC 造平屋建 (105 ㎡)	
		バックヤード北棟	RC 造2階建 (376.92 ㎡)	
		バックヤード南棟	RC 造平屋建 (122.03 ㎡)	
		森のすみか電気室（森の工房）	木造平屋建 (236.16 ㎡)	
宿泊ゾ ーン	便所	山の家野外トイレ	木造平屋建 (49 ㎡)	
	青少年山の家	青少年山の家（多目的ホール）	SRC 造2階建 (1,520.27 ㎡)	本業務の対象外
		青少年山の家（宿泊棟、研修棟）	RC 造2階建 (3,593.19 ㎡)	本業務の対象外
滝野の森ゾ ーン	休憩所	森の教室	RC 造平屋建 (161.25 ㎡)	
		森の交流館	RC 造一部木造地上1階、地下2階 （回廊）S 造4階建 (1,267.94 ㎡)	回廊含む
		森の情報館	RC 造地上1階、地下2階建 (1,102.02 ㎡)	
	便所	便所・電気室（南駐車場）	RC 造平屋建 (158 ㎡)	
		みずなら広場便所	RC 造平屋建 (89.10 ㎡)	
		はるにれ広場便所	RC 造平屋建 (66.83 ㎡)	
		滝野の森口便所	RC 造平屋建 (66.83 ㎡)	
	展望施設	森見の塔	RC 造 (304.92 ㎡)	
	管理棟・車輛 倉庫・案内所 等	滝野の森口料金所（2棟）	RC 造平屋建 (6.76 ㎡)	
		滝野の森口門衛所	軽量鉄骨平屋建 (6.21 ㎡)	
その他		井戸上屋	RC 造平屋建 (34.25 ㎡)	
		1号井戸ポンプ室	S 造平屋建 (3.24 ㎡)	
		新2号井戸ポンプ室	S 造平屋建 (3.24 ㎡)	
		6号井戸ポンプ室	S 造平屋建 (3.24 ㎡)	
		中の沢ろ過機械室	RC 造平屋建 (60.5 ㎡)	
		配水池	RC 造平屋建 (499.9 ㎡)	
		ポンプ室（中の沢）	RC 造平屋建 (32.64 ㎡)	
		汚水処理場	RC 造平屋建 (262.4 ㎡)	
		白帆電気室	RC 造平屋建 (33.25 ㎡)	
		資材庫	S 造平屋建 (79.25 ㎡)	
		救護所	S 造平屋建 (34.02 ㎡)	

提供物品一覧

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
1	草刈機	バロネス 自走ロータリーモア GM650 外	台	3	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
2	昇降台		台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
3	作業車	イズミ エルフ クレーン付き平ボディ 2t 積	台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
4	作業車	トヨタ ダイナ (LPG)	台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
5	スノーモービル	ヤマハ	台	5	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
6	連絡車	トヨタ エスティマ	台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
7	連絡車	トヨタ ランドクルーザープラド	台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
8	連絡車	トヨタ エスティマハイブリッド	台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
9	ビデオプロジェクター	エプソン ELP-7200	台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
10	テレビジョン	パナソニック TH48HG1	台	2	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
11	AVテーブル	オーロラ KB-1000	台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
12	椅子収納用台車	天文台	台	3	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
13	アルミブリッジ	HBBN-300-38-15	組	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
14	土壌硬度計	山中式、No. 351	個	2	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
15	回転黒板	コクヨ	台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
16	エアーコンプレッサー	日立 ベビーコーン	台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
17	回転灯	パトロール車用	個	5	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
18	会議用テーブル	ウチダ AJ-4384型	台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
19	キーケース	ウチダ UF-240	個	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
20	救護用ベッド	KA4271	台	3	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
21	救命用ボート	アルミアキアボート	台	2	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
22	くず入れ	ウチダ SZ-21	個	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
23	屑入れ(大型)	ダストパーキング YW-721	台	5	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
24	きのたんぬいぐるみ		個	3	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
25	立体金属工芸品	4体セット	組	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
26	車椅子	ウチダ FX-20	台	1	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
27	刈払機	BC2610 DW 型ゼノア	台	3	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
28	刈払機	共立 SRE260SL/U	台	3	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31
29	刈払機	ハスクパーナ フライモア L470	台	3	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
30	草刈機	パロネス 自走ロータリー GH650	台	4	H25.4.1 ～ H26.3.31
31	芝刈機	ホンダ RC216 型自走式	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
32	芝刈機	ホンダ HRC536	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
33	コインロッカー	ウチダ 2列4段	台	35	H25.4.1 ～ H26.3.31
34	コインロッカー	ウチダ 3列2段	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
35	小型除雪機	ヤマハ YT-1190E・YT-660ED	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
36	ゴミ収集コンテナ	キャンプ場用	台	12	H25.4.1 ～ H26.3.31
37	消防ポンプ	可搬式 シバウラ TF-15	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
38	サイドテーブル	コクヨ MG220DST	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
39	新聞掛	ウチダ 453-5001	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
40	スクーター	ヤマハ ギア	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
41	スキーラック		台	8	H25.4.1 ～ H26.3.31
42	書棚	コクヨ MG108S1	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
43	ストレッチャー	コンビネーション、ST6107	台	5	H25.4.1 ～ H26.3.31
44	スノーラフティング		個	100	H25.4.1 ～ H26.3.31
45	ダストボックス	エンジュエル NS	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
46	体重計台	コンビ NS-06	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
47	デジタルメジャー	モデルⅡ	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
48	テント	屋型式(2間×3間)	張	12	H25.4.1 ～ H26.3.31
49	土壌挿入式 PH 計	PHS-120	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
50	投光器	ナショナル 狭角 HDI000W	台	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
51	投光器	ナショナル 超狭角 HD1000W	台	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
52	電動四輪車	サンワ マイキャブ 400	台	5	H25.4.1 ～ H26.3.31
53	電動四輪車	サンワ スーパーマイキャブ SPX4000	台	5	H25.4.1 ～ H26.3.31
54	パネル	ノックダウン式展示パネル	台	25	H25.4.1 ～ H26.3.31
55	蜂用防護服	ミツウマおたる 8M 型	個	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
56	パーティション	コルクボード付き	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
57	パルクリン	MKS-C015BJW-B	台	5	H25.4.1 ～ H26.3.31
58	発電器	ヤマハ EF2300S	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
59	発電器	ヤマハ EF6000E	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
60	パンフレットラック		台	6	H25.4.1 ～ H26.3.31
61	ビデオ	ビクター HR-W5	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
62	ビジネスキッチン		台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
63	標準シート	コンビ NS-04-B	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
64	ポリグラフ検測棹	15m×15 段	本	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
65	ホワイトボード		枚	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
66	両開書棚（木製）	コクヨ MG220GB	個	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
67	ロッカー（木製）	コクヨ MG220LT31	個	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
68	ロッカー	プラス LK-331	個	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
69	ロビーチェア	ウチダ U420	個	4	H25.4.1 ～ H26.3.31
70	ロビースツール	ウチダ U421	個	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
71	ロビーテーブル	ウチダ U-423	個	4	H25.4.1 ～ H26.3.31
72	ワゴン		台	4	H25.4.1 ～ H26.3.31

※契約時点では提供物品であっても、H25.4.1 時点で故障等により提供できない物品があることに留意すること。

※作業車2台・連絡車3台の車検及び12ヶ月点検の費用は、発注者負担である。ただし、車両維持費（タイヤ・ワイパー等購入、オイル・エレメント交換）については、契約者負担である。

※スノーモービル5台故障時の修理費については、契約者負担である。また、故障等により使用不可となった場合は、契約者負担にてリースし使用すること。

購入備品一覧

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
1	カメラ 附属品	キャノン A L 1	1	S58. 8. 3	管理センター
2	耐火金庫		1	S58. 8. 29	管理センター
3	ロッカー	ベージュ 3連式	1	S58. 8. 29	管理センター
4	冷蔵庫	日立 R 8 1 7 N	1	S58. 10. 17	溪流口
5	水中ポンプ	LB-150	1	S58. 11. 21	虹の巣ドーム
6	ハシゴ	C D - 6 0	1	S59. 2. 15	作業センター
7	書庫	コンビ式 カラーカードネット	1	S59. 3. 31	案内所
8	ロッカー	ウチダ 2連2号	1	S59. 3. 31	管理センター
9	車椅子	チューブタイヤ 9911U	4	S59. 9. 3	溪流口・鱒見口
10	診察台	木製	1	S59. 9. 3	カントリーハウス
11	書庫	ベージュ H880 D 575 W 880	1	S60. 1. 10	案内所
12	カメラ 附属品	一式 , アサヒペンタックス , フィールドスコープ	1	S60. 5. 2	管理センター
13	ホワイトボード	回転式・脚付 900 × 1800	1	S60. 6. 4	管理センター
14	消防用ポンプ		1	S60. 8. 27	作業センター
15	記念スタンプ台	500×430×950 (丸太調)	1	S60. 10. 15	案内所
16	記念スタンプ台	500×430×950 (木目調)	2	S60. 10. 15	ロッジゆきざ さ・焼肉ガーデン あしりべつ
17	車庫	楓 -78 B	1	S60. 10. 15	旧監督員詰所
18	ユニットハウス	トイレ付 どんがば村	1	S60. 12. 4	園路沿
19	スツール	カラマツ集成ベンチ 1000×400×400	12	S60. 12. 5	案内所・ロッジ ゆきざさ
20	スツール	カラマツ集成ベンチ 1500×400×400	4	S60. 12. 5	ロッジゆきざ さ
21	テーブル	カラマツ集成 変形 1800×1000× 600	1	S60. 12. 5	ロッジゆきざ さ
22	テーブル	カラマツ集成 1000× 700× 700	4	S60. 12. 5	ロッジゆきざ さ
23	テーブル	カラマツ集成 変形 2300× 1300× 600	1	S60. 12. 5	ロッジゆきざ さ
24	テーブル	カラマツ集成 1500× 700× 700	2	S60. 12. 5	ロッジゆきざ さ
25	解氷機	S S S -350 S	1	S61. 2. 5	車庫

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
26	給油ポンプ	電動式給油用エムケーハイチック	1	S61. 3. 20	車庫
27	電動工具	ドリル UH-SH13	1	S61. 7. 29	車庫
28	軽量棚	1800×600×1800	1	S61. 8. 13	北棟
29	書架	雑誌架 プラス 21-326 ML-102C	1	S61. 8. 13	案内所
30	書架	2100×350×900	2	S61. 8. 13	管理センター
31	書庫	プラス 08-370MT208SB	1	S61. 8. 13	案内所
32	電動工具	丸ノコ マキタ 5402-A	1	S61. 11. 20	車庫
33	スツール	カラマツ集成ベンチ 1500×400×400	4	S62. 1. 20	ロジューきざ
34	スツール	カラマツ集成ベンチ 1000×400×400	6	S62. 1. 20	ロジューきざ
35	テーブル	カラマツ集成 1500× 700× 700	2	S62. 1. 20	ロジューきざ
36	テーブル	カラマツ集成 1000× 700× 700	3	S62. 1. 20	ロジューきざ
37	放送装置	スピーカー ビクターSD15	1	S62. 5. 20	鱒見口
38	電子レンジ	MR-M33	1	S62. 9. 1	案内所
39	書籍	北海道の高山植物	1	S62. 9. 25	管理センター
40	リヤカー	黒塗装	3	S62. 10. 20	溪流口
41	テレビ附属品	一式 AV-H29S 専用台、アンテナ増幅器	1	S62. 10. 20	案内所
42	軽量棚	ピンケース付	1	S62. 11. 20	作業センター
43	発電機	EF2000A	1	S62. 11. 20	車庫
44	発電機	EF800S	1	S62. 11. 20	車庫
45	OAテーブル・附属品	NT-300	1	S62. 12. 18	管理センター
46	軽量棚	10-138	1	S62. 12. 18	車庫
47	机	ウチダ 312-0205 5号 片袖	1	S63. 5. 20	管理センター
48	ホールカッター	φ10・	1	S63. 6. 20	北棟
49	マップマスター	ウチダ 304-7010 A1版 マップベース@ 7000	2	S63. 7. 20	管理センター
50	ロッカー	プラス LK-22 68-721	1	S63. 7. 20	案内所

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
51	給水ポンプ	S S E-50	2	S63. 8. 19	中央口 B 棟
52	瞬間湯沸器	R5-22 型 L P ガス用	1	S63. 8. 19	案内所
53	カメラ付属品	ストロボ一式 ナショナル	1	S63. 10. 17	管理センター
54	ロッカー	L K-22	1	H1. 4. 7	車庫
55	掃除機	MC-G350WD	1	H1. 8. 23	展望台
56	書籍	緑のデザイン	1	H2. 10. 12	管理センター
57	ハシゴ	2 連式	1	H3. 8. 20	車庫
58	書庫	S G-353R ガラス戸	2	H4. 3. 16	案内所
59	書庫	S G-3 5 3 R スチール戸	2	H4. 3. 16	管理センター・ 車庫
60	椅子	C R -G P 22K	4	H4. 3. 26	管理センター
61	机	G X -S 両袖 167	3	H4. 3. 26	管理センター
62	机	G X -S 片袖 127	3	H4. 3. 26	管理センター
63	給水ポンプ	S S E -50	1	H4. 9. 11	中央口 B 棟
64	ビデオカメラセット	ビデオカメラ N U - T I	1	H4. 10. 2	管理センター
65	机	G X -S 片袖 127	1	H5. 3. 16	管理センター
66	書籍	日本建設機械要覧	1	H5. 3. 16	管理センター
67	机	G X -S 片袖 1 2 7	1	H5. 3. 16	東口
68	原動機付自転車	ヤマハ 3YJ-2938226 札幌市 1 け 8933	1	H5. 9. 27	車庫
69	業務用無線機・付属品	一式 簡易無線機 A C 電源	1	H6. 3. 29	溪流口
70	キーケース	U T -240 型	1	H6. 7. 11	管理センター
71	机	EX100BD 両袖	2	H6. 11. 5	管理センター
72	O A コンパクトワゴン	ウチダ	1	H7. 3. 15	管理センター
73	キーケース	U T -240 型	1	H7. 3. 15	管理センター
74	脇机	ウチダ G X S 2 段	7	H7. 3. 15	管理センター
75	O A コンパクトワゴン	ウチダ	1	H7. 3. 15	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
76	脇机	ウチダ G X - S 2 段	1	H7. 3. 15	管理センター
77	ファックス	T 2 1 2	1	H7. 3. 28	溪流口
78	原動機付自転車	ホンダ 4JP-5792929 札幌市 1 こ 2354	1	H7. 5. 14	車庫
79	ストーブ	コロナ F H - 3 2 8 0 Y	1	H7. 10. 23	資材置場
80	O A テーブル・附 属品	D 386 C F - M 383	2	H8. 3. 20	管理センター
81	椅子	C E -64D Z - F B 41	1	H8. 3. 20	管理センター
82	椅子	S -116 S G	2	H8. 3. 20	管理センター
83	移動式脚立	S P -13	2	H8. 3. 20	管理センター
84	机	G X - S 片袖 127-3	1	H8. 3. 20	管理センター
85	テレビ附属品	T H - 2 5 - Z A I / N	1	H8. 3. 20	管理センター
86	補助テーブル	D 3 8 9 Z P - M 3 8 3	2	H8. 3. 20	管理センター
87	脇机	G X - S 0 4 7 - 2	1	H8. 3. 20	管理センター
88	テント	2 間 × 3 間	2	H8. 3. 24	車庫
89	業務用無線機	G X 5400 U C A T 車載用	4	H8. 3. 29	提供車両（エス ティマ）
90	業務用無線機	H X 540 携帯用	6	H8. 3. 29	園内各所
91	業務用無線機	G X 5 4 0 0 U 【たきのしみずさわぐち 1 3】	1	H8. 3. 29	園内各所
92	ガードマンボック ス	スーパーハウス N 3 6 型	1	H8. 4. 1	資材置場
93	仮設トイレ	循環式	1	H8. 4. 1	滝口
94	原動機付自転車	ヤマハギア 4 KN-093457 札幌市 1 こ 6481	1	H8. 5. 1	車庫
95	業務用無線機・附 属品	H X 540	5	H8. 5. 22	園内各所
96	F A X 電話機	パナソニック K X - P W 5 T A	1	H8. 5. 28	溪流口門衛所
97	スノースクート	メタルジャケット	2	H9. 1. 15	中央口 B 棟
98	椅子	J I -560 S G インフォメーション チェア	1	H9. 3. 20	中央口
99	書庫	S G - 3 5 6	4	H9. 3. 20	管理センター
100	放送装置	ナショナルラムサ システムラッ ク・ミキサー・ワイヤレス受信機	1	H9. 3. 20	東口休憩所

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
101	軽量棚	L-7520-5 1500×2100	8	H9.3.20	管理センター
102	軽量棚	L-7420-5 1200×2100	3	H9.3.20	管理センター
103	軽量棚	L-7515-5 1500×2100×460	1	H9.3.20	管理センター
104	軽量棚	L-7620-5 1800×2100	2	H9.3.20	管理センター
105	アースボード	ホーネット 75cm	2	H10.2.28	管理センター
106	スノースクート	エキップモデル	1	H10.2.28	中央口B棟
107	カメラ 附属品	フジGA 645WI	1	H10.3.1	管理センター
108	カメラ 附属品	ペンタックスエスピオ 115M	1	H10.3.1	管理センター
109	コインロッカー	木目 2列 4段	3	H10.3.11	案内所・ロッジ ゆきざさ・東口 休憩所
110	ワイヤレスPAパ ック	PAE-350	1	H10.3.11	管理センター
111	カメラ 附属品	デジタルカメラ フジ FinePix700	1	H10.3.25	管理センター
112	書庫	両開きウチダ 1-300-2001	1	H10.3.25	天文台
113	アウトドア用車椅子	コロンバス	2	H10.5.20	中央口B棟
114	ブルージャンボヒ ーター	R380J1	2	H10.12.25	東口休憩所
115	椅子	CE -64DZ -FB41	1	H11.3.10	管理センター
116	ビデオカメラセッ ト	デジタルビデオカメラ パナソニック NV-C1	1	H11.3.10	管理センター
117	ラジオカセット	ビクター RC-MD77	2	H11.3.10	管理センター
118	ロッカー	コクヨ PLK-245-F11	1	H11.3.10	管理センター
119	ロッカー	コクヨ PLK-335-F11	1	H11.3.10	管理センター
120	椅子	ウチダ 1-378-2217	1	H11.4.2	管理センター
121	会議用テーブル	ライオン DA-1812	1	H11.4.2	管理センター
122	机	ウチダ 1-378-2217 両袖	1	H11.4.2	管理センター
123	業務用無線機・附 属品	HX 545u	2	H11.4.14	園内各所
124	水中ポンプ	32P707 5.2S	1	H11.5.23	虹の巣ドーム
125	デジマチックデプ スゲージ	CVDS-PS	2	H11.10.9	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
126	防水安全マット	コンケスト 1800×1000	15	H11. 10. 28	中央口B棟
127	ホース	50A×25m	2	H11. 12. 3	作業センター
128	椅子	ウチダ S 116SG	3	H11. 12. 7	管理センター
129	業務用無線機・附属品	固定局 日本マランツ GX5400U	4	H11. 12. 7	園内各所
130	タイムレコーダー	MAX ER -270S	1	H11. 12. 7	管理センター
131	机	ウチダ 片袖 1-378-2022	3	H11. 12. 7	カントリーハウス・中央口・森口
132	ロッカー	コクヨ PLK-335-F11	5	H11. 12. 7	車庫
133	温度計		1	H11. 12. 25	リフト山麓
134	ウェット&ドライ キューム		2	H12. 1. 26	中央口・カントリーハウス
135	椅子	1-216-4701	3	H12. 4. 27	管理センター
136	机	1-378-2217 両袖	3	H12. 4. 27	管理センター
137	業務用無線機・附属品	GX 5400U	1	H12. 6. 7	園内各所
138	業務用無線機・附属品	HX 545u	1	H12. 6. 7	園内各所
139	業務用無線機・附属品	BS-18 無線機電源	1	H12. 6. 7	園内各所
140	耐火金庫	IS250	1	H12. 6. 20	管理センター
141	椅子	ナース用 HPYCRFG7F4R-W	2	H12. 7. 11	中央口・虹の巣ドーム
142	軽量棚	L-8420-6	1	H12. 7. 11	カントリーハウス
143	診察台	HP-D4YB	1	H12. 7. 11	虹の巣ドーム
144	器械戸棚	HP-SG13F1	1	H12. 7. 11	虹の巣ドーム
145	両開き保管庫・ラ テラルキャビネット	両開き保管庫BWN-S4F1N	1	H12. 7. 11	虹の巣ドーム
146	回診車	HP-AG6	2	H12. 7. 11	中央口・虹の巣ドーム
147	エアーコンプレッ サー	KT -36R	1	H12. 7. 14	東口
148	ビジネスキッチン	BK-W120F1	1	H12. 7. 15	虹の巣ドーム
149	壁掛黒板	BB-H636W1	3	H12. 7. 15	管理センター・カントリーハウス
150	冷蔵庫	NRB13TSAHL	1	H12. 7. 16	虹の巣ドーム

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
151	冷蔵庫	National NR-B13TA	1	H12.7.16	中央口
152	業務用無線機・附属品	BS-18 無線機電源	1	H12.7.26	園内各所
153	ハンマードリル	EZ6802N22K	1	H12.8.12	管理センター
154	マルチインパクトドライバ	EZ6505N22KW	1	H12.8.12	管理センター
155	業務用無線機・附属品	HX545u	6	H12.10.31	園内各所
156	シュレッダー	231MA	1	H12.11.10	管理センター
157	冷蔵庫	SHARP SJ14DH	1	H12.12.18	カントリーハウス
158	FFストーブ	FF406TR	2	H12.12.21	そりゲレンデ
159	除雪機	ヤマハ YF970ES	2	H12.12.22	車庫
160	カメラ・附属品	ニコンカメラ F80D	1	H13.3.31	管理センター
161	カメラ・附属品	ニコンレンズ AF28mm～105mm	1	H13.3.31	管理センター
162	エアーコンプレッサー	KT-58R	1	H13.5.7	虹の巣ドーム
163	ロッカー	LK-422 LGY	1	H13.5.11	虹の巣ドーム
164	ビジネスキッチン	NA-F900	1	H13.5.15	管理センター
165	業務用無線機・附属品	HX555uCAT	5	H13.6.4	園内各所
166	カメラ 附属品	フジFX-68002	1	H13.6.20	管理センター
167	冷蔵庫	冷蔵庫 三菱 MR39XH	1	H13.7.18	案内所
168	冷凍庫	サンデン SHF240X	1	H13.7.18	案内所
169	電動工具	日立 丸鋸 C7MA	1	H13.7.23	車庫
170	放送装置	キャリングアンプ ユニペックス CGA-124DA	1	H13.7.23	そりゲレンデ
171	放送装置	ワイヤレスチューナーユニット SU-3200	1	H13.7.23	そりゲレンデ
172	放送装置	ワイヤレスマイク WM-3000A	1	H13.7.23	そりゲレンデ
173	放送装置	クリアホンスピーカー ナショナル WT-730A	3	H13.7.23	そりゲレンデ
174	プリンター	PM-2200C	1	H13.7.31	管理センター
175	カメラ 附属品	オリンパス C-700UZ	1	H13.9.3	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
176	放送装置	キャリングアンプ ユニベックス C G A-1 2 4 D A	1	H13. 12. 28	こどもの谷Ⅱ期
177	放送装置	ワイヤレスチューナーユニット S U-3 2 0 0	1	H13. 12. 28	こどもの谷Ⅱ期
178	放送装置	ワイヤレスマイク W M-3 0 0 0 A	1	H13. 12. 28	こどもの谷Ⅱ期
179	放送装置	クリアホンスピーカー ナショナルW T-7 3 0 A	3	H13. 12. 28	こどもの谷Ⅱ期
180	山頂用滑車		1	H14. 1. 15	そりゲレンデ
181	支柱	ロープトウ用中間支柱	2	H14. 1. 15	そりゲレンデ
182	残留塩素測定器	O R -50 型	2	H14. 2. 28	車庫
183	水中ポンプ	USK-40P	2	H14. 3. 11	中央口・虹の巣 ドーム
184	会議用テーブル		25	H14. 3. 15	東口休憩所
185	絶縁抵抗計	3314	1	H14. 3. 25	車庫
186	パソコン・附属品	本体 N e t v i s t a M 4 1	1	H14. 3. 25	管理センター
187	パソコン・附属品	メモリ S 1 3 3-5 1 2 M X	2	H14. 3. 25	管理センター
188	パソコン・附属品	ディスプレイ L C D-A 1 5 H-A	1	H14. 3. 25	管理センター
189	パソコン・附属品	MOドライブ M O C-U 6 4 0	1	H14. 3. 25	管理センター
190	パソコン・附属品	ルーター R T A 5 4 i	1	H14. 3. 25	管理センター
191	業務用無線機・附属品	G X 5 4 0 0 U	1	H14. 3. 25	管理センター
192	ガレージジャッキ	S J -30HK K T -36R	1	H14. 3. 29	車庫
193	投光器	E M 4 0 0 4 W	1	H14. 3. 31	車庫
194	エアーコンプレッサー	K T -58R	1	H14. 5. 3	ロープトウ山頂
195	椅子	C R -M 20KG 2-W グリーン肘付	4	H14. 5. 27	管理センター
196	カメラ 附属品	パナソニック D M C-L C 5	1	H14. 6. 2	管理センター
197	冷凍庫	サンデン S H-F 2 4 0 X 232L	1	H14. 7. 23	案内所
198	ワゴン	日医-1 0 4 0 6	1	H14. 7. 26	こどもの谷Ⅱ期
199	残留塩素測定器	O R -50 型 オルガノ製	1	H14. 8. 22	こどもの谷
200	業務用無線機・附属品	HX555UCAT	2	H15. 1. 25	園内各所

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
201	投光器	ホンダ製 EM4004W メタルハライド4灯式発電機 EU28is セル付	1	H15.2.28	車庫
202	タイムレコーダー	AMANO TimePACK	1	H15.3.12	管理センター
203	土壌貫入計	長谷川式	1	H15.4.17	北棟
204	簡易現場透水試験器	長谷川式	1	H15.4.17	北棟
205	ロッカー	下駄箱3連3段 W900 D380 H179	1	H15.4.27	東口
206	放送装置	キャリングアンプ・ワイヤレスチューナーユニット 3・ワイヤレスピンマイク 3・スピーカー 2・ケース 2	1	H15.5.28	キャンプ場
207	クーラー	東芝エアコン RAS-225JD	2	H15.6.30	溪流口
208	業務用無線機附属品	無線機電源BS-18 【たきのしみずさわぐち 10】	1	H15.6.30	園内各所
209	軽量棚	プラス L-7620-5 1800×2100×600	4	H15.7.5	管理センター
210	洗濯機	日立 NWIB705W	1	H15.7.11	案内所
211	冷凍庫	サンデン SHF240X	1	H15.7.11	案内所
212	太鼓	平太鼓 12寸	1	H15.7.28	管理センター
213	ストーブ	コロナ FF-740S 取付工事費一式	1	H15.11.28	案内所
214	業務用無線機	HX565uCAT 【たきの 16】 【たきの 19】	2	H15.12.19	園内各所
215	ストーブ	サンヨー CFF-V160A 取付工事費一式	1	H16.1.19	ロジューきざさ
216	ミシン	トヨタ EZA713	1	H16.1.30	管理センター
217	ストーブ	コロナ FF1100SBT 取付工事費一式	1	H16.3.10	案内所
218	業務用無線機	HX565uCAT 【たきの 24】 【たきの 31】	2	H16.3.31	園内各所
219	刻印機	小型彫刻機 EGX-20	1	H16.3.31	管理センター
220	残り火入れ	蓋・取っ手付・グレー塗装	6	H16.5.15	炊事遠足広場・溪流園炊事コーナー
221	冷蔵庫	日立 R-8ST (H)	1	H16.6.30	こどもの谷Ⅱ期
222	業務用無線機	HX565uCAT 【たきの 40】 【たきの 41】	2	H16.8.10	園内各所
223	書籍	A-Z園芸植物百科事典	1	H16.9.1	管理センター
224	脚立	アルミ 全長 1.72m 踏さん幅 65mm	1	H16.11.17	車庫

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
225	金庫	エーコーヤマダ 小型耐火金庫 S D-X N	1	H16. 11. 30	管理センター
226	除雪機	ホンダ HS 760 (SZBE-2222286・ SZBE-2222585)	2	H17. 1. 10	溪流口
227	除雪機	ヤマハ Y S 1390 A	1	H17. 1. 10	車庫
228	業務用無線機	H X 5 6 5 u C A T 【たきの 4 2】 【たきの 4 3】	2	H17. 1. 15	園内各所
229	机	ウチダ GX-S 片袖 1-378-2012	1	H17. 4. 26	管理センター
230	椅子	C R -M P22K M-W	1	H17. 4. 26	管理センター
231	脇机	ウチダ GX-S 1-378-2004	1	H17. 4. 26	管理センター
232	書籍	農薬便覧 第 10 版	1	H17. 7. 31	管理センター
233	テーブル	ガーデニングテーブル Φ1200×H720	2	H17. 8. 10	中央口
234	椅子	屋外用木製椅子	30	H17. 8. 10	中央口
235	スノーボード	S スタンダード	2	H18. 1. 15	車庫
236	業務用無線機	VX581VCAT 【たきの 4 4】 【たきの 26】	2	H18. 3. 30	園内各所
237	電子レジスター	テック 電子レジスター MA -660-20	1	H21. 5. 20	森口
238	業務用無線機	簡易無線機 G X 5560 U C A T (電源付) [たきののもりぐち] [たきのこうりゅうかん]	2	H21. 6. 4	園内各所
239	業務用無線機	携帯型簡易無線機 V X 581 U C A T [たきの 45] [たきの 46] [たきの 47] [たきの 48] [たきの 49] [たきの 50]	6	H21. 6. 4	園内各所
240	リヤカー	3号 (T -L) 荷台寸法 1220 mm ×850 mm ×枠高 225 mm	2	H21. 6. 12	溪流口
241	キッズルーム ベンチ	オリバー S O C -300 B	4	H22. 3. 3	東口休憩所
242	キッズルーム 角コーナー	オリバー S O C -300 K S C	2	H22. 3. 3	東口休憩所
243	キッズルーム Rコーナー	オリバー S O C -300 R S C	2	H22. 3. 3	東口休憩所
244	キッズルーム 下駄箱	オリバー S O C -300 G B	1	H22. 3. 3	東口休憩所
245	キッズルーム 入り口	オリバー S O C -300 E B	1	H22. 3. 3	東口休憩所
246	キッズルーム パーティション	オリバー S O C -300 P A	6	H22. 3. 3	東口休憩所
247	キッズルーム マット	オリバー S O C -300 M	2	H22. 3. 3	東口休憩所
248	キッズルーム フォームアニマルズ	ゾウ 6 層 グリーン	1	H22. 3. 3	東口休憩所
249	キッズルーム ベンチ	オリバー S O C -300 B	4	H22. 3. 12	東口休憩所

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
250	キッズルーム マット	オリバー SOC -300M	9	H22. 3. 12	東口休憩所
251	簡易無線機	スタンダード GX-5560UCAT（基地局）	1	H22. 9. 24	園内各所
252	簡易携帯無線機	VX-582UCAT（携帯）	1	H22. 9. 24	園内各所

備品以外の残存物品一覧

名称	単位	数量	備考
セーフティーコーン	本	250	
コーンバー	本	50	セーフティーコーン用
屋外用簡易ステージ	台	4	
イベント用会議テーブル	台	40	
折りたたみ式パイプ椅子	脚	80	
スノーボール	本	2,000	雪面用（オレンジ単色及び赤／白）
オレンジネット	m	2,000	ゲレンデ等の安全ネット
プランター	個	100	一輪車式・木製・プラスチック製
残り火入れ	台	14	炊事広場用
移動式鉄柵	台	40	
移動式A型案内看板	台	20	両面白面（イベント等案内用）

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成24年4月分

(自 平成24年 4 月 1 日)
(至 平成24年 4 月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	820 km	22 日	73.3 H	0 円		89,105 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	832 km	19 日	50.5 H	0 円		128,061 km
TOYOTA ランドクルーザープラド	札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,642 km	26 日	211.3 H	0 円		212,867 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	795 km	24 日	162.3 H	0 円		106,765 km
ISUZU エルフ	札幌 11 む 4745	園内作業等	137 km	10 日	57.3 H	0 円		55,754 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	63 km	1 日	9.2 H	0 円		9,234 km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	33 km	4 日	36.3 H	0 円		16,867 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		6,362 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	31 km	1 日	7.0 H	0 円		8,406 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	297,463 円	Vベルト・プラグ・スピーカーホン交換等	11,664 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	105,768 円	Vベルト・プラグ・ガスケツト交換等	10,575 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	52,198 円	Vベルト・プラグ交換等	21,794 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	139,978 円	Vベルト・ハンドル・プラグ・ベアリング・マフラー交換等	39,552 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	79,478 円	Vベルト・プラグ・パツテリー交換等	17,682 km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0 km	0 日	0.0 H			7,908 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成24年5月分
(自 平成24年 5 月 1 日)
(至 平成24年 5 月 31日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	907 km	25 日	106.7 H	0 円		90,012 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	811 km	26 日	79.9 H	0 円		128,872 km
TOYOTA ランドクルーザープラド	札幌 300 と 4324	園内巡回等	2,084 km	31 日	260.3 H	0 円		214,951 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	249 km	13 日	48.4 H	0 円		107,014 km
ISUZU エルフ	札幌 11 む 4745	園内作業等	4 km	1 日	0.4 H	12,000 円	タイヤ交換作業	55,758 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	689 km	21 日	121.4 H	0 円		9,923 km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	256 km	31 日	278.8 H	0 円		17,123 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	395 km	20 日	111.2 H	0 円		6,757 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	396 km	12 日	69.4 H	0 円		8,802 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,664 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		10,575 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		21,794 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		39,552 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		17,682 km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0 km	0 日	0.0 H	0 円		7,908 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成24年6月分

(自 平成24年 6 月 1 日)
(至 平成24年 6 月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	841 km	29 日	231.9 H	0 円		90,853 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	331 km	17 日	46.1 H	0 円		129,203 km
TOYOTA ランドクルーザーブロード	札幌 300 と 4324	園内巡回等	2,030 km	30 日	268.7 H	0 円		216,981 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	228 km	14 日	64.1 H	0 円		107,242 km
ISUZU エルフ	札幌 11 ん 4745	園内作業等	13 km	21 日	4.3 H	0 円		55,771 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	801 km	21 日	175.6 H	0 円		10,724 km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	223 km	30 日	292.2 H	0 円		17,346 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	313 km	20 日	169.0 H	0 円		7,070 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	249 km	7 日	48.5 H	0 円		9,051 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,664 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		10,575 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		21,794 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		39,552 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		17,682 km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0 km	0 日	0.0 H	0 円		7,908 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成24年7月分

(自 平成24年 7 月 1 日)
(至 平成24年 7 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,076 km	26 日	109.8 H	0 円		91,929 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	801 km	24 日	72.9 H	0 円		130,004 km
TOYOTA ランドクルーザーブロード	札幌 300 と 4324	園内巡回等	2,162 km	31 日	284.8 H	84,000 円	タイヤ4本購入・交換	219,143 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	298 km	17 日	43.1 H	0 円		107,540 km
ISUZU エルフ	札幌 11 む 4745	園内作業等	23 km	2 日	3.4 H	0 円		55,794 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	442 km	11 日	70.5 H	0 円		11,166 km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	246 km	31 日	300.6 H	0 円		17,592 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	378 km	28 日	235.8 H	0 円		7,448 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	892 km	23 日	218.8 H	0 円		9,943 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,664 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		10,575 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		21,794 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		39,552 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		17,682 km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0 km	0 日	0.0 H	0 円		7,908 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

平成24年8月分

(自 平成24年 8 月 1 日)
(至 平成24年 8 月 3 1 日)

受託者

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,361 km	25 日	170.3 H	0 円		93,290 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,044 km	25 日	76.2 H	0 円		131,048 km
TOYOTA ランドクルーザーブロード	札幌 300 と 4324	園内巡回等	2,084 km	31 日	823.7 H	0 円		221,227 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	334 km	14 日	50.3 H	6,800 円	ワイパー他購入	107,874 km
ISUZU エルフ	札幌 11 ん 4745	園内作業等	124 km	4 日	4.9 H	8,839 円	アウトリガーベース購入	55,918 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	237 km	5 日	41.9 H	0 円		11,403 km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	267 km	31 日	303.2 H	0 円		17,859 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	397 km	28 日	211.8 H	0 円		7,845 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	755 km	20 日	147.0 H	0 円		10,698 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,664 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		10,575 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		21,794 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		39,552 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		17,682 km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0 km	0 日	0.0 H	0 円		7,908 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成24年9月分

(自 平成24年 9 月 1 日)
(至 平成24年 9 月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	731 km	27 日	170.3 H	0 円		94,021 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	703 km	28 日	76.2 H	0 円		131,751 km
TOYOTA ランドクルーザーブロード	札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,928 km	30 日	823.7 H	0 円		223,155 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	336 km	17 日	50.3 H	0 円		108,210 km
ISUZU エルフ	札幌 11 む 4745	園内作業等	100 km	7 日	4.9 H	0 円		56,018 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	254 km	12 日	41.9 H	0 円		11,657 km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	191 km	23 日	303.2 H	0 円		18,050 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	386 km	25 日	211.8 H	0 円		8,231 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	678 km	19 日	147.0 H	62,090 円	ハンドル・ブレーキ等	11,376 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,664 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		10,575 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		21,794 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		39,552 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		17,682 km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0 km	0 日	0.0 H	0 円		7,908 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成24年10月分

（自 平成24年10月 1 日）
（至 平成24年10月31日）

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,358 km	28 日	170.3 H	0 円		95,379 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	887 km	27 日	76.2 H	37,000 円	タイヤ購入・アライメント調整	132,638 km
TOYOTA ランドクルーザーブロード	札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,419 km	25 日	823.7 H	0 円		224,574 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	663 km	18 日	50.3 H	6,500 円	エアコンガス検知液補充	108,873 km
ISUZU エルフ	札幌 11 む 4745	園内作業等	104 km	7 日	4.9 H	0 円		56,122 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	335 km	23 日	41.9 H	0 円		11,992 km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	232 km	31 日	303.2 H	0 円		18,282 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	59 km	5 日	211.8 H	0 円		8,290 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	574 km	18 日	147.0 H	0 円		11,950 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,664 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		10,575 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		21,794 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		39,552 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		17,682 km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0 km	0 日	0.0 H	0 円		7,908 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成24年11月分
(自 平成24年11月1日)
(至 平成24年11月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	552 km	18 日	45.1 H	0 円		95,931 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	499 km	21 日	40.4 H	0 円		133,137 km
TOYOTA ランドクルーザーブロード	札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,240 km	24 日	165.0 H	0 円		225,814 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	528 km	19 日	131.8 H	0 円		109,401 km
ISUZU エルフ	札幌 11 ん 4745	園内作業等	255 km	9 日	62.8 H	0 円		56,377 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	61 km	6 日	12.5 H	0 円		12,053 km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	77 km	10 日	88.8 H	0 円		18,359 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		8,290 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,950 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,664 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		10,575 km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007	園内巡回・作業等	116 km	4 日	10.5 H	0 円		21,910 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		39,552 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		17,682 km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0 km	0 日	0.0 H	0 円		7,908 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成24年12月分
（自 平成24年12月1日）
（至 平成24年12月31日）

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	707 km	19 日	59.6 H	4,800 円	ワイパー購入・交換	96,638 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	364 km	15 日	21.8 H	4,800 円	ワイパー購入・交換	133,501 km
TOYOTA ランドクルーザーブロード	札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,164 km	24 日	142.3 H	0 円		226,978 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	131 km	9 日	54.2 H	0 円		109,532 km
ISUZU エルフ	札幌 11 ん 4745	園内作業等	3 km	2 日	8.0 H	12,000 円	タイヤ交換作業	56,380 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,053 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,359 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		8,290 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,950 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,664 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094	園内巡回・作業等	139 km	7 日	12.6 H	0 円		10,714 km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007	園内巡回・作業等	577 km	15 日	52.5 H	0 円		22,487 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業等	372 km	12 日	33.8 H	0 円		39,924 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業等	137 km	8 日	12.5 H	0 円		17,819 km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0 km	0 日	0.0 H	0 円		7,908 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年1月分

(自 平成25年 1 月 1 日)
(至 平成25年 1 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	415 km	24 日	46.6 H	40,000 円	補助バッテリー交換	97,053 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	639 km	18 日	37.6 H	0 円		134,140 km
TOYOTA ランドクルーザーブロード	札幌 300 と 4324	園内巡回等	2,091 km	31 日	228.0 H	0 円		229,069 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	67 km	4 日	10.0 H	0 円		109,599 km
ISUZU エルフ	札幌 11 む 4745	園内作業等	59 km	10 日	7.8 H	0 円		56,439 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,053 km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,359 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		8,290 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,950 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・作業等	109 km	0 日	9.9 H	0 円		11,773 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・作業等	102 km	15 日	9.3 H	0 円		10,816 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・作業等	525 km	31 日	47.7 H	0 円		23,012 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業等	641 km	22 日	58.3 H	0 円		40,565 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業等	139 km	31 日	12.6 H	0 円		17,958 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年2月分

(自 平成25年 2 月 1 日)

(至 平成25年 2 月 28 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	640 km	16 日	46.6 H	0 円		97,693 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	733 km	19 日	37.6 H	0 円		134,873 km
TOYOTA ランドクルーザーブロード	札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,804 km	28 日	228.0 H	0 円		230,873 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	114 km	12 日	10.0 H	0 円		109,713 km
ISUZU エルフ	札幌 11 む 4745	園内作業等	46 km	6 日	7.8 H	0 円		56,485 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,053 km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,359 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		8,290 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,950 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・作業等	863 km	28 日	78.5 H	0 円		12,636 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・作業等	594 km	28 日	54.0 H	0 円		11,410 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・作業等	276 km	22 日	25.1 H	0 円		23,288 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業等	149 km	18 日	13.5 H	0 円		40,714 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業等	180 km	28 日	16.4 H	0 円		18,138 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年3月分

(自 平成25年 3 月 1 日)
(至 平成25年 3 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA エステイマEV	札幌 300 ま 685	業務連絡等	69 km	1 日	1.1 H	0 円		97,762 km
TOYOTA エステイマ	札幌 300 と 4323	業務連絡等	848 km	31 日	58.3 H	0 円		135,721 km
TOYOTA ランドクルーザーブロード	札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,677 km	31 日	217.0 H	0 円		232,550 km
TOYOTA ダイナ	札幌 400 す 4136	園内作業等	45 km	6 日	11.1 H	0 円		109,758 km
ISUZU エルフ	札幌 11 む 4745	園内作業等	51 km	2 日	2.0 H	0 円		56,536 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,053 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,359 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		8,290 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,950 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・作業等	332 km	28 日	30.2 H	0 円		12,968 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・作業等	265 km	31 日	24.1 H	0 円		11,675 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・作業等	208 km	25 日	18.9 H	0 円		23,496 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業等	645 km	31 日	58.6 H	0 円		41,359 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業等	171 km	30 日	15.5 H	0 円		18,309 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年4月分
 （自 平成25年 4 月 1 日）
 （至 平成25年 4 月 30 日）

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	28,650 円	開園前点検点検、プラグ・シート交換	12,053 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	76 km	8 日	71.8 H	23,750 円	開園前点検点検、プラグ・バッテリー交換	18,435 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	70 km	10 日	68.1 H	54,910 円	開園前点検点検、メイスカスト・バッテリー・タイヤ交換等	8,360 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	13,450 円	開園前点検点検、プラグ交換	11,950 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,968 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,675 km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		23,496 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		41,359 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,309 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年5月分
 （自 平成25年 5 月 1 日）
 （至 平成25年 5 月 3 1 日）

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	354 km	9 日	68.5 H	0 円		12,407 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	251 km	31 日	274.9 H	0 円		18,686 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	283 km	29 日	218.7 H	0 円		8,643 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	367 km	9 日	76.4 H	0 円		12,317 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,968 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,675 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		23,496 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		41,359 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,309 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年6月分
 （自 平成25年 6 月 1 日）
 （至 平成25年 6 月 30 日）
 受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	763 km	23 日	212.3 H	0 円		13,170 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	216 km	29 日	280.1 H	0 円		18,902 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	254 km	27 日	213.9 H	0 円		8,897 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	421 km	12 日	62.7 H	0 円		12,738 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,968 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,675 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		23,496 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		41,359 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,309 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年7月分
 （自 平成25年 7 月 1 日）
 （至 平成25年 7 月 31 日）
 受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	846 km	24 日	193.2 H	0 円		14,016 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	269 km	31 日	299.8 H	0 円		19,171 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	255 km	29 日	235.6 H	0 円		9,152 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	224 km	8 日	41.9 H	0 円		12,962 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,968 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,675 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		23,496 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		41,359 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,309 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年8月分
 （自 平成25年 8 月 1 日）
 （至 平成25年 8 月 3 1 日）

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	642 km	20 日	141.5 H	0 円		14,658 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	292 km	31 日	299.8 H	0 円		19,463 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	247 km	29 日	168.8 H	0 円		9,399 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	399 km	9 日	47.1 H	0 円		13,361 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,968 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,675 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		23,496 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		41,359 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,309 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年9月分
(自 平成25年 9 月 1 日)
(至 平成25年 9 月 30 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	457 km	14 日	97.0 H	0 円		15,115 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	194 km	23 日	202.3 H	0 円		19,657 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	176 km	22 日	132.2 H	0 円		9,575 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	135 km	7 日	22.3 H	0 円		13,496 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,968 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,675 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		23,496 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		41,359 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,309 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年10月分
 （自 平成25年10月 1 日）
 （至 平成25年10月31日）
 受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	133 km	2 日	18.3 H	0 円		15,248 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		19,657 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	57 km	8 日	59.8 H	0 円		9,632 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	83 km	11 日	86.9 H	0 円		13,579 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,968 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,675 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		23,496 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		41,359 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,309 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年11月分
 （自 平成25年11月 1 日）
 （至 平成25年11月30日）
 受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		15,248 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		19,657 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		9,632 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	3 km	1 日	6.1 H	0 円		13,582 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,968 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		11,675 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		23,496 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		41,359 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,309 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成25年12月分
(自 平成25年12月 1 日)
(至 平成25年12月31日)
受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		15,248 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		19,657 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		9,632 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		13,582 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・作業等	194 km	13 日	17.6 H	0 円		13,162 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・作業等	218 km	13 日	19.8 H	0 円		11,893 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・作業等	98 km	12 日	8.9 H	0 円		23,594 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業等	53 km	6 日	4.8 H	0 円		41,412 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業等	56 km	8 日	5.1 H	0 円		18,365 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年1月分
 (自 平成26年 1 月 1 日)
 (至 平成26年 1 月 3 1 日)
 受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		15,248 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		19,657 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		9,632 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		13,582 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・作業等	226 km	22 日	20.5 H	0 円		13,388 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・作業等	430 km	31 日	39.1 H	0 円		12,323 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・作業等	135 km	31 日	12.3 H	0 円		23,729 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業等	743 km	31 日	67.5 H	0 円		42,155 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業等	271 km	31 日	24.6 H	0 円		18,636 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年2月分
(自 平成26年 2 月 1 日)
(至 平成26年 2 月 28 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		15,248 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		19,657 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		9,632 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		13,582 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・作業等	695 km	28 日	63.2 H	78,755 円	点検・修繕 (ブレーキ・ベル ト等)	14,083 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・作業等	456 km	22 日	41.5 H	224,480 円	点検・修繕 (ガスカート・ブ レーキ・クランクシャフト等)	12,779 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・作業等	236 km	26 日	21.5 H	87,080 円	点検・修繕 (ブレーキパッ ド・ベルト等)	23,965 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業等	585 km	28 日	53.2 H	97,060 円	点検・修繕 (ブレーキ・ペ アリング等)	42,740 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業等	124 km	28 日	11.3 H	80,620 円	点検・修繕 (ブレーキ・ラ イ ト等)	18,760 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年3月分
(自 平成26年 3 月 1 日)
(至 平成26年 3 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		15,248 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		19,657 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		9,632 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		13,582 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・作業等	318 km	31 日	28.9 H	700 円	シートヒン交換	14,401 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・作業等	113 km	27 日	10.3 H	0 円		12,892 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・作業等	293 km	30 日	26.6 H	0 円		24,258 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・作業等	837 km	31 日	76.1 H	0 円		43,577 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・作業等	170 km	31 日	15.5 H	0 円		18,930 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年4月分

(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成26年 4 月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	167 km	3 日	27.4 H	13,000 円	使用前点検	15,415 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	58 km	10 日	86.0 H	68,800 円	使用前点検・修繕（シート・バッテリー交換等）	19,715 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	112 km	11 日	88.8 H	43,500 円	使用前点検・修繕（バスケット・スタンド交換等）	9,744 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	32 km	1 日	9.5 H	13,000 円	使用前点検	13,614 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回／作業等	3 km	1 日	0.3 H	0 円		14,404 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回／作業等	21 km	2 日	1.9 H	0 円		12,913 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回／作業等	17 km	2 日	0.2 H	0 円		24,275 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回／作業等	15 km	2 日	1.4 H	0 円		43,592 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回／作業等	6 km	1 日	0.6 H	0 円		18,936 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年5月分

(自 平成26年 5 月 1 日)
(至 平成26年 5 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	707 km	20 日	174.1 H	0 円		16,122 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	223 km	30 日	267.3 H	0 円		19,938 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	210 km	27 日	134.4 H	0 円		9,954 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	235 km	5 日	29.3 H	0 円		13,849 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,404 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,913 km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		24,275 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		43,592 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,936 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年6月分

(自 平成26年 6 月 1 日)
(至 平成26年 6 月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	679 km	19 日	191.0 H	0 円		16,801 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	220 km	29 日	279.8 H	0 円		20,158 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	170 km	26 日	118.4 H	0 円		10,124 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	161 km	5 日	13.6 H	0 円		14,010 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,404 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,913 km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		24,275 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		43,592 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,936 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年7月分
 (自 平成26年 7 月 1 日)
 (至 平成26年 7 月 3 1 日)
 受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	914 km	22 日	211.8 H	0 円		17,715 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	236 km	31 日	298.0 H	0 円		20,394 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	196 km	26 日	161.3 H	0 円		10,320 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	299 km	12 日	83.0 H	0 円		14,309 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,404 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,913 km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		24,275 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		43,592 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,936 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年8月分
(自 平成26年 8 月 1 日)
(至 平成26年 8 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	761 km	22 日	189.3 H	0 円		18,476 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	247 km	31 日	301.8 H	0 円		20,641 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	207 km	28 日	146.5 H	0 円		10,527 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	206 km	4 日	33.5 H	0 円		14,515 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,404 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,913 km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		24,275 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		43,592 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,936 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年9月分
 （自 平成26年 9 月 1 日）
 （至 平成26年 9 月30日）
 受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	586 km	17 日	148.9 H	0 円		19,062 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	204 km	28 日	247.5 H	0 円		20,845 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	149 km	20 日	76.4 H	0 円		10,676 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回等	310 km	7 日	54.2 H	0 円		14,825 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,404 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,913 km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		24,275 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		43,592 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,936 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年10月分

(自 平成26年10月 1 日)

(至 平成26年10月31日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225	園内巡回等	90 km	2 日	9.9 H	0 円		19,152 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	217 km	30 日	265.3 H	0 円		21,062 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	170 km	25 日	109.1 H	0 円		10,846 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,825 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,404 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,913 km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		24,275 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		43,592 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,936 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年11月分
 （自 平成26年11月 1 日）
 （至 平成26年11月30日）
 受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		19,152 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回等	68 km	10 日	88.2 H	0 円		21,130 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回等	5 km	1 日	8.3 H	0 円		10,851 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,825 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,404 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0 km	0 日	0.0 H	0 円		12,913 km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0 km	0 日	0.0 H	0 円		24,275 km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		43,592 km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0 km	0 日	0.0 H	0 円		18,936 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成26年12月分
(自 平成26年12月 1 日)
(至 平成26年12月31日)
受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		19,152 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		21,130 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		10,851 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,825 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・諸作業 等	281 km	14 日	8.4 H	81,180 円	開園前点検、ブラグ・Vベルト交換・ エアクリナーケース交換等	14,685 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・諸作業 等	297 km	14 日	9.1 H	61,580 円	開園前点検、ブラグ・Vベルト交換・ スロットルケーブル交換等	13,210 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・諸作業 等	103 km	10 日	3.1 H	70,650 円	開園前点検、ブラグ・Vベルト交換・ ブレーキパッド交換等	24,378 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・諸作業 等	391 km	14 日	12.1 H	118,220 円	開園前点検、ブラグ・Vベルト交換・ ペーキング交換等	43,983 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・諸作業 等	180 km	12 日	5.3 H	62,040 円	開園前点検、ブラグ・Vベルト交換・ ブレーキディスク交換等	19,116 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成27年1月分

(自 平成27年 1 月 1 日)
(至 平成27年 1 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		19,152 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		21,130 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		10,851 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,825 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・諸作業 等	497 km	31 日	15.2 H	0 円		15,182 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・諸作業 等	266 km	29 日	8.1 H	0 円		13,476 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・諸作業 等	280 km	31 日	8.4 H	0 円		24,658 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・諸作業 等	784 km	25 日	24.2 H	68,600 円	イグニッションコイル・マフ ラー交換等	44,767 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・諸作業 等	171 km	31 日	5.1 H	1,680 円	テールライトバルブ交換	19,287 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成27年2月分
(自 平成27年 2 月 1 日)
(至 平成27年 2 月 28日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		19,152 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		21,130 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		10,851 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,825 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095	園内巡回・諸作業 等	523 km	20 日	16.1 H	12,880 円	グリップ交換	15,182 km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094	園内巡回・諸作業 等	122 km	18 日	3.4 H	89,070 円	ベアリング・フロントアーム・ブラグ交換等	13,476 km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007	園内巡回・諸作業 等	139 km	16 日	4.1 H	97,110 円	ピストン・シリンダヘッド・フェューエルポンプ交換等	24,658 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・諸作業 等	684 km	22 日	11.2 H	64,965 円	ハウジングベアリング・シート交換等	44,767 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・諸作業 等		25 日		0 円	(距離計故障中)	13,713 km

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書（提供品・備品）

平成27年3月分

(自 平成27年 3 月 1 日)
(至 平成27年 3 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6225		0 km	0 日	0.0 H	0 円		19,152 km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1 こ 2354		0 km	0 日	0.0 H	0 円		21,130 km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933		0 km	0 日	0.0 H	0 円		10,851 km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481		0 km	0 日	0.0 H	0 円		14,825 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回・諸作業 等	162 km	17 日	5.0 H	16,200 円	ベアリングホイール交換等	15,867 km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回・諸作業 等	77 km	12 日	2.2 H	64,770 円	フロントアーム交換等	13,713 km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回・諸作業 等	198 km	20 日	6.1 H	66,870 円	フロントアーム・ブラグ交換 等	24,994 km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回・諸作業 等	728 km	27 日	6.4 H	20,570 円	エンジンダンパ交換等	45,859 km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回・諸作業 等		31 日		0 円	※距離計故障中（補修部品なし）総走行距離は故障時の値	13,713 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成24年4月分

(自 平成24年 4 月 1 日)

(至 平成24年 4 月 30 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	384 km	7 日	29.7 H	0 円		81,743 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	829 km	26 日	200.3 H	0 円		29,022 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	874 km	26 日	192.1 H	0 円		20,775 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,022 km	26 日	197.5 H	0 円		60,386 km
SUBARU サンバァー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	557 km	22 日	125.3 H	0 円		11,800 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,131 km	24 日	127.7 H	0 円		11,332 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成24年5月分

(自 平成24年 5 月 1 日)
(至 平成24年 5 月 31日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	1,938 km	30 日	145.4 H	0 円		83,681 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	964 km	26 日	153.5 H	0 円		29,986 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,243 km	27 日	141.3 H	0 円		22,018 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	921 km	22 日	124.2 H	0 円		61,307 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	615 km	31 日	185.7 H	0 円		12,415 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,126 km	30 日	158.6 H	0 円		12,458 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成24年6月分

(自 平成24年 6 月 1 日)

(至 平成24年 6 月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	1,523 km	30 日	135.7 H	0 円		85,204 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,185 km	25 日	129.1 H	24,400 円	タイヤ交換	31,171 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,137 km	27 日	151.2 H	0 円		23,155 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,007 km	26 日	170.8 H	24,400 円	タイヤ交換	62,314 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	637 km	30 日	348.0 H	0 円		13,052 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,000 km	28 日	129.3 H	0 円		13,458 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成24年7月分

(自 平成24年 7 月 1 日)
(至 平成24年 7 月 31 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	1,520 km	31 日	144.3 H	0 円		86,724 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,185 km	24 日	76.3 H	0 円		32,356 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,443 km	29 日	146.7 H	0 円		24,598 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,158 km	24 日	106.5 H	0 円		63,472 km
SUBARU サンバァー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	734 km	30 日	217.7 H	0 円		13,786 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,248 km	31 日	164.9 H	0 円		14,706 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成24年8月分

(自 平成24年 8 月 1 日)
(至 平成24年 8 月 31 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	1,380 km	31 日	124.8 H	0 円		88,104 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,208 km	26 日	244.4 H	0 円		33,564 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,227 km	24 日	103.4 H	0 円		25,825 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,241 km	24 日	298.3 H	26,260 円	エアコンベルト・ファンベルト・デジヨアブーリー交換等	64,713 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	627 km	30 日	192.8 H	0 円		14,413 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,169 km	30 日	122.6 H	0 円		15,875 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成24年9月分

(自 平成24年 9 月 1 日)
(至 平成24年 9 月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	1,363 km	30 日	105.3 H	0 円		89,467 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,294 km	27 日	248.7 H	0 円		34,858 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,008 km	26 日	229.8 H	78,920 円	フロントガラス交換	26,833 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	981 km	20 日	108.9 H	0 円		65,694 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	701 km	27 日	168.7 H	0 円		15,114 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,036 km	29 日	109.6 H	0 円		16,911 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成24年10月分

(自 平成24年10月 1 日)

(至 平成24年10月31日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	1,461 km	31 日	148.1 H	0 円		90,928 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,439 km	29 日	107.6 H	0 円		36,297 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	646 km	22 日	65.8 H	0 円		27,479 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,450 km	29 日	116.5 H	0 円		67,144 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	673 km	30 日	164.4 H	0 円		15,787 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,219 km	31 日	127.7 H	0 円		18,130 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成24年11月分

(自 平成24年11月 1 日)

(至 平成24年11月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	813 km	21 日	112.3 H	0 円		91,741 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	298 km	10 日	67.8 H	0 円		36,595 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	828 km	22 日	134.9 H	0 円		28,307 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	955 km	23 日	143.6 H	0 円		68,099 km
SUBARU サンバァー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	624 km	20 日	121.0 H	0 円		16,411 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	906 km	23 日	82.3 H	0 円		19,036 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成24年12月分

(自 平成24年12月 1 日)

(至 平成24年12月31日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	485 km	15 日	61.5 H	0 円		92,226 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	227 km	17 日	104.5 H	0 円		36,822 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	305 km	12 日	88.6 H	45,480 円	ラジエター・シートベルト・ テールランプ交換等	28,612 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	366 km	18 日	94.2 H	6,670 円	ハブボルト交換等	68,465 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	357 km	17 日	79.9 H	0 円		16,768 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	491 km	21 日	71.8 H	0 円		19,527 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年1月分

(自 平成25年 1 月 1 日)
(至 平成25年 1 月 31 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	362 km	14 日	39.0 H	0 円		92,588 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	223 km	11 日	56.1 H	78,990 円	タイミングチェーンカバーク交換	37,045 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	236 km	10 日	41.1 H	0 円		28,848 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	530 km	25 日	158.1 H	0 円		68,995 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	500 km	26 日	153.2 H	0 円		17,268 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	476 km	25 日	55.0 H	0 円		20,003 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年2月分

(自 平成25年 2 月 1 日)
(至 平成25年 2 月28日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	485 km	19 日	62.4 H	0 円		93,073 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	114 km	11 日	58.5 H	0 円		37,159 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	229 km	11 日	74.9 H	0 円		29,077 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	452 km	23 日	171.5 H	0 円		69,447 km
SUBARU サンバァー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	383 km	24 日	130.5 H	0 円		17,651 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	361 km	13 日	26.0 H	0 円		20,364 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年3月分

(自 平成25年 3 月 1 日)
(至 平成25年 3 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	550 km	17 日	60.0 H	0 円		93,623 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	221 km	9 日	33.1 H	0 円		37,380 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	389 km	16 日	72.0 H	4,670 円	マッドガード・ウェザーレスト リッブ交換	29,466 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	507 km	22 日	156.3 H	20,570 円	パッドリーターミナル・リヤ デフミッドシールド交換等	69,954 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	486 km	26 日	165.7 H	0 円		18,137 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	353 km	16 日	23.8 H	0 円		20,717 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年4月分

(自 平成25年 4 月 1 日)

(至 平成25年 4 月 30 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	1,010 km	26 日	97.2 H	0 円		1,087 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	736 km	22 日	56.5 H	0 円		813 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	740 km	25 日	79.5 H	0 円		772 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	455 km	17 日	64.4 H	0 円		94,078 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,640 km	27 日	169.3 H	8,000 円	無線機アンテナ購入	1,688 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	591 km	25 日	166.0 H	6,400 円	タイヤ交換	797 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	966 km	27 日	214.8 H	0 円		38,346 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	853 km	24 日	191.2 H	0 円		30,319 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	706 km	26 日	216.8 H	0 円		70,660 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	489 km	22 日	135.0 H	0 円		18,626 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,125 km	25 日	145.3 H	0 円		21,842 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年5月分

(自 平成25年 5 月 1 日)

(至 平成25年 5 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	866 km	31 日	84.9 H	0 円		1,953 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	988 km	30 日	95.5 H	0 円		1,801 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,151 km	29 日	107.9 H	0 円		1,923 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	503 km	24 日	68.0 H	0 円		94,581 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,932 km	30 日	237.7 H	17,143 円	無線機・アンテナ取付	3,620 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	680 km	16 日	72.4 H	0 円		1,477 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,176 km	29 日	164.9 H	0 円		39,522 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,267 km	29 日	166.1 H	0 円		31,586 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	865 km	24 日	148.0 H	0 円		71,525 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	539 km	27 日	173.6 H	0 円		19,165 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,250 km	30 日	141.3 H	0 円		23,092 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年6月分

(自 平成25年 6 月 1 日)
(至 平成25年 6 月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	1,122 km	30 日	82.8 H	0 円		3,075 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	964 km	30 日	90.5 H	0 円		2,765 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,284 km	30 日	114.3 H	0 円		3,207 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	390 km	21 日	60.5 H	0 円		94,971 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	2,026 km	30 日	270.8 H	0 円		5,646 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	230 km	9 日	24.3 H	0 円		1,707 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,091 km	28 日	158.9 H	0 円		40,613 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	948 km	28 日	151.3 H	0 円		32,534 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,220 km	30 日	220.6 H	0 円		72,745 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	555 km	25 日	144.7 H	0 円		19,720 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,220 km	28 日	137.7 H	0 円		24,312 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年7月分

(自 平成25年 7 月 1 日)

(至 平成25年 7 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	1,140 km	31 日	81.2 H	0 円		4,215 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	930 km	31 日	89.8 H	0 円		3,695 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,255 km	29 日	102.6 H	0 円		4,462 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	486 km	18 日	57.6 H	0 円		95,457 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,819 km	31 日	279.6 H	0 円		7,465 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	220 km	14 日	42.8 H	0 円		1,927 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,323 km	30 日	238.5 H	0 円		41,936 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,097 km	28 日	201.0 H	31,040 円	タイヤ交換・ハブボルト修繕	33,631 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	892 km	20 日	132.1 H	58,530 円	タイヤ交換・ディフアレンシャル修繕	73,637 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	601 km	26 日	196.4 H	0 円		20,321 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,208 km	30 日	141.3 H	0 円		25,520 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年8月分

(自 平成25年 8 月 1 日)
(至 平成25年 8 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	1,252 km	30 日	95.2 H	0 円		5,467 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	905 km	31 日	91.0 H	0 円		4,600 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,425 km	30 日	106.8 H	0 円		5,887 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	403 km	19 日	57.5 H	0 円		95,860 km
TOYOTA フォットゥルサーブ	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,933 km	31 日	283.4 H	0 円		9,398 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	142 km	5 日	12.1 H	0 円		2,069 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,481 km	30 日	175.7 H	11,200 円	タイヤ交換	43,417 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,131 km	26 日	113.8 H	4,500 円	バッテリー交換	34,762 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,012 km	23 日	115.4 H	0 円		74,649 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	528 km	28 日	164.2 H	0 円		20,849 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	979 km	27 日	106.4 H	0 円		26,499 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年9月分

(自 平成25年 9 月 1 日)

(至 平成25年 9 月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	966 km	30 日	88.2 H	0 円		6,433 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	1,134 km	30 日	99.4 H	0 円		5,734 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,269 km	29 日	105.9 H	0 円		7,156 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	691 km	21 日	76.8 H	0 円		96,551 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,694 km	30 日	230.6 H	0 円		11,092 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	291 km	9 日	35.2 H	0 円		2,360 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	965 km	25 日	114.4 H	0 円		44,382 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	797 km	20 日	72.7 H	0 円		35,559 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,144 km	29 日	137.7 H	0 円		75,793 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	573 km	23 日	133.1 H	0 円		21,422 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,356 km	30 日	151.0 H	0 円		27,855 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年10月分

（自 平成25年10月 1 日）
（至 平成25年10月31日）

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	933 km	26 日	90.2 H	0 円		7,366 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	921 km	29 日	95.4 H	20,600 円	タイヤ交換	6,655 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,055 km	31 日	104.2 H	0 円		8,211 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	600 km	22 日	62.8 H	0 円		97,151 km
TOYOTA フォットゥルサーブ	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,883 km	31 日	190.2 H	0 円		12,975 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	74 km	4 日	6.8 H	0 円		2,434 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	806 km	21 日	97.2 H	0 円		45,188 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	733 km	26 日	137.5 H	0 円		36,292 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	850 km	27 日	108.8 H	0 円		76,643 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	471 km	21 日	84.1 H	0 円		21,893 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,376 km	30 日	131.9 H	0 円		29,231 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年11月分

(自 平成25年11月1日)

(至 平成25年11月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	684 km	20 日	58.9 H	0 円		8,050 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	897 km	28 日	71.0 H	0 円		7,552 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,121 km	29 日	107.8 H	0 円		9,332 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	707 km	23 日	81.3 H	0 円		97,858 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,476 km	28 日	163.7 H	0 円		14,451 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	526 km	22 日	121.0 H	6,400 円	タイヤ交換	2,960 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	646 km	28 日	150.7 H	0 円		45,834 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	609 km	27 日	149.5 H	0 円		36,901 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	745 km	25 日	146.8 H	0 円		77,388 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	627 km	25 日	131.1 H	0 円		22,520 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,138 km	26 日	114.8 H	0 円		30,369 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成25年12月分

（自 平成25年12月 1 日）
（至 平成25年12月31日）

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	651 km	24 日	45.5 H	0 円		8,701 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	750 km	25 日	57.7 H	0 円		8,302 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	595 km	24 日	55.6 H	0 円		9,927 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	601 km	23 日	91.3 H	7,300 円	冬季用ワイパー購入	98,459 km
TOYOTA フォットゥーザ-ブロード	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,126 km	29 日	157.3 H	0 円		15,577 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	169 km	13 日	56.7 H	0 円		3,129 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	409 km	24 日	134.2 H	0 円		46,243 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	445 km	20 日	115.3 H	0 円		37,346 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	409 km	25 日	151.8 H	0 円		77,797 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	541 km	21 日	104.9 H	0 円		23,061 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	463 km	19 日	54.6 H	0 円		30,832 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年1月分

(自 平成26年 1 月 1 日)
(至 平成26年 1 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	427 km	19 日	43.2 H	0 円		9,128 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	312 km	20 日	25.9 H	0 円		8,614 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	480 km	22 日	76.6 H	0 円		10,407 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	1,015 km	30 日	139.4 H	0 円		99,474 km
TOYOTA プリウス(ハイブリッド)	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,675 km	31 日	223.0 H	0 円		17,252 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	48 km	6 日	6.7 H	0 円		3,177 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	239 km	9 日	46.1 H	0 円		46,482 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	250 km	9 日	49.7 H	0 円		37,596 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	684 km	30 日	154.7 H	0 円		78,481 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	415 km	22 日	138.3 H	0 円		23,476 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	427 km	22 日	34.7 H	0 円		31,259 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年2月分

(自 平成26年 2 月 1 日)

(至 平成26年 2 月28日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	508 km	22 日	43.5 H	0 円		9,636 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	266 km	13 日	18.0 H	0 円		8,880 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	362 km	11 日	29.2 H	0 円		10,769 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	838 km	28 日	148.5 H	0 円		100,312 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,651 km	28 日	201.6 H	0 円		18,903 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	121 km	6 日	15.8 H	0 円		3,298 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	158 km	7 日	39.2 H	0 円		46,640 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	280 km	15 日	74.8 H	0 円		37,876 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	523 km	28 日	165.8 H	0 円		79,004 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	382 km	23 日	132.9 H	0 円		23,858 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	485 km	23 日	51.7 H	0 円		31,744 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年3月分

(自 平成26年 3 月 1 日)
(至 平成26年 3 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	681 km	23 日	81.4 H	0 円		10,317 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	646 km	27 日	50.4 H	0 円		9,526 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	850 km	23 日	92.0 H	0 円		11,619 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	1,086 km	28 日	173.2 H	0 円		101,398 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,524 km	30 日	207.2 H	0 円		20,427 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	130 km	9 日	9.8 H	0 円		3,428 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	206 km	10 日	37.8 H	0 円		46,846 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	369 km	16 日	64.3 H	0 円		38,245 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	588 km	28 日	161.0 H	0 円		79,592 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	405 km	23 日	164.8 H	0 円		24,263 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	567 km	27 日	61.1 H	0 円		32,311 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年4月分

(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成26年 4 月 30 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	778 km	27 日	66.3 H	0 円		11,095 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	870 km	26 日	80.0 H	0 円		10,396 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,670 km	24 日	126.0 H	0 円		13,289 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	620 km	23 日	116.5 H	0 円		102,018 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,255 km	20 日	128.2 H	112,963 円	フロントガラス交換等	21,682 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	584 km	20 日	133.8 H	6,400 円	タイヤ交換	4,012 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	764 km	23 日	162.7 H	0 円		47,610 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	715 km	25 日	167.2 H	0 円		38,960 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	906 km	23 日	186.3 H	0 円		80,498 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	480 km	24 日	141.0 H	0 円		24,743 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	978 km	26 日	140.5 H	22,400 円	タイヤ購入・交換	33,289 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年5月分

(自 平成26年 5 月 1 日)
(至 平成26年 5 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	1,110 km	31 日	79.9 H	0 円		12,205 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	1,206 km	31 日	105.4 H	0 円		11,602 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,183 km	30 日	102.8 H	0 円		14,472 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	475 km	23 日	51.7 H	0 円		102,493 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,868 km	31 日	244.3 H	0 円		23,550 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	300 km	19 日	51.2 H	0 円		4,312 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	838 km	25 日	154.1 H	4,500 円	バッテリー交換	48,448 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,233 km	31 日	184.2 H	0 円		40,193 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,162 km	29 日	184.3 H	0 円		81,660 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	598 km	28 日	203.1 H	0 円		25,341 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,185 km	27 日	139.6 H	0 円		34,474 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年6月分

(自 平成26年 6 月 1 日)

(至 平成26年 6 月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	1,098 km	30 日	85.7 H	0 円		13,303 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	945 km	29 日	75.5 H	0 円		12,547 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,008 km	27 日	92.3 H	0 円		15,480 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	472 km	21 日	42.4 H	0 円		102,965 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,861 km	30 日	269.6 H	0 円		25,411 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	138 km	13 日	34.4 H	0 円		4,450 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,066 km	30 日	225.3 H	0 円		49,514 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,174 km	28 日	166.4 H	0 円		41,367 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,190 km	27 日	163.8 H	0 円		82,850 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	646 km	29 日	206.7 H	0 円		25,987 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,117 km	29 日	133.3 H	0 円		35,591 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年7月分

(自 平成26年 7 月 1 日)

(至 平成26年 7 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	1,317 km	31 日	102.8 H	0 円		14,620 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	959 km	30 日	73.8 H	0 円		13,506 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,102 km	29 日	87.5 H	0 円		16,582 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	382 km	16 日	50.3 H	0 円		103,347 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	2,080 km	31 日	277.2 H	0 円		27,491 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	178 km	11 日	17.4 H	0 円		4,628 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,090 km	27 日	178.7 H	0 円		50,604 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,309 km	27 日	197.0 H	0 円		42,676 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,152 km	28 日	168.7 H	0 円		84,002 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	835 km	31 日	244.1 H	0 円		26,822 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,391 km	29 日	139.1 H	0 円		36,982 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年8月分

(自 平成26年 8 月 1 日)

(至 平成26年 8 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	1,120 km	31 日	99.1 H	0 円		15,740 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	1,390 km	31 日	107.4 H	0 円		14,896 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	1,154 km	28 日	99.9 H	0 円		17,736 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	510 km	22 日	65.8 H	2,000 円	パンク修繕	103,857 km
TOYOTA フォットゥルサーブ	札幌 302 た 348	園内巡回等	2,150 km	31 日	276.6 H	0 円		29,641 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	306 km	13 日	22.5 H	0 円		4,934 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,269 km	30 日	221.6 H	11,200 円	タイヤ購入・交換	51,873 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	590 km	12 日	86.9 H	38,000 円	シフトレバーセレクト交換	43,266 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,306 km	25 日	188.0 H	0 円		85,308 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	721 km	29 日	196.3 H	0 円		27,543 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,400 km	30 日	158.2 H	0 円		38,382 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年9月分

(自 平成26年 9 月 1 日)

(至 平成26年 9 月30日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	1,061 km	30 日	79.2 H	0 円		16,801 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	1,195 km	28 日	99.3 H	0 円		16,091 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	736 km	27 日	123.4 H	0 円		18,472 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	489 km	21 日	86.7 H	0 円		104,346 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,897 km	30 日	242.9 H	0 円		31,538 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	151 km	11 日	17.2 H	0 円		5,085 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	950 km	26 日	158.4 H	0 円		52,823 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,045 km	26 日	140.4 H	0 円		44,311 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,156 km	27 日	182.7 H	0 円		86,464 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	752 km	29 日	182.3 H	0 円		28,295 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,271 km	29 日	144.8 H	0 円		39,653 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年10月分

（自 平成26年10月 1 日）
（至 平成26年10月31日）

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	871 km	31 日	66.0 H	0 円		17,672 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	1,092 km	31 日	78.4 H	0 円		17,183 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	880 km	28 日	72.7 H	0 円		19,352 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	457 km	21 日	62.3 H	0 円		104,803 km
TOYOTA プリウス	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,936 km	31 日	246.5 H	92,000 円	タイヤ購入	33,474 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	295 km	16 日	27.5 H	0 円		5,380 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,164 km	31 日	183.1 H	0 円		53,987 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	1,359 km	30 日	175.5 H	0 円		45,670 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	1,211 km	31 日	219.3 H	0 円		87,675 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	652 km	29 日	198.8 H	0 円		28,947 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,312 km	31 日	123.5 H	0 円		40,964 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年11月分

（自 平成26年11月1日）
（至 平成26年11月30日）

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	738 km	22 日	50.4 H	0 円		18,410 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	535 km	18 日	40.3 H	0 円		17,718 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	731 km	22 日	67.3 H	0 円		20,083 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	418 km	16 日	47.1 H	0 円		105,221 km
TOYOTA プリウス	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,280 km	23 日	158.5 H	6,400 円	タイヤ交換作業	34,754 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	509 km	20 日	129.3 H	0 円		5,889 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	696 km	23 日	147.3 H	0 円		54,683 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	898 km	22 日	162.5 H	0 円		46,568 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	527 km	20 日	135.6 H	9,000 円	ハブボルト交換	88,202 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	410 km	18 日	131.1 H	0 円		29,357 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,113 km	23 日	111.3 H	0 円		42,078 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成26年12月分

(自 平成26年12月1日)
(至 平成26年12月31日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	487 km	18 日	40.9 H	0 円		18,897 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	578 km	20 日	51.2 H	0 円		18,296 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	443 km	17 日	40.6 H	0 円		20,526 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	476 km	21 日	91.8 H	0 円		105,697 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,099 km	27 日	161.0 H	0 円		35,853 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	346 km	17 日	93.3 H	0 円		6,235 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	243 km	18 日	105.6 H	0 円		54,926 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	311 km	21 日	137.7 H	0 円		46,879 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	396 km	25 日	154.2 H	0 円		88,598 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	395 km	21 日	121.3 H	0 円		29,752 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	808 km	26 日	76.0 H	0 円		42,886 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成27年1月分

(自 平成27年 1 月 1 日)
(至 平成27年 1 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	712 km	23 日	43.0 H	0 円		19,609 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	314 km	24 日	42.1 H	0 円		18,610 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	293 km	20 日	45.7 H	0 円		20,819 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	885 km	28 日	175.2 H	0 円		106,582 km
TOYOTA プリウス	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,793 km	31 日	236.9 H	0 円		37,646 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	38 km	3 日	4.7 H	0 円		6,273 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	234 km	15 日	49.2 H	0 円		55,160 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	318 km	17 日	78.3 H	0 円		47,197 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	657 km	29 日	201.2 H	0 円		89,255 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	361 km	20 日	126.4 H	0 円		30,113 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	528 km	25 日	51.6 H	0 円		43,414 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成27年2月分

(自 平成27年 2 月 1 日)

(至 平成27年 2 月28日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	616 km	24 日	56.5 H	0 円		20,225 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	394 km	21 日	41.4 H	0 円		19,004 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	506 km	19 日	62.6 H	0 円		21,325 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	977 km	27 日	165.1 H	0 円		107,559 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,431 km	28 日	207.3 H	0 円		39,077 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	161 km	8 日	21.3 H	0 円		6,434 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	224 km	11 日	47.2 H	0 円		55,384 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	159 km	11 日	50.8 H	0 円		47,356 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	533 km	27 日	200.9 H	0 円		89,788 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	362 km	22 日	125.2 H	0 円		30,475 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	422 km	21 日	31.8 H	0 円		43,836 km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

リース車両使用実績報告書

平成27年3月分

(自 平成27年 3 月 1 日)
(至 平成27年 3 月 3 1 日)

受託者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況 運転日数	使用時間	維持修繕費	主な修理箇所 及び取替え部品名	摘要 総走行キロ数
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9417	連絡・作業等	792 km	22 日	75.8 H	0 円		21,017 km
TOYOTA VOXY	札幌 503 て 9915	連絡・作業等	883 km	27 日	62.8 H	0 円		19,887 km
TOYOTA ヴェイツ	札幌 503 て 9418	連絡・作業等	835 km	23 日	76.2 H	0 円		22,160 km
SUBARU レガシィ(ワゴン)	札幌 501 ぬ 9324	連絡・作業等	1,197 km	31 日	173.2 H	0 円		108,756 km
TOYOTA フォクサー	札幌 302 た 348	園内巡回等	1,722 km	31 日	220.9 H	0 円		40,799 km
ISUZU エルフ (1.5tトラック)	札幌 400 の 7921	園内作業等	135 km	13 日	26.4 H	0 円		6,569 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2448	園内作業等	300 km	15 日	43.0 H	0 円		55,684 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2450	園内作業等	152 km	13 日	52.9 H	0 円		47,508 km
SUZUKI キャリィ(軽トラック)	札幌 480 う 2452	園内作業等	541 km	30 日	227.2 H	0 円		90,329 km
SUBARU サンバー(軽トラック)	札幌 480 き 1124	園内作業等	461 km	24 日	163.5 H	0 円		30,936 km
DAIHATSU ハイゼット(軽トラック)	札幌 480 き 8597	園内作業等	658 km	22 日	53.1 H	0 円		44,494 km

危機管理対応実績・報告①（事故対応等）

別紙27

【H24】

14件

	事故	車両事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	その他	計
4月		1		1			2
5月	2						2
6月							0
7月			1				1
8月	1	1	2				4
9月							0
10月	1	1					2
11月							0
12月							0
1月	1						1
2月							0
3月		1			1		2
計	5	4	3	1	1	0	14

【H25】

10件

	事故	車両事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	その他	計
4月							0
5月		1	1				2
6月							0
7月	1	2			1		4
8月	1		1				2
9月		1					1
10月							0
11月							0
12月							0
1月							0
2月	1						1
3月							0
計	3	4	2	0	1	0	10

【H26】

6件

	事故	車両事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	その他	計
4月							0
5月		1			1		2
6月	1						1
7月	2				1		3
8月							0
9月							0
10月							0
11月							0
12月							0
1月							0
2月							0
3月							0
計	3	1	0	0	2	0	6

危機管理対応要領-様式①-1(事故対応第1)24事故

◎発生日時	◎事故の分類	◎被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の分類	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
平成24年5月22日	事故	負傷	園内敷路中のお客様(53歳女性)が、めましの為転倒し、右ひそをひねった。	滝野の森ゾーン西エリアのお客様(53歳女性)が、めまいを8こし転倒した。その際、人工園面であった右ひそをひねり、関節が外れたため歩行不可能となった。	お客様	53	女			
平成24年6月27日	事故	負傷	マウンテンバイクコースご利用中のお客様(42歳女性)が、マウンテンバイクコース下り坂を運転中ハンドルを握られ転倒した。転倒した際、右腕関節を捻じ、患部し状状況。また、リュックサックをよって運転していた為、首も痛めた。※自転車は、お客様自身で持ち込んだ。	MTBコース	お客様	42	女			
平成24年6月6日	事故	負傷	森のせせらぎで転倒し、骨折の疑い	森のせせらぎ	お客様	68	女			
平成24年10月3日	事故	負傷	キャンプ場、に宿泊のお客様が、うつ伏せから起き上がった際に上半身にしじれと痛みを感じた	オートリゾート滝野	お客様	47	男			
平成25年1月14日	事故	負傷	歩くスキー大会参加のお客様が滑走中に転倒し、左手をついた際に頭骨を骨折した疑いがある。	歩くスキーコース(1.6km)	お客様	66	女			

危機管理対応要領-様式①-2(事故対応第2)24車庫事故

◎発生日時	◎事故の分類	◎被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の分類	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
平成24年4月30日	車庫事故	その他	お客様が中央口駐車場に駐車し、降車する際、車庫内前方のT字路で歩行者とぶつかった。また、歩行者は倒れた。	中央口駐車場	お客様					
平成24年6月4日	車庫事故	その他	車庫内に駐車していたお客様乗車が、当選後、車庫より案内所及び、警備へ通報した。	東口駐車場	お客様	39	男			
平成24年10月7日	車庫事故	その他	中央口駐車場出口で前方不注意による車庫内衝突事故(お客様)が発生した。	中央口駐車場	お客様					
平成25年5月26日	車庫事故	負傷	茨流口前(園外)のT字路で車庫内事故および救急へり誘導	茨流口前(園外)						

危機管理対応要領-様式①-3(事故対応第3)24事件

◎発生日時	◎事故の分類	◎被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の分類	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
平成24年7月30日	事件	死亡	自殺	東口駐車場に駐車していた車庫内で死亡者を発見。	お客様		男			
平成24年6月6日	事件	負傷	自殺未遂のお客様が、東口ゲートに助けを求めた。	不明	お客様	80	男			
平成24年6月17日	事件	施設等破壊	自動販売機荒らし	パークステーション						

危機管理対応要領-様式①-4(事故対応第4)24緊急

◎発生日時	◎事故の分類	◎被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の分類	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
平成24年4月28日	緊急(急性症状)	負傷	お客様が意識不明になり、心臓停止状態になった。	こどもの谷おレンゲエッグ	お客様		男			
平成25年5月29日	病気(慢性疾患)	発症	お客様が倒壊を起こした。	そりグレンデ	お客様	2	女			

危機管理対応要領-様式①-5(事故対応第5)24その他

◎発生日時	◎事故の分類	◎被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の分類	◎相手方の年齢	◎相手方の性別

危機管理対応実績・報告①-1(事故対応等)H25事故												
◎発生日時	◎事故の 大分類	◎事故の 種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況		◎発生場所	◎負傷者 の分類	◎負傷者 年齢	◎負傷者 性別	◎相手方 の分類	◎相手方 年齢	◎相手方 性別
1 平成25年7月20日	事故	負傷	パークゴルフ場でお子様の後頭部に打球が当たった。	パークゴルフ場の第9Hをプレー中のお客様(6歳男児)の後頭部に、第8Hのお客様の打球がワンバウンドしてぶつかった。		パークゴルフ場	お客様	6	男	お客様		男
2 平成25年8月3日	事故	負傷	右手骨折の疑い	こどもの谷虹の奥ドーム内で走っていた際に転倒し負傷。骨折の疑いあり(出血なし)。		虹の奥ドーム	お客様	14	男			
3 平成26年2月11日	事故	負傷	右肩・右足打撲(と思われる)	1620頃、公園スタッフが車道で園路を運動している際に、中央口駐車場～溪流口間の下り直線の道路に倒れている人を発見。ほぼ同時に巡視員が溪流口から車道で戻ってきたため、意識のあることを確認し道路わきに寄せたところ、「肩と足が痛く立てない。当て運ばれた。救急車・警察を呼んで欲しい。ナンバーも覚えていた。とのことであった。巡視員は緊急と判断し救急車を現地より直接要請(直後に管理センターに無線通報し運動する看護師も現地対応)。当て運ばれたと思われる車両は見当たらなかったが、直後に溪流口方面より戻ってきた。なお、双方とも家族連れで来園していた。		幹線園路	お客様	37	男	お客様		男

危機管理対応実績・報告①-2(車体及び客のH25車面事故)												
◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の分類	◎相手方の年齢	◎相手方の性別	
1 平成25年5月26日	車両事故	その他	車面の追突事故	練馬口料金所手前でお客様運転の車面がUターンしようとして、後続の特急車面に接触した。 お客様自身で警察に通報された。	練馬口料金所付近							
2 平成25年7月14日	車両事故	その他	車面の接触事故	左折時に直進車と接触。 お客様自身で警察に通報された。	東口駐車場				お客様			
3 平成25年7月21日	車両事故	その他	車面の接触事故	バックで駐車しようとした際に駐車中の車面に接触。 お客様自身で警察に通報。	溪流口駐車場							
4 平成25年9月22日	車両事故	その他	車面への傷	溪流口駐車場に止めていた車面に傷がついていた。	溪流口駐車場							

危機管理対応実績・報告①-3(事故対応等)H25事件												
◎発生日時	◎事故の 大分類	◎事故の 種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況		◎発生場所	◎負傷者 の分類	◎負傷者 年齢	◎負傷者 性別	◎相手方 の分類	◎相手方 年齢	◎相手方 性別
1 平成25年5月23日	事件	盗難	溪流口駐車場の自販機荒らし	溪流口駐車場に設置している自販機3台が破壊されて、現金が盗られていた。		溪流口駐車場						
2 平成25年8月6日	事件	施設等破 損	自動販売機荒らし	溪流口駐車場の自動販売機3台(財団販売委託)が破壊される。		溪流口駐車場横						

危機管理対応実績・報告①-4(事故対応等)H25病気												
	◎発生日時	◎事故の 大分類	◎事故の 種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者 の分類	◎負傷者 年齢	◎負傷者 性別	◎相手方 の分類	◎相手方 年齢	◎相手方 性別
1	平成25年7月21日	病気(既往症悪化)	発症	ぜんそくの発作	こどもの谷を利用していたお客様6歳女児が持病のぜんそくの発作を起こした。 虹の奥ドーム救護室に保護者が来られ、看護師が対応し、救急車を要請することとした。	こどもの谷	お客様	6	女			

危機管理対応実績・報告①-5(事故対応等)H25その他												
	◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の分類	◎相手方の年齢	

危機管理対応実績・報告①-1(事故対応等)126事故

	◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の分類	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
1	平成26年6月22日	事故	負傷	歩行者園路の下り坂でスケートボードに乗っていた男性が転倒し、右手首骨折・右足首捻挫、右足指捻挫。	湊流口駐車場からパークブリッジ下に向かう下り坂(歩行者園路)で、スケートボードに乗っていた男性(3才)が転倒し右手首骨折、右足首捻挫、右足指捻挫などを負った。	パークブリッジ付近歩行者園路	お客様	37	男			
2	平成26年7月5日	事故	負傷	花火利用中に火傷	キャンป์場利用者が花火をしている際に、親が目を見守っていたが、目を離した隙に火が衣類に入り火傷をした。目を離けることができない状態だったため父親本人が救急車の要請をした。保護者からの事故や救急車を要請した事の報告はなく、消防局よりキャンป์場に連絡があり事故があり救急車の要請があったことを知る。	オートリゾート・滝野キャンペン	お客様	2	女			
3	平成26年7月12日	事故	負傷	遊具での頭部強打	オートキャンプ場フリーサイトの遊具でお子様と遊んでいたところ、遊具すりに頭部を強打した。その後、洗面所に行って戻ってきたところで気分が悪くなりその場でうずくまっていた。目撃者がいばらく様子を見ていたが客体が回復しないため、キャンป์場センターハウスに連絡された。	オートキャンプ場フリーサイト	お客様	35	女			
4	平成27年1月7日	事故	負傷	転倒による下唇の切り傷	スキーをしていてお客様がファミリーグレンデで転倒した際、下唇を切った。出血が止まらず、カントリバーハウスに訪れ、スタッフが止血やアイシングを実施。その後なかなか出血が止まらなかったため救急車を要請した。	ファミリーグレンデ	お客様	21	女			
5	平成27年6月8日	事故	負傷	頸椎の痛み、鼻血、全身の麻痺	お客様が歩くスキーコースで足をとられ転倒し、動けなくなっている人を見つけ、スタッフに通報。スタッフ及び看護師が現地に急行し対応。首の痛みと四肢が動かない旨を訴えたため、救急車を要請。また、到着した救急隊員の判断よりドクターヘリを要請。職員、園内スタッフが中央口駐車場の一部を閉鎖し、ヘリコプター対面。ドクターヘリで札幌市内の病院(札幌医科大学病院)へ搬送した。	歩くスキーコース(こどもの森の谷森の回廊付近)	お客様	48	男			
6	平成27年3月29日	事故	負傷	歩くスキー滑走中の転倒	歩くスキーのゴール地点(オーバル)で転倒し、左側の足首及び腰からおしり辺りを痛めた。お連れの方が左足首を捻挫し動けなくなるとスタッフに通報。巡視員が現場に急行し、負傷者を介抱し、バスターまで移動。スタッフ及び看護師も急行し対応。左足首及びおしり周りの痛みを訴えたため救急車を要請。もともと左足首が不自由な為、既に補具で固定した状態でスキーをしていたが、転倒の際に足首をかはおとしておしりから転倒した模様。左足首の痛みもあり。	歩くスキーコース(つどいの森)	お客様	59	男			

危機管理対応実績・報告①-2(事故対応等)126車両事故

	◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の分類	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
1	平成27年2月11日	車両事故	物損	車両自損事故	退園途中のお客様の車両が、幹線園路のカーブで滑ってスピンし、園路外灯に接触。幹線園路の下り車線をさくさくように停車した。本人に怪我等はなく物損のみ。	幹線園路中央口駐車場付近	お客様					
2												
3												
4												
5												

危機管理対応実績・報告①-3(事故対応等)126事件

	◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の分類	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
1												
2												
3												

危機管理対応実績・報告①-4(事故対応等)126病気

	◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者の年齢	◎負傷者の性別	◎相手方の分類	◎相手方の年齢	◎相手方の性別
1	平成26年5月27日	病気(既往症悪化)	発症	炊事遠足利用中の中学生が食物アレルギー一症状発症	湊流ノール炊事遠足広場にて炊事遠足利用中の豊瀬中学校の生徒(13歳・男)が、カレーを調理し食べた後アレルギー一症状を発症。(もともと魚、甲殻類へのアレルギーを持っていた。)	炊事遠足広場	お客様	13	男			

2	平成26年7月20日	病氣(既往症 悪化)	発症	こん洞・痙攣(脳溢血の疑いあり)	髯見口(パークステーション)の自動販売機でジュースを購入しようとしていた際に突然こん倒した。 また痙攣も同時に発生した。意識は徐々に戻ったが卒の痺れがある様子であった。竹添署(家族)に よると高血圧で内服薬を常用しているとのことであった。なお、看護師によるこん倒の際に頭を路面 に打った可能性は薄いとのことであった。	パークステーション 売店横	お客様	62	男			
危機管理対応要請・報告①-5(事故対応等)上26その他												
	◎発生日時	◎事故の大 分類	◎事故の種 類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者 の分類	◎負傷者 年齢	◎負傷者 性別	◎相手方 の分類	◎相手方 年齢	◎相手方 性別
1												
2												

危機管理対応実績・報告②（自然災害、火災）

【H24】※H24 年度なし

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要

【H25】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2013/9/23	その他		ヒグマ出没（痕跡発見）	有	9/23 15:30 で閉園 9/24～10/18 閉園
2013/10/28	その他		ヒグマ出没（痕跡発見）	有	10/28 13:30 で閉園 10/29～11/10 閉園

【H26】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2014/9/11	河川洪水		集中豪雨による厚別川 他河川氾濫による園路 損傷、法面崩落、橋梁損 壊等	有	9/11～12 臨時閉園 9/13～ 部分開園

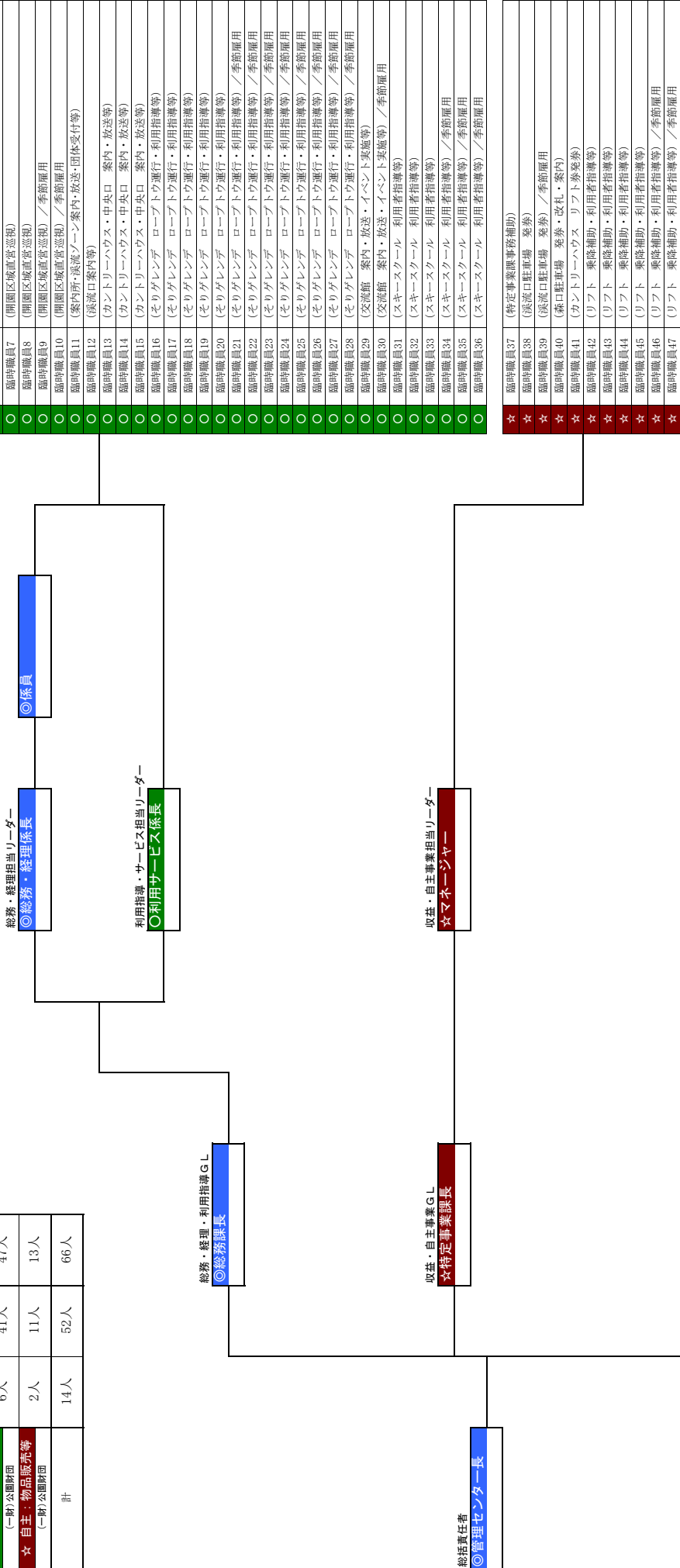
平成24年度 国営滝野すずらん丘陵公園 職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置

区分	配置	閉園期間				夏季開園期間										閉園期間				冬季開園期間										備考
		春季閉園期間		夏季平日		夏季休日		GW期間		夏休み平日		夏休み休日		閑散期平日		閑散期休日		秋季閉園期間		冬季平日		冬季休日		冬休み平日		冬休み休日		合計		
		4/1～4/19		左記除く平日		左記除く休日		4/29・5/3～5/6		7/26～8/19平日		7/26～8/19休日		10/14～11/10平日		10/14～11/10休日		11/11～12/22		左記除く平日		左記除く休日		1/2～1/19平日		1/2～1/19休日				
		人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	
臨時職員等	管理事務所 (園内・事務補助)	5	95	5	445	7	273	7	49	5	145	7	56	5	120	7	63	5	210	5	270	7	182	5	60	7	49	2,017		
	巡視・開園作業	1	19	1	89	1	39	1	7	1	29	1	8	1	24	1	9	1	42	1	54	1	26	1	12	1	7	365		
	開園作業	7	133																									1,767		
	東口ゲート			3	267	4	156	5	35	4	116	4	32	2	48	2	18											427		
	中央ロゲート			1	89	1	39	2	14	1	29	2	16	1	24	1	9				1	54	1	26	1	12	1	7	319	
	カントリーハウス			1	89	1	39	2	14	1	29	2	16	1	24	1	9				1	54	1	26	1	12	1	7	319	
																				1	54	1	26	1	12	1	7	99		
	こどもの谷			3	267	4	156	6	42	4	116	6	48	3	72	3	27				1	54	1	26	1	12	1	7	728	
	案内所			1	89	2	78	2	14	1	29	2	16	1	24	1	9				1	54	1	26	1	12	1	7	358	
	溪流口			1	89	1	39	1	7	1	29	1	8	1	24	1	9				1	54	1	26	1	12	1	7	304	
				1	89	2	78	2	14	2	58	2	16	1	24	2	18				1	54	2	52	2	24	2	14	441	
	鱒見口					1	39	1	7			1	8			1	9											63		
	パークステーション			1	89	2	78	2	14	1	29	2	16	1	24	1	9											259		
	滝野の森口			1	89	1	39	1	7	1	29	1	8	1	24	1	9											205		
				1	89	1	39	1	7	1	29	1	8	1	24	1	9				1	54	1	26	1	12	2	14	311	
	森の情報館			1	89	1	39	1	7	1	29	1	8	1	24	1	9											205		
	森の交流館			1	89	1	39	1	7	1	29	1	8	1	24	1	9				1	54	1	26	1	12	1	7	304	
	そりダレンデ																			8	432	12	312	10	120	14	98	962		
	スキースクール																			4	216	5	130	5	60	6	42	448		
	スキーリフト																			4	216	6	156	4	48	6	42	462		
	キャンプ場																											924		
	計					342																								
看護師																														
東口ゲート																														
中央ロゲート																														
こどもの谷																														
溪流口																														
パークステーション																														
そりダレンデ																														
スキーリスト																														
キャンプ場																														
計																														

平成24年度 SPAC滝野管理センター 組織図 (冬季開園期間)

平成25年2月1日 現在

区 分			総 括 表	
	職 員	臨時職員等	計	
◎ 国：維持管理 (財)札幌市公園緑化協会	6人	0人	6人	
○ 国：維持管理 (一財)公園財団	6人	41人	47人	
☆ 自主：物品販売等 (一財)公園財団	2人	11人	13人	
計	14人	52人	66人	



平成25年度 国営滝野すずらん丘陵公園 職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置
※クマ出没に伴う臨時閉園により、巡視員を除く秋季の配置数は少なくなっている。(予定は26年度と同様)

区 分	配置	閉園期間				夏季開園期間				閉園期間				冬季開園期間								備考											
		春季閉園期間		夏季平日		GW期間		夏休み平日		夏休み平日		GW期間		夏休み平日		夏休み平日		GW期間		夏休み平日			夏休み平日		GW期間		夏休み平日		夏休み平日				
		4/1～4/19		左記除く平日		4/27～4/29 5/3～5/6		左記除く休日		7/26～8/20平日		7/26～8/20平日		7/26～8/20平日		7/26～8/20平日		7/26～8/20平日		7/26～8/20平日			7/26～8/20平日		7/26～8/20平日		7/26～8/20平日		7/26～8/20平日				
		人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計		人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	
臨時職員等	管理事務所 (園内・事務補助)	5	95	5	505	7	308	7	49	5	90	7	56	5	280	7	182	5	255	5	255	7	182	5	255	7	182	5	255	7	182	5	255
	巡視・開閉園作業	5	95	4	404	7	308	7	49	4	72	7	56	8	144	8	72	5	205	4	224	7	182	4	44	7	49	1,904	熊巡回要員増				
	開閉園作業	7	133															7	287									420					
	東口ゲート			3	303	4	176	5	35	3	54	5	40	1	18	1	9											635	熊巡回要員				
	中央ロゲート			1	101	2	88	2	14	2	36	2	16	0	0	0	0			1	56	1	26	1	11	1	7	355	臨時閉園				
	カントリーハウス			1	101	2	88	2	14	1	18	2	16	0	0	0	0			1	56	1	26	1	11	1	7	337	臨時閉園				
																			1	56	1	26	1	11	1	7	100						
	こどもの谷			4	404	7	308	7	49	5	90	6	48	2	36	2	18											953	熊巡回要員				
	案内所			1	101	2	88	2	14	1	18	2	16	1	18	1	9			1	56	1	26	1	11	1	7	364					
	渓流口			1	101	1	44	1	7	1	18	1	8	2	36	2	18			1	56	1	26	1	11	1	7	332	来園者対応				
アルバイト等	森の情報館			1	101	2	88	2	14	2	36	2	16	0	0	0	0			1	56	2	52	2	22	2	14	399	臨時閉園				
	森の交流館					1	44	1	7			8			0	0											59	臨時閉園					
	パークステーション			1	101	2	88	2	14	1	18	2	16	0	0	0	0										237	臨時閉園					
	滝野の森口			1	101	1	44	1	7	1	18	1	8	2	36	2	18			1	56	1	26	1	11	2	14	285	来園者対応				
				1	101	1	44	1	7	1	18	1	8	0	0	0	0										178	臨時閉園					
	森の情報館			1	101	1	44	1	7	1	18	1	8	0	0	0	0										326	臨時閉園					
	森の交流館			1	101	1	44	2	14	1	18	2	16	0	0	0	0			1	56	2	52	1	11	2	14	982					
	そりゲレンデ																		8	448	12	312	10	110	16	112	566						
	スキースクール																		5	280	7	182	5	55	7	49	466						
	スキーリフト			4	404	6	264	6	42	5	90	6	48	2	36	2	18			4	224	6	156	4	44	6	42	902					
キャンプ場																																	
アルバイト等	計		342		3,131		2,112		350		630		392		432		234		738		1,960		1,300		418		385	12,424					
	看護師					1	44	1	7			1	8								1	26	1	11	1	7	103						
	東口ゲート					0	0	1	7	0	0	1	8														15						
	中央ロゲート					0	0	1	7	0	0	0	0							0	0	0	0	0	0	0	7						
	こどもの谷					0	0	2	14	0	0	1	8														22						
	渓流口					0	0	0	0	0	0	1	8							0	0	0	0	0	0	0	8						
	パークステーション					1	44	1	7	1	18	1	8														77						
	そりゲレンデ																			1	26	0	0	1	7	33							
	スキーリスト																			0	0	1	11	2	14	25							
	キャンプ場					1	44	2	14	1	18	2	16														92						
計		0		0		132		56		36		56						0		0		52		22		28	382						

平成25年度 SPAC滝野管理センター 組織図（夏季開園期間）

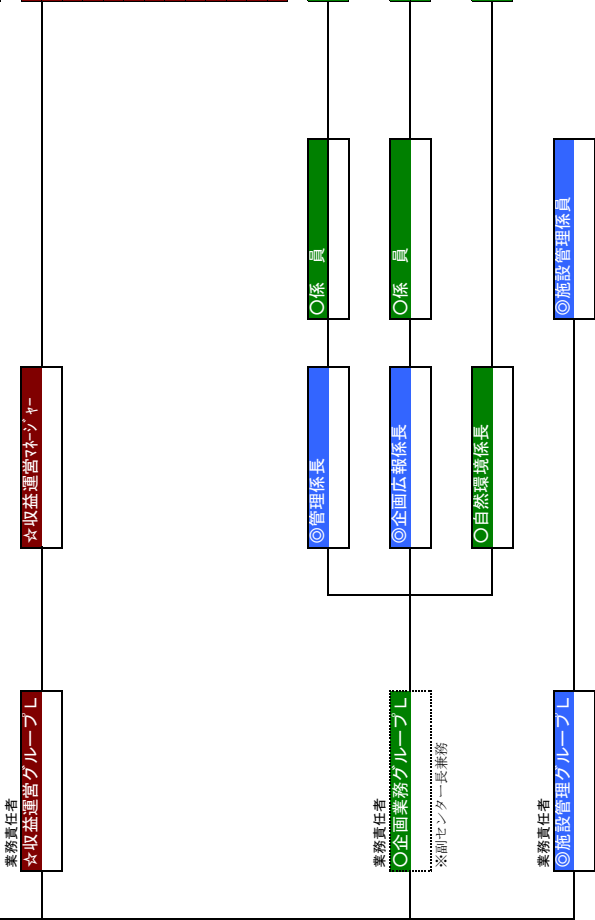
平成25年7月1日 現在

区 分			総 括 表	
職 員			臨時職員等	計
◎ 国：維持管理 (公財)札幌市公園緑化協会			7人	0人
◎ 国：維持管理 (一財)公園財団			6人	38人
☆ 収益運営 (一財)公園財団			2人	13人
計			15人	49人
				64人

臨時職員1	◎	(総務経理事務補助)
臨時職員2	◎	(総務経理事務補助)
臨時職員3	◎	(利用サービス事務補助)
臨時職員4	◎	(直営巡視)
臨時職員5	◎	(直営巡視)
臨時職員6	◎	(直営巡視)
臨時職員7	◎	(直営巡視)
臨時職員8	◎	(直営巡視)
臨時職員9	◎	(直営巡視)
臨時職員10	◎	(直営巡視)
臨時職員11	◎	(減流ゾーン案内・放送・団体受付等)
臨時職員12	◎	(減流ゾーン案内・放送・団体受付等)
臨時職員13	◎	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等)
臨時職員14	◎	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等)
臨時職員15	◎	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等)
臨時職員16	◎	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等)
臨時職員17	◎	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等)
臨時職員18	◎	(こどもの谷利用指導等)
臨時職員19	◎	(こどもの谷利用指導等)
臨時職員20	◎	(こどもの谷利用指導等)
臨時職員21	◎	(こどもの谷利用指導等)
臨時職員22	◎	(こどもの谷利用指導等)
臨時職員23	◎	(森ゾーン案内・利用指導等)
臨時職員24	◎	(森ゾーン案内・利用指導等)
臨時職員25	◎	(森ゾーン案内・利用指導等)
臨時職員26	◎	(森ゾーン案内・利用指導等)
臨時職員27	◎	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等) / 季節雇用
臨時職員28	◎	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等) / 季節雇用
臨時職員29	◎	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等) / 季節雇用
臨時職員30	◎	(減流ゾーン案内・放送・団体受付等) / 季節雇用
臨時職員31	◎	(こどもの谷利用指導等) / 季節雇用
臨時職員32	◎	(こどもの谷利用指導等) / 季節雇用

臨時職員33	☆	(収益運営グループ事務補助)
臨時職員34	☆	(減流ゾーン料金徴収・案内放送・団体受付等)
臨時職員35	☆	(減流ゾーン料金徴収・案内放送・団体受付等)
臨時職員36	☆	(森ゾーン料金徴収・案内・利用指導等)
臨時職員37	☆	(キャンプ場運営)
臨時職員38	☆	(キャンプ場運営)
臨時職員39	☆	(キャンプ場運営)
臨時職員40	☆	(キャンプ場運営)
臨時職員41	☆	(キャンプ場運営)
臨時職員42	☆	(減流ゾーン料金徴収・案内放送・団体受付等) / 季節雇用
臨時職員43	☆	(減流ゾーン料金徴収・案内放送・団体受付等) / 季節雇用
臨時職員44	☆	(減流ゾーン料金徴収・案内放送・団体受付等) / 季節雇用
臨時職員45	☆	(キャンプ場夜勤) 4/20～ / 季節雇用

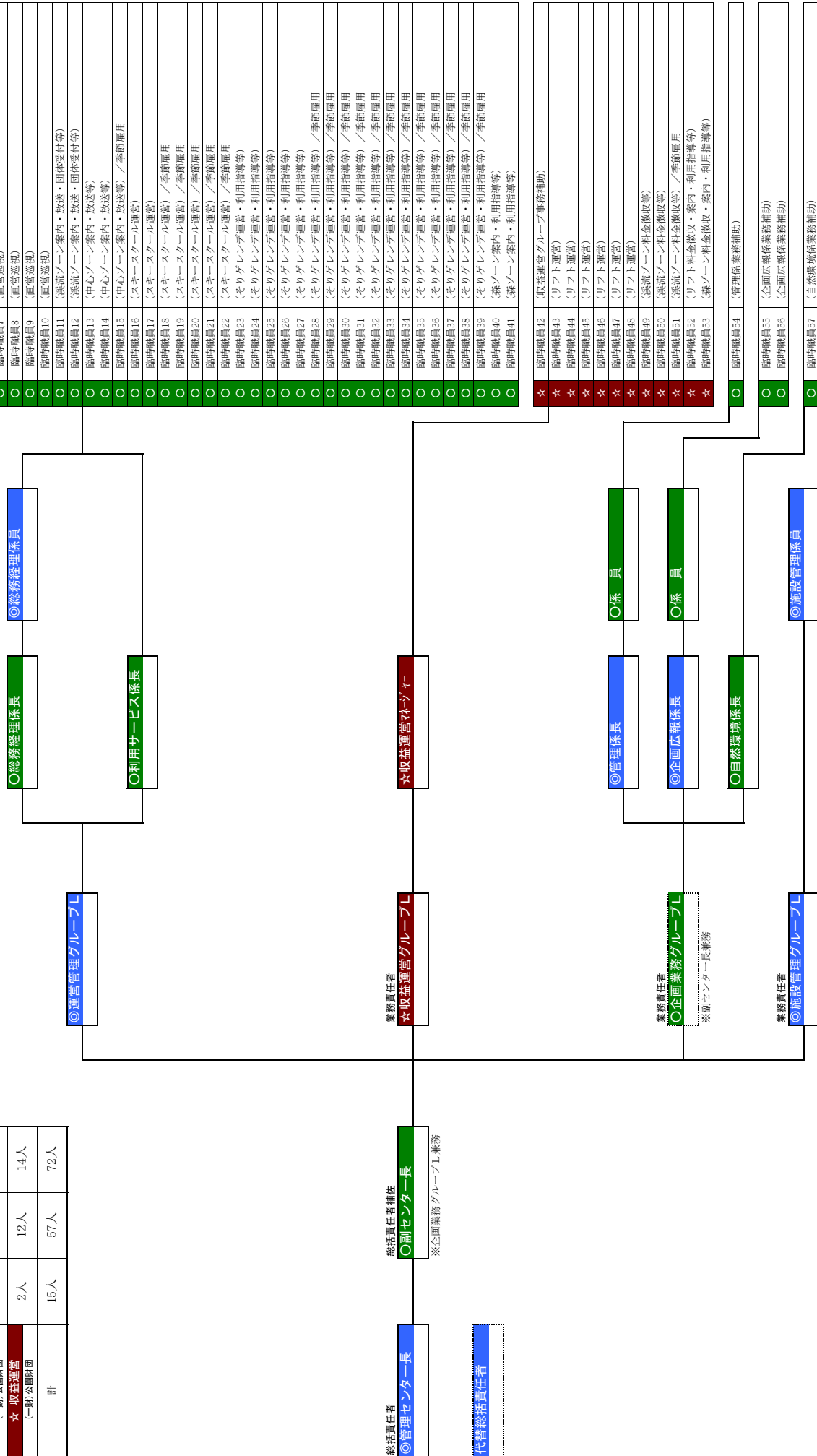
臨時職員46	◎	(管理係業務補助)
臨時職員47	◎	(企画広報係業務補助)
臨時職員48	◎	(企画広報係業務補助)
臨時職員49	◎	(自然環境係業務補助)



平成25年度 SPAC滝野管理センター 組織図（冬季開園期間）

平成26年2月1日 現在

總 括 表		
區 分	職 員	臨時職員等
◎ 国：維持管理 (公財)札幌市公園綠化基金	7人	0人
○ 国：維持管理 (一財)公園財団	6人	45人
☆ 収益運営 (一財)公園財団	2人	12人
計	15人	57人



平成26年度 国営滝野すずらん丘陵公園 職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置

区分	配置	閉園期間		夏季開園期間										閉園期間		冬季開園期間										備考							
		春季閉園期間		夏季平日		夏季休日		GW期間		夏休み平日		夏休み休日		閑散期平日		閑散期休日		秋季閉園期間		冬季平日		冬季休日		冬休み平日			冬休み休日		合計				
		4/1～4/19		左記除く平日		左記除く休日		4/29・5/3～5/6		7/26～8/19平日		7/26～8/19休日		10/14～11/10平日		10/14～11/10休日		11/11～12/22		左記除く平日		左記除く休日		1/2～1/19平日			1/2～1/19休日						
		人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計		人	人数計					
臨時職員等	管理事務所 (園内・事務補助)	5	95	5	510	7	315	7	35	5	85	7	35	5	85	7	56	5	95	7	63	5	210	5	290	7	161	5	55	7	49	2,019	
	巡視・開園作業	1	19	1	102	1	45	1	5	1	17	1	5	1	17	1	8	1	19	1	9	1	42	1	58	1	23	1	11	1	7	365	
	開園作業	5	95	4	408	7	315	7	35	4	68	7	35	4	68	7	56	4	76	7	63	5	210	4	232	7	161	4	44	7	49	1,812	
		7	133																			7	294								427		
	東口ゲート			3	306	5	225	5	25	4	68	5	25	4	68	5	40	2	38	3	27											729	
	中央ゲート			1	102	2	90	2	10	2	34	2	10	2	34	2	16	1	19	2	18			1	58	1	23	1	11	1	7	388	
	カントリーハウス			1	102	2	90	2	10	1	17	2	10	1	17	2	16	1	19	1	9			1	58	1	23	1	11	1	7	362	
																								1	58	1	23	1	11	1	7	99	
	こどもの谷			4	408	7	315	7	35	5	85	7	35	5	85	7	56	3	57	4	36											992	
	案内所			1	102	2	90	2	10	1	17	2	10	1	17	2	16	1	19	2	18			1	58	1	23	1	11	1	7	371	
	溪流口			1	102	1	45	1	5	1	17	1	5	1	17	1	8	1	19	1	9			1	58	1	23	1	11	1	7	304	
				1	102	2	90	2	10	2	34	2	10	2	34	2	16	1	19	2	18			1	58	2	46	2	22	2	14	429	
	鱒見口					1	45	1	5			1	5			1	8			1	9											67	
	パークステーション			1	102	2	90	2	10	1	17	2	10	1	17	2	16	1	19	1	9											263	
	滝野の森口			1	102	1	45	1	5	1	17	1	5	1	17	1	8	1	19	1	9											205	
				1	102	1	45	1	5	1	17	1	5	1	17	1	8	1	19	1	9				1	58	1	23	1	11	2	14	311
	森の情報館			1	102	1	45	1	5	1	17	1	5	1	17	1	8	1	19	1	9												205
	森の交流館			1	102	1	45	1	5	2	10	1	17	2	10	1	16	1	19	1	9			1	58	2	46	1	11	2	14	347	
	そりゲレンデ																							10	580	15	345	12	132	15	105	1,162	
スキースクール																						5	290	7	161	5	55	7	49	555			
スキーリフト																						4	232	6	138	4	44	6	42	456			
キャンプ場			4	408	6	270	6	30	5	85	6	30	5	85	6	48	3	57	3	27											925		
計			342		3,162		2,205		250		612		250		612		400		532		351		756		2,146		1,219		440		378	12,793	
アルバイト等	看護師					1	45	1	5			1	5			1	8								1	23	1	11	1	7	99		
	東口ゲート					1	45	2	10	1	17	1	10	1	17	1	8															80	
	中央口ゲート					0	0	1	5	0	0	1	5	0	0	1	8								0	0	0	0	0	0	0	13	
	こどもの谷					0	0	3	15	1	17	2	16				16															48	
	溪流口					0	0	0	0	0	0	1	8				8								0	0	0	0	0	0	0	8	
	パークステーション					1	45	2	10	1	17	1	10	1	17	1	8															80	
	そりゲレンデ																								2	46	1	11	3	21	78		
	スキーリスト																								1	23	1	11	2	14	48		
	キャンプ場					1	45	2	10	1	17	2	16				16															88	
計			0		0		180		55		68		55		68		72		0		0		0		0		92		33		42	542	

平成26年度 SPAC滝野管理センター 組織図（夏季開園期間）

平成26年7月1日 現在

区 分			総 括 表	
職 員			臨時職員等	計
◎ 国：維持管理 (公財)札幌市公園緑化協会			7人	0人
○ 国：維持管理 (一財)公園財団			6人	36人
☆ 収益運営 (一財)公園財団			2人	13人
計			15人	49人
				64人

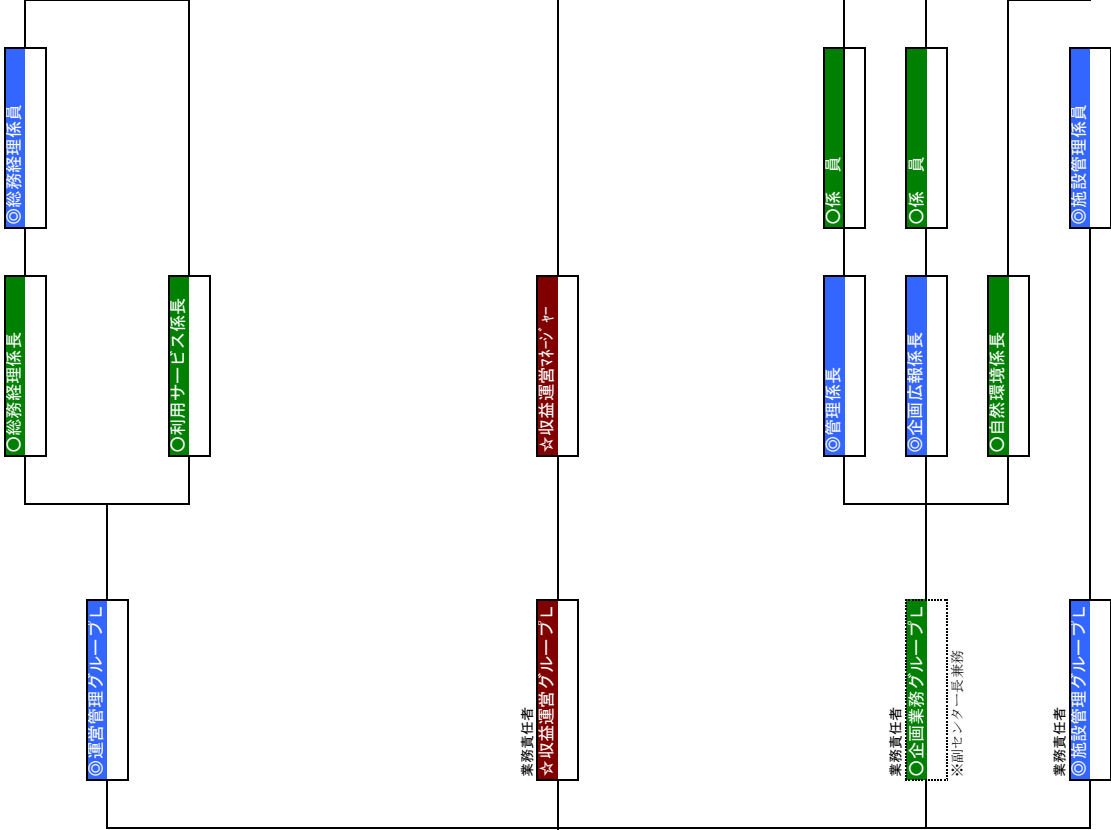
臨時職員1	◎	(総務経理事務補助)
臨時職員2	○	(総務経理事務補助)
臨時職員3	○	(利用サービス事務補助)
臨時職員4	○	(直営巡視)
臨時職員5	○	(直営巡視)
臨時職員6	○	(直営巡視)
臨時職員7	○	(直営巡視)
臨時職員8	○	(直営巡視)
臨時職員9	○	(直営巡視)
臨時職員10	○	(直営巡視)
臨時職員11	○	(減流ゾーン案内・放送・団体受付等)
臨時職員12	○	(減流ゾーン案内・放送・団体受付等)
臨時職員13	○	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等)
臨時職員14	○	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等)
臨時職員15	○	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等)
臨時職員16	○	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等)
臨時職員17	○	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等)
臨時職員18	○	(こどもの谷利用指導等)
臨時職員19	○	(こどもの谷利用指導等)
臨時職員20	○	(こどもの谷利用指導等)
臨時職員21	○	(こどもの谷利用指導等)
臨時職員22	○	(こどもの谷利用指導等)
臨時職員23	○	(こどもの谷利用指導等)
臨時職員24	○	(森ゾーン案内・利用指導等)
臨時職員25	○	(森ゾーン案内・利用指導等)
臨時職員26	○	(森ゾーン案内・利用指導等)
臨時職員27	○	(森ゾーン案内・利用指導等)
臨時職員28	○	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等) / 季節雇用
臨時職員29	○	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等) / 季節雇用
臨時職員30	○	(中心ゾーン料金徴収・案内・放送等) / 季節雇用
臨時職員31	○	(減流ゾーン案内・放送・団体受付等) / 季節雇用
臨時職員32	○	(こどもの谷利用指導等) / 季節雇用

業務責任者	◎ 管理センター長	◎ 副センター長	◎ 収益運営グループ長	☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助
◎ 管理センター長	◎ 副センター長	◎ 収益運営グループ長	☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員33
◎ 副センター長	◎ 収益運営グループ長	☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員34	◎ 臨時職員35
◎ 収益運営グループ長	☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員36	◎ 臨時職員37	◎ 臨時職員38
☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員39	◎ 臨時職員40	◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42
◎ 臨時職員39	◎ 臨時職員40	◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44
◎ 臨時職員40	◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45
◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46
◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47
◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47	◎ 臨時職員48
◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47	◎ 臨時職員48	◎ 臨時職員49
◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47	◎ 臨時職員48	◎ 臨時職員49	◎ 臨時職員50

◎ 管理センター長	◎ 副センター長	◎ 収益運営グループ長	☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員33
◎ 副センター長	◎ 収益運営グループ長	☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員34	◎ 臨時職員35
◎ 収益運営グループ長	☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員36	◎ 臨時職員37	◎ 臨時職員38
☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員39	◎ 臨時職員40	◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42
◎ 臨時職員39	◎ 臨時職員40	◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44
◎ 臨時職員40	◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45
◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46
◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47
◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47	◎ 臨時職員48
◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47	◎ 臨時職員48	◎ 臨時職員49
◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47	◎ 臨時職員48	◎ 臨時職員49	◎ 臨時職員50

◎ 管理センター長	◎ 副センター長	◎ 収益運営グループ長	☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員33
◎ 副センター長	◎ 収益運営グループ長	☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員34	◎ 臨時職員35
◎ 収益運営グループ長	☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員36	◎ 臨時職員37	◎ 臨時職員38
☆ 収益運営マネージャー	☆ 収益運営グループ事務補助	◎ 臨時職員39	◎ 臨時職員40	◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42
◎ 臨時職員39	◎ 臨時職員40	◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44
◎ 臨時職員40	◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45
◎ 臨時職員41	◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46
◎ 臨時職員42	◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47
◎ 臨時職員43	◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47	◎ 臨時職員48
◎ 臨時職員44	◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47	◎ 臨時職員48	◎ 臨時職員49
◎ 臨時職員45	◎ 臨時職員46	◎ 臨時職員47	◎ 臨時職員48	◎ 臨時職員49	◎ 臨時職員50

区 分				総 括 表	
職 員				臨時職員等	計
◎国：維持管理 （公財）札幌市公園緑化協会				7人	7人
○国：維持管理 （一財）公園財団				6人	43人
☆収益運営 （一財）公園財団				2人	12人
計				15人	55人
				55人	70人



臨時職員1	(総務経理事務補助)
臨時職員2	(総務経理事務補助)
臨時職員3	(利用サービス事務補助)
臨時職員4	(直営巡視)
臨時職員5	(直営巡視)
臨時職員6	(直営巡視)
臨時職員7	(直営巡視)
臨時職員8	(直営巡視)
臨時職員9	(直営巡視)
臨時職員10	(直営巡視)
臨時職員11	(溪流ゾーン案内・放送・団体受付等)
臨時職員12	(溪流ゾーン案内・放送・団体受付等)
臨時職員13	(中心ゾーン案内・放送等)
臨時職員14	(中心ゾーン案内・放送等)
臨時職員15	(中心ゾーン案内・放送等)
臨時職員16	(スキースクール運営)
臨時職員17	(スキースクール運営)
臨時職員18	(スキースクール運営)
臨時職員19	(スキースクール運営) / 季節雇用
臨時職員20	(スキースクール運営) / 季節雇用
臨時職員21	(スキースクール運営) / 季節雇用
臨時職員22	(スキースクール運営) / 季節雇用
臨時職員23	(そりぐれんず運営・利用指導等)
臨時職員24	(そりぐれんず運営・利用指導等)
臨時職員25	(そりぐれんず運営・利用指導等)
臨時職員26	(そりぐれんず運営・利用指導等)
臨時職員27	(そりぐれんず運営・利用指導等)
臨時職員28	(そりぐれんず運営・利用指導等) / 季節雇用
臨時職員29	(そりぐれんず運営・利用指導等) / 季節雇用
臨時職員30	(そりぐれんず運営・利用指導等) / 季節雇用
臨時職員31	(そりぐれんず運営・利用指導等) / 季節雇用
臨時職員32	(そりぐれんず運営・利用指導等) / 季節雇用
臨時職員33	(そりぐれんず運営・利用指導等) / 季節雇用
臨時職員34	(そりぐれんず運営・利用指導等) / 季節雇用
臨時職員35	(そりぐれんず運営・利用指導等) / 季節雇用
臨時職員36	(そりぐれんず運営・利用指導等) / 季節雇用
臨時職員37	(そりぐれんず運営・利用指導等) / 季節雇用
臨時職員38	(森ゾーン案内・利用指導等)
臨時職員39	(森ゾーン案内・利用指導等)
臨時職員40	(収益運営グループ事務補助)
臨時職員41	(溪流ゾーン料金徴収・案内等)
臨時職員42	(溪流ゾーン料金徴収・案内等)
臨時職員43	(溪流ゾーン料金徴収・案内等)
臨時職員44	(森ゾーン料金徴収・案内等)
臨時職員45	(リフト料金徴収・案内等)
臨時職員46	(リフト運営)
臨時職員47	(リフト運営)
臨時職員48	(リフト運営) / 季節雇用
臨時職員49	(リフト運営) / 季節雇用
臨時職員50	(リフト運営) / 季節雇用
臨時職員51	(リフト運営) / 季節雇用
臨時職員52	(管理係業務補助)
臨時職員53	(企画広報係業務補助)
臨時職員54	(企画広報係業務補助)
臨時職員55	(自然環境係業務補助)

統括責任者による外部会議への出席

平成24年度

別紙30

管理センター長が関わる会議など

- | | | |
|----------------|---|----------------------|
| 1) 合同連絡会議 | 毎月10日前後 | 国事務所、山の家、管理センター |
| 2) 利用促進会議(必要時) | 毎月10日前後 | 国事務所、山の家、管理センター |
| 3) サービス向上委員会 | 毎月20日前後 | 山の家、シダックス、カイワーク、センター |
| 4) 合同安全パトロール | H24.5.11
H24.6.27
H24.7.26
H24.12.20 | 国事務所、管理センター |
| 5) 消防訓練 | H24.7.31
H24.10.23 | 国事務所、シダックス、センター |
| 6) 青少年山の家運営協議会 | H24.11.26 | 山の家、関係団体等 |

統括責任者による外部会議への出席

平成25年度

管理センター長が関わる会議など

- | | | |
|--------------------|---|----------------------------|
| 1) 合同連絡会議 | 毎月10日前後 | 国事務所、山の家、管理センター |
| 2) 利用促進会議(必要時) | 毎月10日前後 | 国事務所、山の家、管理センター |
| 3) 合同安全パトロール | H25.4.17 | 国事務所、管理センター |
| 4) シーニックバイウエイ代表者会議 | H25.5.28 | シーニックバイウエイ関係団体、行政機関等 |
| 5) 公園管理運営士会総会、役員会 | H25.6.12 | 登録会員、役員 |
| 6) 消防訓練 | H25.7.31 | 国事務所、シダックス、センター |
| 7) ヒグマ出没対策会議 | H25.9.26
H25.10.4
H25.10.17
H25.11.5
H25.11.22
H25.12.11 | 札建本部、国事務所、山の家、管理センター、関係団体等 |
| 8) 青少年山の家運営協議会 | H26.2.24 | 山の家、関係団体等 |

統括責任者による外部会議への出席

平成26年度

管理センター長が関わる会議など

- | | | |
|-------------------|----------------------|----------------------------|
| 1) 合同連絡会議 | 毎月10日前後 | 国事務所、山の家、センター |
| 2) 利用促進会議(必要時) | 毎月10日前後 | 国事務所、山の家、センター |
| 3) 合同安全パトロール | H26.4.11 | 国事務所、管理センター |
| 4) ヒグマ出没対策会議 | H26.4.15
H26.9.30 | 札建本部、国事務所、山の家、管理センター、関係団体等 |
| 5) 公園管理運営士会総会、役員会 | H26.5.29 | 登録会員、役員 |
| 6) 消防訓練 | H26.7.18 | 国事務所、シダックス、センター |
| 7) 青少年山の家運営協議会 | H26.10.8
H27.3.11 | 山の家、関係団体等 |

苦情、要望等対応処理

【H24】

期間	件数
4 月	7
5 月	31
6 月	37
7 月	44
8 月	52
9 月	35
10 月	24
11 月	0
12 月	3
1 月	40
2 月	30
3 月	11
合計	314

4月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般										2						2		
料金										1						1		
駐車場																		
施設													1			1		
遊具施設																		
掲示・広報																		
園路																		
清掃																		
動植物管理																		
行催事																		
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン																		
職員																		
開園時間																		
券売・改札																		
その他	2									1						3		
計	2									4			1			7		

特記事項

5月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	4	4								2	4					6	8	
料金										1	2					1	2	
駐車場																		
施設	1	1		2	2					7	7			1		10	11	
遊具施設																		
掲示・広報				1	1					4	4					5	5	
園路																		
清掃										1	1					1	1	
動植物管理																		
行催事																		
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン																		
職員																		
開園時間																		
券売・改札																		
その他	4	6								3	4		1	1		8	11	
計	9	11		3	3					18	22		1	2		31	38	

特記事項

6月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		4								8	12					8	16	
料金											2						2	
駐車場																		
施設	1	2			2					8	15			1		9	20	
遊具施設																		
掲示・広報					1					2	6					2	7	
園路																		
清掃	1	1									1					1	2	
動植物管理				1	1											1	1	
行催事				1	1											1	1	
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン	1	1		2	2					5	5					8	8	
職員																		
開園時間																		
券売・改札																		
その他	1	7								2	6		4	5		7	18	
計	4	15		4	7					25	47		4	6		37	75	

特記事項

7月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		4								6	18					6	22	
料金										1	3					1	3	
駐車場																		
施設	3	5			2					2	17			1		5	25	
遊具施設																		
掲示・広報					1					2	8		1	1		3	10	
園路																		
清掃		1									1						2	
動植物管理					1					2	2					2	3	
行催事					1					3	3					3	4	
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		1		6	8					1	6					7	15	
職員										1	1					1	1	
開園時間																		
券売・改札																		
その他	8	15								6	12		2	7		16	34	
計	11	26		6	13					24	71		3	9		44	119	

特記事項

8月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	2	6		2	2		10	28								14	36	
料金							1	4								1	4	
駐車場																		
施設	6	11			2		4	21					1	2		11	36	
遊具施設																		
掲示・広報					1		1	9						1		1	11	
園路																		
清掃	1	2		1	1		2	3								4	6	
動植物管理	1	1			1			2								1	4	
行催事	1	1		1	2		3	6								5	9	
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン	2	3			8		1	7								3	18	
職員							2	3								2	3	
開園時間																		
券売・改札																		
その他	5	20		2	2		3	15						7		10	44	
計	18	44		6	19		27	98					1	10		52	171	

特記事項

9月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	7		1	3		9	37								11	47	
料金								4									4	
駐車場																		
施設		11			2		6	27			2		6	42				
遊具施設																		
掲示・広報					1		5	14			1		5	16				
園路																		
清掃		2			1		1	4					1	7				
動植物管理	1	2			1			2					1	5				
行催事		1			2		1	7					1	10				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		3			8		1	8					1	19				
職員				1	1		2	5					3	6				
開園時間																		
券売・改札																		
その他	2	22			2		3	18		1	8		6	50				
計	4	48		2	21		28	126		1	11		35	206				

特記事項

10月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	8		1	4		4	41								6	53	
料金								4									4	
駐車場																		
施設	5	16			2			27				2				5	47	
遊具施設																		
掲示・広報					1			14				1					16	
園路																		
清掃		2			1			4									7	
動植物管理	2	4			1		1	3								3	8	
行催事	1	2			2		6	13								7	17	
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		3			8			8									19	
職員	1	1			1			5								1	7	
開園時間																		
券売・改札																		
その他		22			2		2	20				8				2	52	
計	10	58		1	22		13	139				11				24	230	

特記事項

11月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		8			4			41									53	
料金								4									4	
駐車場																		
施設		16			2			27				2					47	
遊具施設																		
掲示・広報					1			14				1					16	
園路																		
清掃		2			1			4									7	
動植物管理		4			1			3									8	
行催事		2			2			13									17	
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		3			8			8									19	
職員		1			1			5									7	
開園時間																		
券売・改札																		
その他		22			2			20				8					52	
計		58			22			139				11					230	

特記事項

12月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	9			4		1	42								2	55	
料金								4									4	
駐車場																		
施設		16			2			27				2					47	
遊具施設																		
掲示・広報					1			14				1					16	
園路																		
清掃		2			1			4									7	
動植物管理		4			1			3									8	
行催事		2			2			13									17	
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		3			8			8									19	
職員		1			1			5									7	
開園時間																		
券売・改札																		
その他	1	23			2			20				8				1	53	
計	2	60			22		1	140				11				3	233	

特記事項

1月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	10		4	8		15	57								20	75	
料金	1	1						4								1	5	
駐車場																		
施設	2	18		2	4		4	31				2				8	55	
遊具施設																		
掲示・広報					1			14				1					16	
園路																		
清掃		2			1			4									7	
動植物管理		4			1			3									8	
行催事		2		1	3		2	15								3	20	
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		3			8		3	11								3	22	
職員	1	2			1		1	6								2	9	
開園時間																		
券売・改札																		
その他	3	26			2			20				8				3	56	
計	8	68		7	29		25	165				11				40	273	

特記事項

2月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	4	14		2	10		5	62								11	86	
料金		1					3	7								3	8	
駐車場																		
施設	2	20			4		3	34				2				5	60	
遊具施設																		
掲示・広報					1			14				2	3			2	18	
園路																		
清掃		2			1			4									7	
動植物管理		4			1			3									8	
行催事	2	4			3		2	17								4	24	
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		3			8			11									22	
職員	1	3		1	2			6								2	11	
開園時間																		
券売・改札																		
その他	1	27			2			20				2	10			3	59	
計	10	78		3	32		13	178				4	15			30	303	

特記事項

3月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H24			H24			H24			H24			H24			H24		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		14			10			62									86	
料金		1						7									8	
駐車場																		
施設		20			4			2	36					2		2	62	
遊具施設																		
掲示・広報					1			14						3			18	
園路																		
清掃		2			1			4									7	
動植物管理		4			1			3									8	
行催事	1	5			3			17								1	25	
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		3			8			1	12							1	23	
職員	2	5			2			6					1	1		3	14	
開園時間																		
券売・改札																		
その他	3	30			2			20					1	11		4	63	
計	6	84			32			3	181				2	17		11	314	

特記事項

【H25】

期間	件数
4 月	3
5 月	43
6 月	32
7 月	26
8 月	26
9 月	14
10 月	7
11 月	0
12 月	2
1 月	28
2 月	15
3 月	19
合計	215

4月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般																		
料金																		
駐車場																		
施設																		
遊具施設																		
掲示・広報																		
園路																		
清掃																		
動植物管理																		
行催事																		
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン																		
職員																		
開園時間																		
券売・改札																		
その他	3															3		
計	3															3		

特記事項

5月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般				5	5		16	16		3	3		24	24				
料金							3	3					3	3				
駐車場																		
施設							4	4					4	4				
遊具施設																		
掲示・広報																		
園路																		
清掃																		
動植物管理							1	1		1	1		2	2				
行催事	1	1											1	1				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン							2	2					2	2				
職員																		
開園時間																		
券売・改札																		
その他	3	6					3	3		1	1		7	10				
計	4	7		5	5		29	29		5	5		43	46				

特記事項

6月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	1			5			2	18			3				3	27	
料金				2	2			2	5							4	7	
駐車場																		
施設	1	1						5	9							6	10	
遊具施設																		
掲示・広報																		
園路																		
清掃																		
動植物管理								2	3			1				2	4	
行催事		1															1	
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン	1	1							2							1	3	
職員	2	2														2	2	
開園時間																		
券売・改札																		
その他	7	13						1	4			6	7			14	24	
計	12	19		2	7			12	41			6	11			32	78	

特記事項

7月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	2		1	6		3	21		1	4		6	33				
料金					2		1	6					1	8				
駐車場																		
施設	1	2					3	12					4	14				
遊具施設																		
掲示・広報				1	1		1	1					2	2				
園路																		
清掃																		
動植物管理	1	1					1	4			1		2	6				
行催事		1					2	2					2	3				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン	1	2						2					1	4				
職員		2												2				
開園時間																		
券売・改札																		
その他	6	19					1	5		1	8		8	32				
計	10	29		2	9		12	53		2	13		26	104				

特記事項

8月 ご意見集計一覧

項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		2			6		1	22			4		1	34	
料金					2			6						8	
駐車場															
施設	5	7		4	4		6	18		1	1		16	30	
遊具施設															
掲示・広報					1		1	2					1	3	
園路															
清掃	1	1											1	1	
動植物管理	1	2						4			1		1	7	
行催事		1						2						3	
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン		2						2						4	
職員		2												2	
開園時間															
券売・改札															
その他	5	24					1	6			8		6	38	
計	12	41		4	13		9	62		1	14		26	130	

特記事項

9月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		2		1	7		2	24		1	5		4	38				
料金					2			6						8				
駐車場																		
施設		7		2	6		1	19			1		3	33				
遊具施設																		
掲示・広報					1			2						3				
園路																		
清掃		1												1				
動植物管理		2						4			1			7				
行催事		1		5	5			2					5	8				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		2						2						4				
職員		2												2				
開園時間																		
券売・改札																		
その他	2	26						6			8		2	40				
計	2	43		8	21		3	65		1	15		14	144				

特記事項

10月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		2			7			24			5			38				
料金					2			6		2	2		2	10				
駐車場																		
施設		7			6			19			1			33				
遊具施設																		
掲示・広報					1			2						3				
園路																		
清掃		1												1				
動植物管理		2						4			1			7				
行催事		1			5			2						8				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		2						4	6					4	8			
職員		2												2				
開園時間																		
券売・改札																		
その他		26						1	7			8		1	41			
計		43			21			5	70		2	17		7	151			

特記事項

11月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		2			7			24			5			38				
料金					2			6			2			10				
駐車場																		
施設		7			6			19			1			33				
遊具施設																		
掲示・広報					1			2						3				
園路																		
清掃		1												1				
動植物管理		2						4			1			7				
行催事		1			5			2						8				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		2						6						8				
職員		2												2				
開園時間																		
券売・改札																		
その他		26						7			8			41				
計		43			21			70			17			151				

特記事項

12月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		2			7			24			5			38				
料金					2			6			2			10				
駐車場																		
施設		7			6		1	20			1		1	34				
遊具施設																		
掲示・広報					1			2						3				
園路																		
清掃		1												1				
動植物管理		2						4			1			7				
行催事		1			5		1	3					1	9				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		2						6						8				
職員		2												2				
開園時間																		
券売・改札																		
その他		26						7			8			41				
計		43			21		2	72			17		2	153				

特記事項

1月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	5	7		3	10		6	30			5		14	52				
料金					2		2	8			2		2	12				
駐車場																		
施設		7			6		2	22			1		2	36				
遊具施設																		
掲示・広報				1	2		1	3					2	5				
園路																		
清掃		1												1				
動植物管理		2						4			1			7				
行催事	2	3			5			3					2	11				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		2		1	1		3	9					4	12				
職員	1	3		1	1								2	4				
開園時間																		
券売・改札																		
その他		26						7			8			41				
計	8	51		6	27		14	86			17		28	181				

特記事項

2月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7		1	11		5	35		2	7		8	60				
料金					2			8			2			12				
駐車場																		
施設		7			6		2	24			1		2	38				
遊具施設																		
掲示・広報					2			3						5				
園路																		
清掃		1												1				
動植物管理		2						4			1			7				
行催事	1	4			5		1	4		1	1		3	14				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		2		1	2			9					1	13				
職員	1	4			1								1	5				
開園時間																		
券売・改札																		
その他		26						7			8			41				
計	2	53		2	29		8	94		3	20		15	196				

特記事項

3月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H25			H25			H25			H25			H25			H25		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	2	9		2	13		8	43		3	10		15	75				
料金					2			8		2	4		2	14				
駐車場																		
施設		7			6			24			1			38				
遊具施設																		
掲示・広報					2		1	4					1	6				
園路																		
清掃		1												1				
動植物管理		2						4			1			7				
行催事		4			5		1	5			1		1	15				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		2			2			9						13				
職員		4			1									5				
開園時間																		
券売・改札																		
その他		26						7			8			41				
計	2	55		2	31		10	104		5	25		19	215				

特記事項

【H26】

期間	件数
4 月	14
5 月	34
6 月	31
7 月	15
8 月	41
9 月	23
10 月	23
11 月	8
12 月	9
1 月	21
2 月	31
3 月	24
合計	274

4月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	4									1			1			6		
料金										1			1			2		
駐車場																		
施設										3						3		
遊具施設																		
掲示・広報										1						1		
園路																		
清掃																		
動植物管理	1															1		
行催事																		
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン																		
職員				1												1		
開園時間																		
券売・改札																		
その他																		
計	5			1						6			2			14		

特記事項

5月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	5		2	2		9	10			1		12	18				
料金								1			1			2				
駐車場																		
施設	3	3					6	9					9	12				
遊具施設																		
掲示・広報				1	1		2	3		1	1		4	5				
園路																		
清掃																		
動植物管理	1	2					2	2		1	1		4	5				
行催事																		
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン	2	2					2	2					4	4				
職員					1									1				
開園時間																		
券売・改札																		
その他				1	1								1	1				
計	7	12		4	5		21	27		2	4		34	48				

特記事項

6月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	9	14		7	9		3	13			1		19	37				
料金							1	2			1		1	3				
駐車場																		
施設		3		1	1		3	12					4	16				
遊具施設																		
掲示・広報					1			3			1			5				
園路																		
清掃																		
動植物管理		2		1	1		2	4			1		3	8				
行催事																		
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		2						2						4				
職員	1	1			1								1	2				
開園時間																		
券売・改札																		
その他					1		3	3					3	4				
計	10	22		9	14		12	39			4		31	79				

特記事項

7月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	5	19		1	10		4	17		1	2		11	48				
料金								2			1			3				
駐車場																		
施設		3			1		3	15					3	19				
遊具施設																		
掲示・広報					1			3			1			5				
園路																		
清掃																		
動植物管理		2			1			4			1			8				
行催事	1	1											1	1				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		2						2						4				
職員		1			1									2				
開園時間																		
券売・改札																		
その他					1			3						4				
計	6	28		1	15		7	46		1	5		15	94				

特記事項

8月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	14	33		4	14		10	27		2	4		30	78				
料金								2			1			3				
駐車場																		
施設	1	4		1	2		5	20					7	26				
遊具施設																		
掲示・広報					1			3			1			5				
園路																		
清掃																		
動植物管理		2			1			4			1			8				
行催事		1												1				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン	1	3		1	1		1	3					3	7				
職員		1			1									2				
開園時間																		
券売・改札																		
その他					1		1	4					1	5				
計	16	44		6	21		17	63		2	7		41	135				

特記事項

9月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	5	38			14		3	30			4		8	86				
料金				1	1			2			1		1	4				
駐車場																		
施設		4		1	3		1	21					2	28				
遊具施設																		
掲示・広報				1	2			3			1		1	6				
園路																		
清掃	1	1		1	1								2	2				
動植物管理		2			1			4		1	2		1	9				
行催事		1		1	1		3	3					4	5				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン	1	4		2	3		1	4					4	11				
職員		1			1									2				
開園時間																		
券売・改札																		
その他					1			4						5				
計	7	51		7	28		8	71		1	8		23	158				

特記事項

10月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	2	40		1	15		8	38			4		11	97				
料金					1		1	3			1		1	5				
駐車場																		
施設	1	5		2	5		4	25					7	35				
遊具施設																		
掲示・広報					2		2	5			1		2	8				
園路																		
清掃		1			1									2				
動植物管理		2			1		1	5			2		1	10				
行催事		1			1		1	4					1	6				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		4			3			4						11				
職員		1			1									2				
開園時間																		
券売・改札																		
その他					1			4						5				
計	3	54		3	31		17	88			8		23	181				

特記事項

11月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		40			15			38			4			97				
料金					1			2	5			1		2	7			
駐車場																		
施設		5			5			2	27					2	37			
遊具施設																		
掲示・広報					2			5			1			8				
園路																		
清掃		1			1									2				
動植物管理		2			1			5			2			10				
行催事		1			1			2	6					2	8			
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		4			3			4						11				
職員		1			1									2				
開園時間																		
券売・改札																		
その他					1			4			2	2		2	7			
計		54			31			6	94			2	10		8	189		

特記事項

12月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	41		2	17			38			4		3	100				
料金				1	2			5			1		1	8				
駐車場																		
施設		5		1	6		1	28					2	39				
遊具施設																		
掲示・広報				1	3			5			1		1	9				
園路																		
清掃		1			1									2				
動植物管理		2			1			5			2			10				
行催事	1	2			1			6					1	9				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		4			3			4						11				
職員	1	2			1								1	3				
開園時間																		
券売・改札																		
その他					1			4			2			7				
計	3	57		5	36		1	95			10		9	198				

特記事項

1月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	3	44		2	19		8	46			4		13	113				
料金					2			5			1			8				
駐車場																		
施設	1	6			6		1	29					2	41				
遊具施設																		
掲示・広報					3		1	6			1		1	10				
園路																		
清掃		1			1									2				
動植物管理		2			1			5			2			10				
行催事		2			1			6						9				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン	2	6			3			4					2	13				
職員		2			1									3				
開園時間																		
券売・改札																		
その他					1			4		3	5		3	10				
計	6	63		2	38		10	105		3	13		21	219				

特記事項

2月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	2	46		5	24		9	55		2	6		18	131				
料金					2		1	6		1	2		2	10				
駐車場																		
施設		6			6		3	32					3	44				
遊具施設																		
掲示・広報					3		2	8			1		2	12				
園路																		
清掃		1			1									2				
動植物管理		2			1			5			2			10				
行催事	1	3			1		1	7		1	1		3	12				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		6			3			4						13				
職員	1	3			1								1	4				
開園時間																		
券売・改札																		
その他	1	1			1		1	5			5		2	12				
計	5	68		5	43		17	122		4	17		31	250				

特記事項

3月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H26			H26			H26			H26			H26			H26		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	5	51		2	26		9	64			6		16	147				
料金					2			6			2			10				
駐車場																		
施設		6			6		6	38					6	50				
遊具施設																		
掲示・広報					3			8			1			12				
園路																		
清掃	1	2			1								1	3				
動植物管理		2			1			5			2			10				
行催事		3			1			7			1			12				
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン		6		1	4			4					1	14				
職員		3			1									4				
開園時間																		
券売・改札																		
その他		1			1			5			5			12				
計	6	74		3	46		15	137			17		24	274				

特記事項

紙媒体発行実績（種類、部数）

月	平成 24 年度発行部数		平成 25 年度発行部数	
	ポスター	情報紙等	ポスター	情報紙等
4 月	-	すずらんメール春号 約 230,000 部 利用ガイド(簡体字・韓国語) 8,000 部	-	すずらんメール春号 約 230,000 部 滝野の森夏季パンフレット 10,000 部 夏季利用ガイド(日本語) 50,000 部 溪流ゾーンマップ 40,000 部 フラワーガイド 30,000 部 滝野公園パークガイド 50,000 部
5 月	-	新聞折込チラシ 約 550,000 部 滝野の森アクセスマップ 6,000 部	-	新聞折込チラシ 約 550,000 部 滝野の森ガイドマップ 5,000 部
6 月	-	カントリーガーデン花暦 2,000 部 滝野の森ガイドマップ 5,000 部	-	-
7 月	-	すずらんメール夏号 約 230,000 部	-	すずらんメール夏号 約 230,000 部 新聞折込チラシ 約 550,000 部 利用ガイド(英語・繁体字) 4,000 部
8 月	-	新聞折込チラシ 約 140,000 部	-	-
9 月	-	すずらんメール秋号 約 230,000 部 新聞折込チラシ 約 640,000 部 利用ガイド(日本語) 100,000 部 利用ガイド(英語・繁体字) 4,000 部 コスモスフェスタハンドビラ 10,000 部 紅葉まつりハンドビラ 10,000 部	-	すずらんメール秋号 約 230,000 部 新聞折込チラシ 約 550,000 部
10 月	-	利用ガイド(日本語) 15,000 部	-	滝野の森夏季パンフレット 10,000 部 滝野の森冬季パンフレット 5,000 部
11 月	-	-	-	-
12 月	-	すずらんメール冬号 約 230,000 部 冬季利用ガイド 35,000 部	-	すずらんメール冬号 約 230,000 部 冬季利用ガイド 50,000 部 冬季利用ガイド(英語) 3,000 部

月	平成 24 年度発行部数		平成 25 年度発行部数	
	ポスター	情報紙等	ポスター	情報紙等
2 月	-	新聞折込チラシ 約 466,000 部 滝野の森冬季パンフレット 5,000 部	-	新聞折込チラシ 約 423,000 部
3 月	-	-	-	-
計	-	2,916,000 部	-	3,259,000 部

月	平成 26 年度発行部数	
	ポスター	情報紙等
4 月	-	すずらんメール春号 約 220,000 部
5 月	-	新聞折込チラシ 約 526,000 部
6 月	-	-
7 月	-	すずらんメール夏号 約 218,000 部
8 月	-	-
9 月	-	すずらんメール秋号 約 218,000 部 新聞折込チラシ 約 576,000 部
10 月	-	-
11 月	-	冬季利用ガイド 30,000 部
12 月	-	すずらんメール冬休み号 約 218,000 部 冬季利用ガイド(外国語版) 12,000 部(4 種×3,000 部)
1 月	-	すずらんメール冬号 約 218,000 部
2 月	-	スノーフェスティバル「たきの冬花火」チラシ 約 12,000 部
3 月	-	「森フェス Winter」チラシ 約 10,000 部
計	-	2,258,000 部

記者投込み実績

別紙33

【H24】

月	件数	情報 提供日	相手先	提供内容
4月	2	4月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「いよいよ4/20(金)よりグリーンシーズン OPEN!」
		4月26日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「GWは“わんぱくフェスタ”で春風を感じ よう!」
5月	7	5月1日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「初開催! パンジー・ビオラ Collection2012」
		5月9日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野のサクラ、開花宣言!」
		5月11日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「第2回 北海道キャンピングフェア」
		5月14日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「シラネアオイ開花しました!」
		5月16日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「チューリップ・すずらんフェスタ 間も なく開催」
		5月23日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「チューリップの楽園、開放中!」
		5月29日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「すずらん 咲き始めました」
6月	1	6月11日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「チューリップの球根掘り取り体験 6月 16日・17日」
7月	4	7月5日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ラベンダーフェスタ 間もなく開幕」
		7月6日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野の森サマーフェスティバル2012 開 催!」
		7月9日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「コンテナガーデンコンテスト2012 7月 12日(木)は製作一般公開」
		7月23日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「涼もう! 遊ぼう! 滝野へGO! 納涼ス ポット&夏休みイベント情報」
8月	4	8月1日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「百花“涼”乱 レンゲショウマ 咲き始め ました」
		8月9日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「夏休み残り1週間…宿題はお済みです か?」
		8月22日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「【予告】コスモスフェスタ開催 9/8(土)~10/8(月祝)」
		8月27日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野なら手ぶらでOK! ノルディック ウォーキング始めませんか!」
9月	2	9月6日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「コスモスフェスタ 始まります! 9/8(土)~10/8(月・祝)」
		9月20日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「カントリーガーデンを埋め尽くす…コス モス見ごろ!」
10月	2	10月2日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「太陽からの贈り物 アシリベツの滝に虹 がかかりました」
		10月9日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「新品種『皇帝ダリア』開花中 道内では 唯一滝野公園だけ!」
11月	0			

月	件数	情報 提供日	相手先	提供内容
12月	2	12月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野スノーワールド 12/23オープン！」
		12月26日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「新年を笑顔で！滝野に巨大門松がお目見え」
1月	2	1月16日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「早朝の氷瀑を見に行きませんか？」
		1月25日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「パンジー・ビオラCollection2013」
2月	2	2月1日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野スノーフェスティバル」について
		2月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「冬に昆虫観察？！3月からはツアー参加者に限り『滝野の森ゾーン西エリア』を特別開放します」
3月	3	3月5日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「森フェス2013winter」について
		3月13日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ダブルチューブ新登場&早春のフラワーギャラリー」について
		3月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「早春のフラワーギャラリー」について

【H25】

月	件数	情報 提供日	相手先	提供内容
4月	3	4月11日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「開園30周年ロゴについて」
		4月11日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「第3回北海道キャンピングフェアについて」
		4月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「グリーンシーズンオープンについて」
5月	6	5月2日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「パンジー・ビオラCollection2013」
		5月9日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「サクラに先駆けエゾエンゴサク見ごろ」
		5月16日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「フラワーガイドボランティア5期生募集中」
		5月22日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「シラネアオイ開花しました！」
		5月22日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「第3回北海道キャンピングフェア」（直前情報として）
		5月30日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「チューリップ、ぞくぞく開花中！」
6月	7	6月4日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「『くらしの花園』リニューアル植栽スタート」
		6月7日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「イメージコンペ 作品募集中」
		6月10日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「スズラン見ごろに 今週末はチューリップ球根掘り取り体験も」
		6月14日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「第1回たきの女子キャンプ開催」
		6月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「“ 滝野ブルー” スタート イングリッシュブルーベルが見ごろです」
		6月20日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「森フェス2013 summer 7/15開催！」
		6月25日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「“ ヒマラヤの青いケシ” メコノプシス見ごろ」
7月	3	7月3日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ラベンダー色づき始めました」
		7月12日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「開園30周年 滝野ガーデンフェア」
		7月22日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野たんじょう祭 きのたんファミリーショー初開催」
8月	5	8月5日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「白いアジサイ『アナベル』見ごろです」
		8月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ガーデンではたらくるま展 8月10日・11日開催」
		8月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「レンゲショウマ 見ごろは今週末から」
		8月23日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「『フラワーヘアーショー』開催&モデル募集のお知らせ」
		8月29日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「ダリアが優雅に咲いています」

月	件数	情報 提供日	相手先	提供内容
9月	3	9月6日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「コスモスフェスタが始まります」
		9月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「コスモス・コキア・ダリア見ごろです」
		9月23日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「国営滝野すずらん丘陵公園の熊出没による臨時閉園について」
10月	2	10月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「国営滝野すずらん丘陵公園は10月19日(土)に開園を再開いたします」
		10月24日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「紅葉まつりフィナーレへ 最終日10/27(日)は焼きいも大会 初開催」
11月	0	-	-	-
12月	2	12月20日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野スノーワールド 12月22日オープン！」
		12月25日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野に巨大門松がお目見え」
1月	2	1月2日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「200mチューブそり 解禁！」
		1月15日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「早朝の氷瀑を見に行きませんか？」
2月	3	2月4日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「楽しさ無限大！ファミリーで行くたきののスノフェス」
		2月25日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野 春の花物語（2014年4月～6月の花イベント）」
		2月27日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「滝野の森ゾーン西エリア 特別にご案内」
3月	1	3月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「森フェス～2014winter～3/21開催！」

【H26】

月	件数	情報 提供日	相手先	提供内容
4月	1	4月23日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	プレスリリース「バンジー・ピオラCollection2014開催について」
5月	5	5月2日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	クリスマスローズ展開催について
		5月13日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	昼間の星空観察会開催について
		5月14日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	シラネアオイが見頃を迎えます
		5月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	北海道キャンピングフェア開催について
		5月26日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	チューリップが見ごろを迎えます。
6月	6	6月3日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「すずらんが見ごろを迎えました」について
		6月5日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「ハーブの植栽が始まりました」について
		6月11日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「チューリップ掘り取り体験」について
		6月12日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「ランニング&BBQ教室」について
		6月13日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「メコノブシス見ごろ」について
		6月23日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「自然の中でヨガ教室」について
7月	8	7月1日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「ラベンダーが見ごろを迎えます」について
		7月3日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「大人のためのラベンダー石けん作り」開催について
		7月10日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	「滝野の花涼み」開催について
		7月15日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「フラワーアートパーク滝野2014」開催について
		7月16日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	「森フェス～2014 Summer～」開催について
		7月18日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「ドキドキ ナイトハイク」開催について
		7月24日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	「滝野のなつやすみ」開催について
		7月30日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	アジサイ「アナベル」見ごろについて
8月	5	8月4日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	滝や川などで涼もう「滝野公園のクールスポット」
		8月5日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「LIGHT UP NIPPON HOKKAIDO」開催について
		8月13日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「森の妖精 レンゲショウマが見ごろを迎えます」
		8月25日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	初開催「ダリアSelection」開催について
		8月28日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	「スマイルラン&ビューティーランチ」参加者募集中！ について
9月	3	9月8日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	ダリアが見ごろを迎えています。
		9月12日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	コスモスが見ごろを迎えています。
		9月19日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	札幌国際芸術祭2014連携事業「フラワー&ミュージック」開催について
10月	2	10月3日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	「紅葉まつり」開催について
		10月14日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	紅葉が見ごろを迎えています。
12月	2	12月2日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	滝野の森クラブボランティア募集中について
		12月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	滝野スノーワールドオープンについて
1月	2	1月9日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	アシリベツの滝 早朝の“氷瀑”を見に行こうについて
		1月20日	札幌主要マスコミ マスコミ関係者	スノーシュー貸出無料！！「スノーシューで冬の公園を歩こう」について
2月	2	2月2日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	冬最大のイベント！！「滝野スノーフェスティバル」について
		2月27日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	滝野公園 春の花フェスタについて
3月	1	3月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ	「森フェスwinter2015」について

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

別紙34

■各施設所有数

	ベビーカー	車イス	電動車椅子	リヤカー	パークゴルフ	双眼鏡	ノルディックウォーキング用ポール	万歩計	虫メガネ	顕微鏡	バーベキューコンロ	スノーシューポール	双眼鏡	防寒着
管理センター			1											
案内所	3	2	3			37	20	20				15	23	
東ロゲート	20	5	5											
中央ロゲート	14	3	5											
東ロレストハウス		2												
中央口駐車場		2												
湊流口駐車場		2		21										
鱒見口駐車場	2	2	2											
カントリーハウス		2			100	8	32	9				15	7	91
こどもの谷		4												
森の交流館	2	1	1			20	40	10	7	8		47	20	
森の情報館	1	2				18	31	34	8	9				
南駐車場				5							6			

2014.9.27現在

滝野すずらん丘陵公園
巡視計画書

滝野管理センター

国営滝野すずらん丘陵公園巡視計画書

1. 巡視の目的

巡視は、利用者の安全利用の確保・利用者サービス及び公園施設の点検確認を行うために定期的実施するものであり、あわせて災害事故等不慮の事態に備え緊急の処置を取ることを目的に行うものである。

2. 巡視体制

園内の効率的、迅速かつ適正な巡視を行うため、開園期間においてA巡視、B巡視、C巡視及びD巡視を配置する。

A巡視、B巡視、D巡視は毎日、別紙国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書の巡視ルート（別紙1及び2）に従って施設の開錠及び点検、利用者指導等を行うものとする。また、C巡視は、夏季の繁忙日においては利用者（車両等を含む）の案内・誘導・整理・利用指導等を行い、冬季においては毎日軽微な除雪作業等も行うものとする。

3. 巡視ルート・頻度

A巡視、B巡視及びD巡視のルートは、別紙国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書に従って巡視するものとする。頻度は、A巡視及びB巡視が2回/日、D巡視が夏季は2回/日、冬季は平日1回/日・土日祝日2回/日とする。

4. 巡視要領

巡視員は以下の要領にて業務を行うものとする。

- 1) 巡視員は、夏季は車両及び徒歩により、冬季は車両・スノーモービル及びスノーシューにより巡視を行うものとし、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に対応するものとする。
- 2) 巡視員は、利用者に対して不快感等を与えないよう、常に親切丁寧に接するものとする。
- 3) 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するものとする。
- 4) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条に定める違反行為を発見した場合には適切な指導をするものとする。
- 5) 巡視員は、次の事項の確認および点検を定期的に行い、必要に応じて随時巡視を

行うものとする。

- (1) 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の開錠または施錠
- (2) 園内における利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導
- (3) 入園者の危険箇所への立ち入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導
- (4) 負傷者、病人等の発見又は通報を受けた場合の緊急連絡体制に基づく適切かつ迅速な処置と報告
- (5) 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告
- (6) 園内不審物の有無の確認
- (7) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預り書の作成
- (8) 施設及び清掃状況等の点検と報告
 - ①樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
 - ②園路、広場の路面、路側、法面、排水枡、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無
 - ③門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無
 - ④電気、放送、給排水設備等の異常の有無
 - ⑤清掃の状況
 - ⑥災害・事故等不測の事態発生の有無
- (9) 夏季における溪流ゾーン法面の落石またはその予兆の確認と報告
- (10) 冬季における雪崩またはその予兆、歩くスキーコース及び各施設等の路面・降雪状況の確認と報告
- (11) 冬季における軽微な除雪作業及び滑り止め対策としての砂まき作業

5. 報告

- 1) 巡視員は巡視の結果を毎日巡視日誌に記録し、必要に応じて管理センターを経由し業務担当職員に報告するものとする。
 - 使用書式 夏季：様式1～様式4
 - 冬季：様式5～様式8
- 2) 重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、管理センターを経由して遅滞なく業務担当職員に報告し指示を受けるものとする。

建物・工作物に係る修繕履歴

修繕履歴(平成24年度)

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
建物維持修繕	管理棟修繕	H24.5.18	ビジターセンター	扉	扉の開閉の際の不具合調整	129,000
		H24.5.18	中央口A棟	窓	事務室の窓の金具が老朽化により破損し、交換	25,500
		H24.5.18	東口レストハウス	扉	扉の錠に不具合調整	15,500
		H24.5.31	カントリーハウス	屋根	冬期間の積雪、水により破損	37,200
		H24.6.8	パークステーション	屋根	シーリング劣化により新規打ち直し	107,000
		H24.6.15	カントリーハウス	扉	ドアクローザー不良により交換	31,000
		H24.6.19	東口研修棟	自動扉	自動ドア鋼製に交換	255,000
		H24.6.20	カントリーハウス	扉	ガラス破損により交換	20,000
		H24.6.21	森の教室	扉	木製扉に歪みが発生し開閉に不具合のため補修	45,000
		H24.6.25	ロッジゆきざさ	窓	窓の開閉の不具合があるため調整	23,000
		H24.7.10	ボランティア棟	戸あたり	戸あたりが損傷したため補修	32,000
		H24.7.10	森口駐車場トイレ棟	扉	外扉に不具合があるため調整補修	30,000
		H24.7.20	ビジターセンター	塔最上部	展望窓の錠が破損しているため交換補修	40,500
		H24.9.20	ツリーハウス	扉	外扉に不具合があるため調整補修	40,000
		H24.9.28	バックヤード北棟	天窓他	窓の自動開閉の不具合があるため調整	56,000
		H25.2.15	カントリーハウス	扉	ドアクローザー不良により交換	31,000
	車庫・倉庫修繕					
		H24.7.13	車庫棟	ポーチ階段	タイル老朽化により破損	30,000
	便所修繕					
		H24.4.19	東口駐車場レストハウス	女子トイレ扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	22,000
		H24.5.2	さまよいの洞窟	男子トイレ大便器	ピストンバルブ不良により交換	15,500
		H24.5.2	鯉見の谷	多目的トイレ洗面台	自動水栓不良により交換	16,000
		H24.6.20	溪流口駐車場その他	男子・女子トイレ	トイレ流水バルブ交換部品購入	21,561
		H24.6.30	風のはらつば	多目的トイレ	給水配管等が凍結により破損したため交換修繕	340,000
		H24.7.20	中央A棟	女子トイレ扉	用具庫の扉に不具合があるため調整	20,500
		H24.9.20	さまよいの洞窟	トイレピット内	給水配管が凍結により破損したため交換修繕	10,000
	その他維持修繕					
		H24.4.20	ビジターセンター	展望台	ダクト用換気扇が老朽化により交換	139,200
		H24.4.20	さまよいの洞窟	機械室	ダクト用換気扇が老朽化により交換	63,900
		H24.7.10	カントリーハウス	外気取入れ口	ダクトの点検清掃のため一部改修	175,000
建物設備維持修繕	消防設備維持修繕					
	その他維持修繕					
		H24.11.25	バックヤード北棟	温風暖房器	温風暖房器故障修理	90,000
工作物維持修繕	園路広場修繕					
		H24.4.19	森のすみか	枕木階段	枕木階段の木材が腐朽していることから部材交換	640,000
		H24.4.30	ミズバショウ園	木道	木道の木材が腐朽していることから部材交換	711,000
		H24.5.18	幹線園路沿い	転落防止柵	来園者車両の接触により破損のため補修(車両は不明)	117,000
		H24.5.18	鯉見口	チェーン柵	チェーン柵の変形により補修	59,640
		H24.5.18	東口分岐連絡通路	チェーン柵	チェーン柵の差込穴の変形により補修	55,770
		H24.5.31	不老の滝	木橋	木橋に新規で手摺設置	178,000
		H24.5.31	不老の滝	園路沿い	危険防止のため、ロープ柵を設置	294,000
		H24.5.31	炊事遠足広場横	丸太階段	丸太材の劣化により交換	461,000
		H24.5.31	くまげらトンネル	園路	園路の不陸整正作業	103,855
		H24.5.31	こどもの谷	フワフワエッグ横	斜面補修	50,600
		H24.5.31	滝野の森ゾーン(西エリア)	園路	園路の不陸整正作業	101,100
		H24.5.31	滝野の森ゾーン(西エリア)	園路	園路の測量杭撤去	25,300
		H24.5.31	MTBコース	コース	コースの不陸整正	285,200
		H24.5.31	滝野の森ゾーン(東エリア)	木道	森の教室奥の木道の不具合により補修	28,100
		H24.5.31	ミズバショウ園	木道	木道の木材が腐朽していることから部材交換	491,000
		H24.6.10	東口ゲート前	平板	東口ゲート平板の不陸整正	183,000
		H24.6.20	鯉見口	園路	トラフのレベルの不良により、雨水の排水を改善補修	99,000
		H24.6.20	中の沢	丸太階段	枕木階段の木材が腐朽していることから部材交換	99,000
		H24.6.20	中の沢	木橋	木橋の材料の補強	25,000
		H24.6.20	カントリーハウス前	木柵	木柵の補強	13,000
		H24.6.20	MTBコース	木柵	木柵の補修	30,000
		H24.6.20	不老の滝	木橋階段	木橋階段の整備補修	13,000
		H24.6.20	鳥の巣デッキ前法面	法面	雨天での土流れによる法面補修	26,000
		H24.6.20	厚別川護岸	護岸	雨天での川増水による土流れのため法面補修	95,000
		H24.6.20	案内所	手摺	手摺の老朽化による補修	26,000
		H24.6.20	東エリア	園路	舗装のひび割れによる補修	233,000
		H24.6.20	オートリゾート	園路	園路に陥没部分が発生により補修	50,000
		H24.6.28	滝野の森	丸太階段	丸太材の劣化により交換	285,400
		H24.6.28	滝野の森	枕木階段	枕木材の劣化により交換	117,600
		H24.6.28	こどもの谷	丸太階段	丸太材の劣化により交換	342,000
		H24.6.29	滝野の森ゾーン(東西エリア)	丸太階段	丸太材の劣化により交換	900,000
		H24.7.20	こどもの森ハイキングコース	ロープ柵	ロープ柵の補修及びロープ柵の新規設置	272,000
		H24.8.31	カントリーハウス前	枕木	枕木材の劣化により交換	87,000

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
工作物維持修繕	園路広場修繕	H24.8.31	カントリーガーデン	枕木	枕木材の劣化により交換	30,000
		H24.8.31	森の回廊	枕木	枕木材の劣化により交換	102,000
		H24.9.28	森の交流館	平板	平板に段差があるため補修	43,000
		H24.9.28	不老の滝	木橋	木材が腐朽のため交換	37,000
		H24.9.28	東口分岐連絡通路	路肩	園路の路肩が雨天により洗掘のため補修	37,000
		H24.9.28	西エリア	園路	園路の路肩が雨天により洗掘のため補修	493,000
		H24.9.29	ハイキングコース	園路	園路が雨天により洗掘のため補修	129,000
		H24.9.29	多目的広場	階段	階段部分が雨天により洗掘のため補修	82,000
		H24.9.29	中の沢	階段	丸太材の劣化により交換	68,200
		H24.9.29	みずなら広場	園路	園路が雨天により洗掘のため補修	76,000
		H24.9.29	不老の滝	階段	丸太材の劣化により交換	81,000
		H24.12.15	東エリア	園路	園路が雨天により洗掘のため補修	94,600
	遊具維持修繕					
		H24.4.30	こどもの谷	鳥の巣デッキA	ゆりかごネット劣化のため補修	125,200
		H24.4.30	こどもの谷	鳥の巣デッキA・B	外壁マット劣化により補修	382,400
		H24.4.30	こどもの谷	木登りネット	ロープの劣化により補修	51,250
		H24.4.30	こどもの谷	木登りネット	ターンバックル保護カバー劣化により交換	111,650
		H24.4.30	こどもの谷	木登りネット	S字フックの緩みにより締付	18,750
		H24.4.30	こどもの谷	あり塚の塔	チェーン固定リングの破損により交換	9,900
		H24.4.30	こどもの谷	森の回廊	腐朽部分剥ぎ取り・防腐剤塗布	14,400
		H24.4.30	こどもの谷	溶岩滑り台	滑走面保護のため吸湿防止剤塗布	61,500
		H24.5.31	こどもの谷	こもれびネット	ネット劣化のため、ネット本体交換	454,400
		H24.5.31	こどもの谷	材木飛ばし	落下防止柵の劣化により補修	243,100
		H24.6.30	滝野の森ゾーン(東エリア)	ローラー滑り台	タッチアップ塗装作業	5,090
		H24.6.30	滝野の森ゾーン(東エリア)	ねずみの道	展示パネル補修	19,250
		H24.6.30	森のすみか	切り株迷路	踏板劣化により補修	64,200
		H24.6.30	オートリゾート滝野	木製複合遊具	床板劣化による補修	239,200
		H24.6.30	こどもの谷	フワフワエッグ	モーターベルトの消耗による交換	18,700
		H24.6.30	こどもの谷	溶岩滑り台	滑走面かけによる補修	25,440
		H24.6.30	こどもの谷	マウントユニーデ	ウレタンの消耗破損による補修	6,180
		H24.6.30	こどもの谷	遊具周辺	ウッドチップの補充	391,900
		H24.7.1	オートリゾート滝野	木製遊具	木製複合遊具の平均台の老朽化により撤去	95,000
	その他維持修繕					
		H24.4.19	カントリーガーデン	案内板(頂上部)	看板の木材が腐朽していることから部材交換	73,600
		H24.4.19	こどもの谷他	救護室他	救護室他、プレハブ移動撤去(7棟)	449,000
		H24.4.19	こどもの谷他	救護室他	仮設救護室他(プレハブ)設置(6棟)(4月～7月)	329,000
		H24.4.19	こどもの谷他	救護室他	仮設救護室他(プレハブ)設置に伴い、給排水設備設置	608,800
		H24.5.18	炊事遠足広場	トイレ棟	トイレ棟手摺の老朽化により折損したため、交換	21,700
		H24.5.18	カントリーガーデン	案内板(サイロ横)	看板の木材が腐朽していることから部材交換	19,800
		H24.5.18	こどもの谷	案内板(秘密の抜道前)	看板の木材が腐朽していることから部材交換	16,860
		H24.5.18	溪流ゾーン	案内板(白帆の滝近く)	サイクリング看板の木材が腐朽していることから部材交換	19,800
		H24.5.18	鯉見口	門扉	強風により門の損傷のため補修	25,000
		H24.5.18	滝野の森口	門扉	凍上により不具合発生のため、補修	15,100
		H24.5.18	事務所横	物置	落雪により損傷のため補修	59,800
		H24.5.18	多目的広場	ネットフェンス	強風によりネットの緩みの調整	50,850
		H24.5.30	補修材料	枕木	交換用の枕木資材	28,476
		H24.5.31	こどもの谷・東口・溪流口・つどいの森	プレハブ跡地	プレハブ跡地の基礎土撤去	197,600
		H24.5.31	滝野の森口幹線園路	ハンドホール	ハンドホールの蓋部分が損傷しているため補修	12,600
		H24.5.31	看板倉庫入口	門扉	看板倉庫の入口に侵入防止柵の設置	34,500
		H24.5.31	カントリーガーデン	テーブル	テーブルの材が老朽化のため交換補修	36,845
		H24.6.1	補修材料	枕木	交換用の枕木資材	56,952
		H24.6.4	補修材料	枕木	交換用の枕木資材	85,492
		H24.6.4	補修材料	枕木	交換用の枕木資材	56,952
		H24.6.16	補修材料	コンパネ(JAS規格)	園内補修用の資材	85,524
		H24.6.17	補修材料	銅縁(12尺)	園内補修用の資材	19,191
		H24.6.20	疎林広場	四阿	屋根の老朽化により改修	461,000
		H24.7.20	パークゴルフ場	用具	ホールカップ等の設置	341,800
		H24.7.20	すずらんの小径	展望デッキ	ぶざいの老朽化により補修	90,000
		H24.7.20	ロッジゆきざさ	灯油庫	汲み上げポンプの劣化の損傷により、交換	185,000
		H24.8.7	パークゴルフ場	コース設置	コース内の防級ネットの設置	139,000
		H24.8.31	園内外周	熊柵フェンス	積雪により破損	732,965
		H24.9.11	森の工房前時計塔	時計塔化粧板	老朽化により破損のため補修	81,000
		H24.9.11	森のすみか	丸太柵	丸太柵劣化により部材交換	75,000
		H24.9.11	森のすみか	枕木階段	枕木劣化により部材交換	25,000
		H24.9.11	カントリーハウス前	木製テーブルベンチ	老朽化により破損のため補修	56,000
		H24.9.11	森の回廊梁部	梁部	防腐のため塗装作業	19,500
		H24.9.20	アシリベツの滝	看板	脚部が劣化により破損のため補修	41,000
		H24.12.10	カントリーハウス前	デッキ	ヒーターマットの設置に伴う加工作業	106,800
		H24.12.29	第1ローフトウ	Tバーフック	Tバーフックのワイヤー部分の劣化により補修	40,660
		H24.12.29	第1ローフトウ	Tバーフック	Tバーフックのワイヤー部分の劣化により補修	55,141
		H25.3.10	第1ローフトウ	Tバーフック	Tバーフックのワイヤー部分の劣化により補修	40,660
設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		H24.4.19	こどもの谷	救護所	プレハブ撤去及び新設に伴う屋外コンセント設置	87,000
		H24.6.30	カントリーハウス	非常照明	非常照明器具の劣化により交換	27,000
		H24.11.13	カントリーハウス	屋外部分	ヒーターマット設置による屋外コンセント設置	134,000

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)	
設備維持修繕	電気設備維持修繕	H24.12.3	庁舎前	ヒーターマット	ヒーターマット設置のためのケーブル加工補修	52,000	
		H25.1.31	中央口駐車場トイレ	床暖	節電期間対応による電気床暖タイムスイッチ	43,000	
		H25.1.31	東口駐車場トイレ	床暖	節電期間対応による電気床暖タイムスイッチ	36,000	
		H25.1.31	風のはらっぱトイレ	床暖	節電期間対応による電気床暖タイムスイッチ	57,000	
		H24.1.31	東口駐車場レストハウス	照明	節電期間対応による照明タイムスイッチ	36,000	
	水道設備維持修繕						
		H24.4.19	さまよいの洞窟	噴霧用給水設備	経年劣化による破損のため修繕	36,200	
		H24.4.19	滝野の森	立水栓用給水設備	経年劣化による破損のため修繕	25,400	
		H24.4.19	ボランティア棟	残留塩素計配管	経年劣化による破損のため修繕	9,300	
		H24.4.19	森口駐車場	水栓部分	流水量の調整	33,000	
		H24.7.6	こどもの谷休憩所	水道管	水道本管の漏水のため管交換修繕	551,000	
		H24.7.20	虹の巣ドーム前	水飲み台	水飲み台新規設置	247,000	
		H24.7.20	大地の広場	水飲み台	故障している水飲み台撤去(部品調達困難)	30,700	
		H24.7.24	管理センター	電気湯沸器	フロート不具合の修繕	80,000	
		H24.8.27	カントリーハウス	機械室	給湯用自動エア抜き弁の不具合のため交換	42,000	
	水循環設備維持修繕						
		H24.6.20	あり塚の塔	神秘の泉	ボール弁等の経年劣化による不具合のため修繕	155,000	
	放送設備維持修繕						
汚水処理設備維持修繕							
	H24.4.19	終末処理場	床部	チェッカープレートの不具合による改修	188,000		
	H24.7.31	滝野の森ゾーン(東エリア)	No5汚水ポンプ槽	チャッキ弁他配管の破損により交換修繕	418,000		
	H24.9.6	滝野の森ゾーン(東エリア)	No5汚水ポンプ槽	フロートスイッチの不具合により交換	89,000		
計						19,139,804	

修繕履歴(平成25年度)

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
建物維持修繕	管理棟修繕	H25.4.15	カントリーハウス	東側ドア	ドアクローザー交換	30,700
		H25.4.15	ビジターセンター	鉄製ドア	錠金具補修	16,600
		H25.4.17	東口研修棟	自動ドア	指挟み込み防止加工	70,000
		H25.4.17	東口駐車場レストハウス	正面ドア	ドア交換	375,300
		H25.4.19	展望台	自動ドア	ドア交換	292,200
		H25.4.19	展望台	片開きドア	ドア交換	176,000
		H25.4.19	展望台	建具枠塗装	ドアの交換に伴う塗装	290,000
		H25.6.10	ロッジゆきざさ	物置ドア	ドアの施錠金具補修	14,000
		H25.5.31	バックヤード北棟	オーバースライダー	オーバースライダー用スプリング及び水切りシール交換	321,300
		H25.6.18	焼き肉ガーデンあしりべつ	舗装	右側出入口部分の洗い出し舗装の修繕	240,200
		H25.6.19	虹の巣ドーム	正面ドア	ポリカーボネート板ひび割れにより交換	83,800
		H25.6.19	虹の巣ドーム	網戸	スライド網戸老朽化により交換	65,000
		H25.6.19	展望台	窓	窓の金具破損により交換	44,000
		H25.6.19	中央口A棟	トップライト	ガラスひび割れにより交換	82,000
		H25.6.19	焼き肉ガーデンあしりべつ	正面木製ドア	老朽化により補修	86,000
		H25.6.19	焼き肉ガーデンあしりべつ	従業員出入口ドア(2カ所)	老朽化により補修	25,000
		H25.6.27	カントリーハウス	手摺	2Fとの階段手摺部分の金具破損のため補修	15,540
		H25.7.10	ボランティア棟	自動ドア	指挟み込み防止加工	70,000
		H25.7.19	ツリーハウス	木製ドア	外部木製扉の不具合を補修	50,000
		H25.7.20	パークステーション	屋外カウンター	屋外カウンターの破損により補修	250,000
		H25.7.20	東口レストハウス	屋根	トップライト廻りの雨漏り補修(バス停側)	120,000
		H25.7.20	東口回廊	屋根	ドレンダクトの改修	82,000
		H25.7.31	森の情報館	屋根	落雪による破損のため補修	586,000
		H25.7.31	森の交流館	屋根	落雪による破損のため補修	314,000
		H25.7.31	ロッジゆきざさ	デッキ	デッキ材老朽化及び腐朽により一部の材交換	633,000
		H25.8.27	東口レストハウス	窓	窓金具の破損により開閉不良のため交換	28,000
		H25.8.27	中央口駐車場トイレ	ドア	ドアの経年劣化により開閉不良のため補修	85,000
		H25.8.14	カントリーハウス	自動ドア	2F自動ドアのセンサー交換	75,000
		H25.9.13	カントリーハウス	断熱ガラス交換	2Fの断熱ガラス老朽化により交換	120,000
		H25.9.20	ツリーハウス	木製ドア	内部木製扉の不具合を補修	50,000
		H25.12.10	カントリーハウス	天井窓	雨漏り補修	170,000
		H25.11.23	森の交流館	網戸	網戸の破損による交換	78,000
		H26.12.28	虹の巣ドーム	扉	機械室扉の錠の補修	20,000
		H26.2.17	こどもの谷休憩所	自動ドア	指挟み込み防止加工	168,000
		H26.3.31	カントリーハウス	自動ドア	外側自動ドアのセンサー交換	344,000
	車庫・倉庫修繕					
	便所修繕					
		H25.4.15	中央口A棟	多目的トイレ男子(外部)	扉の自閉装置部品交換	46,700
		H25.6.28	さまよいの洞窟	多目的トイレドア	錠金具補修	38,000
		H25.6.28	大地の広場	多目的トイレドア	錠金具補修	38,000
		H25.6.28	虹の巣ドーム	男女トイレ壁	フィッティングボード設置	120,000
	その他維持修繕					
		H25.7.31	汚水ビット	換気扇	換気扇の老朽化により故障のため交換	75,000
		H25.8.29	ロッジゆきざさ	換気扇	換気扇の老朽化により故障のため交換	68,000
		H25.10.31	中央口駐車場電気室	換気扇	換気扇の老朽化により故障のため交換	90,000
		H25.10.31	西エリア(はるにれ広場トイレ)	換気扇	落雪による破損のため補修	110,000
		H25.10.31	西エリア(みずなら広場トイレ)	換気扇	落雪による破損のため補修	110,000
		H26.1.9	東口レストハウス	ファンヒーター	ファンヒーターのスイッチ不良により交換	30,500
建物設備維持修繕	消防設備維持修繕					
	その他維持修繕					
		H25.6.20	東口研修棟	ボイラー	排煙濃度計投光器・受光器用ファンの取替	58,000
		H25.8.30	車庫棟	計量機	ガソリン・軽油の計量機の整備作業2台(2基)	120,000
		H25.8.30	バックヤード北棟	計量機	ガソリン・軽油の計量機の整備作業1台(2基)	120,000
工作物維持修繕	園路広場修繕					
		H25.4.26	溪流口(ミズバショウ園)	木橋	木道の老朽化により材料交換	700,000
		H25.5.22	パークステーション前	舗装	舗装陥没のため補修	140,600
		H25.5.22	多目的広場	舗装	舗装ひび割れのため補修	58,100
		H25.5.22	溶岩滑り台前	舗装	舗装陥没のため補修	87,500
		H25.5.22	幹線園路	舗装	マンホール周囲の穴埋め	31,500
		H25.5.22	滝野の森口	舗装	駐車歩道の舗装ひび割れ補修	27,100
		H25.5.22	カントリーガーデン	トラフ	トラフの一部が側溝延長と合わないため補修	30,200
		H25.5.27	西エリア	園路	融雪水による園路洗掘のため補修	257,800
		H25.5.27	西エリア	園路	森の観察デッキ付近園路補修	93,700
		H25.5.27	東エリア	園路法面	降雨による法面洗掘のため補修	50,200
		H25.5.27	こどもの谷	園路	秘密の抜け道前ウッドチップによる園路補修	20,300
		H25.5.31	中央口	広場	平板ブロック不陸のためブロック整地作業	530,000
		H25.6.10	鯉見炊事広場	排水管	排水管からの漏水補修	15,000

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
工作物維持修繕	園路広場修繕	H25.6.18	焼き肉ガーデンあしりべつ	キッチン	U字溝の補修	6,000
		H25.6.26	中央口	広場	洗い出し舗装ひび割れのため補修	101,800
		H25.6.26	東口	園路	平板ブロック不陸のためブロック整地作業	26,000
		H25.6.26	東エリア(森の教室奥)	木橋	木橋のぐらつきがあるため、補強補修	46,800
		H25.6.28	アシリベツの滝横	丸太階段	老朽化による階段の破損補修	57,600
		H25.6.28	ロッジゆきざさ前	丸太階段	老朽化により丸太材交換	15,000
		H25.6.28	カントリーガーデン	木製階段土補充	キッチンガーデン木製階段に土補充	38,000
		H25.6.28	外周柵	丸太階段	老朽化による階段の破損補修	14,500
		H25.6.28	森の情報館下	木製階段土補充	丸太階段に土補充	14,500
		H25.6.28	森の情報館下	丸太階段	階段の老朽化破損補修	10,500
		H25.6.28	しらかば広場前	園路	未舗装路の陥没のため補修	35,000
		H25.6.28	くまげらトンネル	園路	未舗装園路の不陸整正	57,000
		H25.6.28	こどもの谷	大地の広場前	プレハブ跡地の碎石撤去	75,500
		H25.6.28	こどもの谷	光の遊具石階段	石階段のぐらつき補修	70,000
		H25.6.28	森のすみか	木製階段	階段の老朽化破損補修	25,800
		H25.6.28	疎林広場前	園路	園路の舗装不良により補修	95,000
		H25.6.28	つりぼり横	園路	園路の舗装不良により補修	48,000
		H25.7.11	中の沢園路	丸太階段	老朽化による階段の破損補修	111,200
		H25.7.11	中の沢～しらかば広場	丸太階段	老朽化による階段の破損補修	9,300
		H25.7.11	中の沢～はるにれ広場	丸太階段	老朽化による階段の破損補修	439,500
		H25.7.17	鱒見の谷駐輪場前、 駐車場横ト化前	園路他	舗装園路の不陸整正及びグレーチング取替	136,000
		H25.7.17	花人の隠れ家	枕木階段	枕木階段部への土補充	93,200
		H25.7.23	こどもの谷	森の池広場	広場周りの整地と土補充による補修	141,000
		H25.7.31	東口ゲート	石平板	平板ブロック不陸のためブロック整地作業	29,000
		H25.7.31	ロッジゆきざさ前	丸太階段	老朽化による階段の破損補修	35,000
		H25.7.31	疎林広場前	護岸	洗掘による護岸の補修	61,000
		H25.8.1	(南駐車場下)	枕木階段	老朽化による階段の破損補修	65,000
		H25.8.1	はるにれ広場	丸太階段	老朽化による階段の破損補修	136,000
		H25.8.1	こどもの谷	溶岩滑り台石階段	石階段のぐらつき補修	28,000
		H25.8.1	東エリア(ハイキングコース)	丸太階段	老朽化による階段の破損補修	310,000
		H25.8.1	東エリア(森見の塔周り)	丸太階段	老朽化による階段の破損補修	142,000
		H25.8.1	東口ゲート	石平板	平板ブロック不陸のためブロック整地作業	29,000
		H25.8.23	中央口	広場	アスファルト陥没補修	232,000
		H25.8.29	西エリア(田んぼ)	園路	暗渠設置	121,000
		H25.8.29	カントリーハウス前	広場	老朽化による枕木の交換補修	70,000
		H25.9.25	平成の森前	園路	アスファルトひび割れ補修	204,000
		H25.9.25	東エリア	園路	アスファルトひび割れ補修	19,000
		H25.10.25	こどもの谷	丸太階段	老朽化による階段の破損補修	124,000
		H25.10.25	こどもの谷	木柵	老朽化による木柵の破損補修	46,000
	遊具維持修繕					
		H25.4.19	こどもの谷	マウントコニーデ	マウントコニーデ表皮の補修	9,600
		H25.4.19	こどもの谷	マウントコニーデ	マウントコニーデ中ウレタン断裂の補修	3,090
		H25.4.19	こどもの谷	鳥の巣デッキA	鳥の巣デッキ鳥かごの梁部補強	196,800
		H25.5.20	こどもの谷	鳥の巣デッキA	鳥の巣デッキ被膜補修	328,800
		H25.5.31	オートリポート	コンビネーション遊具	ターザンロープ滑車軸ボルト交換	7,000
		H25.5.31	こどもの谷	溶岩滑り台	手摺補修	32,000
		H25.6.15	こどもの谷	マウントコニーデ	表皮破損のため補修	50,400
		H25.6.15	こどもの谷	フワフワエッグ(大)	内部バルーンの不具合の調整	16,000
		H25.6.28	こどもの谷	マウントコニーデ	マウントコニーデ表皮の補修	16,800
		H25.6.28	森のすみか	材木飛ばし	老朽化により材木飛ばしの木柵材交換	155,520
		H25.7.24	こどもの谷	マウントコニーデ	マウントコニーデ表皮の補修	84,000
		H25.7.24	森のすみか	ゆらゆらきのこ	吊りボルトの不具合による交換	26,120
		H25.9.10	森のすみか	森の吊り橋	ネットの補修	86,880
		H25.9.10	森のすみか	ゆらゆらきのこ	吊りボルトの不具合による交換	26,120
		H25.9.20	森のすみか	マウントコニーデ	マウントコニーデ表皮の補修	117,600
		H25.9.20	森のすみか	切株迷路	踏板の老朽化による補修	13,000
	その他維持修繕					
		H25.4.20	鱒見口	木製パーゴラ	木製パーゴラの梁部老朽化により一部交換	422,400
		H25.4.19	溪流口	木製看板	サイクリング看板の補修	19,800
		H25.4.26	溪流口	鯉のぼり用支柱	鯉のぼり用支柱の老朽化により交換	233,800
		H25.4.26	東口	回廊柱	回廊柱の塗装	279,900
		H25.4.30	溪流口	送水管	アシリベツの滝からの送水管の交換	80,100
		H25.5.20	森口	多目的広場	防球ネット金具補修	129,300
		H25.5.24	森見の塔	階段	滑り止め及び目印ライン引き	88,000
		H25.5.27	かぜのはらっぱ	側溝	降雨による側溝周り洗掘のため補修	20,400
		H25.5.27	カントリーハウス前	木柵	木柵の老朽化により補強補修	16,900
		H25.5.27	つどいの森	四阿	老朽化した四阿の撤去	41,700
		H25.5.27	炊事遠足広場	トイレ	老朽化した手摺棒の交換	37,100
		H25.5.31	森口駐車場通路	手摺	手摺のボルト交換(80本)	49,370
		H25.5.31	こどもの谷	木製看板	方向指示板取替	32,900
		H25.5.31	こどもの谷	木製看板	方向指示板取替	30,600
		H25.5.31	こどもの谷	木製看板	方向指示板取替	47,000
		H25.5.31	こどもの谷	木製看板	ひだまりの丘板面取付直し	13,400
		H25.5.31	くらしの花園・峠の庭	木製看板	案内標識柱	54,100
		H25.5.31	くらしの花園・峠の庭	木製看板	方向指示板取替	32,900

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)		
工作物維持修繕	その他維持修繕	H25.5.31	こどもの谷	木製看板	案内板裏側補修	20,800		
		H25.5.31	こどもの谷	木製看板	案内板裏側補修	7,900		
		H25.5.31	こどもの谷	さまよいの洞窟横バーゴラ	ルーバー折損により交換	25,100		
		H25.5.31	東口	手摺	ビス補修(一部)	8,700		
		H25.5.31	森のすみか	木製ベンチ	老朽化により座板交換	5,900		
		H25.5.31	森のすみか	木製ベンチ	老朽化により座板交換	5,700		
		H25.5.31	森のすみか	階段手摺	手摺が老朽化により破損のため交換	166,800		
		H25.5.31	森のすみか	階段手摺	手摺が老朽化により破損のため交換	26,300		
		H25.6.18	溪流口	アシリベツの滝	滝見橋周囲のプラ擬木支柱の交換及び再設置	43,800		
		H25.6.26	森の情報館隣	フェンス	情報館屋根からの落雪によるフェンス破損のため一部改修	272,860		
		H25.6.26	中央口フロムナードデッキ	手摺	積雪による破損のため補修	72,000		
		H25.6.26	滝野の森口	電動ゲート	電動ゲートのカヌスキの開閉不具合の発生により補修	100,000		
		H25.6.26	西エリア	木柵	積雪による木柵の横木の折損補修と位置ずらし	113,400		
		H25.6.27	鱒見の谷	ロープ柵	川の洗掘部分にロープ柵設置	132,400		
		H25.6.28	溪流口	厚別川護岸	流水による洗掘のため補修	96,000		
		H25.6.28	不老橋前	木製ベンチ	老朽化によりベンチ撤去	20,000		
		H25.6.28	鱒見方面	木製ベンチ	老朽化によりベンチ撤去	70,000		
		H25.6.28	森のすみか	手摺	積雪による破損のため補修	7,080		
		H25.6.28	不老の滝	ロープ柵	流水によう洗掘のためロープ柵再設置	58,000		
		H25.6.28	溪流園	木柵	木柵の老朽化により交換補修	131,400		
		H25.6.28	溪流園	木製ベンチ	座板の老朽化により補修	77,300		
		H25.6.28	花人の隠れ家	案内標識	案内標識の老朽化により補修	13,400		
		H25.7.17	中央口水景施設上部	番線フェンス	番線フェンスが積雪により破損していることから補修	109,700		
		H25.7.31	こどもの谷	森の池	装飾木(オブジェ木)の老朽化による撤去	81,000		
		H25.7.31	こどもの谷	森の池	装飾木(オブジェ木)の仮設置	32,000		
		H25.7.31	汚水処理場	機械室	単管で転落防止用の柵設置	67,000		
		H25.7.31	滝口(資材置き場)	目隠しフェンス	積雪によるフェンス用プレート板の補修	64,000		
		H25.8.9	こどもの谷	虹の巣前水飲み台	取付管の設置	124,000		
		H25.8.29	森の教室	池	池用丸太杭の再設置作業	92,000		
		H25.8.29	西エリア	サンショウウオ池	植生土壌の設置	20,000		
		H25.8.29	鱒見の滝	橋	鱒見橋の踏み板交換	124,000		
		H25.10.7	園内全域	外周柵	隙間20cm以上開口部分にカラーワイヤー固定	330,290		
		H26.1.21	こどもの谷	第1ロープトウ	レバールック及びワイヤー交換	54,743		
		設備維持修繕	電気設備維持修繕					
				H25.4.26	カントリーハウス	屋外コンセント	屋外コンセントの増設	290,000
				H25.7.22	ボランティア棟	照明器	人感センサーの取付	106,000
				H25.9.14	南口駐車場トイレ	照明器	照明配線改修	20,600
				H26.10.19	鱒見の谷	トイレ	ソーラータイマー取付	32,700
				H26.10.19	鱒見口	トイレ	ソーラータイマー取付	32,700
H26.10.19	作業センター横			トイレ	ソーラータイマー取付	32,600		
H26.10.19	案内所横			トイレ	ソーラータイマー取付	32,600		
H26.10.19	溪流園			トイレ	ソーラータイマー取付	32,700		
H26.10.19	アシリベツの滝			トイレ	ソーラータイマー取付	32,700		
H26.3.31	東口レストハウス			照明器	人感センサー他の取付	482,000		
H26.3.31	ビジターセンター			屋外コンセント	屋外コンセントの増設	187,000		
水道設備維持修繕								
	H25.4.30		さまよいの洞窟	給水管	凍結による配管交換	37,000		
	H25.5.20		中央口A棟	自動水栓	手洗い器用自動水栓の本体交換(4台)	164,000		
	H25.6.10		東口	水道	水道メータ故障により交換	142,900		
	H25.6.10		中央口A棟	トイレ	自動水栓交換	17000		
	H25.6.21		作業センター横	多目的トイレ	ウォシュレット部品劣化により補修	13,350		
	H25.6.28		森の交流館	水飲み台	交流館外に水飲み台設置(新規)	520,000		
	H25.11.29		こどもの谷	水道	水道メータ故障により交換	146,700		
	H25.12.25		森の教室	トイレ	自動水抜き装置交換	43,200		
	H25.12.25		鱒見口	トイレ	自動水抜き装置交換	98,400		
	H25.12.25		西エリア(みずなら広場トイレ)	トイレ	自動水抜き装置交換	98,400		
水循環設備維持修繕								
	H25.4.19		中央口広場水景施設	濾過機	紫外線ランプ交換	468,000		
	H25.4.19		中央口広場水景施設	濾過機	紫外線ランプ用石英ジャケット交換	100,000		
	H25.4.19		中央口広場水景施設	濾過機	紫外線ランプ交換	16,500		
	H25.4.19		中央口広場水景施設	濾過機	濾過機部品コンプレッサー	266,500		
	H25.5.31		こどもの谷	濾過機等	紫外線ランプ及び除藻装置消耗品交換	137,000		
	H25.6.28		こどもの谷	森の池	排水効率向上を目的に排水口改修	321,900		
	H25.7.31		こどもの谷	森の池	ピーパープール給水管の補修	59,000		
	H25.8.5		こどもの谷	森の池	送水の不具合による送水調査	79,000		
放送設備維持修繕								
汚水処理設備維持修繕								
	H25.5.2		オートリポート	Aビット	凍結によるチャッキ弁及び汚水管の交換修繕	173,000		
	H25.6.3		かぜのはらっぱ	トイレ	ポンプ樹の配管に穴あきのため交換	229,600		
	H25.7.31	西エリア	ポンプ樹(NO1、NO2)	ポンプ樹の底部にひび割れがあるため補修	240,000			
	H25.11.30	東エリア	ポンプ樹(NO1)	ポンプ樹の配管及びチャッキ弁不良のため交換	320,000			
計						22,201,063		

修繕履歴(平成26年度)

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
建物維持修繕	管理棟修繕					
		H26.4.1	東口研修棟	排煙窓	排煙窓のワイヤー断線による修繕	24,800
		H26.5.12	カントリーハウス	ロールスクリーン	ロールスクリーンの誘導ロープの断線による修繕	147,600
		H26.4.25	カントリーハウス	屋外手摺	木製手摺の老朽化による鋼製タイプへの改修	276,000
		H26.4.25	こどもの谷休憩所	屋外手摺	ステンレス手摺の曲げ部分の改修	2,280
		H26.4.21	カントリーハウス	泥取りマット	泥取りマットの消耗による交換	348,300
		H26.4.14	カントリーハウス	屋根	落雪による屋根板金の修繕	24,000
		H26.5.30	中央口A棟	屋外トイレ用シャッター(男)	シャッター用の巻き取りスプリングの老朽化による交換	100,000
		H26.5.21	ツリーハウス	木製引戸	木製引戸の不具合による修繕	185,000
		H26.5.21	こどもの谷休憩所	木製建具	木製建具の不具合による修繕	165,000
		H26.5.21	ロッジゆきざさ	扉	扉金具の不具合による修繕	21,000
		H26.5.3	カントリーハウス	屋根	軒屋根裏の羽目板の修繕	30,000
		H26.6.25	森の交流館	自動ドア	地下自動ドアの羽目板をシートに交換	92,000
		H26.7.10	ロッジゆきざさ	デッキ	デッキ材の一部腐朽により交換	466,000
		H26.7.10	森の交流館	外部格子	外部格子の歪み調整修繕	22,000
		H26.7.10	カントリーハウス	木製建具	木製建具の不具合による修繕	80,000
		H26.7.15	展望台	アルミ建具	樹脂製戸当たり交換	28,000
		H26.8.13	中央口A棟	外自動ドア	センサー故障により交換	48,000
		H26.10.25	東口レストハウス	手摺	来園者要望により手摺の設置	250,000
		H26.10.30	カントリーハウス	外壁	外壁部分入替	330,000
		H26.10.30	東口レストハウス	デッキ	デッキ材の一部腐朽により交換	185,000
		H26.10.30	案内所	デッキ	デッキ材の一部腐朽により交換	148,000
		H26.11.15	ありの巣トンネル	外壁	外壁のコーキング張替	235,000
		H26.11.15	東口ゲート	屋根	天井雨漏りシーリング打ち直し	185,000
		H26.11.15	カントリーハウス	デッキ	踏み板交換	30,000
		H27.12.26	カントリーハウス	屋根	軒屋根裏の羽目板の修繕	68,000
		H27.1.6	ビジターセンター	カウンター窓	錠交換	19,200
		H27.3.2	カントリーハウス	内壁	寒風吹き込み対策としてシーリング作業	35,000
		H27.3.19	ボランティア棟	自動ドア	自動ドアレールタイト購入	58,600
		H27.3.16	庁舎(管理センター)	扉	ドアクローザー購入	11,000
	車庫・倉庫修繕					
		H27.3.31	車庫棟	窓	ブラインド交換	167,000
	便所修繕					
		H26.4.25	中央口外部女子トイレ	ジェットタオル	ジェットタオルの不具合による修繕	35,600
		H26.5.3	作業センタートイレ	屋根	軒屋根裏のボード補修	40,000
		H26.5.13	中央口外部男女トイレ	洗面器	洗面器のポップアップ(流止め)金具の交換	59,050
		H26.5.21	虹の巣ドーム	便所	錠前の不具合による修繕	59,000
		H26.5.27	中央口外部男子トイレ	自動水洗機	自動水洗機の故障により交換	73,890
		H26.5.27	鯉見ロトイレ	シャワートイレ	シャワートイレの故障により交換	94,200
		H26.6.4	大地の広場トイレ	小便器センサー	小便器センサーの故障による修繕	53,000
		H26.6.4	こどもの谷スタツフルー	手洗い台	水道使用時の不具合による改修	45,000
		H26.7.10	みずなら広場トイレ	デッキ	デッキ材のビス折れにより交換	16,000
		H26.7.11	森ロトイレ	木製建具	木製建具の不具合による修繕	26,000
		H26.9.22	カントリーハウス	自動水洗機	自動水洗機の故障により交換	31,350
		H26.10.28	ボランティア棟	電気温水器	電気温水器の取付脚部破損による修繕	8,100
		H27.2.12	案内所横トイレ	通気ガラリ	凍結障害の対策として改修	70,000
		H27.2.12	南駐車場トイレ	通気ガラリ	凍結障害の対策として改修	63,000
		H27.3.26	森ロトイレ	外扉	扉破損による補修	152,000
	その他維持修繕					
		H26.12.26	ビジターセンター	電気暖房機	温度調節器の交換	18,000
建物設備維持修繕	消防設備維持修繕					
	その他維持修繕					
		H26.6.30	天文台	望遠鏡	無停電電源装置の老朽化により交換	23,000
		H26.11.30	ワックスルーム(東口)	FF暖房機	老朽化による交換	95,250
		H26.11.30	ワックスルーム(浜流)	FF暖房機	老朽化による交換	95,250
		H26.10.31	バックヤード北棟	給油機	給油時の不具合のため修理	34,900
		H27.2.16	車庫棟横	給油機	給油時の不具合のため修理	38,300
		H27.3.23	天文台	望遠鏡	60mm望遠鏡点検整備	125,000
工作物維持修繕	園路広場修繕					
		H26.4.25	溪流口(ミズバショウ園)	木道	路材の老朽化による補修	468,000
		H26.4.17	幹線園路	歩道	アスファルトのクラック補修	140,000
		H26.4.25	中央口広場	平板	平板の不陸整正補修	550,000
		H26.4.23	南第2駐車場付近	園路	園路の枠止め(ステンレス金具)の撤去改修	104,000
		H26.4.23	こどもの谷	園路	あり塚の塔前段差解消補修	81,000
		H26.5.9	こどもの谷	園路	溶岩滑り台前舗装補修	151,000
		H26.5.9	こどもの谷	園路	森のすみか側園路補修	151,000
		H26.5.9	カントリーハウス横	園路	園路の陥没補修	74,000

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
工作物維持修繕	園路広場修繕	H26.5.9	展望台前	園路	園路の陥没補修	75,000
		H26.5.9	カントリーガーデン前	園路	緑石の補修	22,000
		H26.5.7	幹線園路	車道	轍等の補修	107,000
		H26.5.7	滝口	園路	グレーチングの交換	54,000
		H26.5.15	幹線園路	木柵	ホーストレッキング用木柵の老朽化により撤去	67,000
		H26.5.23	花人の隠れ家	階段	階段の踏み場の土補充	162,000
		H26.5.23	カントリーガーデン	園路	園路の敷設されているトラフの補修	82,000
		H26.6.11	こどもの谷全域	丸太階段	老朽化による階段の補修	438,000
		H26.6.11	展望台横	丸太階段	老朽化による階段の補修	35,000
		H26.6.11	わにぐちトンネル横	丸太階段	老朽化による階段の補修	101,000
		H26.6.11	ロッジゆきざさ横	丸太階段	老朽化による階段の補修	22,000
		H26.6.11	スイングボール横	丸太階段	老朽化による階段の補修	35,000
		H26.6.11	溪流口(ミズバショウ園)	丸太階段	老朽化による階段の補修	41,000
		H26.6.11	すずらんの小径	丸太階段	老朽化による階段の補修	23,000
		H26.6.11	東口	舗装	アスファルト及び平板の補修	40,000
		H26.6.11	中央口広場	舗装	洗い出し舗装の割れ補修	47,000
		H26.6.16	東口駐車場	歩道	歩道緑石の一部改修(低型に変更)	257,000
		H26.6.20	プロムナードデッキ	平板	平板の不陸整正補修	92,000
		H26.6.25	沢の広場	木橋	ウッドチップ補充	36,800
		H26.6.25	森の教室奥	木橋	木橋の段差補修	40,200
		H26.6.25	花人の隠れ家	階段	階段の踏み場の土補充	21,200
		H26.6.25	天文台裏	木柵	木柵の老朽化により補修	19,200
		H26.6.25	ローンスタジアム	木柵	木柵の老朽化により補修	52,000
		H26.7.10	森の回廊	木橋	木柵の老朽化により補修	230,000
		H26.7.17	こどもの谷	園路	樹の補修	159,000
		H26.7.17	カントリーガーデン	園路	園路の敷設されているトラフの補修	97,000
		H26.7.17	中の沢	園路	園路の不陸整正	98,000
		H26.7.17	鱒見の滝	園路	緑石の補修	46,000
		H26.7.11	はるにれ広場	丸太階段	老朽化による階段の補修	82,500
		H26.7.18	南第2駐車場園路	園路	バリアフリー対応として緑石交換	300,000
		H26.7.16	花人の隠れ家	園路	園路用枕木の老朽化により補修	75,500
		H26.8.12	中の沢	丸太階段	老朽化による階段の補修	148,000
		H26.8.12	山の家周辺	丸太階段	老朽化による階段の補修	67,000
		H26.8.12	はるにれ広場周辺	木柵	園路の洗掘により木柵に移動	46,000
		H26.8.12	秘密の抜け道前	枕木階段	老朽化による階段の補修	42,000
		H26.8.12	不老の滝	木橋	老朽化による踏板的補修	53,000
		H26.8.25	西エリア	園路	雨による洗掘の補修	146,000
		H26.11.22	鱒見の滝	橋	大雨による洗掘のため撤去	63,000
		H26.12.1	白帆橋法面	園路	大雨による洗掘の補修	234,000
	遊具維持修繕					
		H26.5.26	こどもの谷	鳥の巣デッキ	鳥の巣デッキ被膜の補修	413,000
		H26.4.21	こどもの谷	鳥の巣デッキ	補修材(シュロ長マット追加)購入	80,000
		H26.5.14	こどもの谷	鳥の巣デッキ	補修材(シュロ長マット追加)購入	80,000
		H26.4.18	こどもの谷	マウントコニーデ	マウントコニーデの表皮の補修	183,600
		H26.4.18	森のすみか	木登りネット	ステンレスフックの交換	2,100
		H26.4.18	森のすみか	森の隠れ家	階段、屋根の化粧板の補修	1,600
		H26.4.18	こどもの谷	鳥の巣デッキ	床材の補修	26,000
		H26.4.18	森のすみか	切り株迷路	踏板的補修	3,300
		H26.4.18	オートリゾート	コンビネーション遊具	対象年齢シールの貼付	720
		H26.5.2	こどもの谷	溶岩滑り台	表面の研磨及びワックス塗布補修(全レーン)	517,000
		H26.6.13	オートリゾート	コンビネーション遊具	ボルトキャップ設置	4,660
		H26.6.13	溪流ゾーン	スイングボール	SUSチェーン交換	43,600
		H26.6.13	森のすみか	メロディきのこ	バチの紐交換	1,200
		H26.6.13	森のすみか	森の隠れ家	手摺補修	8,100
		H26.6.13	こどもの谷	ありの巣トンネル	緩衝材接着	4,900
		H26.6.13	こどもの谷	ありの巣トンネル	ゴムチップ舗装補修	30,000
		H26.7.10	こどもの谷	ありの巣トンネル	ガラスブロックのシーリング打ち直し	52,000
		H26.7.10	こどもの谷	ありの巣トンネル	あり塚の塔とトンネル接点箇所のシーリング打ち直し	64,000
		H26.6.25	こどもの谷	さまよいの洞窟	軟石の亀裂により撤去	15,500
		H26.7.25	オートリゾート	コンビネーション遊具	スライダー出発部防護パネル設置	78,300
		H26.7.25	オートリゾート	コンビネーション遊具	吊り橋ネット補修	45,840
		H26.7.25	森のすみか	メロディきのこ	屋根材補修	1,800
		H26.7.25	森のすみか	ゆらゆらきのこ	屋根材補修	1,800
		H26.7.25	こどもの谷	溶岩滑り台	手摺補修	33,840
		H26.7.25	こどもの谷	溶岩滑り台	タイル材補修	4,800
		H26.7.25	森のすみか	切り株迷路	下地及び床材補修	70,560
		H26.7.25	こどもの谷	ありづかの塔	壁用ボルト設置	5,040
		H26.7.25	こどもの谷	マウントコニーデ	ウレタン断裂補修	7,200
		H26.9.27	こどもの谷	マウントコニーデ	テント生地(表皮)補修	39,600
		H26.10.9	こどもの谷	マウントコニーデ	ウレタン断裂補修	7,200
	その他維持修繕					
		H26.4.25	中央口ゲート	A棟側門扉	門扉の可動不良による修繕	38,000
		H26.4.11	鱒見口	バーゴラ	梁材の老朽化による補修	379,000
		H26.4.21	カントリーハウス前	移動式テーブルベンチ	材の腐朽による改修	702,000
		H26.5.30	園内	移動式ベンチ	材の老朽化による交換	424,000
		H26.5.13	厚別川沿い	送水配管	落雪により管の破損補修	85,900

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)		
工作物維持修繕	その他維持修繕	H26.5.30	くらしの花園	花壇	笠木の老朽化により交換	103,000		
		H26.6.16	こどもの谷	スツール他	スツール及びフワフワエッグの使用法表示板撤去	94,000		
		H26.6.25	かぜのはらっぱ	側溝	流水による洗掘のため側溝補修	7,700		
		H26.6.25	すずらんの小径	土止め柵	柵材の老朽化による補修	10,700		
		H26.6.9	東口駐車場レストハウス	案内板	案内板(トイレ)の破損のため交換	34,450		
		H26.6.9	溪流口	案内板	案内板の老朽化による破損のため交換	20,000		
		H26.6.9	展望台	案内板	案内板の老朽化による破損のため交換	12,000		
		H26.6.30	森口	外周柵	外周柵基礎部分の洗掘により補修	410,650		
		H26.7.10	カントリーハウス横他	固定式ベンチ	材の老朽化による交換	422,000		
		H26.6.27	鱒見口炊事広場	案内看板	案内板の老朽化による交換	107,500		
		H26.8.5	アシリベツの滝	導水管	落石による導水管の破損修繕	21,000		
		H26.8.5	バス停(溪流口)	スロープ	木製スロープの老朽化による踏板の交換	25,000		
		H26.8.5	こどもの谷	園路沿い	園路沿いの埋設している鉄管の撤去	37,000		
		H26.8.11	滝口	スチール製柵	柵のプレートの補修	31,000		
		H26.8.11	西エリア	護岸	護岸の不良による土嚢設置	21,000		
		H26.8.22	幹線園路	木製門	山の家案内用の門の老朽化による撤去	52,500		
		H26.9.16	切り株迷路横	土止め柵	丸太土止め柵の老朽化により交換	176,000		
		H26.9.16	石造りの家跡横	土止め柵	丸太土止め柵の老朽化により交換	155,000		
		H26.9.16	すずらんの小径	土止め柵	丸太土止め柵の老朽化により交換	209,000		
		H26.10.31	アシリベツの谷	落石防護柵	ネットフェンスの破損により補修	129,850		
		H26.9.12	公園外周	外周柵	大雨の洗掘による下部の侵入防止用措置	88,500		
		H26.9.18	公園外周	外周柵	大雨の洗掘による土嚢補修及び流雑物の撤去	259,500		
		H26.10.27	溪流ゾーン	看板	歩くスキーコース(スタート・ゴール)看板補修用材購入	72,000		
		H26.11.29	こどもの谷	第1ロープトウ	インバーター、リフトワイヤー他交換	589,000		
		H26.11.10	つどいの森	看板	歩くスキーコース(スタート・ゴール)看板補修	70,600		
		H26.10.27	溪流ゾーン	看板	歩くスキーコース(スタート・ゴール)看板補修	81,600		
		H26.11.4	鱒見の谷	ロープ柵	大雨による洗掘のため撤去	24,000		
		H27.3.27	幹線園路	規制標識	経年劣化による交換	19,200		
		設備維持修繕	電気設備維持修繕					
				H26.8.27	庁舎(管理センター)	照明器具	節電によるLED電球の交換	91,000
				H27.3.25	溪流ゾーン	照明器具	屋外灯器具購入	30,800
水道設備維持修繕								
	H26.6.4		みずなら広場トイレ	水道隔測計	落雪による損壊防止のための移動	140,000		
	H26.6.4		はるにれ広場トイレ	水道隔測計	落雪による損壊防止のための移動	140,000		
	H26.6.4		さまよいの洞窟	給水管	冬季の凍結による破損修繕	79,000		
	H26.7.31		森の情報館	外部水栓	冬季の落雪による破損修繕	270,000		
	H26.7.28		花人の隠れ家	水飲み台	冬季の凍結による破損修繕	207,500		
	H26.7.28		カントリーガーデン(サイロ)	水飲み台	冬季の凍結による破損修繕	207,500		
	H26.11.28		炊事遠足広場	止水栓	止水栓バルブ交換	85,000		
水循環設備維持修繕								
	H26.4.20		水の広場	濾過機	紫外線ランプ(12本)交換	468,000		
	H26.4.20		水の広場	濾過機	紫外線用石英ジャケット交換	50,000		
	H26.4.20		水の広場	濾過機	紫外線ランプ用安定器交換	128,400		
	H26.5.23		水の広場	排水バルブ	排水バルブ開閉時の作動不良による交換	303,000		
	H26.5.23		森の池	送水管	送水管の不良による一部修繕	65,000		
	H26.5.23		さまよいの洞窟	ミストノズル	ミストノズルの目詰まりによる交換	312,000		
	H26.5.23		森のせせらぎ水路	濾過機	濾過機のの交換	35,000		
	H26.5.23		まきばのせせらぎ	電磁弁	電磁弁の故障により交換	27,500		
放送設備維持修繕								
設備維持修繕	污水处理設備維持修繕							
		H26.9.13	終末処理場前	污水管	大雨での土砂侵入による管路内詰まり	127,000		
計						20,019,680		

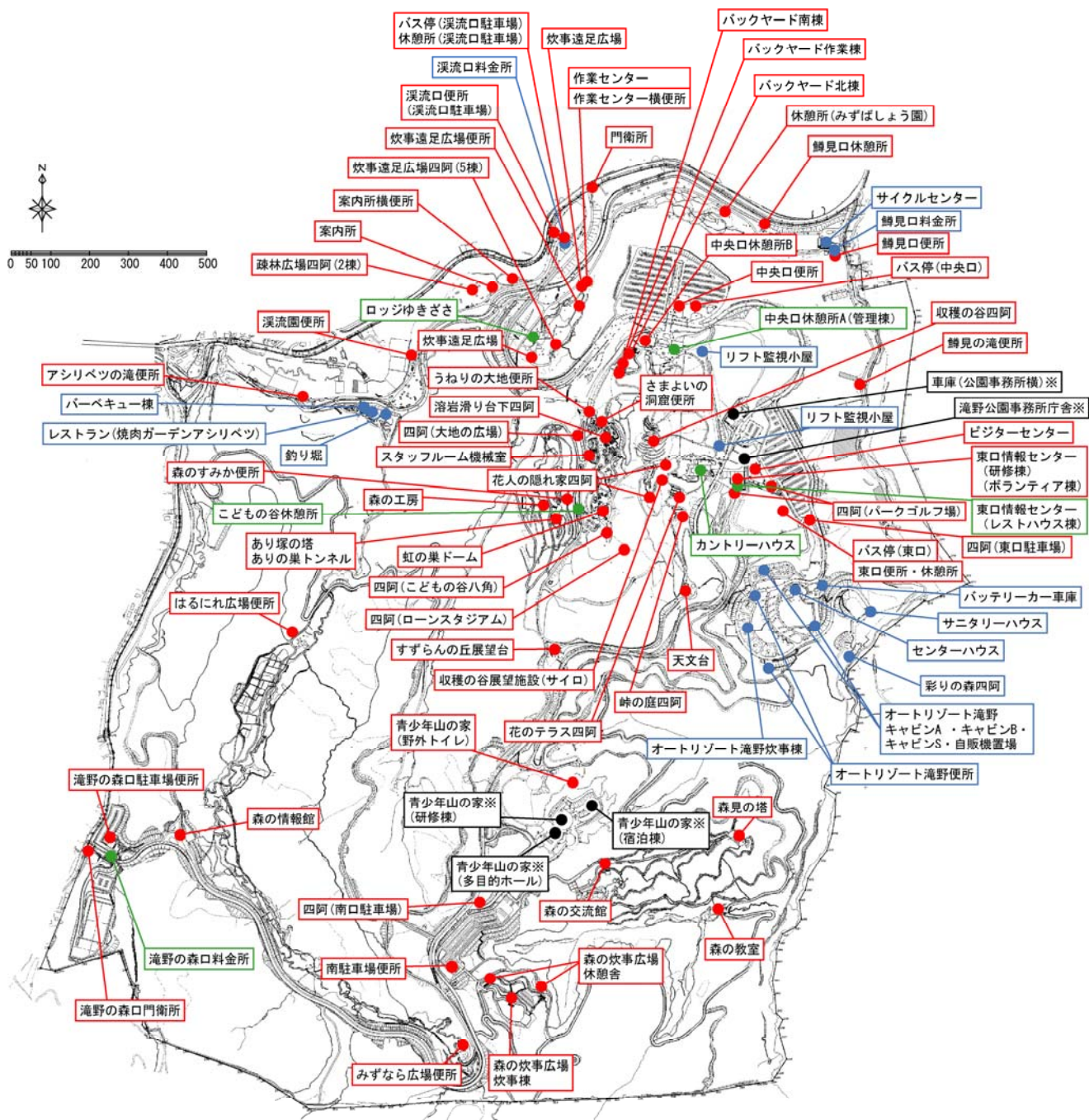
清掃箇所、方法及び頻度等

現在履行中の清掃箇所を下記に示す。

■ 清掃箇所、方法、頻度等

項 目		清掃 箇所	作業 人員	作業 時間	頻 度
園 内	園内清掃(1)	中心、溪流	5 人/日	8.5 h/日	・ 7、8 月の土日祝
		中心、溪流、 滝野の森	5 人/日	8.5 h/日	
	園内清掃(2)	中心、溪流	4 人/日	7.5 h/日	・ 4、9 月の土日祝 ・ 5、6 月の全日 ・ 7、8 月の平日
		中心、溪流	2 人/日	7.5 h/日	・ 4、9 月の平日 ・ 10、11 月の全日
		中心、溪流、 滝野の森	3 人/日	7.5 h/日	・ 4 月の祝日 ・ 5 月の連休 ・ 7、8 月の火木 ・ 9 月の土日祝
		中心、溪流、 滝野の森	2 人/日	7.5 h/日	・ 5、6、10、11 月の火木土日 ・ 9 月の火木 ・ 10 月の祝日
		中心、溪流	2 人/日	6.5 h/日	・ 12/23～1/20 間の全日 ・ 1/21～3/31 の日曜日
	園内清掃(3)	中心、溪流	1 人/日	6.5 h/日	・ 1/21～3/31 の日曜日を除く全日
		中心、溪流、 滝野の森	2 人/日	6.5 h/日	・ 12、1、2、3 月の火木土日祝
休 憩 所	休憩所清掃(1)	中心、溪流	3 人/日	7.5 h/日	・ 7、8 月の土日祝
		中心、溪流	1 人/日	7.5 h/日	・ 4、6 月の土日祝 ・ 5、9～11 月の全日 ・ 7、8 月の平日
		中心、溪流、 滝野の森	3 人/日	7.5 h/日	・ 7、8 月の土日祝
		中心、溪流、 滝野の森	2 人/日	7.5 h/日	・ 4、5、6、11 月の土日祝 ・ 5 月の連休 ・ 7、8 月の火木 ・ 9、10 月の土日祝
	休憩所清掃(2)	中心、溪流	1 人/日	6.5 h/日	・ 12/23～1/20 間の全日
		中心、溪流、 滝野の森	2 人/日	6.5 h/日	・ 12/23～1/20 間の 1 日置きと祝
		中心、溪流、 滝野の森	1 人/日	6.5 h/日	・ 1/21～3/31 間の火木土日
	休憩所清掃(3)	中心、溪流	1 人/日	3.25 h 日	・ 1/21～3/31 間の火木土日

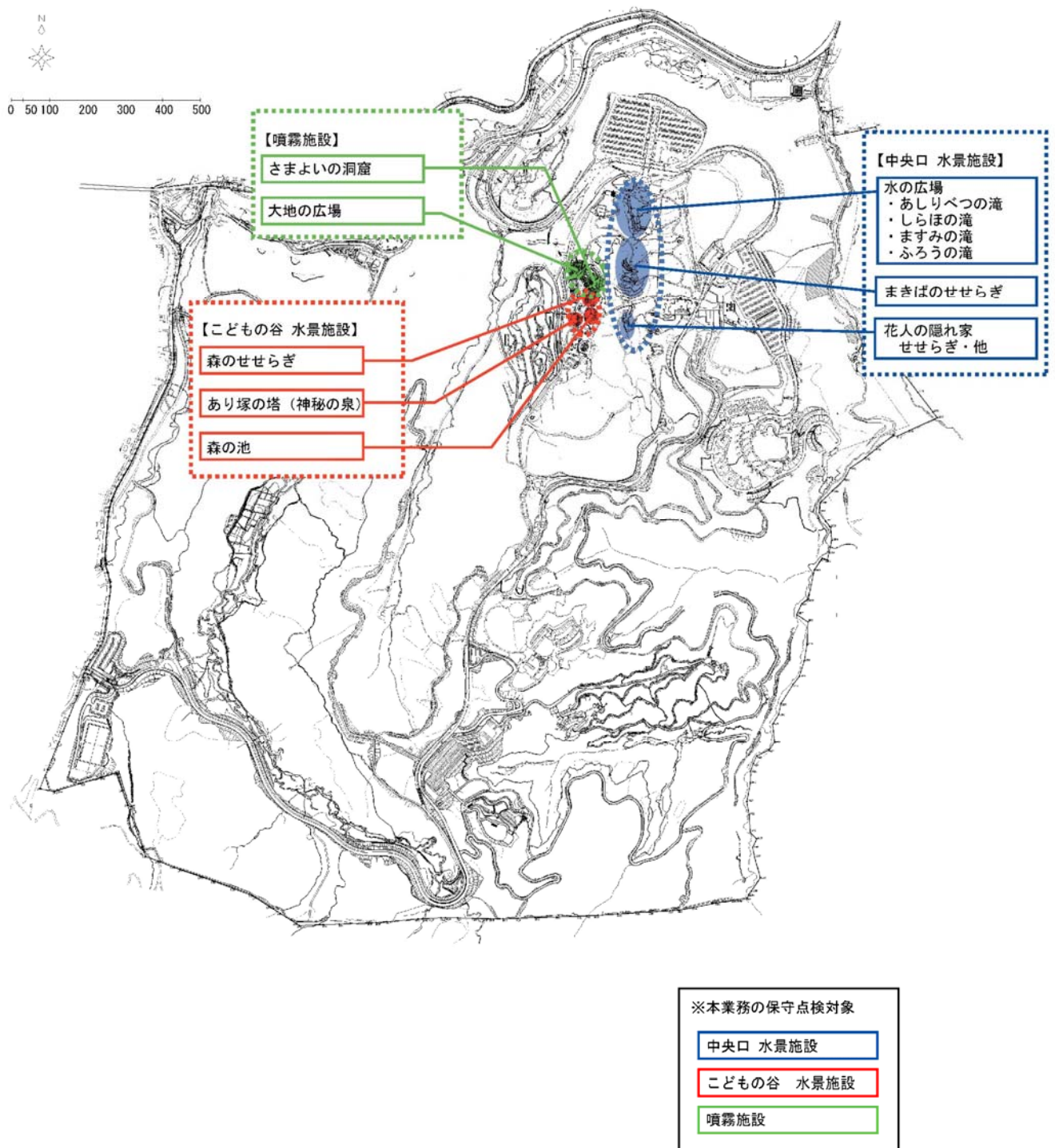
項 目		清掃箇所	作業人員	作業時間	頻 度
便 所	便所清掃(1)	中心、溪流	4人/日	7.5h/日	・7、8月の土日祝
		中心、溪流	2人/日	7.5h/日	・4、5、6、9、10、11月の全日 ・7、8月の平日
		中心、溪流、 滝野の森	3人/日	7.5h/日	・7、8月の土日祝
		中心、溪流、 滝野の森	2人/日	7.5h/日	・4、5、6、9、10月の火木土日祝 ・7、8月の火木 ・11月の火木土日
	便所清掃(2)	中心、溪流	1人/日	6.5h/日	・12/23～1/20間の全日
		中心、溪流、 滝野の森	1人/日	6.5h/日	・12/23～1/20間の火木土日祝
	便所清掃(3)	中心、溪流	1人/日	3.25h/日	・1/21～3/31間の火木土日
		中心、溪流、 滝野の森	1人/日	3.25h/日	・1/21～3/31間の火木土日
池・ 流 れ	池・流れ清掃(1)	せせらぎ水路			・5、6、9月 1回/月 ・7月 2回/月 ・8月 4回/月



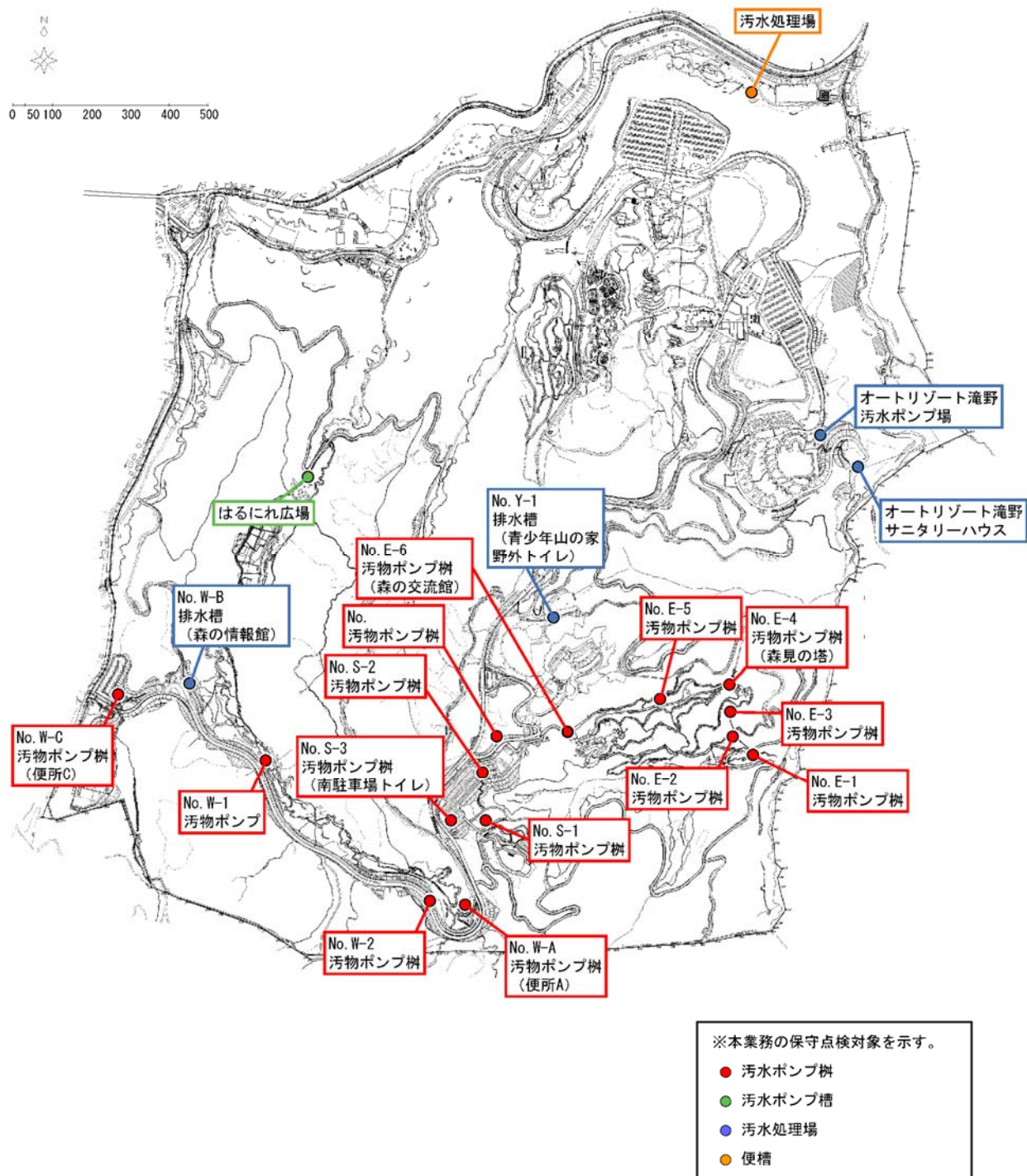
- 清掃箇所(本業務の対象)
- 清掃施設(収益施設)
- 清掃箇所(本業務の対象+収益施設)

※滝野公園事務所庁舎、車庫(公園事務所横)、青少年山の家(研修棟、多目的ホール、宿泊棟)は本業務の対象外。

建物清掃管理図



工作物清掃管理図



汚水処理設備位置図

一般廃棄物（排出量、経費）

【H24】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 24 年 4 月 2 日	生ゴミ、紙くず	1.80 m ³	9,360 円
平成 24 年 4 月 16 日	生ゴミ、紙くず	0.06 m ³	312 円
平成 24 年 4 月 19 日	生ゴミ、紙くず	1.34 m ³	6,968 円
平成 24 年 4 月 23 日	生ゴミ、紙くず	3.68 m ³	19,136 円
平成 24 年 4 月 26 日	生ゴミ、紙くず	1.48 m ³	7,696 円
平成 24 年 4 月 30 日	生ゴミ、紙くず	4.00 m ³	20,800 円
平成 24 年 5 月 3 日	生ゴミ、紙くず	4.40 m ³	22,880 円
平成 24 年 5 月 7 日	生ゴミ、紙くず	2.80 m ³	14,560 円
平成 24 年 5 月 10 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,240 円
平成 24 年 5 月 14 日	生ゴミ、紙くず	3.60 m ³	18,720 円
平成 24 年 5 月 17 日	生ゴミ、紙くず	0.76 m ³	3,952 円
平成 24 年 5 月 21 日	生ゴミ、紙くず	7.60 m ³	39,520 円
平成 24 年 5 月 24 日	生ゴミ、紙くず	3.40 m ³	17,680 円
平成 24 年 5 月 28 日	生ゴミ、紙くず	3.48 m ³	18,096 円
平成 24 年 5 月 31 日	生ゴミ、紙くず	1.96 m ³	10,192 円
平成 24 年 5 月 10 日	木材	19.00 m ³	98,800 円
平成 24 年 6 月 4 日	生ゴミ、紙くず	8.40 m ³	43,680 円
平成 24 年 6 月 7 日	生ゴミ、紙くず	2.56 m ³	13,312 円
平成 24 年 6 月 11 日	生ゴミ、紙くず	4.60 m ³	23,920 円
平成 24 年 6 月 14 日	生ゴミ、紙くず	1.92 m ³	9,984 円
平成 24 年 6 月 18 日	生ゴミ、紙くず	3.60 m ³	18,720 円
平成 24 年 6 月 21 日	生ゴミ、紙くず	0.84 m ³	4,368 円
平成 24 年 6 月 25 日	生ゴミ、紙くず	3.60 m ³	18,720 円
平成 24 年 6 月 28 日	生ゴミ、紙くず	3.80 m ³	19,760 円
平成 24 年 6 月 14 日	木材	10.00 m ³	52,000 円
平成 24 年 7 月 2 日	生ゴミ、紙くず	6.16 m ³	32,032 円
平成 24 年 7 月 5 日	生ゴミ、紙くず	1.40 m ³	7,280 円
平成 24 年 7 月 9 日	生ゴミ、紙くず	5.40 m ³	28,080 円
平成 24 年 7 月 12 日	生ゴミ、紙くず	4.80 m ³	24,960 円
平成 24 年 7 月 16 日	生ゴミ、紙くず	8.80 m ³	45,760 円
平成 24 年 7 月 19 日	生ゴミ、紙くず	8.40 m ³	43,680 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 24 年 7 月 23 日	生ゴミ、紙くず	6.20 m ³	32,240 円
平成 24 年 7 月 26 日	生ゴミ、紙くず	1.60 m ³	8,320 円
平成 24 年 7 月 30 日	生ゴミ、紙くず	9.80 m ³	50,960 円
平成 24 年 8 月 2 日	生ゴミ、紙くず	2.16 m ³	11,232 円
平成 24 年 8 月 6 日	生ゴミ、紙くず	5.04 m ³	26,208 円
平成 24 年 8 月 9 日	生ゴミ、紙くず	3.12 m ³	16,224 円
平成 24 年 8 月 13 日	生ゴミ、紙くず	7.56 m ³	39,312 円
平成 24 年 8 月 16 日	生ゴミ、紙くず	5.20 m ³	27,040 円
平成 24 年 8 月 20 日	生ゴミ、紙くず	9.52 m ³	49,504 円
平成 24 年 8 月 23 日	生ゴミ、紙くず	1.76 m ³	9,152 円
平成 24 年 8 月 27 日	生ゴミ、紙くず	7.84 m ³	40,768 円
平成 24 年 8 月 30 日	生ゴミ、紙くず	1.76 m ³	9,152 円
平成 24 年 9 月 3 日	生ゴミ、紙くず	7.22 m ³	37,544 円
平成 24 年 9 月 6 日	生ゴミ、紙くず	1.76 m ³	9,152 円
平成 24 年 9 月 10 日	生ゴミ、紙くず	5.82 m ³	30,264 円
平成 24 年 9 月 13 日	生ゴミ、紙くず	0.70 m ³	3,640 円
平成 24 年 9 月 17 日	生ゴミ、紙くず	5.88 m ³	30,576 円
平成 24 年 9 月 20 日	生ゴミ、紙くず	3.36 m ³	17,472 円
平成 24 年 9 月 24 日	生ゴミ、紙くず	4.90 m ³	25,480 円
平成 24 年 9 月 27 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,240 円
平成 24 年 10 月 1 日	生ゴミ、紙くず	1.90 m ³	9,880 円
平成 24 年 10 月 4 日	生ゴミ、紙くず	0.78 m ³	4,056 円
平成 24 年 10 月 8 日	生ゴミ、紙くず	3.22 m ³	16,744 円
平成 24 年 10 月 11 日	生ゴミ、紙くず	3.08 m ³	16,016 円
平成 24 年 10 月 15 日	生ゴミ、紙くず	1.62 m ³	8,424 円
平成 24 年 10 月 18 日	生ゴミ、紙くず	0.78 m ³	4,056 円
平成 24 年 10 月 22 日	生ゴミ、紙くず	1.00 m ³	5,200 円
平成 24 年 10 月 25 日	生ゴミ、紙くず	0.70 m ³	3,640 円
平成 24 年 10 月 29 日	生ゴミ、紙くず	1.40 m ³	7,280 円
平成 24 年 10 月 4 日	木材	13.00 m ³	67,600 円
平成 24 年 11 月 1 日	生ゴミ、紙くず	0.52 m ³	2,704 円
平成 24 年 11 月 5 日	生ゴミ、紙くず	0.84 m ³	4,368 円
平成 24 年 11 月 8 日	生ゴミ、紙くず	0.36 m ³	1,872 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 24 年 11 月 12 日	生ゴミ、紙くず	0.84 m ³	4,368 円
平成 24 年 12 月 31 日	生ゴミ、紙くず	3.04 m ³	15,808 円
平成 24 年 12 月 4 日	木材	10.00 m ³	52,000 円
平成 25 年 1 月 7 日	生ゴミ、紙くず	2.32 m ³	12,064 円
平成 25 年 1 月 10 日	生ゴミ、紙くず	0.98 m ³	5,096 円
平成 25 年 1 月 14 日	生ゴミ、紙くず	2.02 m ³	10,504 円
平成 25 年 1 月 17 日	生ゴミ、紙くず	1.48 m ³	7,696 円
平成 25 年 1 月 21 日	生ゴミ、紙くず	1.94 m ³	10,088 円
平成 25 年 1 月 24 日	生ゴミ、紙くず	0.56 m ³	2,912 円
平成 25 年 1 月 28 日	生ゴミ、紙くず	1.12 m ³	5,824 円
平成 25 年 1 月 31 日	生ゴミ、紙くず	0.36 m ³	1,872 円
平成 25 年 2 月 4 日	生ゴミ、紙くず	0.78 m ³	4,056 円
平成 25 年 2 月 7 日	生ゴミ、紙くず	0.64 m ³	3,328 円
平成 25 年 2 月 11 日	生ゴミ、紙くず	1.34 m ³	6,968 円
平成 25 年 2 月 14 日	生ゴミ、紙くず	1.54 m ³	8,008 円
平成 25 年 2 月 18 日	生ゴミ、紙くず	1.40 m ³	7,280 円
平成 25 年 2 月 21 日	生ゴミ、紙くず	0.42 m ³	2,184 円
平成 25 年 2 月 25 日	生ゴミ、紙くず	0.98 m ³	5,096 円
平成 25 年 2 月 28 日	生ゴミ、紙くず	0.28 m ³	1,456 円
平成 25 年 3 月 4 日	生ゴミ、紙くず	0.70 m ³	3,640 円
平成 25 年 3 月 7 日	生ゴミ、紙くず	0.40 m ³	2,080 円
平成 25 年 3 月 11 日	生ゴミ、紙くず	0.70 m ³	3,640 円
平成 25 年 3 月 14 日	生ゴミ、紙くず	0.52 m ³	2,704 円
平成 25 年 3 月 18 日	生ゴミ、紙くず	0.70 m ³	3,640 円
平成 25 年 3 月 21 日	生ゴミ、紙くず	0.52 m ³	2,704 円
平成 25 年 3 月 25 日	生ゴミ、紙くず	0.84 m ³	4,368 円
平成 25 年 3 月 28 日	生ゴミ、紙くず	0.56 m ³	2,912 円

【H25】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 25 年 4 月 1 日	生ゴミ、紙くず	1.34 m ³	7,772 円
平成 25 年 4 月 11 日	生ゴミ、紙くず	0.06 m ³	348 円
平成 25 年 4 月 18 日	生ゴミ、紙くず	0.08 m ³	464 円
平成 25 年 4 月 22 日	生ゴミ、紙くず	1.60 m ³	9,280 円
平成 25 年 4 月 25 日	生ゴミ、紙くず	0.22 m ³	1,276 円
平成 25 年 4 月 29 日	生ゴミ、紙くず	4.06 m ³	23,548 円
平成 25 年 4 月 25 日	木材	18.00 m ³	104,400 円
平成 25 年 5 月 2 日	生ゴミ、紙くず	0.84 m ³	4,872 円
平成 25 年 5 月 6 日	生ゴミ、紙くず	1.52 m ³	8,816 円
平成 25 年 5 月 9 日	生ゴミ、紙くず	0.84 m ³	4,872 円
平成 25 年 5 月 13 日	生ゴミ、紙くず	2.18 m ³	12,644 円
平成 25 年 5 月 16 日	生ゴミ、紙くず	0.82 m ³	4,756 円
平成 25 年 5 月 20 日	生ゴミ、紙くず	4.56 m ³	26,448 円
平成 25 年 5 月 23 日	生ゴミ、紙くず	0.50 m ³	2,900 円
平成 25 年 5 月 27 日	生ゴミ、紙くず	5.32 m ³	30,856 円
平成 25 年 5 月 30 日	生ゴミ、紙くず	2.10 m ³	12,180 円
平成 25 年 5 月 25 日	植物性廃材	42.5 m ³	246,500 円
平成 25 年 6 月 3 日	生ゴミ、紙くず	5.74 m ³	33,292 円
平成 25 年 6 月 6 日	生ゴミ、紙くず	1.82 m ³	10,556 円
平成 25 年 6 月 10 日	生ゴミ、紙くず	8.76 m ³	50,808 円
平成 25 年 6 月 13 日	生ゴミ、紙くず	1.96 m ³	11,368 円
平成 25 年 6 月 17 日	生ゴミ、紙くず	3.64 m ³	21,112 円
平成 25 年 6 月 20 日	生ゴミ、紙くず	1.34 m ³	7,772 円
平成 25 年 6 月 24 日	生ゴミ、紙くず	4.56 m ³	26,448 円
平成 25 年 6 月 27 日	生ゴミ、紙くず	1.12 m ³	6,496 円
平成 26 年 6 月 7 日	植物性廃材	60.00 m ³	348,000 円
平成 26 年 6 月 19 日	植物性廃材	61.00 m ³	353,800 円
平成 26 年 6 月 20 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 26 年 6 月 21 日	植物性廃材	61.00 m ³	353,800 円
平成 26 年 6 月 26 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 26 年 6 月 27 日	植物性廃材	61.00 m ³	353,800 円
平成 25 年 7 月 1 日	生ゴミ、紙くず	4.90 m ³	28,420 円
平成 25 年 7 月 4 日	生ゴミ、紙くず	1.48 m ³	8,584 円
平成 25 年 7 月 8 日	生ゴミ、紙くず	4.48 m ³	25,984 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 25 年 7 月 11 日	生ゴミ、紙くず	1.06 m ³	6,148 円
平成 25 年 7 月 15 日	生ゴミ、紙くず	5.32 m ³	30,856 円
平成 25 年 7 月 18 日	生ゴミ、紙くず	4.28 m ³	24,824 円
平成 25 年 7 月 22 日	生ゴミ、紙くず	4.48 m ³	25,984 円
平成 25 年 7 月 25 日	生ゴミ、紙くず	1.62 m ³	9,396 円
平成 25 年 7 月 29 日	生ゴミ、紙くず	3.58 m ³	20,764 円
平成 25 年 7 月 4 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 25 年 7 月 5 日	植物性廃材	61.00 m ³	353,800 円
平成 25 年 7 月 11 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 25 年 7 月 17 日	植物性廃材	62.00 m ³	359,600 円
平成 25 年 7 月 26 日	植物性廃材	30.00 m ³	174,000 円
平成 25 年 8 月 1 日	生ゴミ、紙くず	1.82 m ³	10,556 円
平成 25 年 8 月 5 日	生ゴミ、紙くず	6.16 m ³	35,728 円
平成 25 年 8 月 8 日	生ゴミ、紙くず	3.44 m ³	19,952 円
平成 25 年 8 月 12 日	生ゴミ、紙くず	5.60 m ³	32,480 円
平成 25 年 8 月 15 日	生ゴミ、紙くず	5.44 m ³	31,552 円
平成 25 年 8 月 19 日	生ゴミ、紙くず	4.84 m ³	28,072 円
平成 25 年 8 月 22 日	生ゴミ、紙くず	1.62 m ³	9,396 円
平成 25 年 8 月 26 日	生ゴミ、紙くず	2.38 m ³	13,804 円
平成 25 年 8 月 29 日	生ゴミ、紙くず	1.06 m ³	6,148 円
平成 25 年 8 月 2 日	植物性廃材	61.00 m ³	353,800 円
平成 25 年 8 月 12 日	植物性廃材	73.00 m ³	423,400 円
平成 25 年 9 月 2 日	生ゴミ、紙くず	2.50 m ³	14,500 円
平成 25 年 9 月 5 日	生ゴミ、紙くず	0.82 m ³	4,756 円
平成 25 年 9 月 9 日	生ゴミ、紙くず	3.16 m ³	18,328 円
平成 25 年 9 月 12 日	生ゴミ、紙くず	1.26 m ³	7,308 円
平成 25 年 9 月 16 日	生ゴミ、紙くず	2.88 m ³	16,704 円
平成 25 年 9 月 19 日	生ゴミ、紙くず	2.80 m ³	16,240 円
平成 25 年 9 月 23 日	生ゴミ、紙くず	5.96 m ³	34,568 円
平成 25 年 9 月 26 日	生ゴミ、紙くず	2.94 m ³	17,052 円
平成 25 年 10 月 21 日	生ゴミ、紙くず	2.04 m ³	11,832 円
平成 25 年 10 月 24 日	生ゴミ、紙くず	0.78 m ³	4,524 円
平成 25 年 10 月 28 日	生ゴミ、紙くず	0.64 m ³	3,712 円
平成 25 年 10 月 31 日	生ゴミ、紙くず	0.50 m ³	2,900 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 25 年 11 月 9 日	植物性廃材	96.00 m ³	556,800 円
平成 25 年 11 月 14 日	木材	11.40 m ³	66,120 円
平成 25 年 11 月 16 日	植物性廃材	64.00 m ³	371,200 円
平成 25 年 11 月 22 日	植物性廃材	48.00 m ³	278,400 円
平成 25 年 11 月 23 日	植物性廃材	48.00 m ³	278,400 円
平成 25 年 11 月 28 日	木材	2.40 m ³	13,920 円
平成 25 年 12 月 26 日	生ゴミ、紙くず	3.68 m ³	21,344 円
平成 25 年 12 月 30 日	生ゴミ、紙くず	0.68 m ³	3,944 円
平成 25 年 12 月 2 日	植物性廃材	80.00 m ³	464,000 円
平成 26 年 1 月 6 日	生ゴミ、紙くず	2.02 m ³	11,716 円
平成 26 年 1 月 9 日	生ゴミ、紙くず	0.90 m ³	5,220 円
平成 26 年 1 月 13 日	生ゴミ、紙くず	1.40 m ³	8,120 円
平成 26 年 1 月 16 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,960 円
平成 26 年 1 月 20 日	生ゴミ、紙くず	1.82 m ³	10,556 円
平成 26 年 1 月 23 日	生ゴミ、紙くず	0.62 m ³	3,596 円
平成 26 年 1 月 27 日	生ゴミ、紙くず	1.32 m ³	7,656 円
平成 26 年 1 月 30 日	生ゴミ、紙くず	0.54 m ³	3,132 円
平成 26 年 2 月 3 日	生ゴミ、紙くず	1.36 m ³	7,888 円
平成 26 年 2 月 6 日	生ゴミ、紙くず	0.40 m ³	2,320 円
平成 26 年 2 月 10 日	生ゴミ、紙くず	2.98 m ³	17,284 円
平成 26 年 2 月 13 日	生ゴミ、紙くず	0.98 m ³	5,684 円
平成 26 年 2 月 17 日	生ゴミ、紙くず	1.26 m ³	7,308 円
平成 26 年 2 月 20 日	生ゴミ、紙くず	0.38 m ³	2,204 円
平成 26 年 2 月 24 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,960 円
平成 26 年 2 月 27 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,960 円
平成 26 年 3 月 3 日	生ゴミ、紙くず	1.26 m ³	7,308 円
平成 26 年 3 月 6 日	生ゴミ、紙くず	0.40 m ³	2,320 円
平成 26 年 3 月 10 日	生ゴミ、紙くず	1.10 m ³	6,380 円
平成 26 年 3 月 13 日	生ゴミ、紙くず	0.48 m ³	2,784 円
平成 26 年 3 月 17 日	生ゴミ、紙くず	0.92 m ³	5,336 円
平成 26 年 3 月 20 日	生ゴミ、紙くず	0.32 m ³	1,856 円
平成 26 年 3 月 24 日	生ゴミ、紙くず	1.76 m ³	10,208 円
平成 26 年 3 月 31 日	生ゴミ、紙くず	1.42 m ³	8,236 円

【H26】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 26 年 4 月 3 日	生ゴミ、紙くず	0.38 m ³	2,204 円
平成 26 年 4 月 21 日	生ゴミ、紙くず	2.24 m ³	12,992 円
平成 26 年 4 月 24 日	生ゴミ、紙くず	0.78 m ³	4,524 円
平成 26 年 4 月 28 日	生ゴミ、紙くず	5.54 m ³	32,132 円
平成 26 年 5 月 1 日	生ゴミ、紙くず	2.60 m ³	15,080 円
平成 26 年 5 月 5 日	生ゴミ、紙くず	8.32 m ³	48,256 円
平成 26 年 5 月 8 日	生ゴミ、紙くず	4.98 m ³	28,884 円
平成 26 年 5 月 12 日	生ゴミ、紙くず	4.00 m ³	23,200 円
平成 26 年 5 月 15 日	生ゴミ、紙くず	1.38 m ³	8,004 円
平成 26 年 5 月 19 日	生ゴミ、紙くず	1.44 m ³	8,352 円
平成 26 年 5 月 22 日	生ゴミ、紙くず	1.48 m ³	8,584 円
平成 26 年 5 月 26 日	生ゴミ、紙くず	5.04 m ³	29,232 円
平成 26 年 5 月 29 日	生ゴミ、紙くず	1.40 m ³	8,120 円
平成 26 年 5 月 22 日	木材	17.20 m ³	99,760 円
平成 26 年 5 月 20 日	植物性廃材	15.00 m ³	87,000 円
平成 26 年 5 月 22 日	植物性廃材	45.00 m ³	261,000 円
平成 26 年 5 月 23 日	植物性廃材	44.00 m ³	255,200 円
平成 26 年 5 月 28 日	植物性廃材	61.00 m ³	353,800 円
平成 26 年 5 月 29 日	植物性廃材	30.00 m ³	174,000 円
平成 26 年 6 月 2 日	生ゴミ、紙くず	6.10 m ³	35,380 円
平成 26 年 6 月 5 日	生ゴミ、紙くず	3.16 m ³	18,328 円
平成 26 年 6 月 9 日	生ゴミ、紙くず	2.52 m ³	14,616 円
平成 26 年 6 月 12 日	生ゴミ、紙くず	0.84 m ³	4,872 円
平成 26 年 6 月 16 日	生ゴミ、紙くず	1.20 m ³	6,960 円
平成 26 年 6 月 19 日	生ゴミ、紙くず	1.82 m ³	10,556 円
平成 26 年 6 月 23 日	生ゴミ、紙くず	5.96 m ³	34,568 円
平成 26 年 6 月 26 日	生ゴミ、紙くず	1.68 m ³	9,744 円
平成 26 年 6 月 30 日	生ゴミ、紙くず	4.62 m ³	26,796 円
平成 26 年 6 月 5 日	植物性廃材	31.00 m ³	179,800 円
平成 26 年 6 月 6 日	植物性廃材	31.00 m ³	179,800 円
平成 26 年 6 月 13 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 26 年 6 月 19 日	植物性廃材	61.00 m ³	353,800 円
平成 26 年 6 月 20 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 26 年 6 月 26 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 26 年 7 月 3 日	生ゴミ、紙くず	1.82 m ³	10,556 円
平成 26 年 7 月 7 日	生ゴミ、紙くず	4.96 m ³	28,768 円
平成 26 年 7 月 10 日	生ゴミ、紙くず	1.96 m ³	11,368 円
平成 26 年 7 月 14 日	生ゴミ、紙くず	4.62 m ³	26,796 円
平成 26 年 7 月 17 日	生ゴミ、紙くず	1.34 m ³	7,772 円
平成 26 年 7 月 21 日	生ゴミ、紙くず	4.62 m ³	26,796 円
平成 26 年 7 月 24 日	生ゴミ、紙くず	3.86 m ³	22,388 円
平成 26 年 7 月 28 日	生ゴミ、紙くず	2.46 m ³	14,268 円
平成 26 年 7 月 31 日	生ゴミ、紙くず	3.58 m ³	20,764 円
平成 26 年 7 月 3 日	植物性廃材	46.00 m ³	266,800 円
平成 26 年 7 月 31 日	植物性廃材	31.00 m ³	179,800 円
平成 26 年 8 月 4 日	生ゴミ、紙くず	6.52 m ³	37,816 円
平成 26 年 8 月 7 日	生ゴミ、紙くず	1.62 m ³	9,396 円
平成 26 年 8 月 11 日	生ゴミ、紙くず	4.84 m ³	28,072 円
平成 26 年 8 月 14 日	生ゴミ、紙くず	3.72 m ³	21,576 円
平成 26 年 8 月 18 日	生ゴミ、紙くず	7.00 m ³	40,600 円
平成 26 年 8 月 21 日	生ゴミ、紙くず	5.32 m ³	30,856 円
平成 26 年 8 月 25 日	生ゴミ、紙くず	3.72 m ³	21,576 円
平成 26 年 8 月 28 日	生ゴミ、紙くず	1.34 m ³	7,772 円
平成 26 年 8 月 27 日	植物性廃材	91.00 m ³	527,800 円
平成 26 年 9 月 1 日	生ゴミ、紙くず	5.46 m ³	31,668 円
平成 26 年 9 月 4 日	生ゴミ、紙くず	1.30 m ³	7,540 円
平成 26 年 9 月 8 日	生ゴミ、紙くず	4.84 m ³	28,072 円
平成 26 年 9 月 11 日	生ゴミ、紙くず	0.78 m ³	4,524 円
平成 26 年 9 月 15 日	生ゴミ、紙くず	3.36 m ³	19,488 円
平成 26 年 9 月 18 日	生ゴミ、紙くず	3.92 m ³	22,736 円
平成 26 年 9 月 22 日	生ゴミ、紙くず	4.62 m ³	26,796 円
平成 26 年 9 月 25 日	生ゴミ、紙くず	3.50 m ³	20,300 円
平成 26 年 9 月 29 日	生ゴミ、紙くず	3.36 m ³	19,488 円
平成 26 年 9 月 3 日	植物性廃材	61.00 m ³	353,800 円
平成 26 年 9 月 4 日	植物性廃材	76.00 m ³	440,800 円
平成 26 年 10 月 2 日	生ゴミ、紙くず	1.30 m ³	7,540 円
平成 26 年 10 月 6 日	生ゴミ、紙くず	2.74 m ³	15,892 円
平成 26 年 10 月 9 日	生ゴミ、紙くず	1.10 m ³	6,380 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 26 年 10 月 13 日	生ゴミ、紙くず	2.50 m ³	14,500 円
平成 26 年 10 月 16 日	生ゴミ、紙くず	1.16 m ³	6,728 円
平成 26 年 10 月 20 日	生ゴミ、紙くず	1.48 m ³	8,584 円
平成 26 年 10 月 23 日	生ゴミ、紙くず	0.48 m ³	2,784 円
平成 26 年 10 月 27 日	生ゴミ、紙くず	1.54 m ³	8,932 円
平成 26 年 10 月 30 日	生ゴミ、紙くず	0.40 m ³	2,320 円
平成 26 年 10 月 3 日	植物性廃材	45.00 m ³	261,000 円
平成 26 年 11 月 3 日	生ゴミ、紙くず	1.60 m ³	9,280 円
平成 26 年 11 月 6 日	生ゴミ、紙くず	0.96 m ³	5,568 円
平成 26 年 11 月 10 日	生ゴミ、紙くず	1.50 m ³	8,700 円
平成 26 年 11 月 13 日	生ゴミ、紙くず	0.28 m ³	1,624 円
平成 26 年 11 月 17 日	生ゴミ、紙くず	0.22 m ³	1,276 円
平成 26 年 11 月 20 日	生ゴミ、紙くず	0.06 m ³	348 円
平成 26 年 11 月 27 日	生ゴミ、紙くず	0.42 m ³	2,436 円
平成 26 年 11 月 27 日	木材	28.00 m ³	162,400 円
平成 26 年 12 月 11 日	生ゴミ、紙くず	0.06 m ³	348 円
平成 26 年 12 月 25 日	生ゴミ、紙くず	0.78 m ³	4,524 円
平成 26 年 12 月 29 日	生ゴミ、紙くず	0.92 m ³	5,336 円
平成 26 年 12 月 5 日	植物性廃材	75.00 m ³	435,000 円
平成 26 年 12 月 10 日	植物性廃材	90.00 m ³	527,800 円
平成 27 年 1 月 5 日	生ゴミ、紙くず	2.80 m ³	16,240 円
平成 27 年 1 月 8 日	生ゴミ、紙くず	0.50 m ³	2,900 円
平成 27 年 1 月 12 日	生ゴミ、紙くず	1.84 m ³	10,672 円
平成 27 年 1 月 15 日	生ゴミ、紙くず	1.60 m ³	9,280 円
平成 27 年 1 月 19 日	生ゴミ、紙くず	1.74 m ³	10,092 円
平成 27 年 1 月 22 日	生ゴミ、紙くず	0.52 m ³	3,016 円
平成 27 年 1 月 26 日	生ゴミ、紙くず	1.90 m ³	11,020 円
平成 27 年 1 月 29 日	生ゴミ、紙くず	0.60 m ³	3,480 円
平成 27 年 2 月 2 日	生ゴミ、紙くず	1.56 m ³	9,048 円
平成 27 年 2 月 5 日	生ゴミ、紙くず	0.44 m ³	2,552 円
平成 27 年 2 月 9 日	生ゴミ、紙くず	1.56 m ³	9,048 円
平成 27 年 2 月 12 日	生ゴミ、紙くず	0.90 m ³	5,220 円
平成 27 年 2 月 16 日	生ゴミ、紙くず	1.10 m ³	6,380 円

産業廃棄物（排出量、経費）

【H24】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 24 年 6 月 6 日	金属(Ｂランク)	3.2 m ³	8,000 円
平成 24 年 6 月 6 日	廃プラスチック	4.0 m ³	16,000 円
平成 24 年 6 月 6 日	廃電池	4.0kg	800 円
平成 24 年 6 月 6 日	廃蛍光管	90.0 本	7,200 円
平成 24 年 6 月 6 日	廃プラスチック(ブルーシート他焼却)	330.0kg	26,400 円
平成 24 年 6 月 6 日	金属(安定器 3 本)	10.0kg	1,000 円
平成 24 年 6 月 6 日	自転車用タイヤ	1.0 本	100 円
平成 24 年 6 月 6 日	乗用車廃タイヤ(ホイール付)	1.0 本	400 円
平成 24 年 6 月 27 日	金属(Ｂランク)	0.2 m ³	500 円
平成 24 年 6 月 27 日	廃プラスチック	1.2 m ³	4,800 円
平成 24 年 6 月 27 日	廃プラスチック(ブルーシート他焼却)	50.0kg	4,000 円
平成 24 年 11 月 29 日	金属(Ｂランク)	4.5 m ³	11,250 円
平成 24 年 11 月 29 日	廃プラスチック	8.5 m ³	34,000 円
平成 24 年 11 月 29 日	発砲スチロール	1.3 m ³	1,300 円
平成 24 年 11 月 29 日	廃電池	6.0kg	1,200 円
平成 24 年 11 月 29 日	廃蛍光管	96.0 本	7,680 円
平成 24 年 11 月 29 日	廃プラスチック(ブルーシート他焼却)	910.0kg	72,800 円

【H25】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 25 年 5 月 21 日	金属(Ｂランク)	1.0 m ³	2,000 円
平成 25 年 5 月 21 日	廃プラスチック	11.8 m ³	44,840 円
平成 25 年 5 月 21 日	ガラス・陶磁器	90.0kg	2,700 円
平成 25 年 5 月 21 日	廃電池	4.0kg	800 円
平成 25 年 5 月 21 日	廃蛍光管	90.0 本	7,200 円
平成 25 年 5 月 21 日	廃プラスチック(ブルーシート他焼却)	680.0kg	51,000 円
平成 25 年 5 月 21 日	自転車用タイヤ	25.0 本	1,750 円
平成 25 年 11 月 14 日	金属(Ｂランク)	3.2 m ³	6,400 円
平成 25 年 11 月 14 日	廃プラスチック	5.5 m ³	20,900 円
平成 25 年 11 月 14 日	廃電池	5.0kg	1,000 円
平成 25 年 11 月 14 日	廃蛍光管	116.0 本	9,280 円
平成 25 年 11 月 14 日	廃プラスチック(ブルーシート他焼却)	450.0kg	33,750 円
平成 25 年 11 月 14 日	自転車用タイヤ	10.0 本	250 円
平成 25 年 11 月 14 日	乗用車廃タイヤ(ホイール付)	1.0 本	700 円

【H26】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 26 年 4 月 24 日	金属(Bランク)	1.0 m ³	1,500 円
平成 26 年 4 月 24 日	廃プラスチック	10.0 m ³	38,000 円
平成 26 年 4 月 24 日	廃電池	10.0kg	2,000 円
平成 26 年 4 月 24 日	廃蛍光管	96.0 本	7,680 円
平成 26 年 4 月 24 日	廃プラスチック(ブルーシート他焼却)	1350.0kg	94,500 円
平成 26 年 4 月 24 日	コンクリート(無筋)	2480.0kg	24,800 円
平成 26 年 5 月 23 日	コンクリート(無筋)	1,994.0kg	199,400 円
平成 26 年 7 月 10 日	燃殻	2,520kg	75,600 円
平成 26 年 7 月 16 日	燃殻	5,110kg	153,300 円
平成 26 年 7 月 17 日	燃殻	2,660kg	79,800 円
平成 26 年 10 月 30 日	廃プラスチック(ブルーシート他焼却)	280.0kg	19,600 円
平成 26 年 11 月 13 日	金属(Bランク)	5.0 m ³	7,500 円
平成 26 年 11 月 13 日	廃プラスチック	3.0 m ³	11,400 円
平成 26 年 11 月 13 日	廃電池	6.0kg	1,200 円
平成 26 年 11 月 13 日	廃プラスチック(ブルーシート他焼却)	780.0kg	54,600 円
平成 26 年 12 月 2 日	混合廃棄物	13.0 m ³	52,000 円
平成 26 年 12 月 2 日	廃金属	3.0 m ³	4,500 円

資源廃棄物（排出量、経費）

【H24】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 24 年 4 月 3 日	ビン・カン・ペットボトル	0.40 m ³	680 円
平成 24 年 4 月 24 日	ビン・カン・ペットボトル	0.80 m ³	1,360 円
平成 24 年 5 月 1 日	ビン・カン・ペットボトル	5.10 m ³	8,670 円
平成 24 年 5 月 8 日	ビン・カン・ペットボトル	3.60 m ³	6,120 円
平成 24 年 5 月 15 日	ビン・カン・ペットボトル	1.80 m ³	3,060 円
平成 24 年 5 月 22 日	ビン・カン・ペットボトル	4.10 m ³	6,970 円
平成 24 年 5 月 29 日	ビン・カン・ペットボトル	2.30 m ³	3,910 円
平成 24 年 6 月 5 日	ビン・カン・ペットボトル	4.00 m ³	6,800 円
平成 24 年 6 月 12 日	ビン・カン・ペットボトル	3.00 m ³	5,100 円
平成 24 年 6 月 19 日	ビン・カン・ペットボトル	1.40 m ³	2,380 円
平成 24 年 6 月 26 日	ビン・カン・ペットボトル	1.40 m ³	2,380 円
平成 24 年 7 月 3 日	ビン・カン・ペットボトル	2.50 m ³	4,250 円
平成 24 年 7 月 10 日	ビン・カン・ペットボトル	4.40 m ³	7,480 円
平成 24 年 7 月 17 日	ビン・カン・ペットボトル	4.30 m ³	7,310 円
平成 24 年 7 月 24 日	ビン・カン・ペットボトル	6.30 m ³	10,710 円
平成 24 年 7 月 27 日	ビン・カン・ペットボトル	1.20 m ³	2,040 円
平成 24 年 7 月 31 日	ビン・カン・ペットボトル	7.50 m ³	12,750 円
平成 24 年 8 月 3 日	ビン・カン・ペットボトル	2.80 m ³	4,760 円
平成 24 年 8 月 7 日	ビン・カン・ペットボトル	4.60 m ³	7,820 円
平成 24 年 8 月 10 日	ビン・カン・ペットボトル	5.00 m ³	8,500 円
平成 24 年 8 月 14 日	ビン・カン・ペットボトル	6.30 m ³	10,710 円
平成 24 年 8 月 17 日	ビン・カン・ペットボトル	6.70 m ³	11,390 円
平成 24 年 8 月 21 日	ビン・カン・ペットボトル	7.70 m ³	13,090 円
平成 24 年 8 月 24 日	ビン・カン・ペットボトル	1.30 m ³	2,210 円
平成 24 年 8 月 28 日	ビン・カン・ペットボトル	5.90 m ³	10,030 円
平成 24 年 8 月 31 日	ビン・カン・ペットボトル	1.10 m ³	1,870 円
平成 24 年 9 月 4 日	ビン・カン・ペットボトル	4.20 m ³	7,140 円
平成 24 年 9 月 11 日	ビン・カン・ペットボトル	4.00 m ³	6,800 円
平成 24 年 9 月 18 日	ビン・カン・ペットボトル	4.80 m ³	8,160 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 24 年 9 月 25 日	ビソ・カン・ペットホートル	4.50 m ³	7,650 円
平成 24 年 10 月 2 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.20 m ³	2,040 円
平成 24 年 10 月 9 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.70 m ³	6,290 円
平成 24 年 10 月 16 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.80 m ³	3,060 円
平成 24 年 10 月 23 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.40 m ³	680 円
平成 24 年 10 月 30 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.60 m ³	1,020 円
平成 24 年 11 月 6 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.30 m ³	510 円
平成 24 年 11 月 13 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.20 m ³	340 円
平成 24 年 12 月 25 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.90 m ³	1,530 円
平成 25 年 1 月 8 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.10 m ³	5,270 円
平成 25 年 1 月 15 日	ビソ・カン・ペットホートル	2.10 m ³	3,570 円
平成 25 年 1 月 22 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.50 m ³	2,550 円
平成 25 年 1 月 29 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.70 m ³	1,190 円
平成 25 年 2 月 5 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.70 m ³	1,190 円
平成 25 年 2 月 12 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.40 m ³	2,380 円
平成 25 年 2 月 19 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.80 m ³	1,360 円
平成 25 年 2 月 26 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.70 m ³	1,190 円
平成 25 年 3 月 5 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.40 m ³	680 円
平成 25 年 3 月 12 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.40 m ³	680 円
平成 25 年 3 月 19 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.55 m ³	935 円
平成 25 年 3 月 26 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.62 m ³	1,054 円

【H25】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 25 年 4 月 2 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.52 m ³	884 円
平成 25 年 5 月 14 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.06 m ³	102 円
平成 25 年 5 月 21 日	ビソ・カン・ペットホートル	5.00 m ³	8,500 円
平成 25 年 5 月 28 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.00 m ³	5,100 円
平成 25 年 6 月 4 日	ビソ・カン・ペットホートル	4.00 m ³	6,800 円
平成 25 年 6 月 11 日	ビソ・カン・ペットホートル	5.00 m ³	8,500 円
平成 25 年 6 月 18 日	ビソ・カン・ペットホートル	4.00 m ³	6,800 円
平成 25 年 6 月 25 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.10 m ³	5,270 円
平成 25 年 7 月 2 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.00 m ³	5,100 円
平成 25 年 7 月 9 日	ビソ・カン・ペットホートル	2.40 m ³	4,080 円
平成 25 年 7 月 16 日	ビソ・カン・ペットホートル	6.60 m ³	11,220 円
平成 25 年 7 月 23 日	ビソ・カン・ペットホートル	6.70 m ³	11,390 円
平成 25 年 7 月 26 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.00 m ³	1,700 円
平成 25 年 7 月 30 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.70 m ³	2,890 円
平成 25 年 8 月 2 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.40 m ³	2,380 円
平成 25 年 8 月 6 日	ビソ・カン・ペットホートル	5.30 m ³	9,010 円
平成 25 年 8 月 9 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.00 m ³	5,100 円
平成 25 年 8 月 13 日	ビソ・カン・ペットホートル	4.10 m ³	6,970 円
平成 25 年 8 月 16 日	ビソ・カン・ペットホートル	5.20 m ³	8,840 円
平成 25 年 8 月 20 日	ビソ・カン・ペットホートル	2.90 m ³	4,930 円
平成 25 年 8 月 23 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.20 m ³	2,040 円
平成 25 年 8 月 27 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.60 m ³	2,720 円
平成 25 年 8 月 30 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.60 m ³	1,020 円
平成 25 年 9 月 3 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.90 m ³	1,530 円
平成 25 年 9 月 10 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.80 m ³	3,060 円
平成 25 年 9 月 17 日	ビソ・カン・ペットホートル	2.20 m ³	3,740 円
平成 25 年 9 月 24 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.90 m ³	6,630 円
平成 25 年 10 月 29 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.30 m ³	2,210 円
平成 25 年 11 月 5 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.16 m ³	272 円
平成 25 年 11 月 19 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.20 m ³	340 円

【H26】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 26 年 4 月 1 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.45 m ³	765 円
平成 26 年 4 月 8 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.05 m ³	85 円
平成 26 年 4 月 15 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.00 m ³	0 円
平成 26 年 4 月 22 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.25 m ³	425 円
平成 26 年 4 月 29 日	ビソ・カン・ペットホートル	2.80 m ³	4,760 円
平成 26 年 5 月 6 日	ビソ・カン・ペットホートル	7.20 m ³	12,240 円
平成 26 年 5 月 7 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.00 m ³	0 円
平成 26 年 5 月 13 日	ビソ・カン・ペットホートル	7.00 m ³	11,900 円
平成 26 年 5 月 20 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.10 m ³	1,870 円
平成 26 年 5 月 27 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.20 m ³	5,440 円
平成 26 年 6 月 3 日	ビソ・カン・ペットホートル	9.00 m ³	15,300 円
平成 26 年 6 月 10 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.00 m ³	5,100 円
平成 26 年 6 月 17 日	ビソ・カン・ペットホートル	1.40 m ³	2,380 円
平成 26 年 6 月 24 日	ビソ・カン・ペットホートル	6.00 m ³	10,200 円
平成 26 年 7 月 1 日	ビソ・カン・ペットホートル	6.00 m ³	10,200 円
平成 26 年 7 月 8 日	ビソ・カン・ペットホートル	7.00 m ³	11,900 円
平成 26 年 7 月 15 日	ビソ・カン・ペットホートル	5.00 m ³	8,500 円
平成 26 年 7 月 22 日	ビソ・カン・ペットホートル	9.00 m ³	15,300 円
平成 26 年 7 月 29 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.00 m ³	5,100 円
平成 26 年 8 月 1 日	ビソ・カン・ペットホートル	4.60 m ³	7,820 円
平成 26 年 8 月 5 日	ビソ・カン・ペットホートル	10.00 m ³	17,000 円
平成 26 年 8 月 8 日	ビソ・カン・ペットホートル	0.40 m ³	680 円
平成 26 年 8 月 12 日	ビソ・カン・ペットホートル	4.00 m ³	6,800 円
平成 26 年 8 月 15 日	ビソ・カン・ペットホートル	5.60 m ³	9,520 円
平成 26 年 8 月 19 日	ビソ・カン・ペットホートル	4.00 m ³	6,800 円
平成 26 年 8 月 19 日	ビソ・カン・ペットホートル	7.00 m ³	11,900 円
平成 26 年 8 月 26 日	ビソ・カン・ペットホートル	2.00 m ³	3,400 円
平成 26 年 9 月 2 日	ビソ・カン・ペットホートル	4.50 m ³	7,650 円
平成 26 年 9 月 9 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.00 m ³	5,100 円
平成 26 年 9 月 16 日	ビソ・カン・ペットホートル	4.00 m ³	6,800 円
平成 26 年 9 月 23 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.20 m ³	5,440 円
平成 26 年 9 月 30 日	ビソ・カン・ペットホートル	3.20 m ³	5,440 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 26 年 10 月 7 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.60 m ³	1,020 円
平成 26 年 10 月 14 日	ビソ・カン・ペットホトル	1.20 m ³	2,040 円
平成 26 年 10 月 21 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.50 m ³	850 円
平成 26 年 10 月 28 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.60 m ³	1,020 円
平成 26 年 11 月 4 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.25 m ³	425 円
平成 26 年 11 月 11 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.00 m ³	0 円
平成 26 年 11 月 18 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.00 m ³	0 円
平成 26 年 12 月 30 日	ビソ・カン・ペットホトル	2.30 m ³	3,910 円
平成 27 年 1 月 6 日	ビソ・カン・ペットホトル	1.50 m ³	2,550 円
平成 27 年 1 月 13 日	ビソ・カン・ペットホトル	1.80 m ³	3,060 円
平成 27 年 1 月 20 日	ビソ・カン・ペットホトル	1.30 m ³	2,210 円
平成 27 年 1 月 27 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.90 m ³	1,530 円
平成 27 年 2 月 3 日	ビソ・カン・ペットホトル	1.20 m ³	2,040 円
平成 27 年 2 月 10 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.80 m ³	1,360 円
平成 27 年 2 月 17 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.80 m ³	1,360 円
平成 27 年 2 月 24 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.80 m ³	1,360 円
平成 27 年 3 月 3 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.70 m ³	1,190 円
平成 27 年 3 月 10 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.60 m ³	1,020 円
平成 27 年 3 月 17 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.30 m ³	510 円
平成 27 年 3 月 24 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.35 m ³	595 円
平成 27 年 3 月 31 日	ビソ・カン・ペットホトル	0.35 m ³	595 円

汲み取り（排出量、経費）

【H24】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 24 年 10 月 4 日	汲み取り	5,724 L (212 単位)	56,334 円
平成 24 年 11 月 7 日	汲み取り	4,860 L (212 単位)	48,000 円

【H25】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 25 年 11 月 12 日	汲み取り	5,994 L (222 単位)	59,200 円
平成 25 年 11 月 14 日	汲み取り	1,944 L (72 単位)	19,200 円

【H26】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 26 年 11 月 5 日	汲み取り	6,345 L (235 単位)	60,926 円
平成 26 年 11 月 6 日	汲み取り	5,400 L (200 単位)	51,852 円
平成 26 年 11 月 6 日	汲み取り	216 L (8 単位)	3,186 円
平成 26 年 11 月 26 日	汲み取り	6,048 L (224 単位)	58,074 円

除雪出動実施実績（時間、人数）

■稼働時間

項 目		規 格	単 位	24 年度	25 年度	26 年度
園内圧雪工	圧雪車運転	標準 5 : 00～22 : 00	h	913	1,050	1,195
		夜間 22 : 00～5 : 00	h	289	454	471
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準 5 : 00～22 : 00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マル チフ ^ラ 付	h	265	167	181
		夜間 22 : 00～5 : 00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マル チフ ^ラ 付	h	212	200	201
	除雪トラック運転	標準 5 : 00～22 : 00 除雪専用、7t、4×4、 固定式、路面整正装置、 ワッシャー付	h	59	43	43
		夜間 22 : 00～5 : 00 除雪専用、7t、4×4、 固定式、路面整正装置、 ワッシャー付	h	74	62	66
	ロータリー式除雪車運転	標準 5 : 00～22 : 00 ホイールツーステージ型、162kw 級（220PS）	h	47	31	30
		夜間 22 : 00～5 : 00 ホイールツーステージ型、162kw 級（220PS）	h	14	27	6
	小型ロータリー式除雪車運 転	標準 5 : 00～22 : 00 ホイールツーステージ型、30kw 級 （40PS）	h	159	113	126
		夜間 22 : 00～5 : 00 ホイールツーステージ型、30kw 級 （40PS）	h	83	79	104
	小型除雪機運転	標準 5 : 00～22 : 00 クローラ・ハンドガイド型ガソ リンエンジン付、11～12kw 級 （15PS）	h	308	284	280
		夜間 22 : 00～5 : 00 クローラ・ハンドガイド型ガソ リンエンジン付、11～12kw 級 （15PS）	h	4	6	9
	人力除雪	標準 5 : 00～22 : 00 普通作業員 1	h	1,752	1,656	1,663
		夜間 22 : 00～5 : 00 普通作業員 1	h	20	36	51
運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準 5 : 00～22 : 00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マル チフ ^ラ 付	h	78	140	143
		夜間 22 : 00～5 : 00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マル チフ ^ラ 付	h	14	76	35
	ダンプトラック運転	標準 5 : 00～22 : 00 排雪用 10t、側板 60・ 80 cm	h	83	174	113
		夜間 22 : 00～5 : 00 排雪用 10t、側板 60・80 cm	h	19	92	62

項 目		規 格	単 位	24 年度	25 年度	26 年度
運搬排雪工	バックホウ運転	標準 5 : 00～22 : 00 ホイール型・排出ガス対策 型、平積 0.35 m ³	h	17	35	31
		夜間 22 : 00～5 : 00 ホイール型・排出ガス対策 型、平積 0.35 m ³	h	6	8	0
	ブルドーザ運転	標準 5 : 00～22 : 00 クローラ式 15t	h	21	－	0
		夜間 22 : 00～5 : 00 クローラ式 15t	h	－	－	0
	ロータリー式除雪車運転	標準 5 : 00～22 : 00 ホイールツーステージ 型、162kw 級 (220PS)	h	27	74	47
		夜間 22 : 00～5 : 00 ホイールツーステージ 型、162kw 級 (220PS)	h	7	29	16
	小型ロータリー式除雪車運 転	標準 5 : 00～22 : 00 ホイールツーステージ 型、30kw 級 (40PS)	h	5	31	9
		夜間 22 : 00～5 : 00 ホイールツーステージ 型、30kw 級 (40PS)	h	5	12	0
附帯除雪工	人力除雪工	標準	人	－	19	24

■月別稼働日数

【H24】

項目			4 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
園内圧雪工	圧雪車運転	標準（日）	－	17	30	28	31	106
		夜間（日）	－	8	19	15	13	55
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	1	14	16	15	20	66
		夜間	－	2	8	8	7	25
	除雪トラック運転	標準	－	2	7	8	7	24
		夜間	－	2	6	7	5	20
	ロータリー式除雪車運転	標準	1	2	1	2	4	10
		夜間	－	－	1	1	2	4
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	1	3	7	9	11	31
		夜間	－	1	7	8	8	24
	小型除雪機運転	標準	6	5	8	9	7	35
		夜間	－	－	2	1	－	3
	人力除雪	標準	6	10	19	13	9	57
		夜間	－	－	2	1	1	4
運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準	－	4	1	－	2	7
		夜間	－	－	1	－	2	3
	ダンプトラック運転	標準	－	2	1	－	2	5
		夜間	－	－	1	－	2	3
	バックホウ運転	標準	2	1	1	1	－	5
		夜間	－	－	1	－	－	1
	ブルドーザ運転	標準	2	1	－	－	－	3
		夜間	－	－	－	－	－	0
	ロータリー式除雪車運転	標準	2	2	1	－	2	7
		夜間	－	－	1	－	2	3
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	2	1	1	－	－	4
		夜間	－	－	1	－	－	1

【H25】

項目			4 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
園内圧雪工	圧雪車運転	標準（日）	－	2	31	28	31	92
		夜間（日）	－	2	23	16	31	72
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	1	7	12	15	17	52
		夜間	－	4	5	7	8	24
	除雪トラック運転	標準	－	3	3	6	7	19
		夜間	－	3	3	6	5	17
	ロータリー式除雪車運転	標準	1	－	－	2	3	6
		夜間	－	－	－	4	1	5
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	1	4	6	6	10	27
		夜間	－	3	5	6	8	22
	小型除雪機運転	標準	2	5	3	11	11	32
		夜間	－	－	1	5	－	6
	人力除雪	標準	2	5	12	17	11	47
		夜間	－	－	2	6	－	8
運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準	3	3	2	1	5	14
		夜間	－	1	2	1	5	9
	ダンプトラック運転	標準	3	2	2	1	5	13
		夜間	－	1	2	1	4	8
	バックホウ運転	標準	2	－	1	3	－	6
		夜間	－	－	1	1	－	2
	ブルドーザ運転	標準	－	－	－	－	－	0
		夜間	－	－	－	－	－	0
	ロータリー式除雪車運転	標準	3	2	1	1	5	12
		夜間	－	1	1	1	5	8
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	3	－	1	－	1	5
		夜間	－	1	1	－	1	3
附帯除雪工	人力除雪工	標準	－	－	1	3	3	7

【H26】

項目			4 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
園内圧雪工	圧雪車運転	標準（日）	－	16	31	28	31	106
		夜間（日）	－	5	26	24	20	75
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	－	9	15	11	13	48
		夜間	－	1	8	7	7	23
	除雪トラック運転	標準	－	2	6	5	5	18
		夜間	－	1	6	5	5	17
	ロータリー式除雪車運転	標準	－	2	－	2	2	6
		夜間	－	－	－	－	1	1
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	－	5	8	8	9	30
		夜間	－	2	9	7	8	26
	小型除雪機運転	標準	6	5	9	6	6	32
		夜間	－	－	6	2	－	8
	人力除雪	標準	6	11	25	13	8	63
		夜間	－	－	6	1	－	7
運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準	4	6	2	－	2	14
		夜間	1	－	1	－	2	4
	ダンプトラック運転	標準	2	2	1	－	2	7
		夜間	－	－	1	－	2	3
	バックホウ運転	標準	1	1	1	－	－	3
		夜間	－	－	－	－	－	0
	ブルドーザ運転	標準	－	－	－	－	－	0
		夜間	－	－	－	－	－	0
	ロータリー式除雪車運転	標準	5	－	－	－	2	7
		夜間	1	－	－	－	2	3
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	2	－	－	－	－	2
		夜間	1	－	－	－	－	1
附帯除雪工	人力除雪工	標準	－	1	2	2	－	5

農薬、肥料、土壌改良材リスト

【H24】

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
芝生	芝生施肥工（1）	1 回	30g/㎡	148,644 ㎡	カントリーガーデン、こどもの谷、溪流ゾーン他	イーグル 30（12:8:10:1）
	芝生施肥工（2）	1 回	20g/㎡	32,239 ㎡	カントリーガーデン、MTB コース他	サンシャイン 30（12:8:10:1）
	芝生施肥工（3）	1 回	20g/㎡	114,867 ㎡	カントリーガーデン、溪流ゾーン他	みどり有機 30 号（10:10:10:2）
	芝生施肥工（4）	1 回	20g/㎡	76,916 ㎡	カントリーガーデン、こどもの谷、山の家他	パレット 363（23:16:13）
	芝生施肥工（5）	1 回	40g/㎡	5,409 ㎡	花のまきば他	ETC1 号
	芝生施肥工（6）	1 回	20g/㎡	1,520 ㎡	花のテラス他	フロミンエイト（8:8:8）
	芝生病虫害防除工	なし	-	-	-	-
中低木	低木施肥工	1 回	200g/㎡	7,082 ㎡	こどもの谷、山の家、溪流ゾーン、カントリーガーデン他	ちから 1 号（6:4:3）
		1 回	200g/本	481 本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま 1 号（6:4:3）
高木	高木施肥工	1 回	300g/本	917 本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま 1 号（6:4:3）
花壇	花壇病虫害防除工	1 回	1,000 倍	350L	花のまきば他	ダコニール 1000 水和剤
		1 回	1,000 倍	150L	パレット花壇他	フロンサイド水和剤
草花	草花施肥工	2 回	50g/㎡	4,535 ㎡	花のまきば	イーグル 30（12:8:10:1）
		2 回	30g/㎡	3,638 ㎡	カントリーガーデン他	イーグル 30（12:8:10:1）
		1 回	50g/㎡	7,885 ㎡	溪流ゾーン	普通化成肥料 8-8-8
		1 回	30g/㎡	2,611 ㎡	平成の森	ちから 1 号（6:4:3）
		2 回	30g/㎡	451 ㎡	平成の森	油かす
	草花病虫害防除工	1 回	1,000 倍	1,000L	カントリーガーデン	スミチオン乳剤
		1 回	1,000 倍	300L	カントリーガーデン	サプロール乳剤
		1 回	800 倍	400L	カントリーガーデン	エマメクチン安息酸塩アトキラムジ フェコゾール水和剤
花畑	花畑耕耘工	1 回	10L/㎡	3,591 ㎡	花のまきば、収穫の谷	ピートモス A 級
	花畑病虫害防除工	1 回	1,000 倍	200L	花のまきば	フロンサイド水和剤
		1 回	1,000 倍	500L	花のまきば	マラソン乳剤
		1 回	1,000 倍	1,000L	花のまきば	ダコニール 1000 水和剤+ スミチオン乳剤
		1 回	1,000 倍	200L	花のまきば	トリフミン水和剤
		1 回	1,000 倍	100L	花のまきば	サプロール乳剤

【H25】

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
芝生	芝生施肥工	1 回	20g/㎡	1,960 ㎡	花のテラス他	フロミンエイト(8:8:8)
		1 回	40g/㎡	8,460 ㎡	花のまきば他	ETC1 号
		1 回	30g/㎡	66,340 ㎡	カントリーガーデン、こどもの谷、溪流ゾーン他	イーグル 30 (12:8:10:1)
		1 回	30g/㎡	47,370 ㎡	カントリーガーデン、こどもの谷、溪流ゾーン他	イーグル 30 (12:8:10:1)
		1 回	20g/㎡	66,920 ㎡	カントリーガーデン、こどもの谷、山の家他	パレット 363(23:16:13)
		1 回	20g/㎡	74,880 ㎡	カントリーガーデン、溪流ゾーン他	みどり有機 30 号(10:10:10:2)
		1 回	20g/㎡	7,760 ㎡	風のはらっぱ	みどり有機 30 号(10:10:10:2)
		1 回	30g/㎡	8,100 ㎡	カントリーガーデン他	イーグル 30 (12:8:10:1)
中低木	低木施肥工	1 回	200g/㎡	6,921 ㎡	こどもの谷、山の家、溪流ゾーン、カントリーガーデン他	ちから 1 号(6:4:3)
		1 回	200g/本	481 本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま 1 号(6:4:3)
	雑工（低木植栽）	-	-	-	-	-
高木	高木施肥工	1 回	300g/本	917 本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま 1 号(6:4:3)
林地	雑工	-	-	-	-	-
花壇	花壇病虫害防除工	なし	-	-	-	-
草花	草花施肥工	2 回	50g/㎡	4,535 ㎡	花のまきば他	イーグル 30 (12:8:10:1)
		2 回	50g/㎡	2,940 ㎡	花のまきば、山のお花畑他	イーグル 30 (12:8:10:1)
		1 回	30g/㎡	2,611 ㎡	平成の森	ちから 1 号(6:4:3)
		2 回	30g/㎡	451 ㎡	平成の森	油かす
		1 回	50g/㎡	7,885 ㎡	溪流ゾーン	普通化成肥料 8-8-8
	雑工	-	-	-	-	-
	草花病虫害防除工	1 回	1,000 倍	400L	カントリーガーデン	サブロール乳剤
花畑	花畑耕耘工	1 回	10L/㎡	454 ㎡	花のまきば、収穫の谷	ピートモス A 級
		1 回	15L/㎡	1,489 ㎡	花のまきば	ピートモス A 級
	花畑病虫害防除工	1 回	1,000 倍	350L	花のまきば他	ダコニール 1000 水和剤
		1 回	1,000 倍	350L	花のまきば他	フロンサイド水和剤
		1 回	1,000 倍	500L	花のまきば、山のお花畑	マラソン乳剤
		1 回	1,000 倍	600L	花のまきば	スミチオン乳剤
		1 回	1,000 倍	400L	花のまきば	トリフミン水和剤
		1 回	1,000 倍	400L	花のまきば	マネージ乳剤
	雑工	-	-	-	-	-

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
芝生	芝生施肥工	1 回	20g/m ²	1,960 m ²	花のテラス他	フロミンエイト(8:8:8)
		1 回	40g/m ²	5,440 m ²	花のまきば他	ETC1 号
		1 回	30g/m ²	116,730 m ²	カントリーガーデン、こどもの谷、溪流ゾーン他	イーグル 30 (12:8:10:1)
		1 回	20g/m ²	8,100 m ²	花のまきば、収穫の谷、カントリーハウスの庭園	イーグル 30 (12:8:10:1)
		1 回	20g/m ²	66,920 m ²	カントリーガーデン、風のはらっぱ、こどもの谷他	パレット 363
		1 回	20g/m ²	82,640	カントリーガーデン、つどいの森、溪流ゾーン他	ココイチ 30 号
中低木	低木施肥工	1 回	200g/m ²	6,921 m ²	こどもの谷、山の家、溪流ゾーン、カントリーガーデン他	ちから 1 号(6:4:3)
		1 回	150g/本	481 本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま 1 号(6:4:3)
	雑工（低木植栽）	-	-	-	-	-
高木	高木施肥工	1 回	300g/本	917 本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま 1 号(6:4:3)
	高木巡回工（薬剤散布）	1 回	1,000 倍	400L	カントリーガーデン、つどいの森	オルトラン乳剤
		1 回	1,000 倍	1,500L	カントリーガーデン、つどいの森	スミチオン乳剤
		1 回	800 倍	1,000L	カントリーガーデン、つどいの森	オルトラン乳剤
林地	雑工	-	-	-	-	-
花壇	花壇病虫害防除工	なし	-	-	-	-
草花	草花施肥工	1 回	30g/m ²	2,611 m ²	平成の森	ちから 1 号(6:4:3)
		2 回	30g/m ²	451 m ² ×2 回	平成の森	油かす
		1 回	50g/m ²	7,885 m ²	溪流ゾーン	普通化成肥料 8-8-8
		2 回	50g/m ²	4,535 m ² ×2 回	花のまきば他	イーグル 30 (12:8:10:1)
		1 回	30g/m ²	5,263 m ²	カントリーガーデン他	イーグル 30 (12:8:10:1)
	雑工	-	-	-	-	-
	草花病虫害防除工	-	-	-	-	-
花畑	花畑耕耘工	1 回	2L/m ²	7,207 m ²	花のまきば	ペンケル 1 号
		1 回	150g/m ²	7,207 m ²	花のまきば	ようりん
		1 回	1L/m ²	7,207 m ²	花のまきば	ピートモス A 級
	花畑病虫害防除工	1 回	1,000 倍	350L	花のまきば他	ダコニール 1000 水和剤
		1 回	800 倍	400L	花のまきば、つどいの森	オルトラン水和剤
		1 回	1,000 倍	500L	花のまきば	スミチオン乳剤
		1 回	1,000 倍	500L	花のまきば	スミチオン乳剤

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
		1 回	1,000 倍	500L	花のまきば	カルホス
		1 回	1,000 倍	500L	花のまきば	トップジンM水和剤
花畑	花畑病虫害防除工	1 回	1,000 倍	500L	花のまきば	トリフミン水和剤
		1 回	1,000 倍	600L	花のまきば、パレット花壇	モレスタン水和剤
	雑工					

薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）

【H24】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
花壇	薬剤散布・機械	1 回	350L	花のまきば他	ダコニール 1000 水和剤
花壇	薬剤散布・機械	1 回	150L	パレット花壇他	フロンサイド水和剤
草花	薬剤散布・機械	1 回	1,000L	カントリーガーデン	スミチオン乳剤
草花	薬剤散布・機械	1 回	300L	カントリーガーデン	サプロール乳剤
草花	薬剤散布・機械	1 回	400L	カントリーガーデン	エマクチン安息酸塩チアトキサムジ フェコゾール水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	200L	花のまきば	フロンサイド水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	500L	花のまきば	マラソン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	1,000L	花のまきば	ダコニール 1000 水和剤+ スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	200L	花のまきば	トリフミン水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	100L	花のまきば	サプロール乳剤

【H25】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
草花	薬剤散布・機械	1 回	400L	カントリーガーデン	サプロール乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	350L	花のまきば他	ダコニール 1000 水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	350L	花のまきば他	フロンサイド水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	500L	花のまきば、山のお花 畑	マラソン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	600L	花のまきば	スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	400L	花のまきば	トリフミン水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	400L	花のまきば	マネージ乳剤

【H26】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
高木	薬剤散布・機械	1 回	400L	カントリーガーデン、つ どいの森	オルトラン乳剤
高木	薬剤散布・機械	1 回	1,000L	カントリーガーデン、つ どいの森	スミチオン乳剤
高木	薬剤散布・機械	1 回	1,000L	カントリーガーデン、つ どいの森	オルトラン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	350L	花のまきば、パレット花 壇、コンテナ類	ダコニール 1000 水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	400L	つどいの森、花のまき ば	オルトラン水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	500L	花のまきば	スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	500L	花のまきば	スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	500L	花のまきば	カルホス
花畑	薬剤散布・機械	1 回	500L	花のまきば	トップジンM水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	500L	花のまきば	トリフミン水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回	600L	花のまきば、パレット花 壇	モレスタン水和剤

■平成24年度生態エリア管理指導事項

エリア番号	場所	面積(m ²)	管理時期	管理方法	打合せ内容・管理詳細等
1	バッタのはらっぱ	980	7月または初夏中	手刈りと地際刈り	・青い棒で区画された場所は、ヨツバヒヨドリを残して人力除草。 ・U字溝から車道側の草地は、地際から機械刈り。 ・それ以外の草地はフキ、アワダチソウ、アカツメクサ、ササ、ヒメジョオンを手刈りする。ヤマウドは残す。 ・川側の無管理区域のササ林と管理区域の境界は、管理地との区別をするため1m幅で機械刈り。
2	ホタル池(湿原回復地・ヘイケボタル等)	700	7月または初夏中	手刈りと高刈り	・クリンソウを保護。 ・動線は1m幅で地際から機械刈り。 ・フキの群落は20cmの高刈り。 ・木道両脇の草は木道面の高さで幅1mの機械刈り。但しオニシモツケは残す。
3	クワガタの森回復地(A),(A)=北側	2060	7月中旬まで	高刈り(10cm)	・全体を20cmの高刈り。 ・マーキングされている箇所は、直径1m程の円形で残す。
4	クワガタの森回復地(B),(B)=南側	1400	7月または初夏中	高刈り(20cm)	・指定されたエリアを地際から機械刈り。 ・地際から陽地だけ機械刈り(全刈り)を実施する。 ・ぼう芽観察エリアなので道路近くのハルニレとシナノキを切ってぼう芽を発生させる。 ・ノリウツギは残す。
5	トンボ池(湿地回復地・北部溜池)	260	7月または初夏中	高刈り	・ワラビ群落を地際から機械刈り。 ・ウド、ハンゴンソウは残す。 ・他の部分はフキ・ヨモギを手抜き除草。
6	湿地回復地・トンボ類等解放環境選択水生生物回復地	230	7月または初夏中		・園路から1m幅を機械刈り。ツルニンジン、オニシモツケは残す。
7	湿地回復地・中央部溜池	1660	10月中旬		・ヤマシャクヤク周辺の人力除草。
7	湿原回復地・中央部溜池周辺部		7月または初夏中		・トリカブト繁殖エリアの人力除草。 ・シラネアオイを覆い隠しているフキを手抜き除草。 ・10月以降で池のスゲ繁殖部分を除草後、泥上げ。
8	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(A)	910	7月または初夏中	手刈り	・フキ、ヨツバヒヨドリ、ヨブスマソウ、チシマアザミ、ハンゴンソウ、クマイザサを手刈りする。範囲:「花が咲くまで3、4年」の看板より北を刈る。同看板より南はシラネアオイを増殖させているため入りこまない。 ・ヤマウドと実生木の手刈り追加。 ・青ボールや黄杭の半径1m以内は立ち入らない。
9	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(B)	620	7月または初夏中	手刈り	・ヨブスマソウ、フキ、チシマアザミの手刈り。 ・ツルニンジンが這っているものは残す。 ・シラネアオイ群生地への立ち入りを制限するため、地際から90cm位で木杭設置及びローピング。(木杭だけが設置されている。ロープを2段で設置する)
10	野生草花群生地回復地 ミズバショウ、ヒメザゼンソウ型	440	7月または初夏中	手刈り	・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イラクサの手刈り。 ・10月以降で池の泥上げ
11	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地	110	7月または初夏中	ポンプアップ	・土止め設置及びポンプで水を汲み上げる。 ・斜面のフキ・アザミ・ヤマウド・ヨブスマソウの手刈り。 ・対象区域のササ刈りを10月に実施。 ・ササ刈りはH24年度で一旦終了。
12	沢の広場周辺(野牛沢の生態環境回復地)	1670	7月または初夏中	主に地際刈り	・右岸全体と左岸水際幅1mは刈らない。 ・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イネ科雑草の手刈り。 ・クサヨシ刈る ・川内の土砂の撤去を検討
13	ヤナギラン周辺	不明	花を見せるなら6月中がベスト	手刈り	・ヤナギランを残して全て手刈り。 ・5月下旬にヤナギラン以外全て手刈り実施済 ・秋の施工はしなくてよい
14	河畔の低茎～高茎草地1・2		7月中	手刈り	・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イタドリ、ヤマウド、ハンゴンソウ、ヨモギを手刈り。 ・キツリフネやトチバニンジン等踏まないように注意。
15	谷壁斜面林Bの一部 (プロットC、D)		10月下旬	手刈り	・山野草が枯れた後、ササを手刈り。 ・青ボールで囲まれた範囲。奥行きは一番高く打ちこまれた黄杭まで。 ・プロットC・D ・ササ刈りは2回実施。

■平成25年度生態エリア管理指導事項

エリア番号	場所	面積(㎡)	管理時期	管理方法	管理詳細等
1	バツタのはらっぱ	980	7月上旬～中旬	手抜き・手刈り ・機械刈り	・青い棒で区画された場所は、ヨツバヒヨドリ・ハンゴンソウ・コウゾリナを残して手刈り。 ・U字溝から車道側の草地は、ヤマブキシヨウマを残して地際から機械刈り。 ・それ以外の草地はフキ・オオアワダチソウ・アカツメクサ・ササ・ヒメジョオンを手刈りする。 ・ヤブカンゾウ群生地は機械刈り。 ・川側の無管理区域のササ林と管理区域の境界は、管理地との区別をするため1m幅で機械刈り。
2	ホタル池(湿原回復地・ヘイケボタル等)	700	7月上旬～中旬	手刈り	・クリンソウ周辺の除草(施工済み)
3	クワガタの森回復地(A),(A)=北側	2060	7月上旬～中旬	機械刈り 高刈り(20cm)	・全体を20cmの高刈り(機械刈り)。 ・マーキングされている場所は、直径1m程の円形で残す。 ・園路から1.5m幅は刈らない。
4	クワガタの森回復地(B),(B)=南側	1400	7月上旬～中旬	機械刈り	・指定されたエリア(陽地)を地際から機械刈り。 ・ノリウツギは残す。 ・萌芽観察エリアなので、園路近くのハルニレとシナノキを伐採して萌芽を発生させる。(10月以降)
5	トンボ池	260	7月上旬～中旬	手刈り	・池周辺のフキ・ヨモギを手刈り。
6	北部溜池(園路側)	230	7月上旬～中旬	手刈り	・フキ・ヨモギ・オオアワダチソウの手刈り。 ・ツルニンジンの絡んだ個体は残す(ツルニンジンを保護するため)。
7-1	湿地回復地・中央部溜池周辺	1660	7月上旬～中旬	手刈り	・ヤマシャクヤク周辺の手抜き。(施工済み)
7-2	湿原回復地・中央部溜池		7月上旬～中旬	手刈り	・トリカブト・シラネアオイ群生地内の、フキ・ハンゴンソウ・アザミ・ヨブスマソウを人力除草。 ・10月以降で池の右半分(北側)のスゲ繁茂部分を除草後(機械刈りでOK)、泥上げ。泥は2日程池の縁に一時置きし、ドジョウ等を逃がす。(熊出没の未着工)
8	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(A)	910	7月上旬～中旬	手刈り	・看板より南(向かって右)のエリアの、フキ・ヨツバヒヨドリ・ヨブスマソウ・アザミ・アマニウの手抜き・ササを手刈り。 ・ヤマウドと実生木も撤去(手抜きが基本)。 ・青ポールや黄杭の半径1m以内は立ち入らない。
9	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(B)	620	7月上旬～中旬	手刈り	・ヨブスマソウ、フキ、チシマアザミの手刈り。 ・ツルニンジンの絡んだ個体は残す。 ・オニシモツケの手刈り。(H25年度のみ)
10	野生草花群生地回復地 ミズバショウ、ヒメザゼンソウ型	440	7月上旬～中旬	手刈り	・フキ、アザミ、ヨブスマソウ・イラクサの手刈り。 ・10月以降で池の半分を泥上げ。泥は2日程池の縁に一時置きし、ドジョウ等を逃がす。(熊出没の未着工)
11	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地	110	7月上旬～中旬	ポンプアップ 手刈り	・土止め設置及びポンプで水を汲み上げる。 ・斜面のフキ・アザミ・ヤマウド・ヨブスマソウ・アマニウ・オオハナウドの手刈り。
12-1	沢の広場周辺(野牛沢の生態環境回復地)	1670	7月上旬～中旬	機械刈り	・右岸全体と左岸水際幅1mを除いて機械による地際刈り。 (園路から見て川側) ・フキの頭を撤去。(園路から見て幹線園路側)
12-2	シラネアオイの斜面		7月上旬～中旬	手刈り	・ウド・フキ・ササ・シダを手刈り。
12-3	沢の広場手前(シラネアオイ新規群生地)		10月下旬	機械刈り	・塩ビ管から橋までのエリアを機械による地際刈り。
13	ヤナギラン周辺		7月上旬～中旬	手刈り	・ヤナギランを残して全て手刈り。 ・青ポール付近の希少種は残す。
14	河畔の低茎～高茎草地1・2		7月上旬～中旬	手刈り	・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イタドリ・ヤマウド・ハンゴンソウ・ヨモギを手刈り。 ・キツリフネやトチバニンジン等踏まないように注意。
15	谷壁斜面林Bの一部		10月下旬	手刈り	・プロットDエリアのササを手刈り。 ・青ポールや黄杭の半径1m以内は立ち入らない。

■平成26年度生態エリア管理指導事項

エリア番号	場所	面積(㎡)	管理時期	管理方法	管理詳細等
1	バッタのはらっぱ	980	7月上旬～中旬	手抜き・手刈り ・機械刈り	・U字溝から車道側の草地は、ヤマブキショウマを残して地際から機械刈り。(ヤマブキショウマ群生地を残す。) ・それ以外の草地はフキ・オオアワダチソウ・アカツメクサ・ヒメジョオンを手刈りする。エソクガイソウを刈らぬよう注意。 ・ヤブカンゾウ群生地は機械刈り。 ・川側の無管理区域のササ林と管理区域の境界は、管理地との区別をするため2m幅で機械刈り。
2	ホテル池(湿原回復地・ヘイケボタル等)	700	7月上旬～中旬	手刈り 機械刈り	・クリンソウ周辺の除草。道跡の上を10cmの高刈。(機械)
3	クワガタの森回復地(A),(A)=北側	2060	7月上旬～中旬	機械刈り 高刈り(20cm)	・全体を20cmの高刈り(機械刈り)。 ・園路から1.5m幅は刈らない。 ・既存のマーキングは撤去する。
4	クワガタの森回復地(B),(B)=南側	1400	7月上旬～中旬	機械刈り 手刈り	・指定されたエリア(陽地)のフキ、ワラビの手刈り。 ・ノリウツギは残す。
5	トンボ池	260	7月上旬～中旬	手刈り	・池周辺のフキ・ヨモギを手刈り。 ・クルマユリを残す。
6-1	北部溜池(園路側)	230	7月上旬～中旬	手抜き	・フキの手刈り。アワダチソウ手抜き。 ・ツルニンジンの絡んだ個体は残す(ツルニンジンを保護するため)。
6-2	民家跡地		7月上旬～中旬	機械刈り	・ワラビ、フキ、ヨモギを対象に15cm高刈(機械)
7-1	湿地回復地・中央部溜池周辺	1660	7月上旬～中旬	手刈り	・ヤマシャクヤク周辺の手抜き。フキ、ヨブスマソウ手刈り。
7-2	湿原回復地・中央部溜池		7月上旬～中旬	手刈り	・トリカブト・シラネアオイ群生地内の、フキ・ハンゴンソウ・アザミ・ヨブスマソウを人力除草。 ・10月以降で池の右半分(北側)のスゲ繁茂部分を除草後(機械刈りでOK)、泥上げ。泥は2日程池の縁に一時置きし、ドジョウ等を逃がす。
8	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(A)	910	7月上旬～中旬	手抜き	・看板より南(向かって右)のエリアの、フキ・ヨツバヒヨドリ・ヨブスマソウ・アザミ・アマニユウの手抜き。 ・ヤマウドとヤマブドウ、実生木も撤去(手抜きが基本)。 ・青ポールや黄杭の半径1m以内は立ち入らない。
9	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(B)	620	7月上旬～中旬	手刈り	・ヨブスマソウ、フキの手刈り。 ・ツルニンジンの絡んだ個体は残す。
10	野生草花群生地回復地 ミズバショウ、ヒメザゼンソウ型	440	7月上旬～中旬	手刈り	・フキの手刈り。 ・10月以降で池の半分の泥上げ。泥は2日程池の縁に一時置きし、ドジョウ等を逃がす。
11-1	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地	110	7月上旬～中旬	手刈り	・斜面のフキ・アザミ・ヤマウド・ヨブスマソウ・アマニユウ・オオハナウドの手刈り。 ・青ポールや黄杭の半径1m以内は立ち入らない。
11-2	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地 園路南側		7月上旬～中旬	手刈り	・ヤマシャクヤクを残す。 ・フキ、ヨブスマソウの手刈り。
12-1	沢の広場周辺(野牛沢の生態環境回復地)	1670	7月上旬～中旬	手刈り	・イネ科の草、フキ、エゾノギンギン手刈り。
12-2	シラネアオイの斜面		7月上旬～中旬	手刈り	・フキ、シダを手刈り。
12-3	沢の広場手前(シラネアオイ新規群生地)		7月上旬～中旬	手刈り	・ササ、フキ、ウド、イタドリの手刈り。
13	ヤナギラン周辺		7月上旬～中旬	手刈り	・ヤナギランを残してヨシを根元から手刈り。 ・青ポール付近の希少種は残す。
14	河畔の低茎～高茎草地1・2		7月上旬～中旬	手刈り	・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イタドリ、ヨモギを手刈り。 ・キツリフネやトチバニンジン等踏まないように注意。
15	谷壁斜面林Bの一部				・今年度は、着手しない。

植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）

【H24】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、 植替(刈取)草花等	845 m ³	723 m ³	園外搬出、処分		
			堆肥化	122 m ³	腐葉土、堆肥
剪定枝、伐採木等	305 m ³	305 m ³	園外搬出、処分		

【H25】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、 植替(刈取)草花等	1,095 m ³	973 m ³	園外搬出、処分		
			堆肥化	122 m ³	腐葉土、堆肥
剪定枝、伐採木等	398 m ³	398 m ³	園外搬出、処分		

【H26】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、 植替(刈取)草花等	950 m ³	828 m ³	園外搬出、処分		
			堆肥化	122 m ³	腐葉土、堆肥
剪定枝、伐採木等	396 m ³	396 m ³	園外搬出、処分		

収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧

現在のサービス内容を下記に示す。

1. 飲食施設等販売品目及び貸出品目

裁量施設（販売）

施設名	販売品目（参考）
レストラン （カントリーハウス）	飲食（和定食・洋風セット・中華セット・カレー・オムライス・ピラフ・各種ラーメン・パスタ・サラダ・唐揚げ・ソーセージ・コーヒー・紅茶・ジュース・アイスクリーム等） 物販（つまみ・スナック菓子・ジュース類等、玩具類・Tシャツ・花鉢・リース等）
溪流口売店	飲食（カレー、うどん、そば、アメリカンドック、フランクフルト、牛丼、かき氷、ソフトクリーム、鶏唐揚げ、ポテト、揚げいも、たこ焼き、お菓子、塩、コショウ、缶ビール、焼き野菜、サガリ、ラム、牛カルビ、ホルモン、焼肉たれ） 物販（タバコ、玩具、炭、火バサミ、アミ、ジンギスカン用鍋、軍手、焚き付け、紙皿、割り箸、紙コップ）
子供の谷休憩所売店	飲食（ごはん類、ソフトクリーム類、ドリンク類、スナック類、揚げ物類） 物販（お菓子類、ソリ、手袋、帽子、靴下、ゴーグル、インスタントカメラ、紙おむつ、衛生用品、カットバン、ホッカロン）

裁量施設（貸出）

施設名	必須品目（貸出）	内容
用具貸出所 （カントリーハウス）	ゲレンデスキー	80cm 5本
		90cm 7本
		100cm 13本
		110cm 11本
		120cm 9本
		130cm 8本
		140cm 7本
		150cm 23本
		160cm 22本
		170cm 20本
		180cm 4本
		計 129本
	クロスカントリースキー	130cm 4本
		140cm 7本
		150cm 13本
		160cm 20本
		170cm 12本
		175cm 18本
		180cm 16本
		185cm 9本
		190cm 9本
		195cm 1本
		計 109本
	スケーティングスキー	130cm 2本

施設名	必須品目（貸出）	内容
		155cm 2本
		170cm 1本
		175cm 5本
		180cm 4本
		185cm 1本
		190cm 2本
		200cm 2本
		計 19本
用具貸出所 （ロッジゆきざさ）	クロスカントリースキー	130cm 3本
		140cm 2本
		150cm 2本
		160cm 4本
		170cm 6本
		180cm 2本
		185cm 1本
		190cm 3本
		計 23本

裁量施設（販売）

施設名	販売品目（参考）
レストラン （溪流園）	飲食（ジンギスカン、牛ばら肉、ホルモン、ソーセージ、生ビール、ジュース、缶ビール） 物販（タバコ）
鱒見口売店	飲食（焼きおにぎり、フライドポテト、ソフトアイス、菓子、缶ビール） 物販（玩具、タバコ）
中央口管理所売店	飲食（焼きおにぎり、たこ焼き、ホットドック、フライドポテト、ソフトアイス、ホットコーヒー、菓子） 物販（玩具類・オリジナルリース・タバコ）
東口情報センター レストハウス棟売店	飲食（菓子、ジュース類、コーヒー、ポテト、軽食、そば、うどん類、カレー、丼類、かき氷、豚汁等の季節のメニュー） 物販（駄菓子類、雑貨、スナック類等）

必須施設：公園の開園日時に常時営業する施設のこと。

必須品目：常時用意する物品のこと。

裁量施設：公園の開園日時内で運営日時を施設管理者が設定し、営業する施設のこと。

裁量品目：施設等管理者の判断によって用意する物品のこと。

2. キャンプ場販売及びレンタル品目

1) 販売品目一覧表

分 類	販 売 品 目
キャンプ用品	ロープ、ハンマー、ボール、マット、ランタンハンガー、燃料等
食料品	インスタント食品（ラーメン等）、レトルト食品（カレー・ピラフ等）、缶詰、調味料、嗜好品、清涼飲料水、アルコール類（ビール・ワイン等）、乳製品（バター・チーズ等冷蔵品）、アイスクリーム、冷凍食品、地元名産品等
日用品	・日用品 箸、スプーン、レインコート、電池、虫除け、ティッシュ、ペーパー皿等 ・衛生用品 歯磨き、石鹸、シャンプー、紙おむつ、生理用品等 ・土産品 菓子、Tシャツ、タオル、ぬいぐるみ等

2) レンタル品目一覧表

分 類	貸 出 品 目
キャンプ用品	テント、タープ、寝袋、マット、毛布、バーナーストーブ、ランタン、コンロ、テーブル、椅子等

3) 喫茶販売品目一覧表

分 類	販 売 品 目
品 目	コーヒー、かき氷等

収益施設利用状況

■収益施設利用者数

<駐車場>

【 H24 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計
4 月	1	5, 253	8	5, 262
5 月	111	17, 453	72	17, 636
6 月	144	14, 071	58	14, 273
7 月	123	16, 232	88	16, 443
8 月	99	18, 966	74	19, 139
9 月	150	15, 755	95	16, 000
10 月	56	11, 518	43	11, 617
11 月	4	896	3	903
12 月	1	2, 909		2, 910
1 月	87	13, 882		13, 969
2 月	131	7, 747		7, 878
3 月	27	4, 199		4, 226
年度計	934	128, 881	441	130, 256

(単位：台)

【 H25 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計
4 月	1	1, 051	8	1, 060
5 月	80	11, 617	53	11, 750
6 月	132	20, 592	81	20, 805
7 月	170	13, 910	69	14, 149
8 月	95	16, 116	54	16, 265
9 月	131	10, 916	45	11, 092
10 月	24	2, 452	13	2, 489
11 月	0	0	0	0
12 月	2	1, 521		1, 523
1 月	52	12, 027	0	12, 079
2 月	49	8, 770		8, 819
3 月	13	6, 034		6, 047
年度計	749	105, 006	323	106, 078

(単位：台)

<駐車場>

【 H26 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計
4 月	1	4, 505	18	4, 524
5 月	73	20, 417	60	20, 550
6 月	148	12, 710	40	12, 898
7 月	121	12, 656	51	12, 828
8 月	65	17, 951	60	18, 076
9 月	93	11,125	49	11,267
10 月	64	7,046	17	7,127
11 月	1	860	0	861
12 月	3	3,652	0	3,655
1 月	74	14, 549	0	14, 623
2 月	172	8,109	0	8,281
3 月	22	5,298	0	5,320
年度計	837	118,878	295	120,010

(単位：台)

<サイクリング>

【 H24 】

月	貸台数	備考
4 月	553	
5 月	886	
6 月	1, 096	
7 月	1, 679	
8 月	2, 159	
9 月	1, 042	
10 月	689	
11 月	36	
年度計	8, 140	

(単位 : 台)

【 H25 】

月	貸台数	備考
4 月	46	
5 月	715	
6 月	1, 500	
7 月	1, 325	
8 月	1, 951	
9 月	678	
10 月	140	
11 月	0	
年度計	6, 355	

(単位 : 台)

【 H26 】

月	貸台数	備考
4 月	576	
5 月	1, 376	
6 月	887	
7 月	1, 299	
8 月	2, 635	
9 月	267	9/11～大雨被害で休業
10 月	0	
11 月	0	
年度計	7, 040	

(単位 : 台)

<レストラン利用者数>

【 H24 】

月	溪流園	カントリーハウス	月計
4 月	248	1, 714	1, 962
5 月	435	7, 847	8, 282
6 月	891	6, 574	7, 465
7 月	1, 883	9, 066	10, 949
8 月	2, 153	10, 854	13, 007
9 月	1, 325	8, 067	9, 392
10 月	856	3, 791	4, 647
11 月	33	192	225
12 月		2, 252	2, 252
1 月		8, 528	8, 528
2 月		4, 687	4, 687
3 月		2, 531	2, 531
合計	7, 824	66, 103	73, 927

(単位：人)

【 H25 】

月	溪流園	カントリーハウス	月計
4 月	29	275	304
5 月	499	4, 388	4, 887
6 月	1, 881	11, 539	13, 420
7 月	1, 312	7, 857	9, 169
8 月	1, 871	10, 013	11, 884
9 月	740	4, 571	5, 311
10 月	0	836	836
11 月	0	0	0
12 月		897	897
1 月		7, 666	7, 666
2 月		5, 833	5, 833
3 月		3, 891	3, 891
合計	6, 332	57, 766	64, 098

(単位：人)

<レストラン利用者数>

【 H26 】

月	溪流園	カントリーハウス	月計
4 月	429	1, 840	2, 269
5 月	1, 082	10, 687	11, 769
6 月	1, 196	7, 624	8, 820
7 月	1, 128	7, 700	8, 828
8 月	2, 251	10, 958	13, 209
9 月	166	7, 589	7, 755
10 月	0	3, 511	3, 511
11 月	0	287	287
12 月		3, 535	3, 535
1 月		9, 988	9, 988
2 月		7, 956	7, 956
3 月		4, 256	4, 256
合計	6, 252	75, 931	82, 183

(単位 : 人)

<釣掘>

【 H24 】

月	貸台数	備考
4 月	288	
5 月	625	
6 月	489	
7 月	827	
8 月	1,337	
9 月	449	
10 月	323	
11 月	5	
年度計	4,343	

(単位：台)

【 H25 】

月	貸台数	備考
4 月	28	
5 月	439	
6 月	718	
7 月	703	
8 月	1,253	
9 月	429	
10 月	53	
11 月	0	
年度計	3,623	

(単位：台)

<釣堀>

【 H26 】

月	貸台数	備考
4 月	195	
5 月	610	
6 月	445	
7 月	600	
8 月	1, 378	
9 月	93	9/11～大雨被害で休業
10 月	0	
11 月	0	
年度計	3, 321	

(単位：台)

<オートキャンプ場>

【 H24 】

月	利用者数	利用サイト数
4 月	1, 065	130
5 月	2, 802	298
6 月	4, 229	599
7 月	11, 946	1, 317
8 月	20, 102	2, 160
9 月	8, 628	915
10 月	2, 960	336
年度計	51, 732	5, 755

(単位 : 人)

【 H25 】

月	利用者数	利用サイト数
4 月	554	62
5 月	1, 922	207
6 月	4, 949	609
7 月	10, 640	1, 189
8 月	20, 780	2, 263
9 月	7, 511	782
10 月	294	28
年度計	46, 650	5, 140

(単位 : 人)

【 H26 】

月	利用者数	利用サイト数
4 月	512	60
5 月	3, 494	371
6 月	4, 319	491
7 月	10, 221	1, 183
8 月	19, 622	2, 178
9 月	6, 374	716
10 月	2, 174	224
年度計	46, 716	5, 223

(単位 : 人)

〈園内シャトルバス〉

【 H24 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4 月	2			359	359	
5 月	6			1,795	1,795	
6 月	2			513	513	
7 月						
8 月	3			370	370	
9 月	1			210	210	
10 月	5			1,139	1,139	
11 月						
12 月						
1 月						
2 月						
3 月						
年度計	19			4,386	4,386	

(単位：人)

【 H25 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4 月						
5 月						
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
10 月						
11 月						
12 月						
1 月						
2 月						
3 月						
年度計						

(単位：人)

〈園内シャトルバス〉

【 H26 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4 月						
5 月						
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
10 月						
11 月						
12 月						
1 月						
2 月						
3 月						
年度計						

(単位：人)

※H25、H26 年度は収益施設としては運営していない。

<園内交通施設利用者数「カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）」>

【 H24 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12 月	1,475	1,766	3,241	16,694	
1 月	6,884	9,741	16,625	75,296	
2 月	2,839	7,929	10,768	61,991	
3 月	1,308	1,465	2,773	19,743	
年度計	12,506	20,901	33,407	173,724	

(単位：人)

【 H25 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12 月	0	0	0	0	
1 月	6,256	8,199	14,455	61,328	
2 月	3,247	3,648	6,895	39,793	
3 月	2,374	2,548	4,922	29,956	
年度計	11,877	14,395	26,272	131,077	

(単位：人)

【 H26 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12 月	1,856	2,269	4,125	17,554	
1 月	7,861	10,112	17,973	72,506	
2 月	3,480	8,147	11,627	59,139	
3 月	2,237	2,522	4,759	27,116	
年度計	15,434	23,050	38,484	176,315	

(単位：人)

<「ロープトウ（チューブそり）」>

平成 24 年度ロープトウ述べ利用人数 156,006 人

平成 25 年度ロープトウ延べ利用人数 136,692 人

平成 26 年度ロープトウ述べ利用人数 165,436 人

■収益施設売上額

1. 固定的収益施設

施設区分		売上額（千円） （3 箇年平均）	備考
施設区分	施設名／内訳		
駐車場	① 溪流・中央・東口駐車場	37,321	
	② 鱒見口駐車場	1,970	
	③ 南・滝野の森口駐車場	1,821	
サイクリング施設	サイクリング施設	1,736	
レストラン	① レストラン（溪流園）	5,817	
	② レストラン（カントリーハウス）	36,694	
売店	① 鱒見口売店	874	
	② 溪流口売店	4,074	
	③ 中央口管理所売店	3,046	
	④ 東口情報センターレストハウス棟売店	12,801	
	⑤ 子供の谷休憩所売店	18,835	
釣堀	釣堀	7,313	
オートキャンプ場	オートキャンプ場	41,395	
園内交通施設	園内シャトルバス	0	
園内交通施設	カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）	18,175	
通信施設	公衆電話	3	
貸出施設	スキー	10,578	

2. 臨時収益施設

施設区分		売上額（千円） （3 箇年平均）	備考
施設区分	施設名／内訳		
	①自動販売機	10,302	
	②自動販売機（営業料方式）	2,194	
	③臨時売店等	1,047	

■収益施設修繕履歴

【H24】

(単位：円/税込)

施設区分	年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3回	154,781円	誘導看板設置、舗装補修、自家用工作物点検費	
サイクリング施設				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3回	277,274円	雪囲い撤去費、T Sマーク点検費、自家用工作物点検費	
レストラン				
国修繕	回	円		
テナント修繕	5回	825,450円	雪囲い・除雪費含む	
売 店				
国修繕	回	円		
テナント修繕	5回	329,765円	冷凍庫購入費含む	
釣 堀				
国修繕	回	円		
テナント修繕	4回	60,000円	釣堀周囲・通路土地整備他	
オートキャンプ場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	6回	503,216円	排水金具購入、製氷機修理、車スターター交換、自動ドア保守点検等	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	8回	5,322,548円	リフト整備業務、試験用土のう運搬作業、1ヶ月点検費、リフト営統看板設置撤去等	
貸出用具（レンタルスキー）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	2回	1,365,000円	スキーレンタルメンテナンス費、スキー補充	

■収益施設修繕履歴

【H25】

(単位：円/税込)

施設区分	年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	1 回	11,141 円	自家用工作物点検費	
サイクリング施設				
国修繕	回	円		
テナント修繕	4 回	276,781 円	雪囲い作業、T S マーク点検費、自家用工作物点検費、部品購入	
レストラン				
国修繕	回	円		
テナント修繕	5 回	926,542 円	雪囲い・除雪費、冷凍庫納入等	
売 店				
国修繕	回	円		
テナント修繕	7 回	232,653 円	冷凍庫購入、補修材料購入等	
釣 堀				
国修繕	回	円		
テナント修繕	8 回	249,000 円	木橋補修、池縁石補修、水中ポンプ修理他	
オートキャンプ場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	5 回	235,039 円	自動ドア保守点検費、配水管凍結修理、給湯管修理、部品購入等	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	13 回	6,116,775 円	リフト看板設置撤去、部品購入、点検業務、リフト設置撤去、試験土のう設置作業、コンパネ設置撤去作業、ロープトウ設置作業	
貸出用具（レンタルスキー）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3 回	1,647,000 円	スキーメンテナンス、スキー補充、スキーウェア補充等	

■収益施設修繕履歴

【H26】

(単位：円/税込)

施設区分	年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	2 回	59,605 円	区画線補修、自家用工作物点検	
サイクリング施設				
国修繕	回	円		
テナント修繕	10 回	499,556 円	雪囲い作業、T S マーク点検費、自家用工作物点検費、部品購入	
レストラン				
国修繕	回	円		
テナント修繕	5 回	998,435 円	雪囲・除雪費、ガスコンロ修理、電気点検費、冷凍冷蔵庫修理	
売 店				
国修繕	回	円		
テナント修繕	回	円		
釣 堀				
国修繕	回	円		
テナント修繕	7 回	253,000 円	ハウス修理、釣堀排泥	
オートキャンプ場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	9 回	818,604 円	デッキ補修、柱修繕、遊具冬養生、自動ドア保守点検、部品購入	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	18 回	6,478,297 円	リフト看板設置撤去、部品購入、点検業務、リフト設置撤去、試験土のう設置作業、コンパネ設置撤去作業、ロープトウ設置作業	
貸出用具（レンタルスキー）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3 回	1,828,411 円	スキーレンタルメンテナンス、スキー補充費含む	

■収益施設従業員数一覧

施設区分		面積 (m2)		従業員数（人）			備 考
施設区分	施設名/内訳			通常期	繁忙期	閑散期	
駐車場	溪流・中央・東口駐車場			3	4	2	
	鱒見口駐車場			1	1	1	
	南・滝野の森口駐車場			1	2	1	
サイクリング施設	サイクリング施設			2	4	1	
レストラン	溪流園			3	8	1	
	②カントリーハウス			5	13	3	
売店	鱒見口売店			1	1	1	
	流口売店			1	2	1	
	③中央口管理所売店			1	2	1	
	④東口情報センターレストハウス棟売店			2	5	2	
	⑤子供の谷休憩所売店			3	7	1	
釣堀	フィッシングタキノ			4	7	2	
オートキャンプ場	オートキャンプ場			8	10	7	
園内交通施設	カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）			8	10	7	
園内交通施設	園内シャトルバス						バス会社へ委託

■事故等報告件数

【H24】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	お客様の不注意	追突、接触事故	4 件
自転車	なし		件
その他		自動販売機荒らし	1 件
合計			5 件

【H25】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	お客様の不注意	追突、接触事故	4 件
自転車	なし		件
その他		自動販売機荒らし	2 件
合計			6 件

【H26】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	なし		件
自転車	なし		件
その他	本人不注意	キャンプ場での花火使用による火傷 ゲレンデで転倒	2 件
合計			2 件

収益施設利用料金一覧表

現在の施設利用料金を下記に示す。

■駐車場利用料金

車種	利用料金			備考
	一般	回数券 (6 枚綴り)	パスポート 提示	
大型（1 台につき）	1,230 円	6,270 円	—	車体総重量 8 トン以上、最大積載量 5 トン以上、又は乗車定員が 30 人以上の自動車。
普通（1 台につき）	410 円	2,060 円	—	上記以外の自動車。
原付・自動二輪 （1 台につき）	150 円	770 円	—	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	無料	無料	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健手帳の交付を受けている心身障害者の方もしくは同乗者の方の手帳提示が条件。 大型バスの場合には、2 名以上の障害者手帳等の所持者の乗車が必要。

■レンタサイクル利用料金表

車種	利用料金（超過料金）	備考
大人	2 時間…310 円（30 分ごとに 80 円）	
小人	2 時間…100 円（30 分ごとに 30 円）	

※別途割引有

■釣堀施設の利用料金表

		利用料金	備考
時間釣り	基本料金（1 人/1 回 1 時間）	1,850 円	7 匹までの利用料金
	超過料金（30 分ごとに）	720 円	大人・子供ともに

■オートキャンプ場

・施設利用料(一泊/一回につき) ※滝野公園の入園料(1日分)込み

宿泊/デイキャンプ		
区 分	個 人	団 体 ※1
大人	820円	580円
小人(小・中学生)	200円	140円
シルバー(65歳以上)	620円	500円

※1 団体人数は20名以上(幼児は含まず)

・サイト使用料(一泊/一回につき)

区 分	設 備	宿 泊		デイキャンプ	
		繁忙期 ※2	左記以外の 宿泊	繁忙期 ※3	左記以外の 日帰り
キャビンS(6人用)	電源、暖房、TV端子、 キッチン、トイレ	15,450円	7,750円	7,750円	3,900円
キャビンA(6人用)	電源、暖房、TV端子	9,250円	4,650円	4,650円	2,350円
キャビンB(5人用)	電源、暖房	8,250円	4,150円	4,150円	2,100円
キャンピングカー	電源、TV端子、上下水道	5,150円	2,550円	2,550円	1,300円
スタンダードカー	電源	4,100円	2,050円	2,050円	1,050円
フリーテント(車)		1,550円	800円	1,050円	500円
フリーテント(二輪)		500円	250円	500円	250円

※2 該当日 4/29～5/5・7/19～8/31・土曜・連休(最終日除く)

※3 該当日 4/29～5/5・7/19～8/31・土曜・日曜・祝日

【キャビンにはすべて冷蔵庫完備】

- ・宿泊の方には1サイトに1台分の駐車料金が含まれる。追加の駐車料金は1,050円/台
- ・デイキャンプ利用の方の駐車料金は溪流口料金所で410円/台をお支払いただく。
- ・キャビン追加料金：1名につき宿泊1,050円、デイキャンプ500円
- ・キャビンS・Aの最大定員10名まで(赤ちゃんを含む)
- ・キャビンBの最大定員8名まで(赤ちゃんを含む)

・ レンタル用具(一泊/一回につき)

区 分	規格・内容	料金
テント	6 人用	3,100 円
メッシュタープ		1,550 円
毛布/寝袋/テーブル 4 人用		各 510 円
ハンモック		620 円
イス/キャンピングマット/ 延長コード		各 300 円
電池ランタン	電池別売り	510 円
ガスランタン	ガス別売り	1,050 円
ツーパーナー	ガス別売り	1,050 円
バーベキューコンロ	炭・網別売り	大 1,050 円 小 820 円
スモーカー	チップ別売り	510 円
クッカーセット	鍋・フライパン他	510 円
食器セット	4 人分	510 円
包丁・まな板セット/ ランタンスタンド		300 円
調理用具セット	おたま・しゃもじ・ フライ返し	300 円
ホットプレート/電磁調理器/炊飯器/ ダッチオーブン		各 1,050 円
テレビ	14 型(テレビ)	1,550 円
扇風機/ハロゲンヒーター		各 510 円
枕		200 円
シーツ		100 円
鉄板		400 円

キャンセル料

キャンセル日	7 日～前日	当日	連絡なし
キャンセル料率	サイト使用料の 20%	サイト使用料の 50%	サイト使用料の 100%

■園内シャトルバスの利用料金表

平成 24 年～26 年度 すべて無料運行

■園内移動用施設（リフト）の利用料金一覧

利用区分	一般		団体（20人以上）	
	大人	小人 （中学生以下）	大人	小人 （中学生以下）
1 回券	150 円	100 円		
回数券（11 回）	1,540 円	1,030 円		
4 時間券	1,030 円	620 円	700 円	400 円
1 日券	1,540 円	1,030 円	1,000 円	700 円
学校利用券			360 円	360 円

- （１）学校利用券の対象となる学校とは、「小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び保育園」をいう。なお、学校職員が正規の教課のために児童及び生徒を引率して指導するときは、その引率者を含み、かつ、利用人数の制限はしない。
- （２）団体券は 1 組 20 人以上の団体及び厚生利用券持三者に対して発券する。
- （３）利用券及びチケットホルダーは券売所にて手売りで販売する。なお、チケットホルダーの販売価格は、市場価格並みとする。

臨時物販施設等一覽

【 H24 】

[illegible]

雨天等で中止となった日も含む

【 H25 】

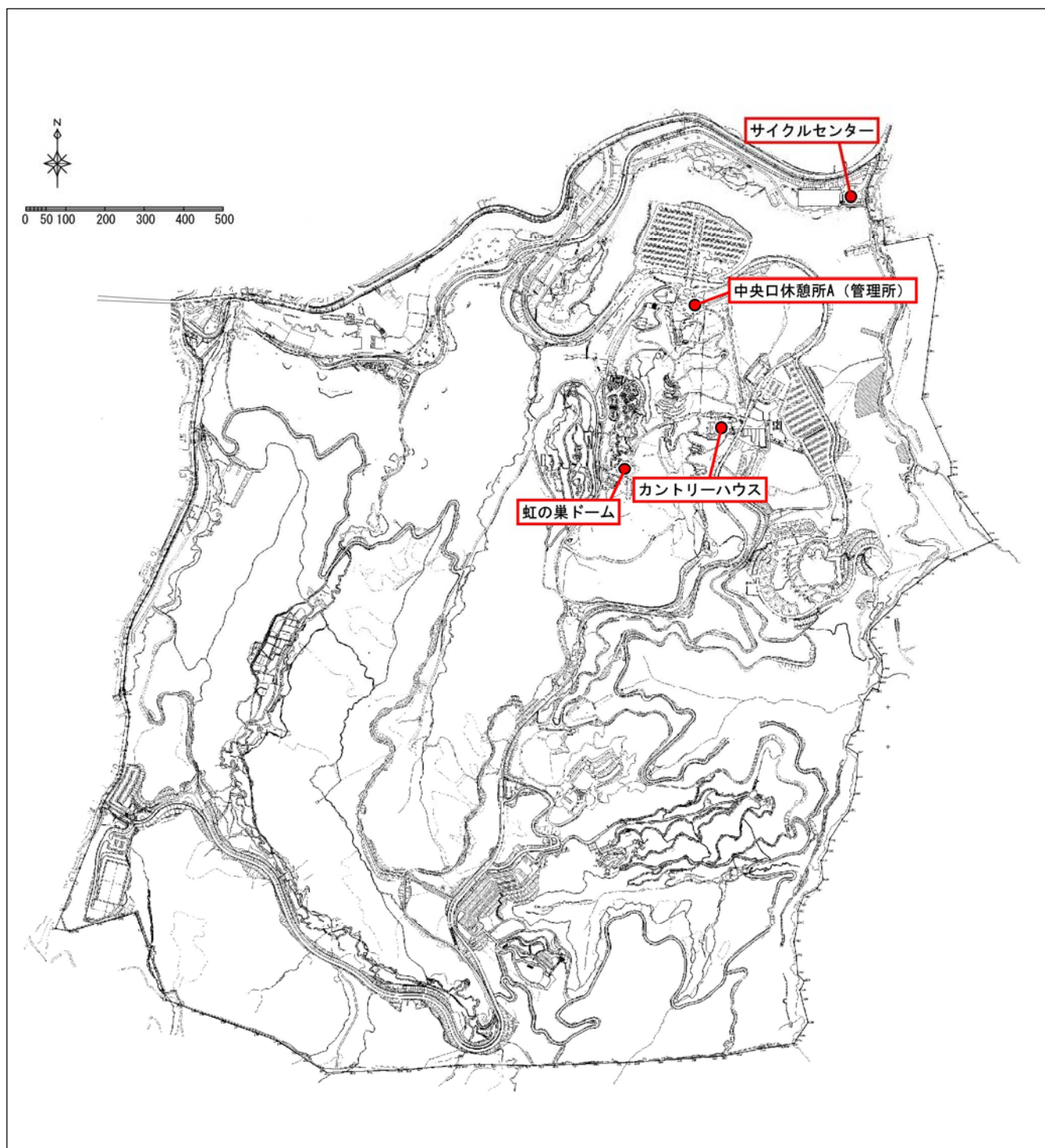
[illegible]

雨天等で中止になった日も含む。

【 H26 】

施設名称	営業場所	開設期間
ぎょうざの宝永	こどもの谷、カントリーハウス横	5/4～9/23 (13 日)
道東えびすや村山	こどもの谷、カントリーハウス横	5/5～9/15 (13 日)
札幌明食ミート	こどもの谷、カントリーハウス横	5/17～10/12 (32 日)
日本幸運堂	こどもの谷、カントリーハウス横	6/14～9/7 (8 日)
C-1 グランプリ in たきの	こどもの谷、カントリーハウス横	10/4～10/5 (2 日)
ジェリーズポップコーン	こどもの谷	4/26～9/15 (21 日)
スパイラルアップ	こどもの谷	5/3～5/6 (4 日)
豊平峡温泉	こどもの谷	5/4～9/21 (6 日)
Café pan-gi	こどもの谷	5/10～8/14 (13 日)
LIGHT UP NIPPON	こどもの谷	8/11 (1 日)
スノーベリーファーム	カントリーハウス横	5/3～10/12 (8 日)
チューリップ球根先行予約	カントリーハウス横	5/17～6/8 (8 日)
チューリップフォトサービス	カントリーハウス横	5/17～6/15 (30 日)
ドルチェビータ	カントリーハウス横	6/29 (1 日)
コスモスフォトサービス	カントリーハウス横	9/9～10/5 (27 日)
森の時間	カントリーハウス横	9/23 (1 日)
フラワーショップももたん	東口休憩所前	5/3～5/6, 5/18 (5 日)
藤川志朗絵画展	東口ボランティア棟	7/19～7/27 (5 日)
藤川志朗絵画展	東口ボランティア棟	9/13～9/23 (6 日)
滝野の森フェス Summer	滝野の森東エリア	7/15 (1 日)
北海道キャンピングフェア	つどいの森	5/24～5/25 (2 日)
怒髪天野外ライブ	つどいの森	9/20 (1 日)
もちもちポテト	東口駐車場	1/10～1/18 (5 日)
滝野スノーフェスティバル	つどいの森	2/7・2/8 (2 日)
バレンタインスモア販売	カントリーハウス横	2/14・2/15 (2 日)
森フェス 2015winter	森の交流館	3/21 (1 日)

公衆電話



業務評価

【概要】

公園名	国営滝野すずらん丘陵公園
所在地	北海道札幌市南区滝野
事業者	〇〇、〇〇、〇〇共同体
履行期間	自；平成〇〇年〇〇月〇〇日 至；平成〇〇年〇月〇〇日
評価対象	平成〇〇年度

【目標達成状況】

設定した目標指標と目標値		達成状況	備考
①入園者数	年間〇〇万人		
②満足度	〇〇%		
③〇〇	〇〇		

【運営状況】

評価内容		
評価ランク		優 ・ 良 ・ 可
特記事項	特に評価すべき事項	
	改善が望まれる事項	
	今後の課題等	
備 考		

(提出様式1-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印
(担 当 者)
所属部署
氏 名
電話番号
FAX番号
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地
商号又は名称 H25-27国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務◇◇・○○共同体
代表者氏名 印

平成24年7月●日付けで入札公告のありました「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出様式1-2)
 ○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
会社名:○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2)				
内容種別 1) 2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入) 平成25年4月1日時点 ○名				

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
- 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
- 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。
- 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
- 注5:記載する業務件数による評価は行わない。
- 注6:内容種別欄は実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
- 注7:実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。
- 注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(提出様式1-3)

○総括(業務)責任者の業務実績 担当する分担業務: ○○業務

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士 (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○業務 内容種別 1) 2) 3) 4)	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年○月 ~ 平成○年○月
○○○○○○○○○業務 内容種別 1) 2) 3) 4)	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年○月 ~ 平成○年○月	○月 ~ 平成○年○月
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)~4)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

柱8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(提出様式1-4)守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規定が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(提出様式 1－5－1) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

実施要項3.3.に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考
		常勤	非常勤	委託	その他(具 体的に)	月	火	水	木	金	土	日	
総括責任者		○	—	—		8	8	8	8	8	0	計	代表企業 ○○会社 北海道 太郎
施設・設備維持 管理業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	○○会社 ○○ ○○ ○○
植物管理 業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	○○会社 ○○ ○○ ○○
収益施設等管理 運営業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	○○会社 ○○ ○○ ○○

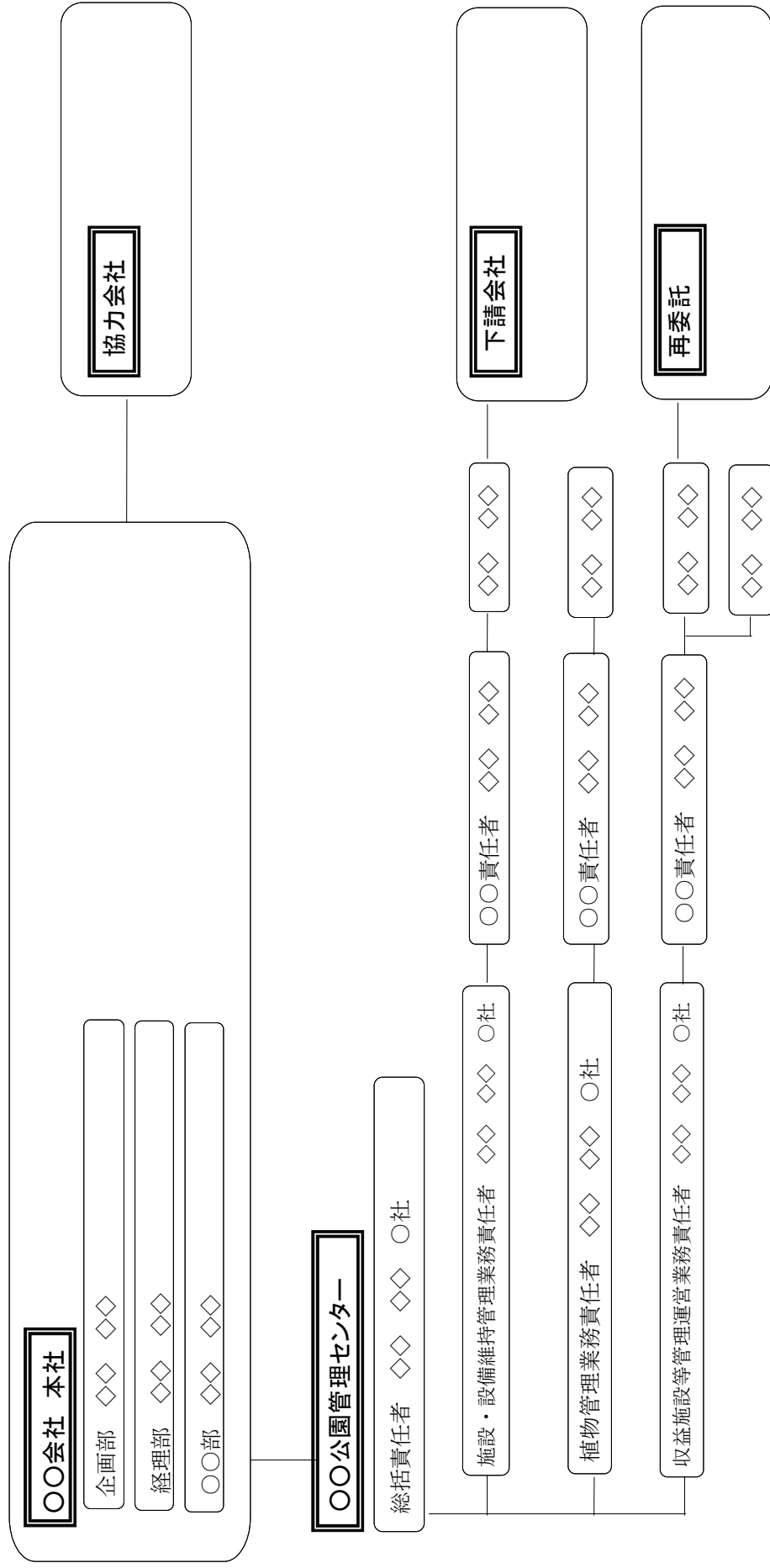
- ※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
 ※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。
 ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
 ※ 実施要項 3. 3. に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。
 ※ [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合には、別紙に記入すること。
 ※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病氣・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め北海道開発局札幌開発建設部の承諾を得るものとする。
 (注:専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。)

[実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)		月	火	水	木	金	土	日	計	
△△業務責任者の下 ----- ○○係長		○	—	—			8	8	8	8	0	0	40	○○会社 ○○ ○○	
□□業務責任者の下 ----- ○○リーダー							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○

- ※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するのか責任区分を明確にすること。
- ※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。
- ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい)
- ※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め北海道開発局札幌開発建設部の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



注1：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。

注2：災害、繁忙期等の緊急時における体制（責任体制、現地体制）についても分かるように記載すること。

(提出様式1-5-2) 業務実施における対応方針

- ・迅速かつ円滑な意思決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を付带的に記載すること。

※A4版1枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※白黒片面印刷で提出すること。

(提出様式1-5-3)

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～5)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注6:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注7:申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

(提出様式1－6)実施方針

※A4版 2 枚以内にまとめる(図表含む)。

※文字寸法は10.5^号以上。

※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。

※白黒片面印刷で提出すること。

年間業務計画 (作成例)

工 種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	●回／年												
	低木管理	●回／年												
	高木管理	●回／年												
	草花管理	●回／年												
● ● ● ●														
● ● ● ●														
● ● ● ●														
● ● ● ●														

(提出様式1－7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び 具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び 具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び 具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務※を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長 様

念書 (例)

株式会社〇〇〇〇と北海道太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部で、平成24年7月●日付けで入札公告のあった「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成 2 4 年〇月〇日

住所
電話番号
会社名 株式会社〇〇〇〇
代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所

氏名 北海道 太郎 印

(提出様式1－8)業務経験証明書

氏名 ふりがな	北海道 太郎 (年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

平成24年〇月〇日

住 所

電話番号

会社名 □□□□株式会社

代表者 役職名 氏名 印

(提出様式 1 - 9 - 1)

平成 年 月 日

収益施設管理運営実績書

国土交通省 北海道開発局札幌開発建設部 殿

(申請者) 社 名
代表者
所在地
TEL (FAX)

印

下記収益施設等について運営実績書を提出します。

記

(記入例)

	国営滝野すずらん丘陵公園 収益施設名	収益施設管理運営実績 (※ 1)		収益施設管理運営予定 (※ 2)	
		企業としての 実績	配置予定者 としての実 績	申請者 (共 同体構成員 を含む)	申請者以外 の者 (再委託 ・ 下請け等)
1	駐車場			○ ((株)○ ○)	
2	サイクリング施設				○ ((株)○○)
3	飲食・物販施設	◎ ((株)○○)	◎ (○○太 郎)	○ ((株)○ ○)	
4	釣堀施設	○ ((株)○○)		○ ((株)○ ○)	
5	オートキャンプ場				○ ((株)○○)
6	園内シャトルバス				○ (未定)
7	園内移動用 (リフト) 施設	○ ((株)○○)		○ ((株)○ ○)	
8	自動販売機	○ ((株)○○)		○ ((株)○ ○)	
9	公衆電話	○ ((株)○○)		○ ((株)○ ○)	

(提出様式1-9-1)の注意事項

- ※1 収益施設管理運営実績について、実施要項3. 2. 企業の業務実績に関する要件、及び3. 3. 配置予定者の業務実績に関する要件の「④収益施設等管理運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「◎（○○太郎）」）
又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式1-9-3）に記入すること。
- ※2 収益施設等管理運営予定について、国営滝野すずらん丘陵公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設管理運営実績の申請者と収益施設管理運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でもなくともよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）
又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式1-7）に記載すること。
- ※3 「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営規定書（以下、「規定書」という。）の事項を確認の上、収益施設管理運営実績書を提出しなければならない。
また、「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。
- ※4 共同体として参加する者が提出する場合は、H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

(提出様式1－9－2)

会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- | | | | |
|----------|---|-------------|---------|
| ①社名 | (| |) |
| ②業種(主・副) | (| ・ |) |
| ③設立 | (| 年 | 月) |
| ④資本金 | (| | 円) |
| ⑤従業員数 | (| | 人) |
| ⑥株式 | (| 上場 | ・ 非上場) |
| ⑦株主数 | (| | 人) |
| ⑧営業範囲 | (| 北海道・札幌地方・全国 |) |
| ⑨年商 | (| | 円) |

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表(過去3ケ年分)

※ 提出様式1－9－1で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。
(収益施設管理運営実績、収益施設管理運営予定を含む)

※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ケ年分)を提出するものとする。

※ 申請者以外の者については、上記(2)②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時まで提出するものとする。

※ 申請者以外の者が未定の場合は、上記(1)①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記(2)①～③を業務計画書提出時まで提出するものとする。

(提出様式 1 - 9 - 3)

〇〇施設運営実績

項 目	内 容
・施設名 ・所在地 ・開設年	(記入例) ・ 〇〇〇〇 〇〇店 ・ 北海道〇〇市〇〇 1 - 2 - 3 ・ 平成〇年〇月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	(記入例) ・ フルサービス和食レストラン ・ 郷土料理 ・ 家族連れ、観光客
・構造 ・規模	(記入例) ・ 構 造 RC構造 ・ 延床面積 401.88㎡ ・ 客席面積 300㎡ ・ 席 数 100席 ・ 厨房面積 50㎡ ・ 駐 車 場 平面駐車場 普通車20台
・売上高	記入例) ・ 120,000千円／年 (過去3ヶ年の平均)
・従業員数	(記入例) ・ 社員3人、補員5人

※ 提出様式 1 - 9 - 1 の収益施設管理運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ1件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設（別の施設）の場合は、それぞれ記載すること。又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※ 売上高は、過去3ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去2年又は1年でもよい。又1年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※ 実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を2～3枚添付すること。

なお、自由様式は、A4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

北海道開発局札幌開発建設部長
〇〇 〇〇 殿

平成 年 月 日
住所
商号又は名称
氏 名 印
(法人にあつては、代表者氏名)
法定代理人
氏 名 印

誓 約 書

平成24年 7 月〇日付けで公告のありました「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
4. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
5. 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1)資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2)人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
6. 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成22年度に実施した「滝野公園運営維持管理に関するモニタリング調査検討業務」の受託者でないこと。
7. 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成23年度に実施した「滝野公園管理運営計画検討業務」の受託者でないこと。
8. 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成24年度に実施の「滝野公園管理運営方針検討業務」の受託者でないこと。
9. 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

※1 記載しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。
 ※2 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。

記載が必要な事項一覧表

		記載対象 (※1)	記載必要事項
落札予定事業者	個人の場合	① 落札予定事業者	・ 氏名、生年月日、性別、住所 ・ 商号又は屋号
		② ①の法定代理人 (※2)	・ 氏名、生年月日、性別、住所
	法人	③ 落札予定事業者	・ 商号又は屋号 ・ 主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・ 氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・ 氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※3) (個人)	・ 氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (法人)	・ 商号又は屋号
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する	・ 氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※4) (個人)	・ 氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・ 氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (法人)	・ 商号又は屋号
		⑫ ⑪の役員	・ 氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・ 氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・ 氏名、生年月日、性別、住所

※1 「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

- ※5 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。
- ※6 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
- ※7 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。
- ※8 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。
- ※9 前記※6の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
- ※10 電磁的記録媒体の作成要領
電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。
- ① 電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第3面により第2面に記載された者とする。
 - ② 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
 - ③ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
 - ④ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
 - ⑤ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
 - ⑥ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
 - ⑦ 記載例（データ上の記載）
昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コウキョウ タロウ	公共 太郎	S	38	7	14	M

[別添]

申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。
(例 1/10, 2/10...9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等運営業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
 - ③本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実績については、説明書1.(2)1)で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
 - ④共同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「総括(業務)責任者等の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等運営業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
 - ③共同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」
 - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。
また、共同体の場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5-1「業務実施体制」
 - ①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
 - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
 - ③実施要項3.3.表8に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 提出様式1-5-2「業務実施における対応方針」

A4版片面1枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。
7. 提出様式1-6「実施方針」

A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9

ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。

8. 提出様式 1－10（2面）等

落札予定者は、開札後速やかに様式 1－10（2面）及び電磁的記録媒体（C
D－R等）を提出すること。

なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書
類の提出を求める場合があります。

(提出様式2-1)

企画書

業務の名称 H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長 殿

提出者)住 所
 電話番号
 会 社 名
 代 表 者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署
 氏 名
 電 話 番 号
 F A X
 E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号 : 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : ○○○○業務
 △△・○○共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏 名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2 - 2 - 1)

1) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案																																																										
基本的な考え方・方針 〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇 公園利用者数【数値目標】 (単位：万人) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">年 目</th> <th colspan="3" style="width: 40%;">1 年 目</th> <th style="width: 20%;">2 年 目</th> <th style="width: 20%;">3 年 目</th> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">年間及び運営 シーズン毎の公 園利用者数</td> <td colspan="3">年 間：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本公園の札幌都 市圏外からの公 園利用者の割合</td> <td colspan="3">年 間：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">滝野の森3施設（ 森の教室、森の情 報館、森の交流館 ）の年間及び運営 シーズン毎の利用 者数</td> <td colspan="3">年 間：</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					年 目	1 年 目			2 年 目	3 年 目	年間及び運営 シーズン毎の公 園利用者数	年 間：					1	2	計								本公園の札幌都 市圏外からの公 園利用者の割合	年 間：					1	2	計								滝野の森3施設（ 森の教室、森の情 報館、森の交流館 ）の年間及び運営 シーズン毎の利用 者数	年 間：					1	2	計							
年 目	1 年 目			2 年 目	3 年 目																																																					
年間及び運営 シーズン毎の公 園利用者数	年 間：																																																									
	1	2	計																																																							
本公園の札幌都 市圏外からの公 園利用者の割合	年 間：																																																									
	1	2	計																																																							
滝野の森3施設（ 森の教室、森の情 報館、森の交流館 ）の年間及び運営 シーズン毎の利用 者数	年 間：																																																									
	1	2	計																																																							
1. 企画提案項目：〇〇〇の活用 ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。 ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。 2. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： 3. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： 4. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： 5. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：																																																										

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1. ～5. に、年間及び運営シーズンごとの公園利用者数、札幌都市圏外からの公園利用者の割合、指定施設の年間及び運営シーズンごとの利用者数の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2 - 2 - 1 2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

公園利用者の満足度（非常に満足）【数値目標】（単位：％）

年目	1 年 目			2 年 目	3 年 目
年間 公園利用者の 満足度					
運営シーズン毎 公園利用者の 満足度	1	2	計		

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1. ～ 5. に、年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 3)

3) 地域特性を生かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

年 目	1 年 目	2 年 目	3 年 目
北海道の気候風土にあった 花風景に関する 「非常に満足」の回答比率			

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1. ～ 5. に、本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然資源等を活用した魅力のある花修景や風景の演出に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 4)

4) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1. ～ 5. に、本公園の「子どもの谷」「森のすみか」「滝野の森」の機能を発揮させるための維持管理方法について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 5)

5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案				
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○ イベント・行事等利用プログラムの種類・開催数、参加人数【数値目標】				
イベント・行事名	1 年 目		2 年 目	3 年 目
	開催数 (回)	参加人数 (人)		
1. 企画提案項目：○○○の実施 ・具体的な企画提案：○○○において、・・・・○○○を実施します。 ・期待される効果：○○○を実施することにより、・・が期待されます。				
2. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：				
3. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：				
4. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：				
5. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：				

※各企画提案項目には 1 から 5 までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の 1. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森ゾーン（森のすみかを含む）における利用プログラムの種類・開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、企画提案項目にそれらの実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の 2. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森ゾーン（森のすみかを含む）における体験系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の 3. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森ゾーン（森のすみかを含む）におけるコンテスト系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の 4. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森ゾーン（森のすみかを含む）における展示系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の 5. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森ゾーン（森のす

みかを含む)における講習会系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※自主事業の自主イベントの企画提案については「(提出様式2-2-10)自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)のみを記載すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

6) 情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

マスコミ報道件数・ホームページアクセス件数【数値目標】 (単位: 件)

年 目	1 年 目	2 年 目	3 年 目
年 間 マスコミ報道 件数	〇 〇	〇 〇	〇 〇
年 間 ホームページ アクセス件数	〇 〇	〇 〇	〇 〇

1. 企画提案項目: 〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案: 〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果: 〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目:

- ・具体的な企画提案:
- ・期待される効果:

3. 企画提案項目:

- ・具体的な企画提案:
- ・期待される効果:

4. 企画提案項目:

- ・具体的な企画提案:
- ・期待される効果:

5. 企画提案項目:

- ・具体的な企画提案:
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1. ～5. に、マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、企画提案項目にそれら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 7)

7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇と連携

- ・具体的な企画提案：〇〇〇と連携し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇と連携することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～5.に、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇について、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇をすることにより、・・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. ～2. に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. ～4. に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. に、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1 0) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には 1 から 5 までの通し番号を付けること。

※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 1)

1 1) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4. **オートキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. **園内移動用（リフト）施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2 - 2 - 1 2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 2)

1 2) 各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目：〇〇〇工

- ・設計数量：〇〇m²
- ・変更数量：〇〇m²
- ・変更可能な理由：〇〇〇を導入し、・・・の質が向上（〇〇を削減）します。
- ・期待される効果：〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

3. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

4. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

5. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

※各改善提案項目には通し番号を付けること。

※改善提案による質の維持向上又は経費の削減（あるいはその両方）に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
頁数は、上記2. によるものとする。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

8. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの

②入園料、使用料等の増減を変更させるもの

③開園日時を変更させるもの（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）

9. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

10. 白黒片面印刷で提出するものとする。

11. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例 1/10, 2/10…9/10, 10/10）。

12. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表9に示す「区分」は加点評価対象としない。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

（例） ▲▲会社 → 当法人
 ■ ■財団 → 当法人
 ◇◇共同体 → 当法人
 □□グループ → 関連グループ 等
 ※固有の名称は用いないこと。

13. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所「（再掲）」と記載すること。ただし、加対象とするが、実施要項表9に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

国営滝野すずらん丘陵公園

収益施設運営計画書

提 出 様 式

国土交通省 北海道開発局札幌開発建設部

【企画書提出時に提出すること】

(様式3-1)

平成 年 月 日

収益施設運営計画書

国土交通省 北海道開発局札幌開発建設部長 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設運営計画書を提出します。

記

(1) 所 在 地 北海道札幌市南区滝野247番地

(2) 対象施設 駐車場(6箇所)、レンタサイクル施設(4箇所)、レストラン(2箇所)、
用具貸出所(1箇所)、売店(5箇所)、釣堀(1箇所)、オートキャンプ場(1箇所)、
園内シャトルバス(1路線)、園内移動用施設(リフト)(1箇所)、ロープトウ(2
箇所)、自動販売機、公衆電話

* 共同体として参加する者が提出する場合は、H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、業務全体の企画立案及びマネジメント業務をする者とする。

収益施設運営計画

(1) 運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取り組み方策を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

6. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

7. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

8. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から8までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4. **釣堀施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. **オートキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 6. **園内シャトルバス**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 7. **園内移動用（リフト）施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 8. **ロープトウ**における公園利用者サービスの向上に向けた維持管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は 10.5 ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ 9 ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式 2－2－1 1 と同様な内容とする。

(3 - 1) 駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3 - 2) レンタサイクル施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3 - 3) 飲食・物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

※ただし、中央レストラン及び展望レストラン付帯バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

(3 - 4) 釣堀施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

(3 - 5) オートキャンプ場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3 - 6) 園内シャトルバスの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

※野外炊飯広場バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

(3 - 7) 園内移動用 (リフト) 施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3 - 8) ロープトウの維持管理、料金設定、主なサービス
維持管理
料金設定
主なサービス

※収益施設の維持管理、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

※仕様書に示す維持管理、料金を超える提案は不可とする。

(3 - 9) 自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-10) 公衆電話の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス（新たに設置する場合）
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。